

**令和5年度 岩手県出資等法人運営評価レポート
個別法人編 目次**

所管部局等	所管課	NO.	法人の名称	頁
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	1	(公財)さんりく基金	2
	交通政策室	2	三陸鉄道(株)	10
	交通政策室	3	IGRいわて銀河鉄道(株)	18
	科学・情報政策室	4	(株)アイシーエス	24
	国際室	5	(公財)岩手県国際交流協会	28
文化スポーツ部	文化振興課	6	(公財)岩手県文化振興事業団	36
	スポーツ振興課	7	(公財)岩手県スポーツ振興事業団	44
環境生活部	資源循環推進課	8	(一財)クリーンいわて事業団	52
保健福祉部	保健福祉企画室	9	(公財)いわて愛の健康づくり財団	59
	医療政策室	10	(公財)いわてリハビリテーションセンター	63
	地域福祉課	11	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	70
	長寿社会課	12	(公財)いきいき岩手支援財団	78
商工労働観光部	商工企画室	13	(公財)いわて産業振興センター	85
	商工企画室	14	岩手県オイルターミナル(株)	93
	商工企画室	15	岩手県土地開発公社	99
	経営支援課	16	岩手県信用保証協会	105
	ものづくり自動車産業振興室	17	(株)盛岡地域交流センター	109
	ものづくり自動車産業振興室	18	(株)北上オフィスプラザ	113
	ものづくり自動車産業振興室	19	(株)岩手ソフトウェアセンター	117
	産業経済交流課	20	(公財)盛岡地域地場産業振興センター	123
	産業経済交流課	21	岩手県産(株)	127
	観光・プロモーション室	22	(公財)岩手県観光協会	131
	観光・プロモーション室	23	(公財)盛岡観光コンベンション協会	138
	定住推進・雇用労働室	24	(公財)ふるさといわて定住財団	142
	定住推進・雇用労働室	25	(株)クリーンピアいわて	149
農林水産部	団体指導課	26	岩手県農業信用基金協会	153
	流通課	27	(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	157
	流通課	28	(株)いわちく	161
	農業振興課	29	(公社)岩手県農業公社	165
	農林水産企画室	30	(公財)岩手県生物工学研究センター	174
	農産園芸課	31	(公社)岩手県農産物改良種苗センター	182
	畜産課	32	(一社)岩手県畜産協会	186
	森林整備課	33	(公財)岩手県林業労働対策基金	193
	水産振興課	34	(一社)岩手県栽培漁業協会	199
	水産振興課	35	(公財)岩手県漁業担い手育成基金	203
県土整備部	県土整備企画室	36	(公財)岩手県土木技術振興協会	207
	県土整備企画室	37	岩手県空港ターミナルビル(株)	214
	下水環境課	38	(公財)岩手県下水道公社	218
教育委員会	教育企画室	39	(公財)岩手育英奨学会	226
警察本部	組織犯罪対策課	40	(公財)岩手県暴力団追放推進センター	233
(参考) 財務指標の考え方について				

No. 1 公益財団法人さんりく基金

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人さんりく基金			所管部局 室・課等	ふるさと振興部 ふるさと振興企画室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律			代表者 職・氏名	代表理事 八重樫 幸治
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年5月9日		事務所の所在地	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号	
	※平成14年4月1日に名称変更		電話番号	019-629-5212	
	※平成23年4月1日に公益財団法人移行		HPアドレス	https://sanriku-fund.jp/	
資(基)本金等	335,400,000 円		うち県の出資等 ・割合	230,000,000 円	68.6%
設立目的	この法人は、三陸地域及びその周辺地域の振興を図るため、産学官民の研究交流及び市町村等の主体的な取り組みを支援することにより、もって県土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 三陸地域の振興に関する総合的な調査研究及び提言 (2) 三陸地域の振興のための人材育成 (3) 三陸地域の振興に関する調査研究事業に対する助成 (4) 三陸地域及びその周辺地域の振興に関する研究開発事業に対する助成 (5) 三陸地域及びその周辺地域の地域振興を図るための事業に対する助成				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	1 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	1,864 千円	平均年齢 ※	59.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	6 名 (役員兼務1名)	うち県派遣	1 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,084 千円	平均年齢 ※	42.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	調査研究事業等により、県北・沿岸地域の振興に貢献する。
2	地域振興に資する取組への支援等により、三陸地域の交流人口拡大や産業振興等に貢献する。
3	助成事業により、商品力の向上や販路拡大に向けた取組を支援する。
4	体験プログラムの開発支援や観光人材の育成により、復興ツーリズムの推進に貢献する。
5	人材育成事業により、地域振興の担い手などの育成支援等を行う。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

産業振興策を担う団体はありますが、県北・沿岸地域の振興を目的とした団体は他にはなく、代替性はありません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

意思決定が迅速であり、地域のニーズや状況の変化に対応可能で機動性に優れていること、県の規則等にとらわれない弾力的な運営が可能であることから、県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、三陸地域及びその周辺地域の振興を図るため、様々な助成事業の実施や地域資源を生かした産業振興・地域振興への支援等を行う唯一の公益法人であり、県土の均衡ある発展に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	調査研究事業	① 助成件数 8件	7件		
取組内容	大学・研究機関等の知的資源を生かした三陸地域の振興に資するための実用性・事業性の高い研究事業へ助成した。 主な助成先及び事業内容は、以下のとおり。 ・有限会社三陸とれたて市場及び岩手大学等による、高付加価値冷凍商材の製造並びに解凍方法の標準規格の策定に関する研究				
課題	・早期実用化・事業化に向けた、研究機関と事業者の共同研究の推進。（応募条件の見直しの実施） ・早期実用化・事業化に向けた、助成期間中及び終了後のフォローアップ体制の構築。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業	① 助成件数 20件	12件		
取組内容	県北沿岸地域の地域資源を生かした新商品の開発や国内外からの観光誘客に向けた受け入れ態勢整備及びサービス開発にかかる経費へ助成した。 主な助成先及び事業内容は、以下のとおり。 ・株式会社ブランタンいずみ（久慈市）、北いわて地域の高度な縫製技術を活用し、三陸鉄道とコラボした新たなアパレル製品・グッズの展開。 ・泉金酒造株式会社（岩泉町）、見学者自身のスマートフォンを使った酒造見学動画の作成。 ・みんなのしるし合同会社（大船渡市）、防災／復興教育コンテンツの開発。				
課題	・助成事業の効果的推進に向けたフォローアップ施策の充実。 ・開発商品は食品や工芸品などが多く、分野に偏りが見られるため、観光コンテンツやサービス開発など幅広い事業への支援に向けた周知の徹底。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	コミュニティ活動・人材育成事業	① 助成件数 5件	4件		
取組内容	地域コミュニティの活性化を促すため、持続可能なコミュニティ形成や伝統文化の維持継承など、地域課題の解決に向けた地域住民が主体となる取組、また、その取組を担う人材を育成する取組に対し助成を行った。 主な助成先及び事業内容は、以下のとおり。 ・こんたでいーの遠野（遠野市）、伝統野菜継承に向けた担い手育成とコミュニティ形成事業				
課題	・地域課題捉え方＝課題設定力の不足。 ・地域課題や社会的情勢の変化に伴う、助成制度の見直し。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	イベント開催事業	① 助成件数 2件	1件		
取組内容	三陸地域の活性化及び交流人口の拡大を目的とした個性ある地域振興を図るためのイベントへ助成した。 助成先及び事業内容は、以下のとおり。 ・一般社団法人燈（田野畑村）、いわてガストロノミー会議in普代。				
課題	現在のコロナ禍の状況に合わせた適切な運営と、状況変化に伴う事業計画の変更に対する柔軟かつ適切な対応が必要。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	三陸地域の振興に関する総合的な調査研究の実施	① 三陸地域の交流人口拡大に向けた広域活動調査実施	実施		
取組内容	三陸地域の資源を生かした観光産業の振興や三陸ブランドの確立などに関わる事業の総合的展開を推進するため、地域振興のための事業可能性調査として、主に以下の取組を行った。 ・令和4年度盛岡第三高等学校総合学習における震災学習やSDGsの要素を取り入れた体験プログラムツアーへの支援（R4.10.18） ・三陸地域における観光周遊実証調査（モニターツアーの実施） ・携帯電話会社の位置情報を利用したデジタルマーケティング調査の実施				
課題	三陸鉄道や三陸沿岸道路等、新たな交通ネットワークを活用した広域周遊・滞在型観光の推進を図るため、三陸地域全体での連携による効率的な情報発信が必要。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	三陸地域の振興のための人材育成	① セミナーを年1回以上開催	3回		
取組内容	三陸地域の振興に向け、地域資源を活用した産業・観光等を担う人材の育成のため、以下の取組を行った。 ・令和4年度三陸観光プランナー養成塾の実施（3回①R4.12.21洋野町、②R5.2.9北上市、③R5.3.8陸前高田市 参加者計25名） 令和4年度は新規に10名の三陸観光プランナーを養成。				
課題	現地の体験型コンテンツを実施する事業者の観光への意識をより高め、ガイドなどの受入態勢を強化していくため、地域での窓口となる観光人材の育成が必要。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	積極的な情報発信	① 助成及び調査研究の実績アーカイブによるプロット化。年表作成の実施検討（地図形式で保存）。	実施見送り		
取組内容	・プロット化については、法人の中長期的な運営見通しを踏まえ、実施時期を見直し、令和5年度以降に実施する予定とした。 ・その他の情報発信として、助成事業の過去採択事業について事例紹介を追加した。				
課題	・観光情報など、タイムリーかつ効果的な情報発信。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	内部管理業務の効率化	① 法人の運営方針の転換等に対する柔軟かつ迅速な対応体制の確立。	実施		
取組内容	・今後の法人運営を見据えて、公益目的事業の統合申請（事業一本化）を行い、内部管理の効率化を図った。				
課題	・事務所の一部移転により、管理体制が複雑化したため、より効率的な事務業務の実施が必要。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	ニーズに沿った事業展開	① 事業者や地域のニーズ調査のためのヒアリング（10件）	16件（ヒアリング）		
取組内容	・新商品・新サービス開発事業、コミュニティ活動・人材育成事業の採択事業者を訪問し、事業進捗状況の他、抱える課題やニーズについてヒアリングを行った。				
課題	・事業者が置かれている様々な状況や抱える課題（特に、販路拡大促進）に対し、さんりく基金として実施可能なフォローアップを検討する必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1	1			1	1			1	1		
非常勤	11	1	1	9	11	1	1	9	11	1	1	9
計	12	2		9	12	2		9	12	2		9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1 (1)			1	1 (1)			1	1 (1)		
	一般職	4	1		3	3	2		1	5	2		3
	小計	5	1	1	3	4	2	1	1	6	2	1	3
非常勤	管理職 (役員兼務)	2			2	2			2	2			2
	一般職	8			8	8			8	10			10
	小計	10			10	10			10	12			12
計		15	1	1	13	14	2	1	11	18	2	1	15

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 1人

令和4年度 1人

令和5年度 1人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1		1
	プロパー							
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職			2	3			5
	プロパー			1	1			2
	県派遣							
	県OB							
	その他			1	2			3
計				2	3	1		6

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和4年7月、常勤職員1名採用。

令和5年6月、臨時職員1名採用。

〔県の関与の状況について〕

増減なし

〔職員の年齢構成について〕

中堅層が厚い

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
貸借対照表	資産	755,109	715,470	680,501	▲ 34,969	
	流動資産	17,030	6,746	7,291	545	
	うち現預金	14,117	6,746	7,278	532	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	738,079	708,724	673,210	▲ 35,514	
	基本財産	338,104	338,104	338,104	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	399,975	370,339	334,884	▲ 35,455	
	うち投資有価証券	30,000	30,000	0	▲ 30,000	
	その他固定資産	0	281	222	▲ 59	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	17,030	7,028	7,513	485	
	流動負債	17,030	7,028	7,197	169	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	316	316	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	738,079	708,442	672,988	▲ 35,454	
指定正味財産	714,964	688,464	659,742	▲ 28,722		
一般正味財産	23,115	19,978	13,246	▲ 6,732		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)		
正味財産増減計算書	経常収益	71,959	37,740	56,144	18,404	
	経常費用	75,765	40,877	62,876	21,999	
	事業費	61,605	29,991	50,316	20,325	
	うち人件費	9,593	10,534	15,023	4,489	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	14,160	10,886	12,560	1,674	
	うち人件費	12,445	9,701	10,963	1,262	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 3,806	▲ 3,137	▲ 6,732	▲ 3,595	
	経常外収益	1,000	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	1,000	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 2,806	▲ 3,137	▲ 6,732	▲ 3,595	
	当期指定正味財産増減額	▲ 57,358	▲ 26,500	▲ 28,722	▲ 2,222	
正味財産期末残高	738,079	708,442	672,988	▲ 35,454		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	2,873	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	11,378	11,093	22,078	10,985	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)		
財務指標	自己資本比率(%)	97.7	99.0	98.8	▲ 0.2	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	99.9	95.9	101.3	5.4	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	18.6	26.6	19.9	▲ 6.7	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	29.0	49.5	41.3	▲ 8.2	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	96.2	92.3	89.2	▲ 3.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 0.6	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)		
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕	
貸借対照表：退職給付引当金の計上あり（任期付職員から無期雇用職員への転換による） 投資有価証券（額面30,000千円）が満期償還を迎え、定期預金への運用に移行した。	
正味財産増減計算書：任期付職員1名の雇用により人件費増	
〔県の財政的関与について〕	
事業費の一部として県負担金を受入れ（22,078,337円）	
〔財務指標・財務評価について〕	
・令和3年度と比較して人件費が増加したものの、経常費用も増加したため、人件費率は減少となった。	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当基金は、東日本大震災津波や、平成28年台風第10号災害などからの復興に資する取組を支援するとともに、三陸地域の総合的な復興を図るため、持続可能な地域社会の構築に向けて、地域資源を生かした観光産業の振興や、地域の事業者が直面している課題解決に資する取組に対する助成事業を行い、県政の重要課題である県北・沿岸地域の振興に寄与している。
所管部局	いわて県民計画（復興推進プラン）に基づいた施策に対して大きく寄与してきており、三陸地域の一層の復興とその先を見据えた地域振興のため重要な役割を果たしている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当基金では、三陸地域及びその周辺地域の事業者等が、地域の振興のために挑戦的に取り組む地域課題や新たな可能性をテーマとした調査研究、地域資源を活用した商品・サービス開発や地域活性化のモデルとなる取組等への助成支援や三陸地域の振興を目的とした事業を行っている。 また、地域連携DMOとして、民間団体において、当基金と同様の三陸地域全域を対象として地域振興を展開している団体はないことから、代替性はないものとする。
所管部局	県北・沿岸地域の振興を目的とした総合的な施策を展開する団体は他になく、代替性はない。 また、三陸DMOセンターの運営や産学官民連携、復興支援、地域振興支援など、県施策と連携しながら地域のニーズや状況の変化に弾力的・機動的に対応した事業運営を行っている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	ワークライフバランスの実現に向け、計画的な年次有給休暇取得を進め、積極的な取得を促している。 また、職員のスキル向上のため積極的に研修会等に参加させており、研修内容の共有を図ることで職員の資質向上を図った。
所管部局	就業環境の整備に取り組むとともに職員をセミナーや研修会に積極的に派遣し、その能力向上に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	毎月15日をコンプライアンスの日として、法令順守に係るミーティングを行うとともに、会計処理については、会計事務所に指導を仰ぐなど適正処理に努めている。 なお、これまで法人監査や立入検査などで指摘されたことはない。
所管部局	県職員と同様に、コンプライアンスの日を定めて意識啓発を適切に行っている。 また、会計処理についても適時、会計事務所の指導を受けており適正に処理されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	地域事業者等への支援事業について、活動の視察や事業者へのヒアリングを積極的に行うことで地域ニーズの把握に努め、より地域の振興に資する事業となるよう、支援枠や、支援条件など毎年度見直しを行っている。 また、業務改善として、ネットワークハードディスクを整備し、業務データ共有及び一元保存管理を行い、内部管理業務の効率化に努めた。
所管部局	適時適切な情報発信や地域ニーズの把握により環境の変化やニーズに沿った事業の見直しを行い、さらに効果的な施策が実施できるよう努めている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	三陸DMOセンター長として県職員1名が派遣されており、県施策との連携が図られている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページにおいて、事業計画及び実績、収支予算及び決算を公表しているほか、助成事業の採択状況を公表することで、先進事例を紹介し、他の事業者が参考とできるように努めている。 また、機関誌「三陸総合研究」を発行し、県内の市町村や団体、研究機関に配付するなど事業や成果を積極的に情報発信している。
所管部局	ホームページを通じて常に情報公開、情報提供を行っている。 また、機関誌等を通じ、事業の実施状況や成果を積極的に発信している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「積極的な情報発信」及び「ニーズに沿った事業展開」については、目標内容を鑑みれば、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものであると考えられます。法人の役割である三陸及びその周辺地域の総合的な振興を推進する上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画策定の際に、既存の事業目標への追加・整理等を行う必要があります。 なお、何らかの意図があって経営改善目標として設定している場合には、法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値の設定に修正する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）策定の際に、目標内容及び目標値の設定を見直した。	R5.3
	2 ・法人が行う事業には、その一部において、（公財）岩手県観光協会が行う事業と強い関連性があるものが存在すると考えられます。より効果的な県施策の展開のため、事業の内容や実施体制等について、現状において課題がないか検討する必要があります。	取組中	（公財）岩手県観光協会と当法人について、事業内容や支援対象等のすみ分けはしているところであるが、今後の法人の在り方検討の中で、改めて法人の役割を整理し、明確化させていく。	R6.3
所管部局	1 ・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	令和元年度からDMOセンター長を新設し、県職員を派遣しているが、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性等を十分検討した上で派遣を行っている。 なお、県施策の方向性や社会情勢等を踏まえ、県政策と連携を図り、効果的な事業が実施できる体制となるよう継続的に検討していく。	R4.3
	2 ・今回、法人に対して指摘した項目2について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。	取組中	法人と情報共有しながら積極的に助言・指導を行っていくこととする。	R6.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）策定の際に、課題を洗い出し、今までの計画内容について見直し、事業目標等を再設定した。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）策定の際は、所管部局として指標設定等についての助言・指導を行った。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	令和元年度からDMOセンター長を新設し、県職員を派遣しているが、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性等を十分検討した上で派遣を行っている。 なお、県施策の方向性や社会情勢等を踏まえ、県政策と連携を図り、効果的な事業が実施できる体制となるよう継続的に検討していく。	R5.3

No. 2 三陸鉄道株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	三陸鉄道株式会社		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 交通政策室	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	石川 義晃	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和56年11月10日		事務所の所在地	〒027-0076 岩手県宮古市栄町4番地	
			電話番号	0193-62-8900	
			HPアドレス	https://www.sanrikutetsudou.com/	
資(基)本金等	306,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	144,000,000 円	47.1%
設立目的	三陸沿岸地域における住民の生活路線の確保を図り、地域住民の生活の向上及び福祉の増進を図ることを目的とします。				
事業内容	(1) 鉄道事業 (7) 洗車場業 (2) 旅行業 (8) 駐車場業 (3) 土産品・酒類・たばこ・郵便切手・収入印紙・清涼飲料・食料品及び日用雑貨等の販売業 (9) 自動車賃貸業 (4) 損害保険代理業 (10) 自動車整備業 (5) 生命保険の募集に関する業務 (11) 食堂及び喫茶店等の経営 (6) 広告業 (12) 前各号に付帯関連する一切の業務				
常勤役員の状況	合計	3 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	5,670 千円	平均年齢 ※	61.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	136 名	うち県派遣	1 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	3,110 千円	平均年齢 ※	42.5 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	将来に渡る鉄道の維持を図るため、国、県、沿線市町村等と連携し、持続的な経営を図るとともに、三陸沿岸地域の通勤、通学、通院等の生活交通手段及び地域コミュニティ間の交通手段として、安全運行の徹底を図るとともに、使いやすく、安定した鉄道運送サービスを提供し、地域住民の利便性の向上と三陸沿岸地域の交通の確保に努める。
2	安全安心な鉄道輸送と利便性の高い輸送サービス（ダイヤ・運賃・企画列車、鉄道施設、接遇等）の提供及び改善と、県、沿線市町村、岩手県三陸鉄道利用強化促進協議会、関係団体等と連携した利用促進・交流人口の拡大を行うとともに、自社の商品力向上を図る。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

沿線人口の減少やモータリゼーションの進展など、今後も厳しい経営環境が予想され収益性が乏しい状況下にあることに加え、東日本大震災津波の被災に当たり、沿線市町村や住民から三陸鉄道株による復旧への強い要望があったこと等から、他の事業主体が当該法人に代わって経営を行うことは非常に困難。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

鉄道事業は専門的な技術、知識等を必要とするほか、安全面の確保を要するため、県直営で行うことは考えられない。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

同法人は沿岸地域の生活の足として、また観光資源として大きな役割を果たしていることから、沿線市町村等と連携しながら利用促進や必要な経営支援に取り組み、持続的な鉄道経営の維持を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	安全・安心な輸送の確保	① 障害事故件数0件	0件		
取組内容	安全・安心な輸送を確保するため、2022年度も国・県・市町村の補助を受けながら、トンネルの改修や通信ケーブルの増設、マクラギのPC化工事、継電連動の更新工事を行った。また社員の外部訓練会、研修会への派遣など障害や事故の防止に取り組み、障害事故0件を継続している。				
課題	H6年度以降、連続で経常損失を計上している中、鉄道施設の老朽化に伴う修繕・更新等に対する投資体力が乏しいところ、国・県・沿線市町村の補助を受けながら計画的に実施していく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	利用者数	① 利用者数 75万人	61万人		
取組内容	・いわて旅応援プロジェクトを活用した三鉄沿線駅ー1グルメ旅などの旅行商品の販売、プレミアムランチ列車、かいけつゾロリ列車や、こたつ列車・洋風こたつ列車などの企画列車の運行や三鉄沿線10市町村ウォーキングの実施などにより利用者数の増加・収入確保に努めたほか、運転士のアイデアを生かしたナイトジャングルトレインは全国的に注目を集め、また観光庁補助によるさんてつ縦断 駅伝列車の旅は復興道路を活用した仙台や八戸からの誘客の可能性を実証することが出来た。 さらに、お絵かき遠足列車、小中学生用特別回数乗車券の発売、冬休み自由研究列車の運行等により、園児から高校生まで広く子供たちの乗車機会の創出に取り組んだ。 ・この結果、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大や沿線の少子化等の影響を受け目標の達成には至らなかったものの、修学旅行・研修旅行が堅調であり震災学習列車の乗車人員が過去最高となるなど、地元利用や団体利用の持ち直しにより対前年度比100.5%となった。				
課題	・沿線市町村の人口減少による定期利用の減少や地元利用の減少に対して、住民の利便性やニーズに配慮したダイヤ設定のほか、通勤定期・団体貸切を中心に営業や情報発信の強化、沿線市町村同士の交流による乗車機会を創出するようなイベントの開催、企画列車の運行等をしていく必要がある。 ・また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人流の取り込みによる交流人口の拡大に向け、県内外への営業活動と観光客へのPRを強化するとともに、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取り組みを関係機関と一層の連携を図りながら進めていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	地域と一体となった観光客受入体制の構築	① 検討・実行・評価	検討・実行・評価		
取組内容	2の取組内容に記載のとおり、いわて旅応援プロジェクトを活用した三鉄沿線駅ー1グルメ旅などの旅行商品の販売、プレミアムランチ列車、かいけつゾロリ列車や、こたつ列車・洋風こたつ列車などの企画列車、三鉄沿線10市町村ウォーキング、ナイトジャングルトレインのほか、観光庁補助によるさんてつ縦断 駅伝列車の旅により復興道路を活用した仙台や八戸からの誘客の可能性を実証した。				
課題	・沿線市町村の人口減少が続く中、観光での誘客強化を図る必要がある。 このため、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人流の取り込みによる交流人口の拡大に向け、県内外への営業活動と観光客へのPRを強化するとともに、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取り組みを関係機関と一層の連携を図りながら進めていく必要がある。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	旅客運賃収入の確保	① 運賃収入：345,100千円 ② 運輸雑収：62,730千円	303,009千円 53,041千円		
取組内容	「いわての学び希望基金」を財源とした県の補助を活用して通学定期の半額補助等を実施したほか、いわて旅応援プロジェクトを活用した三鉄沿線駅－1グルメ旅などの旅行商品の販売、プレミアムランチ列車、かいけつゾロリ列車、こたつ列車・洋風こたつ列車に加え、新たに三鉄沿線10市町村ウォーキング、ナイトジャングルトレインなどの企画列車の運行や、地域のイベントに合わせた企画切符の販売などにより運賃収入の確保に努めた。 さらに、企業・民間などへ列車へのラッピング広告やヘッドマーク広告の営業を行い運輸雑収入の確保に努めた。				
課題	・沿線市町村の人口減少による、定期利用の減少や地元利用の減少に対して、住民の利便性やニーズに配慮したダイヤ設定のほか、通勤定期・団体貸切を中心に営業や情報発信の強化、沿線市町村同士の交流による乗車機会を創出するようなイベントの開催、企画列車の運行等をしていく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う人流の取り込みによる交流人口の拡大に向け、県内外への営業活動と観光客へのPRを強化するとともに、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取り組みを関係機関と一層の連携を図りながら進めていく必要がある。 ・ラッピング広告や看板広告の募集強化、有人駅の有効活用等に取り組む必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	関連事業収入の確保	① 旅行業収益 7,400千円 ② 物販収益 25,500千円	13,328千円 25,343千円		
取組内容	旅行業：新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、団体扱いがやや持ち直しつつあるほか、沿線の飲食店と連携した個人向け商品の販売や震災学習列車の利用が過去最高となるなどにより目標を超える実績となった。 物産業：直売店「さんてつや」の売上が前年度比120%となり過去最高となったものの、オンラインショップの売上が伸び悩んだことにより目標に届かなかった。				
課題	旅行業：「いわて旅応援プロジェクト」や「G・O・T・Oトラベル事業」の終了後見込んだ商品づくりや、修学旅行にとどまらない企業等の研修旅行等における震災学習列車・オリジナル震災復興研修の営業強化等を図る必要がある。 物産業：「さんてつや」の取扱商品について、魅力的な品揃えを推進し売上増加を図るほか、各種イベント出店による販売機会の拡大、収益率の高い新商品の開発等に取り組んでいく必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	厳密な経費計画による経費の適正化	① 人件費：550,840千円 ② 修繕・動力費：296,050千円 ③ その他の経費：234,914千円 ④ ⑤	540,158千円 310,753千円 240,271千円		
取組内容	人件費：出向者負担金が減少した。 修繕・動力費：線路の保守、車両修繕費が増加したほか、軽油単価の値上げにより燃料費が増加した。 その他の経費：水道光熱費・損害保険料が増加した。				
課題	人件費：55歳以上の職員が約半数を占めており、今後大量退職が見込まれることから、年齢構成の適正化とベテラン職員退職後の技術継承など安定経営に向けた社員数の確保のため採用を増やすことで、一時的な人件費の増加が見込まれる。 修繕・動力費：163kmの鉄道施設の維持・管理費の増加及び軽油単価の上昇による、燃料費の増加が見込まれる。 その他の経費：全国的な物価上昇による、水道光熱費等の固定費の増加が見込まれる。 今後も引き続き厳密な経費計画を策定し経費の適正化に努める必要がある。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	常勤職員数 (山田線移管に伴う計画)	① 常勤職員数 115名 ② 新採用7名(施設・運転士要員) ③ ④ ⑤	112名 8名	- -	
取組内容	常勤職員数 (山田線移管に伴う計画)				
課題	全国的な人手不足による応募者の減少が見込まれるため、ハローワークや県・市町村の雇用対策制度を活用し積極的な採用活動に取り組んでいく必要がある。また、児童・生徒を対象としたイベントや企画列車の運行等により、将来的な採用につながる活動も行っていく必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		1	1	3		1	2	3		1	2
非常勤	16	1	1	14	16	1	1	14	16	1	1	14
計	18	1	1	15	19	1	1	16	19	1	1	16

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	34	25 (1)	2	7	33	25 (2)	2	6	33	26 (2)	1	6
	一般職	97	63		34	101	65		36	103	66		37
	小計	131	88	2	41	134	90	2	42	136	92	1	43
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		131	88	2	41	134	90	2	42	136	92	1	43

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				3	18	12	33
	プロパー				3	17	6	26
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他						6	6
	一般職	2	30	17	14	13	27	103
	プロパー	2	27	15	8	11	3	66
	県派遣							
	県OB							
	その他		3	2	6	2	24	37
計		2	30	17	17	31	39	136

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

職員数は、プロパー職員の新採用や中途採用により前年より増加している。また、プロパー職員の割合も増加傾向にある。

〔県の関与の状況について〕

人員不足による業務過多のため、令和5年度においても職員1名の派遣を受け入れている。

〔職員の年齢構成について〕

プロパー職員については、定期的な新採用により若手層が厚くなってきている。また、昭和59年の開業に合わせて採用した職員が多く、50歳以上が全体の50%以上の割合となっている。

Ⅳ 財務の状況

【鉄道】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	2,651,915	1,293,056	910,244	▲ 382,812	
	流動資産	2,594,924	1,240,083	861,189	▲ 378,894	
	うち現預金	923,893	185,618	174,461	▲ 11,157	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	56,991	52,973	49,055	▲ 3,918	
	有形固定資産	27,563	26,758	29,803	3,045	
	無形固定資産	6,079	4,835	3,591	▲ 1,244	
	投資その他の資産	23,349	21,380	15,661	▲ 5,719	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	2,382,945	1,028,586	646,581	▲ 382,005	
	流動負債	2,253,568	898,680	513,054	▲ 385,626	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	129,377	129,906	133,527	3,621	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	純資産	268,970	264,470	263,663	▲ 807	
資本金	306,000	306,000	306,000	0		
利益剰余金	▲ 37,030	▲ 41,530	▲ 42,337	▲ 807		
うち繰越利益剰余金	▲ 37,030	▲ 41,530	▲ 42,337	▲ 807		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	営業収益	372,531	386,903	419,576	32,673	
	営業費用	983,614	1,103,101	1,091,169	▲ 11,932	
	うち人件費	554,022	547,306	540,158	▲ 7,148	
	営業利益	▲ 611,083	▲ 716,198	▲ 671,593	44,605	
	営業外収益	25,913	26,070	16,589	▲ 9,481	
	営業外費用	102	19	14	▲ 5	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	営業外利益	25,811	26,051	16,575	▲ 9,476	
	経常利益	▲ 585,272	▲ 690,147	▲ 655,018	35,129	
	特別利益	2,479,833	1,003,953	989,181	▲ 14,772	
	特別損失	1,884,105	311,603	327,488	15,885	
	税引前当期純利益	10,456	2,203	6,675	4,472	
	法人税、住民税及び事業税	6,704	6,704	7,482	778	
	法人税等調整額	0	0	0	0	
	当期純利益	3,752	▲ 4,501	▲ 807	3,694	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	100,000	165,000	0	▲ 165,000	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	444,966	457,610	494,972	37,362	設備維持補助金、運営費補助金、経営移管交付金、運行支援交付金等
	補助金（事業費）	929,126	113,789	120,085	6,296	安全輸送設備等整備事業費補助金、被災地通学支援事業費補助金
	委託料（指定管理料除く）	12,459	8,614	9,639	1,025	三陸鉄道交流・連携加速化事業業務委託等
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	10.1	20.5	29.0	8.5	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	115.1	138.0	167.9	29.9	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	264.0	285.1	260.1	▲ 25.0	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	56.3	49.6	49.5	▲ 0.1	=人件費/経常費用×100
	総資本経常利益率（％）	▲ 22.1	▲ 53.4	▲ 72.0	▲ 18.6	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	0.1	0.3	0.5	0.2	=売上高/総資本
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
貸借対照表は、資産・負債ともに減少。令和３年度に、大船渡市の公共事業に伴う橋りょう改築工事において管理業務に係る補助金を未収金・同じく工事費を未払金に計上していたため。
損益計算書は、鉄道事業・関連事業収入の回復や、経費の節減により経常利益・当期損益は改善した。

〔県の財政的関与について〕
運転資金の借入は、令和４年度は行わなかった。補助金（運営費）については、運営費補助金と経営移管交付金が前年度より増加。
委託料については、ふるさと応援岩手寄付返礼品配送業務の増加による。

〔財務指標・財務評価について〕
自己資本比率の増加は、経常損益の改善によるもの。
Ｒ３に引き続き、Ｒ４も当期純損失を計上し累積欠損金が増加。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	沿線人口の減少、マイカーの普及と道路整備の進展等により地元利用客が減少したものの、通学生徒や高齢者を中心とした交通弱者からの需要があり、沿線住民の生活路線の基盤となっているほか、観光客など交流人口の拡大による復興及び地域振興に貢献する重要な役割を担っている。
所管部局	沿線市町村の人口減少や三陸沿岸道路の整備等により利用者は減少しているが、三陸沿岸地域の住民の生活を支える公共交通であるだけでなく、東日本大震災津波からの復興の象徴として、地域の観光産業をけん引する極めて重要な役割を担っている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	鉄道事業は莫大な初期投資と維持管理費用が必要であるとともに、高い専門性が求められるため、他の団体が変わって事業の実施主体となることは困難である。
所管部局	鉄道事業は高度な専門性や技術力が必要であるため、他の民間団体が三陸鉄道株式会社に代わって事業を実施することは困難である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	人員不足による業務過多となっているものの、事業ごとに組織割されており、役割も明確となっているほか、年度ごとに事業の改善を含め、必要な場合は年度途中でも組織の見直しや権限移譲を行っている。また、人材育成のため外部研修の機会を積極的に活用し、社員の能力と技術力向上に努力している。社員に毎年度「身上調書」を提出させ、職員の満足度・職場環境の改善を行うとともに、年に1度以上、若しくは必要に応じ各社員の意見を聞く場を設けている。
所管部局	年間を通しての採用活動により、人材確保に積極的に取り組んでいる。 また、職人の年齢構成の均衡を図るため若手層を多く採用しており、外部訓練会や研修会への派遣等、人材育成にも積極的に取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	多方面のリスクについて運輸局から適時情報を受け、当該情報を異常時対応マニュアルや毎月の訓練会・勉強会に反映させている。安全管理委員会の隔月の開催により社内での情報共有と意識徹底、年1回の安全総点検と社内監査を実施している。安全管理規程及び社員行動指針を作成し、会議や朝礼・勉強会・社外研修への参加等によりコンプライアンスについて啓発を行っており、各職場での朝礼等においてもコンプライアンス遵守の取組等の事例発表を行うことにより、周知・徹底を図っている。 また、規程に則って、重要な意思決定は取締役会の開催により決定し、年5回取締役会を実施することで、意思決定機関としての機能が十分に果たされている。
所管部局	各種規程、マニュアル類に基づき、社員を外部訓練会や研修会に参加させる等の教育訓練や、異常時（列車火災・大地震・津波・信号故障・踏切事故等）を想定した実車訓練を行うなど、障害事故等の防止に取り組み、鉄道事故0件を継続している。 また、特に踏切障害事故防止のための取組として、市町村及び関係機関と連携し、地域住民への普及啓発活動を行っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	三陸鉄道強化促進協議会などからの支援を受けながら営業体制の強化、積極的に県内・県外の学校・旅行会社への営業の展開、ツイッター・フェイスブック、三鉄アプリによる情報発信の強化や新企画乗車券の発売、「いわて旅応援プロジェクト」等を活用した商品販売等により収益の確保を図っている。また、業務の適正化を図り、経費の削減に努め経営改善を図っている。
所管部局	新型コロナウイルス感染症の影響により誘客が難しい中で、新たな企画列車や震災学習列車の運行、物産の販売強化等に取り組み、特に物産では直営店「さんてつや」の売上が過去最高となるなどの実績をあげ、一定の収益を確保している。 一方で、修繕費や燃料費が増加していることから、引き続き経費削減に取り組む必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的には、経営企画部長として県職員1人を派遣しており、地域の重要な公共交通機関として、適正な経営管理が図られている。 財政的には、新型コロナウイルス感染症の影響による減収が続いていることから、安全で安定した運行を確保するため、運行維持に係る費用の一部を支援した。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	業務及び財務等に関する資料を当社HPを通じて公表している。
所管部局	事業報告書や決算関係書類など、主な法人情報をホームページに掲載しているが、定款や役員名簿などホームページでは公開していない情報もあることから、改善の検討が求められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 鉄道事業について、平成27年度以降、「営業費用(固定資産税除く)／輸送人員」の増加を主因として、「営業費用(固定資産税除く)／輸送人員」が「営業収益／輸送人員」を上回る幅が拡大している傾向にあり、この乖離幅を縮小させて、営業キャッシュフローを改善することが大きな課題であると考えます。新型コロナウイルス感染症拡大という外部環境の変化から大きな影響を受けている中においても、経営改善目標は一定程度達成されており、経営努力を行っていることは評価されるのですが、営業キャッシュフローの改善に向けて、なお一層の取組を行う必要があります。	実施済	前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けているものの、地元利用や団体利用がやや持ち直し、鉄道事業収入をはじめ、関連事業収入及び営業外収入は増加したものの、修繕費、燃料他動力費、駅共同使用料、損害保険料の増加により営業費用が増加している。その中で、HPで定期券事前申込ページの開設や令和3年度は「三鉄ぶらり旅半額2枚きっぷ」の発売により利便性の向上や運賃収入の確保に努めた。関連事業においても「いわて旅応援プロジェクト」を活用した旅行商品の販売を行った。今後も、引き続き沿線住民への営業や、県内外の観光客へのPRを行い運賃収入の確保に努め、旅行業では引き続き「いわて旅応援プロジェクト」や「GoToトラベル事業」を積極的に活用した旅行商品作り、物産業においても引き続き新商品開発等に取り組んでいく。	令和4年3月
	2 関連事業の物販業について、営業収益に占める当該事業の収益（売上高－売上原価）の割合は近年上昇傾向にあり、令和2年度は、収益額は減少したものの、売上高に対する収益の割合は2年連続で上昇しています。取組を更に強化して、一層の収益力向上に努められることが期待されます。	実施済	令和3年度は、直営店「さんてつや」やオンラインショップでの定期的にセールを行い販売促進に努めた。また夏冬ギフトにおいても、商品の見直しや営業の強化を行い売上強化に努めた。さらに、「さんてつカレンダー2022」等の新商品開発を随時行った。今後も引き続き収益性の高い商品開発や、積極的な営業を行い、収益力向上に取り組んでいく。	令和4年3月
所管部局	1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、法人の営業キャッシュフローの落ち込みは大きいものと考えられます。投資及び財務のキャッシュフローも含めて、法人の資金繰りの動向を十分に把握し、状況に応じた支援を行う必要があります。	実施済	経常収支に係る資金計画表に基づいた進捗状況を毎月確認しているほか、事業の状況を定期的に確認して、資金繰りの動向を把握している。 また、沿線市町村や岩手県三陸鉄道強化促進協議会と情報共有及び意見交換等を行いながら、引き続き、適切な支援の実施に取り組んでいく。	令和5年3月
	2 法人は、三陸沿岸地域における観光など交流人口の拡大を図る上で、重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「地域と一体となった観光受入体制の構築」について、現状では、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取組を、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	沿線市町村の人口減少や少子化に伴い交流人口の拡大が必要であるところ、台風19号災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、観光関連産業は大きな影響を受けている。 そのような中で、毎年度、県・沿線市町村・関係機関と互いの事業計画や実施状況等について情報・意見交換を行いながら事業実施、評価、次年度の事業計画の検討を行っている。 中期経営計画の策定にあたっては、県及び市町村の計画等との整合を図りながら、十分の協議を行った上で策定することとしている。	令和5年3月

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	現行の中期経営計画期間は、旧山田線の経営移管を受けたリアス線の開業による利用者・鉄道収入の増加が見込まれていたものの、台風19号による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数・旅客運賃収入が目標を下回り、厳しい経営状況となった。 一方で、計画期間中、新たな企画列車の運行やコロナ後を見据えた実証等に取り組んできた。 令和5年度からの中期経営計画の策定にあたっては、これらの状況を踏まえ、計画期間中の取組の評価を行い、課題と今後の取組について県からの指導も受けながら、社内検討を重ね、目標達成に向けた具体的な取組を次の柱で取り組んでいくこととした。 ・安全かつ安定した輸送の確保 ・地域に利用いただける鉄道に向けた取組の強化 ・企業・団体・行政と連携した交流人口の拡大 ・関連事業等による収益拡大 ・生産性の向上とおもてなし力向上 ・社員の就業環境の改善、整備	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	県・沿線市町村・関係機関において協議しながら、法人のこれまでの取組実績やその評価について検討するなど、新たな中期経営計画（R5～R8）の策定に参画した。	
	2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、法人の営業キャッシュフローの落ち込みは大きいものと考えられます。投資及び財務のキャッシュフローも含めて、法人の資金繰りの動向を十分に把握し、状況に応じた支援を行う必要があります。	実施済	経常収支に係る資金計画表に基づいた進捗状況を毎月確認しているほか、事業の状況を定期的に確認して、資金繰りの動向を把握している。 また、沿線市町村や岩手県三陸鉄道強化促進協議会と情報共有及び意見交換等を行いながら、引き続き、適切な支援の実施に取り組んでいく。	令和5年3月

No. 3 IGRいわて銀河鉄道株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	IGRいわて銀河鉄道株式会社		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 交通政策室	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 鈴木 敦	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成13年5月25日		事務所の所在地	〒020-0133 岩手県盛岡市青山二丁目2番8号	
			電話番号	019-601-9982	
			HPアドレス	https://igr.jp/	
資(基)本金等	1,849,700,000 円		うち県の出資等 ・割合	1,000,000,000 円	54.1%
設立目的	並行在来線沿線地域における住民の生活路線の確保を図り、地域住民の利便性の向上及び福祉の増進を図るために設立				
事業内容	盛岡駅と青森県との県境付近の目時駅を結ぶ、全長82kmの複線・電化路線を運営する鉄道会社で、岩手県や沿線市町・地元企業が出資する第三セクター方式による。 鉄道事業以外には、不動産の賃貸業・飲食店業などの関連事業を展開している。				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	4,034 千円	平均年齢 ※	64.5 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	234 名	うち県派遣	2 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	3,348 千円	平均年齢 ※	39.6 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県北部の通勤、通学、通院等の生活交通手段、地域コミュニティ間の交流手段として、安全で利用しやすい、安定した鉄道輸送サービスを提供
2	自治体等と連携した県北部への観光誘客等により、交流人口の拡大を図り、併せて安全性の確保や利便性の高い運行ダイヤ・運賃の設定、企画の実施、駅のバリアフリー化、乗車サービス等による商品力の向上

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

少子高齢化や沿線人口の減少、モータリゼーションの進展による旅客運輸収入の減少に加え、老朽化が進む鉄道施設の修繕費用の増加等、今後も非常に厳しい経営環境が予想されるとともに、JR東日本から経営分離された東北本線盛岡以北の鉄道輸送を確保するために設立された法人であり、他の事業主体が代わって運営することは困難です。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

鉄道事業は、専門的な技術及び知識等を必要とする事業であり、県直営で事業を行うことは困難です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県北部の並行在来線沿線地域における住民の生活路線の確保を図り、安全・安心な利用しやすい鉄道輸送サービスを提供している鉄道事業者であり、県北部の地域住民の利便性向上及び福祉の増進に寄与していることから、沿線市町と協力し、利用促進や必要な経営支援について検討を進め、持続的な鉄道経営の維持を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	安全・安心な輸送の確保	① 障害事故件数 0件	0件		
取組内容	鉄道設備の安全性の維持・確保のため、計画的な設備更新を行った。実車運転訓練会、踏切脱出訓練を実施した他、災害対応についての振り返りを行い、輸送障害発生時の対応力強化を図った。また、踏切事故防止に向けて、沿線の学校への安全啓発チラシの配布や自動車学校への協力依頼等を行った。				
課題	老朽化による設備更新は引き続きの課題であり、計画的、継続的に取り組んでいく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	輸送人員の確保	① 年間利用者数 448万人	445万人		
取組内容	いわて銀河鉄道利用促進協議会との連携事業として、クリスマス・バレンタインやスイーツをテーマにした企画列車の運転や、「さんてつ銀河のほしめぐり」と題して三陸鉄道とのコラボ列車ツアーを行ったほか、自社主催による利き酒ツアーの実施等、利用者の増加を図った。				
課題	いわて銀河鉄道利用促進協議会により様々な利用促進策の実施が可能となったが、今後も同様の事業を継続して企画を実施していくためには、自社負担のみによる実施は困難である。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	沿線住民の交通の利便性の確保	① 1日当たりの運行本数 68本	67本		
取組内容	2023年3月のダイヤ改正では、JR東北本線との相互直通乗入を行う列車の設定を増加することで、利便性の向上を図った。沿線からの盛岡市南部、矢巾・紫波エリアへの通勤・通学・通院需要に応える列車設定を行った。				
課題	他社線での列車遅延等の発生時には当社線への影響が波及しやすい弱点もあるため、異常時には利用者案内の強化等が必要。（令和4年度末より携帯電話画面から運行状況を確認できるリアルタイム運行情報配信システムを運用している）				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	営業収入の確保	① 営業収入4,587百万円	3,938百万円		
取組内容	新型コロナウイルス感染症対策の徹底により通常運行の維持確保に努めたほか、いわて銀河鉄道利用促進協議会を通じた企画きっぷの造成や企画列車の運行により利用促進を図った。そのほか、通信販売サイト「ぎんきらショップ」をリニューアルし、決済方法や商品の取扱内容を見直すことで、利便性の向上を図った。				
課題	コロナ禍からの回復は見られるものの、沿線人口の減少や少子高齢化による定期券利用者の減少が見込まれることから、岩手県や沿線市町と連携した地域活性化及び利便性の向上等につながる企画商品の造成を図る必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	適切な営業費用管理	① 営業費用4,730百万円	4,348百万円		
取組内容	全体的な費用の圧縮を図るとともに、期中で小売業の事業撤退をしたことにより人件費や商品仕入が減少した。そのほか、飲食店の閉店等による不採算部門の見直しを行うことにより、営業費の圧縮を図った。				
課題	エネルギー価格の上昇による物価高騰に加え、指令システムの更新等複数年計画の大規模な施設・設備の更新を進めているほか、鉄道施設の老朽化に伴う修繕費や設備更新等の工事費の増嵩が見込まれる。これらの諸課題について、営業費の圧縮を図るとともに、国庫補助金や助成金等の活用のほか、県・沿線市町からの支援を受けながら安定的な財務運営を図る必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	旅客運輸収入の確保	① 旅客運輸収入1,169百万円	972百万円		
取組内容	感染症対策を徹底しながら通常運行の維持管理に努めたほか、シニア往復半額きっぷや小学生100円きっぷなどの企画乗車券の造成、キャラクター列車やぎんが列車などの企画列車の運行により利用促進を図った。				
課題	沿線地域の人口減少に伴い旅客運輸収入の減収が見込まれることから、新たな企画商品の造成のほか、リアルタイムの運行情報配信による利便性の向上とともに利用しやすいダイヤを設定することにより輸送人員を確保していく必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		2	1	3		2	1	2		1	1
非常勤	10	2		8	10	2		8	9	2		7
計	13	2	2	9	13	2	2	9	11	2	1	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度					令和5年度				
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他		
常勤	管理職 (役員兼務)	25	16	1	8	29	21	1	1	6	35	27	2	1	5
	一般職	204	174		30	235	175			60	199	155			44
	小計	229	190	1	38	264	196	1	1	66	234	182	2	1	49
非常勤	管理職 (役員兼務)														
	一般職	72			72	34				34	26				26
	小計	72			72	34				34	26				26
計		301	190	1	110	298	196	1	1	100	260	182	2	1	75

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職			3	10	15	7	35
	プロパー			3	9	11	4	27
	県派遣				1	1		2
	県OB						1	1
	その他					3	2	5
	一般職	2	56	66	24	15	36	199
	プロパー	2	55	64	20	9	5	155
	県派遣							
	県OB							
	その他		1	2	4	6	31	44
計		2	56	69	34	30	43	234

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

コロナ禍における関連事業全般の在り方の抜本的な見直しの実施による、小売業の撤退や飲食店の閉店などにより、前年度より職員数が減となった。

〔県の関与の状況について〕

県出資法人の適正な経営管理及び利用促進による経営改善を図るため、令和5年度は県職員2名の派遣を受け入れている。

〔職員の年齢構成について〕

若手、中堅層のほとんどがプロパー社員で構成されているが、61歳以上については、他会社からの出向社員等の割合が多くなっている。

Ⅳ 財務の状況

【鉄道】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	6,349,010	6,298,223	6,529,241	231,018	
	流動資産	1,653,088	1,560,992	1,753,936	192,944	
	うち現預金	231,372	396,709	401,074	4,365	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	4,695,922	4,737,231	4,775,305	38,074	
	有形固定資産	4,659,239	4,701,203	4,738,181	36,978	
	無形固定資産	10,380	7,207	9,885	2,678	
	投資その他の資産	26,303	28,821	27,239	▲ 1,582	
	うち投資有価証券	550	550	550	0	
	負債	4,112,997	4,345,796	4,647,823	302,027	
	流動負債	3,266,919	2,993,599	3,121,265	127,666	
	うち有利子負債	1,782,326	1,621,167	1,319,755	▲ 301,412	
	固定負債	846,078	1,352,197	1,526,558	174,361	
	うち有利子負債	440,800	919,233	1,105,737	186,504	
	純資産	2,236,012	1,952,426	1,881,418	▲ 71,008	
	資本金	1,849,700	1,849,700	1,849,700	0	
利益剰余金	386,312	102,726	31,718	▲ 71,008		
うち繰越利益剰余金	386,312	102,726	31,718	▲ 71,008		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	営業収益	4,022,072	4,049,655	3,938,591	▲ 111,064	
	営業費用	4,533,824	4,571,223	4,348,730	▲ 222,493	
	うち人件費	1,093,291	1,111,092	1,098,911	▲ 12,181	
	営業利益	▲ 511,752	▲ 521,568	▲ 410,139	111,429	
	営業外収益	192,248	193,256	432,308	239,052	
	営業外費用	11,776	12,264	15,927	3,663	
	うち支払利息	10,101	11,800	14,630	2,830	
	営業外利益	180,472	180,992	416,381	235,389	
	経常利益	▲ 331,280	▲ 340,576	6,242	346,818	
	特別利益	397,779	183,675	412,597	228,922	
	特別損失	336,761	122,291	466,901	344,610	
	税引前当期純利益	▲ 270,262	▲ 279,192	▲ 48,061	231,131	
	法人税、住民税及び事業税	4,394	4,394	22,946	18,552	
	法人税等調整額	0	0	0	0	
	当期純利益	▲ 274,656	▲ 283,586	▲ 71,007	212,579	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	170,000	170,000	390,000	220,000	いわて銀河鉄道運行支援交付金
	補助金（事業費）	0	0	31,192	31,192	いわて銀河鉄道災害復旧事業費補助金等
	委託料（指定管理料除く）	658	1,205	2,057	852	岩手県高校生先端研究施設派遣研修旅行企画業務委託等
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	823	4,815	4,226	▲ 589	橋りょう点検付帯工事等
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	35.2	30.9	28.8	▲ 2.1	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	50.6	52.1	56.2	4.1	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	35.0	40.3	37.1	▲ 3.2	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	107.3	107.4	107.6	0.2	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	25.3	25.5	25.9	0.4	=人件費/経常費用×100
	総資本経常利益率（％）	▲ 5.2	▲ 5.4	0.1	5.5	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	0.6	0.6	0.6	0.0	=売上高/総資本
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	安全・安心な輸送の確保を基盤とし、利便性の高いダイヤ設定に取り組み、いわて銀河鉄道利用促進協議会を通じた企画列車の実施などにより輸送人員の確保や沿線住民の利便性向上に努め、鉄道輸送の確保を継続している。そのほか、列車の遅れや運休列車を確認することができる「リアルタイム運行情報システム」の運用を開始し、さらなる利便性の向上を図った。
所管部局	沿線住民の足となる重要な生活路線であると同時に、観光振興・地域振興の基盤を担う路線であるため、引き続き利用者の利便性の向上や将来にわたる鉄道輸送の確保に努めていく必要がある。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	鉄道事業の性質上、高度な専門知識及び技術を必要とするため、ほかの事業主体が代わって運営することは困難である。
所管部局	I G Rは東北本線盛岡以北の鉄道輸送を確保するために設立した法人であり、他の事業主体が変わって運営することはできない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	駅の体制強化や事業企画部門の一元化及び情報発信・プロモーションの強化等、業務執行体制の強化を図ることを目的に組織体制の見直しを実施した。業務の集約化を図ることで、最小限の人員体制で効率的に業務を執行し、生産性・収益性の向上を図っていく。
所管部局	組織体制の見直しにより、業務執行体制を強化しながら業務の効率化を図ることで、計画的な人件費の削減に取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	危機管理の理解と不測自体に備えた対応能力の強化を目的として、管理職を対象にリスクマネジメント研修を実施した。また、会計処理におけるチェック体制強化のため、定期的に担当ローテーションを行い複数名でのチェックを行う等リスク管理体制の強化を図った。鉄道の安全管理では、踏切脱出体験訓練会や啓発活動、実車運転訓練会の実施等に取り組んだ。
所管部局	リスクマネジメント研修や定期的な担当ローテーションにより、リスク管理を徹底して行っていると評価できる。また、鉄道経営の基本である安全管理については、各種訓練会や啓発活動を通じ、最優先に取り組んでいる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	主たる鉄道業においては、コロナ禍での通常どおりの運行や企画商品の造成、ECサイトのリニューアルやリアルタイム運行情報システムの運用開始等、利用促進とともに利便性の向上を図った。そのほか、関連事業全般の見直しを実施し小売業の撤退や飲食店の閉店等により経営改善を図っている。
所管部局	経済活動の再開にあわせ、臨時列車の運行や企画列車・企画きっぷ造成事業等の増益増収につながる企画に積極的に取り組んでいる。また、関連事業の見直しや老朽化した鉄道施設の計画的な修繕・更新により、経営改善を図っている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県出資法人の適正な経営管理及び利用促進による経営改善を図るため、令和5年度には県職員を2名派遣している。また、令和5年度からは県と沿線市町が協調し、いわて銀河鉄道経営安定化対策交付金を交付。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	毎年度の事業計画や安全報告書等をホームページで公表しているほか、リアルタイム運行情報システムを取り入れたことで、これらの情報にアクセスしやすいよう配置を工夫している。今後も改善を図りながら情報公開の充実を図っていく。
所管部局	ホームページに中長期経営計画や毎年度の事業計画及び事業報告を掲載しているほか、令和5年3月からはリアルタイム運行情報を公開し、ホームページやSNSを通じて利用者が必要とする情報を提供している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、借入により手元流動性の確保を図った結果、有利子負債依存度が上昇しています。借入に係る今後の元利払いに対応するため、フリーキャッシュフローの創出が課題であると考えます。新型コロナウイルス感染症拡大という外部環境の変化により大きな影響を受けている中であっても、経営改善目標の達成に向けた経営努力を行っていることは評価されるのですが、フリーキャッシュフローの創出に向けて、なお一層の取組を行う必要があります。	実施済	フリーキャッシュフローの創出に向けて、北いわてMaaSの活用や新規企画きっぷの造成、いわて銀河鉄道利用促進協議会を通じた各取組等により、利用促進及び増収に向けて取り組んだ。また、コロナ禍における営業収入の減収に伴い、営業費においても人件費を始めとする業務費等の圧縮を図ることでフリーキャッシュフローの確保を目指したが、借入金等の増加による有利子依存度が増える結果になったことから、今後も引き続き収支改善に向けて取り組む必要がある。	取組中
所管部局	1 借入に係る今後の元利払いによる法人の資金繰りの悪化を最小限に抑えるため、その動向を十分に把握するとともに、状況に応じた支援を行う必要があります。	取組中	I G Rの資金繰りについては、昨年度末に新たな経営支援に関する合意書を締結し、今年度より沿線市町といわて銀河鉄道経営安定化対策交付金による支援を開始したところであり、引き続き経営改善に向け指導していく。	取組中

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）については、社内プロジェクトチームにより評価をしたうえで、次期経営ビジョン及び中期経営計画（R5～R8）の策定を進めた。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）については、中期経営計画（R1～R4）の評価を踏まえ、コロナ禍からの回復や災害の頻発・激甚化、DXやSDGsへの取組など、新たな課題や需要に対応できるよう協議を重ね、策定を進めた。	R5.3
	2 借入に係る今後の元利払いによる法人の資金繰りの悪化を最小限に抑えるため、その動向を十分に把握するとともに、状況に応じた支援を行う必要があります。	取組中	I G Rの資金繰りについては、昨年度末に新たな経営支援に関する合意書を締結し、今年度より沿線市町といわて銀河鉄道経営安定化対策交付金による支援を開始したところであり、引き続き経営改善に向け指導していく。	取組中

No. 4 株式会社アイシーエス

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	株式会社アイシーエス		所管部局 室・課等	ふるさと振興部 科学・情報政策室	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 法貴 敬	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和41年9月1日		事務所の所在地	〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17番8号	
			電話番号	019-651-2626	
			HPアドレス	https://www.ics.co.jp/	
資(基)本金等	35,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	3,500,000 円	10.0%
設立目的	電気計算機等の機械による計算業務の受託				
事業内容	(1) 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービスに関する業務 (2) 情報システムの開発、保守及び運営管理に関する業務 (3) コンピュータソフトウェアの開発、販売及び保守に関する業務 (4) 情報処理機器、情報通信機器及び事務用機器の販売、賃貸、保守及び教育・指導に関する業務 (5) 情報システムに関するコンサルタント業務 (6) 労働者の派遣事業に関する業務 (7) 前各号に付帯する一切の業務				
常勤役員の状況	合計	9 名	うち県現職	0 名	うち県OB 2 名
	平均年収 ※	10,227 千円	平均年齢 ※	63.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	568 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 6 名
	平均年収 ※	5,791 千円	平均年齢 ※	46.5 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	科学・情報技術を活用できる基盤を強化します。 ウ 医療・介護、教育、農林水産業など、県民の生活に関わる様々な分野において、地域が抱える課題の解決を図るため、効率的なツールとして期待されるモノのインターネット（IoT）、ビッグデータ、人工知能（AI）などの情報通信技術（ICT）の利活用を推進します。
2	（1）デジタル技術の活用等による業務の変革・効率化の推進 業務の効率化・高度化と持続可能で安定的な県民サービスの提供に向け、仮想化技術等による庁内情報システムのクラウド化を進めます。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本事業を他団体が行う場合には、当該法人が開発した県の既存システムの維持管理や著作権の使用などについて、十分な確認が求められます。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

高度な専門性を備え、技術水準を維持しながら、業務の効率性向上、経費節減を図ることは、県直営では非常に困難と考えられます。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は県が主導して設立しており、県や市町村の情報化施策推進の一翼を担っている公共的機能の側面から、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、効果的な施策推進を目指します。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	9		2	7	9		2	7	9		2	7
非常勤	9	1	1	7	9	1	1	7	9	1	1	7
計	18	1	1	14	18	1	1	14	18	1	1	14

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	111	108 (4)		3	115	113 (4)		2	117	116 (5)		1
	一般職	487	422	4	61	474	412	4	58	451	388	6	57
	小計	598	530	0	64	589	525	0	60	568	504	0	58
非常勤	管理職 (役員兼務)	0				0				0			
	一般職	0				2		2		0			
	小計	0		0	0	2		2	0	0		0	0
計		598	530	0	64	591	525	0	60	568	504	0	58

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職	0	0	0	12	98	7	117
	プロパー				12	98	6	116
	県派遣							0
	県OB							0
	その他						1	1
	一般職	0	69	83	132	117	50	451
	プロパー		69	80	124	113	2	388
	県派遣							0
	県OB						6	6
	その他			3	8	4	42	57
計		0	69	83	144	215	57	568

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

常勤一般職のプロパーが減少しているものの、60歳以上の再雇用者が増加している。

〔県の関与の状況について〕

県の人材バンクの活用による社員は前年同様であるが、新社屋建設関係において県の経験者を採用している。

〔職員の年齢構成について〕

平均年齢が緩やかに上昇傾向にある。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	17,026,095	19,394,123	21,147,206	1,753,083	
	流動資産	10,474,915	10,342,381	9,171,033	▲ 1,171,348	
	うち現預金	6,987,847	6,343,355	4,801,214	▲ 1,542,141	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	6,551,180	9,051,742	11,976,173	2,924,431	
	有形固定資産	2,177,900	4,283,850	7,340,916	3,057,066	
	無形固定資産	945,528	855,032	965,148	110,116	
	投資その他の資産	3,427,752	3,912,860	3,670,109	▲ 242,751	
	うち投資有価証券	654,726	654,726	639,726	▲ 15,000	
	負債	5,904,489	7,353,467	8,168,338	814,871	
	流動負債	2,651,579	3,723,796	2,999,735	▲ 724,061	
	うち有利子負債	59,530	30,210	227,892	197,682	
	固定負債	3,252,910	3,629,671	5,168,603	1,538,932	
	うち有利子負債	48,490	18,280	1,758,467	1,740,187	
	純資産	11,121,605	12,040,656	12,978,868	938,212	
	資本金	35,000	35,000	35,000	0	
	利益剰余金	11,086,605	12,005,656	12,943,868	938,212	
	うち繰越利益剰余金	622,605	931,655	7,709,964	6,778,309	
	評価・換算差額等	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	売上高	10,131,557	10,480,639	11,985,824	1,505,185	
	売上原価	8,160,930	7,943,831	9,031,644	1,087,813	
	売上総利益	1,970,627	2,536,808	2,954,180	417,372	
	販売費及び一般管理費	1,017,740	1,040,069	1,141,081	101,012	
	うち人件費	776,116	794,258	846,517	52,259	
	営業利益	952,887	1,496,739	1,813,099	316,360	
	営業外収益	20,683	22,743	23,029	286	
	営業外費用	38,090	34,922	34,720	▲ 202	
	うち支払利息	38,090	34,922	34,720	▲ 202	
	経常利益	935,480	1,484,560	1,801,408	316,848	
	特別利益	463	0	0	0	
	特別損失	51,241	63,048	8,332	▲ 54,716	
	税引前当期純利益	884,702	1,421,512	1,793,076	371,564	
	法人税、住民税及び事業税	285,681	498,961	471,268	▲ 27,693	
	法人税等調整額	0	0	0	0	
	当期純利益	599,021	922,551	1,321,808	399,257	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	1,382,176	1,544,083	1,512,217	▲ 31,866	岩手県行政情報ネットワーク管理費 約３億円
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	65.3	62.1	61.4	▲ 0.7	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	395.0	277.7	305.7	28.0	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.6	0.2	0.1	▲ 0.1	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	10.0	9.9	9.5	▲ 0.4	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	76.3	76.4	74.2	▲ 2.2	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率（％）	5.5	7.7	13.9	6.2	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	0.6	0.5	0.9	0.4	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
当期は新社屋が完成し、建設仮勘定を各固定資産取得に振替え、固定資産合計が増加した。当期売上高は119億8千万円で当社目標100億円を達成し、一方経費の面では売上原価と外注費の低減に努めた結果、経常利益で18億円、税引後当期純利益で13億2千万円を計上することができた。

〔県の財政的関与について〕
前年度に完了した岩手県行政情報ネットワーク更新業務委託契約（1億5千万円）に代わり、岩手県グループウェアシステム更新業務（7千万円）や庁内基幹業務システムに係る最適化業務（5千万円）等を実施している影響により、引き続き委託料が高い水準となっている。

〔財務指標について〕
新社屋完成に伴う固定資産が増加した結果、固定比率は昨対で17.1ポイント増加した。また、流動比率も増加しているが、経営指標の安全性は保たれている。また、自己資本比率は61.4％と高い水準を維持している。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人については、情報通信基盤の整備等に係る県施策推進上のパートナーとしての役割が生じているため、当面出資を継続し、経営状況の把握と指導・監督を行うこととしています。
財務の状況は、主として売上高の増による経常利益の増加により、収益性の指標である総資本経常利益率は6.2ポイント上昇しており、自己資本比率は前年度比で低下しているが、流動比率は前年度から改善するなど、依然として良好な状態であり、財務基準の安全性と短期的な支払い能力は確保されています。

No. 5 公益財団法人岩手県国際交流協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県国際交流協会			所管部局 室・課等	ふるさと振興部 国際室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 佐藤 博
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成元年10月18日 (平成23年4月1日公益財団法人に移行)		事務所の所在地	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号	
			電話番号	019-654-8900	
			HPアドレス	https://iwate-ia.or.jp/	
資(基)本金等	1,096,400,000 円		うち県の出資等 ・割合	787,771,000 円	71.9%
設立目的	豊かな自然や歴史、伝統などに育まれた岩手の風土を生かしながら、経済、技術、文化、スポーツ等、幅広い分野における国際交流・協力・多文化共生事業を展開することにより、県民の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、地域経済のみならず、文化面においても本県の活性化を図り、もって物心ともに豊かな郷土岩手の建設に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 国際交流・協力・多文化共生に関する情報等の収集及び提供 (2) 国際交流・協力・多文化共生に関する調査研究 (3) 国際交流団体等の連携・支援 (4) 国際交流(理解)・協力の推進 (5) 在住外国人の自立支援・共生の推進 (6) 委託を受けた国際交流センターの運営 (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB 2 名
	平均年収 ※	6,502 千円	平均年齢 ※	63.5 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	12 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 3 名
	平均年収 ※	3,432 千円	平均年齢 ※	41.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	国際交流センター及びいわて外国人県民相談・支援センターにおける情報提供体制や相談体制等の充実、地域の多文化共生を担う市町村や国際交流協会等を対象としたワークショップ、セミナー等の実施により、外国人県民等が暮らしやすい環境づくりを推進。
2	産学官からなる「いわてグローバル人材育成推進協議会」を活用した学生の海外留学支援、外国人留学生等と県内企業とのマッチング機会の提供等により、地域産業の国際化に貢献する人材を育成。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国際交流団体は多数存在していますが、いずれも対象地域、活動内容等が限定されており、当法人のように対象地域等を限定せず、全体の調整を図りながら、事業や支援を行える団体は他にありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

人件費等の管理費が低廉に抑えられ、かつ、国際交流に関する知見等を有する専門の職員を確保できることから、サービスレベルが一定水準で維持されており、県直営よりも専門性、優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国際交流、多文化共生に関して、専門的な知見等を持つ人材や県内外の幅広いネットワーク等を有しており、本県における国際交流の推進、多文化共生社会の実現に当たっての中核的組織として位置づけられていることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	国際交流センターの機能強化	① 国際交流センター来館者数 82,900人 (単位:人)	101,583		
		② ホームページアクセス件数 238,000件 (単位:件)	234,203		
取組内容	国際交流センターにスタッフ5人を配置し、国際交流や多文化共生に係る情報提供、県民と外国人との交流を図る国際交流・国際協力活動等の拠点施設として新型コロナウイルス感染症対策を講じながらセンター利用者への対応等を行った。また、HPについては各種イベントや研修、新型コロナ情報など日々新しい内容に更新し情報発信に努めた。				
課題	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入口での検温、消毒、窓口での利用票記入(氏名、連絡先)等の感染防止対策を行いながら、通常利用により実施し、来館者数は目標値を上回った。 また、HPアクセス件数は目標値の98.4%とほぼ目標どおりの実績となっており、センターの認知度や関心度は高いことが窺われる。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	多文化共生による地域づくりの推進	① 多文化共生推進ワークショップ等参加者数 3,239 (単位:人) (令和元年度を初年度とする累計指標)	3,290		
取組内容	「多文化共生地域づくりワークショップ」を1地域(16人)及び「地域国際化推進会議」を4広域圏(91人)で開催した。 また、「多文化共生地域づくりセミナー」を1回(23人)、「外国人との交流会」を22回(825人)開催した。				
課題	令和3年度は地域国際化推進会議の中止(県北広域圏)など新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、令和4年度は感染防止対策を講じながら対面で実施したところ。感染防止対策の観点から参加人数等制約があったが、目標値を達成することができた。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	地域における多文化共生を担う人材育成	① 地域国際化人材育成研修参加者数 441 (令和元年度を初年度とする累計指標)(単位:人)	405		
取組内容	地域の国際化、多文化共生を担う人材を育成するため、市町村及び市町村国際交流協会職員等を対象に、1回目はオンライン、2回目は県内4か所で対面開催、3回目は、ウクライナ避難民を受け入れた洋野町などからその受入の実情について研修を行った。				
課題	令和4年度はオンラインにより1回、対面により2回の計3回開催し107人が参加した。令和3年度にはオンラインによる2回実施となるなど新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこともあり、目標を達成することはできなかったが、目標値の9割を超える状況となった。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	地域の次代を担うグローバル人材の育成	① 支援制度を利用して海外留学した学生数 13 (令和元年度を初年度とする累計指標)(単位:人)	11		
取組内容	新型コロナウイルスの影響により過去2年間実施が見送られていた海外派遣では、上期・下期に分けて募集し、計3名の学生が支援制度を利用して海外留学した。				
課題	令和3年度から4年度の2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外留学が困難な状況であったが、コロナ対策の見直し(5類に変更)により、支援制度を利用した海外留学が可能となった。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	外国人留学生等の県内就職の促進	① グローバルキャリアフェア参加者数165 (令和元年度を初年度とする累計指標)(単位:人)	108		
取組内容	JET青年や留学生等のグローバル人材の県内企業への就職を支援するため、「グローバルキャリアフェア」を実施した。				
課題	インターネットを通じた就職・採用活動が主流となる中、集合型のグローバルキャリアフェアへの参加者が減少傾向にある。集合型のフェアの有効性の検証や他の手段での実施の検討などを行いながら、引き続き実施する。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	自主財源の確保	① 寄附金収入 100 (単位：千円)	100		
取組内容	県民等に対し、当協会の取組等をHPや情報紙等により周知するとともに、イベント等においてチラシを配付するなど寄附の獲得を進めている。 また、少額ではあるが、HPへのバナー広告による収入の取組も行っており（令和3年度1件・27,500円）、HPに「広告募集中」を掲出。（年間）				
課題	国際交流活動等に理解があり、定期的に寄付をされる方がおり目標を達成しているが、新規の寄付者の獲得はない。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	賛助会員の加入促進	① 賛助会員数 380 (単位：人〈団体〉)	293		
取組内容	賛助会員の新規入会を促進するため、令和4年4～6月及び10～11月に加入促進キャンペーンを行ったほか、年間を通じて、イベント開催時に参加者に賛助会員入会の呼びかけ等を行った。また、会員の利便性向上と新規入会促進のため、協会HP上での入会や会費のクレジット払いを可能とするようシステムを導入した。この結果、令和4年度の新規入会は19件（前年度6件）となり、前年度より増加した。				
課題	賛助会員の高齢化等に伴う退会や会費未納による職権退会により会員数は年々減少傾向ではあるが、協会HP上での入会や会費のクレジット払いを可能とするようシステムを導入し新規入会が前年度より増加しており、引き続きキャンペーン等による新規の会員獲得に努めるとともに、大学生等若者の加入促進対策を検討していく。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		2		2		2		2		2	
非常勤	10	2		8	10	2		8	10	2		8
計	12	2	2	8	12	2	2	8	12	2	2	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2		2		3	1	2		3	1	2	
				(1)				(1)				(1)	
	一般職	9	3		6	8	2	1	5	9	2	1	6
	小計	11	3	2	6	11	3	3	5	12	3	3	6
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	11			11	8			8	8			8
	小計	11			11	8			8	8			8
計		22	3	2	17	19	3	3	13	20	3	3	14

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2	1	3
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB					1	1	2
	その他							
	一般職		3	3	1	1	1	9
	プロパー			1		1		2
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他		3	2	1			6
	計		3	3	1	3	2	12

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和4年度にプロパー職員1名を管理職（課長）に登用し管理職は3名となっている。また、令和4年度当初はスタッフ1名を派遣受入としていたが、年度途中でスタッフ1名を採用したことにより、その他（スタッフ）は1名増。

〔県の関与の状況について〕

現在は、県派遣職員は受け入れていない。

〔職員の年齢構成について〕

一般職（プロパー）について、年齢構成が高く若手・中堅が不在であったが、令和3年5月に新人1人（20代）を採用した。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)					
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
貸借対照表	資産	1,408,695	1,367,240	1,288,822	▲ 78,418
	流動資産	42,138	45,166	45,237	71
	うち現預金	29,244	35,830	37,103	1,273
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	1,366,557	1,322,074	1,243,585	▲ 78,489
	基本財産	1,344,488	1,300,146	1,222,148	▲ 77,998
	うち投資有価証券	1,343,088	1,298,746	1,220,748	▲ 77,998
	特定資産	0	0	0	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	22,069	21,928	21,437	▲ 491
	うち投資有価証券	21,629	21,290	20,861	▲ 429
	負債	5,787	6,878	6,636	▲ 242
	流動負債	5,787	6,878	6,636	▲ 242
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	0	0	0	0
	うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産	1,402,908	1,360,362	1,282,186	▲ 78,176	
指定正味財産	1,270,367	1,228,715	1,155,007	▲ 73,708	
一般正味財産	132,541	131,647	127,179	▲ 4,468	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
正味財産増減計算書	経常収益	84,712	88,557	93,308	4,751
	経常費用	79,159	85,399	93,056	7,657
	事業費	67,423	72,457	78,335	5,878
	うち人件費	46,711	52,004	52,926	922
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	11,736	12,942	14,721	1,779
	うち人件費	11,223	11,572	11,692	120
	評価損益等増減額	449	▲ 338	▲ 429	▲ 91
	当期経常増減額	6,002	2,820	▲ 177	▲ 2,997
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	1	3,713	4,290	577
	当期経常外増減額	▲ 1	▲ 3,713	▲ 4,290	▲ 577
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	6,001	▲ 893	▲ 4,467	▲ 3,574
当期指定正味財産増減額	▲ 32,788	▲ 41,652	▲ 73,708	▲ 32,056	
正味財産期末残高	1,402,908	1,360,363	1,282,187	▲ 78,176	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0
	損失補償（残高）	0	0	0	0
	補助金（運営費）	26,573	25,202	26,532	1,330
	補助金（事業費）	6,224	4,680	4,432	▲ 248
	委託料（指定管理料除く）	27,052	33,604	38,099	4,495
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
			令和２年度	令和３年度	令和４年度
財務指標	自己資本比率（％）	99.6	99.5	99.5	▲ 0.0
	流動比率（％）	728.1	656.7	681.7	25.0
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理費率（％）	14.8	15.2	15.8	0.6
	人件費比率（％）	73.2	74.4	69.4	▲ 5.0
	独立採算度（％）	73.4	74.1	68.6	▲ 5.5
	総資本当期経常増減率（％）	0.4	0.2	▲ 0.0	▲ 0.2
			令和２年度	令和３年度	令和４年度
財務評価	C	C	C	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】	
貸借対照表は、投資有価証券の時価が昨年度に引き続き下落したことから資産合計で1,288,822千円（前年度比較△78,418千円）、正味財産合計で1,282,186千円（△78,176千円）となった。また、正味財産増減計算書は、経常収益が93,308千円（4,751千円）、経常費用が93,056千円（7,657千円）、評価損益等増減額が△429千円（△91千円）となり、当期増減額は△177千円（△2,997千円）になった。	
【県の財政的関与について】	
運営費補助は、令和元年度6月から常勤役員1名増（県0B）となり令和4年度は令和2年度並みの26,532千円（1,330千円）。事業費補助は令和4年度は4,432千円（△248千円）と前年度並みであるが、委託料は38,099千円（4,495千円）と増加した。	
【財務指標・財務評価について】	
自己資本比率は99.5%と高く経営は安定している。人件費率は69.4%（△5%）となった。	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	「いわて県民計画のアクションプラン」や「岩手県多文化共生推進プラン」そして「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」など県施策の推進に基づいたサービスを提供するため、協会では元年度に長期ビジョンを作成し、県施策と一体的に計画的に取り組んでいる。特に、外国人県民の増加や国際交流を取り巻く環境の変化に対応するため、各地域の国際化の推進や外国人受入体制の整備、ウクライナ避難民など外国人相談・支援の充実等県の補助、委託事業により県と連携・協働で事業を展開している。
所管部局	新型コロナウイルス感染症の収束後は在留外国人の再増加が見込まれることや、ハロウィンターナショナルスクール安比ジャパンの開校、ILC誘致の実現を見据え、県民の国際理解推進と多文化共生理念の普及を図る必要がある。当該法人設立目的の社会的要請は依然として強いものと判断される。また、平成31年の出入国管理法改正に伴い、外国人労働者等の増加に適切に対応するため、相談体制の充実が望まれるほか、国際的視点を持つ人材の育成確保へ向け、平成29年に設立した「いわてグローバル推進協議会」の運営を担うことから当該法人の果たす役割は更に増していくと思われる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	近年増加している在住外国人に対応した取組を進めるためには、全県的な視点にたち市町村や国際交流等団体への支援やコーディネートを図る必要がある。特に、地域日本語教育の推進や外国人患者の受入支援、災害時支援など広域性、専門性の高い分野では各市町村や関係団体をサポートしながら連携して取り組んでいる。
所管部局	現在当該法人が行っている活動の一部（国際交流センター施設の管理運営等）に限り、他団体による実施が可能と考えられるが、当該法人が担っている全部の業務を担い、かつ県内の国際交流団体等を取りまとめることのできる能力を有する団体は他に無いものと判断される。なお、仮に当該業務を他の団体等に代えて実施しようとする場合、国際交流等に関する知見を有する人材の確保・配置や関係団体等の連携において多くの難題が生じると見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	長期ビジョンの達成に向け、理事長及び常務理事のリーダーシップの下、役職員が定期的に打合せを行い、業務の進捗管理を行っている。また、多様化する国際交流・協力・多文化共生活動の取組みを効果的・効率的に推進するため、令和3年度に事務局体制を総務企画課及び交流推進課の2課体制とした。併せて、業務遂行に必要な語学力、専門的知識、調整力を有する人材を配置するとともに、長期的な視点に立つて計画的な人材育成に取り組むとともに、必要に応じて、外部機関が実施している「外国人相談や多文化共生等専門研修」に派遣し能力開発に努めている。
所管部局	組織の指揮命令系統上は、フラットな組織であり、人的資源の配分においては、社会経済状況に対応して適時柔軟・迅速な対応を行っているものと判断され、当該法人の組織運営が効率的に機能しているものと認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理規程を定めリスク発生時の体制・対応について整え、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。また、自然災害等を想定した連絡網を整備し機動的に対応できるようにしている。特に、コロナ対策では令和3年度にルール化した新型コロナウイルスに感染した場合の対応等に基づき、適切に対応することができた。
所管部局	平成23年4月の公益財団法人への移行を契機として、リスク管理規程を制定し、新型コロナウイルス感染症への対応等、個別具体的なリスク発生時における対応策及び組織体制を適切に整備してきたものと判断される。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	理事会等において、業務執行の報告と併せて事業運営評価等について実施し、翌年度の事業計画へ反映ができるよう取り組んでいる。また、基本財産等の資金運用について、理事会・評議員会に報告し御意見をいただくとともに、自主財源確保のため、引き続き大学生等若者への賛助会員への加入促進を進めていく。併せて、広く県民等に対し国際交流・国際協力及び多文化共生の社会づくり等協会の取組等を周知し、寄附金の獲得に努めていく。
所管部局	理事会・評議員会を適時適切に開催し、社会経済状況を把握しつつ法人事業の適宜の見直し等を協議のうえ、国際交流・協力、多文化共生社会の理念の普及啓発等に係る協会事業の県民への周知、法人の経営改善に積極的に取り組んでいるものと判断される。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県の人的関与については、平成24年度から当該法人への職員派遣を取り止めたところであるが、協会の体制強化のため、県職員が平成29年度に1名、平成30年度及び平成31年度に2名、令和2年度に1名駐在し、同年度末をもって終了した。また、県の財政的関与の度合は、委託料・補助金の金額及び割合が高いものとなっている（令和4年度：69,063千円、事業費の88.2%相当）。
------	---

※財政的関与とは、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	関係規定を整備し、ホームページ等で積極的に法人情報の公開・提供に取り組んでいる。
所管部局	事業実績、予算・決算、事業評価等に加えて、平成21年度以降毎年度県の財政的関与の状況、運営評価状況報告書（県ホームページとのリンク）等の各種情報をホームページ等で随時公開しており、適切と判断される。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「自主財源の確保」について、令和2年度は目標値を上回る金額を確保でき、その点については評価されるものと考えます。しかし、法人の策定した中期経営計画において、当該目標の達成に向けた取組内容及びスケジュールの記載が具体的ではなく、また今回の「Ⅱ経営目標の達成状況」における「取組内容」欄の記載からも、計画性をもった取組が行われているか否かについての評価が困難な状況です。中期経営計画策定の際に、取組内容の具体化とスケジュールの可視化を行い、それに基づいた取組実績を運営評価において適切に記載する必要があります。	実施済	令和4年度は、賛助会員の新規入会を促進するため、4月～6月及び10～11月に加入促進キャンペーンを行ったほか、年間を通じて、イベント開催時に参加者に賛助会員入会の呼びかけ等を行った。また、会員の利便性向上と新規入会促進のため、協会HP上での入会や会費のクレジット払いを可能とするようシステムを導入した。この結果、令和4年度の新規入会は19件（前年度6件）となり、前年度より増加した。 ・HPへのバナー広告掲載による収入確保を図る取組を行っており（令和3年度1件・27,500円）、HPに広告募集中である旨掲出している。	R3.03
所管部局	1 ・法人は、外国人留学生等と県内企業とのマッチング機会の提供等による地域産業の国際化に貢献する人材の育成を図る上で、重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「外国人留学生等の県内就職の促進」について、目標値を現在設定している参加者数ではなく、就職者数等にすることで、県施策推進への法人の貢献の度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	取組中	新型コロナウイルス感染症に係る入国制限等の影響により、令和3年度は県内における外国人留学生数が減少となった。外国人留学生の受入状況にも留意しながら、今後、指標の妥当性を検討していく。	R5.03
	2 ・県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	法人への財政的支援については、今後とも引き続きその適正化に努めていくこととしている。	R4.03

【令和4年度指摘事項】

指摘事項		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	実施済	令和4年11月15日開催の（公財）岩手県国際交流協会令和4年度理事・監事・評議員合同意見交換会において、岩手県国際交流協会長期ビジョン及び県出資等法人中期経営計画（第1期）の評価について合議を行ったところ。	R4.11
			現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	
所管部局	1	実施済	令和5年3月14日開催の（公財）岩手県国際交流協会第46回理事会において、県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）の作成について合議を行ったところ。	R5.03
	2	実施済	法人への財政的支援については、今後とも引き続きその適正化に努めていくこととしている。	R5.03
			今回は、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われま。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	

No. 6 公益財団法人岩手県文化振興事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県文化振興事業団		所管部局 室・課等	文化スポーツ部 文化振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 石田 知子	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日 (平成23年4月1日公益財団法人へ移行) (財団法人岩手県民会館) (財団法人岩手県埋蔵文化財センター) (財団法人岩手県文化振興基金)		事務所の所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸13番1号	
			電話番号	019-654-2235	
			H P アドレス	http://www.iwate-bunshin.jp/	
資(基)本金等	10,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円	100.0%
設立目的	県民一人ひとりが芸術・文化に親しみ、うるおいと生きがいに満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりを進めるために、「芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与すること」を目的に設立し、文化振興に関する県の施策と一体性をもって運営を行っている。				
事業内容	(1) 公益目的事業 ア 音楽や舞台芸術の鑑賞・普及、若手芸術家の育成など文化芸術の振興等の事業 イ 埋蔵文化財の発掘・調査、保存、記録や埋蔵文化財の公開等の事業 ウ 歴史、民俗、自然科学等の資料や美術品等の収集、展示、解説、調査研究等の事業 エ 芸術文化や文化財の保護等の活動に対する助成事業 オ その他芸術文化の振興に関する事業 (2) 収益事業 ア 施設(県民会館ホール、会議室等)の貸与及び駐車場の管理に関する事業 イ 施設利用者への物品販売等の利用サービス促進事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	6 名	うち県現職	1 名	うち県OB 4 名
	平均年収	6,779 千円	平均年齢	63.0 才	※平均年収は令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	144 名	うち県派遣	22 名	うち県OB 7 名
	平均年収	6,162 千円	平均年齢	49.1 才	※平均年収は令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会、身近に文化芸術を体験できる機会を提供
2	幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実
3	県民へ優れた文化芸術に触れる機会を提供、文化芸術活動に参加できる環境づくりを進める
4	文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図る
5	文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、国内外との交流に向けた取組を推進
6	伝統文化の保存・継承を支援する、また、文化財等の修復や安定的な保管を支援する

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県の文化施設の管理運営とそれを生かした県民への文化振興にあつては、総合的に文化振興に関わる当該法人が、他の民間団体に比して、効果的かつ効率的に行うことが可能である。
--

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

県民会館における舞台管理、埋蔵文化財センターにおける文化財調査、博物館・美術館における学芸業務など専門的な知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当該法人によるサービス提供体制に優位性がある。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当該法人は、岩手県内において文化・社会教育施設の管理運営等の支援事業を実施している唯一の公益法人であり、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与していることから、県は、当該法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供	① 県民会館ホールの利用率78.0%	62.6%		
取組内容	新型コロナウイルスの感染防止に取り組みながら、ウィズコロナを見据えての利用促進を図った。 ・利用者への感染防止対策として、従来どおりの検温や機器貸出し、消毒液の配置、マスクの着用、アクリル板の設置など ・自主事業については業種別ガイドラインに沿って、チケット購入時に購入者情報等の記入、ゾーニングの実施等を行った。 ・自主事業公演に於いて質の高い演奏者等による鑑賞型事業、新人演奏家や学生の吹奏楽等の参画育成型事業を多数開催した。				
課題	・新型コロナウイルスの新たな流行により、公演中止や延期等に伴う業務増加等の懸念 ・ウクライナ・ロシア戦争により、関係国等のアーティストによる公演の提供が困難 ・ロビーコンサート等、不特定多数の鑑賞者を集める普及型事業は開催できない				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	郷土の歴史や文化の理解	① 博物館の入館者数 47,500人	31,617		
取組内容	新型コロナの影響により、入館者数が落ち込む中、利用を促すため以下の取組などを行った。 ・感染防止対策：サーモカメラによる検温、非接触型体温計の貸出し、消毒液の配置など ・人数制限等感染防止対策を実施しながら特別展6展（企画展1展、テーマ展5展）、展示解説会8回を開催したほか、自然観察会、体験教室、ミュージアムシアター、各種講座等を実施				
課題	・新型コロナ禍での企画展等の開催や博物館まつりなどの博物館に親しむ事業の円滑な開催方法の工夫 ・新型コロナ感染が心配される中で、現在、午前・午後それぞれ100名程度となるよう団体来館者の受入れ制限をしており、解説付き予約も1団体当たり30名以内としている。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術施設による鑑賞機会の充実	① 美術館の観覧者数 55,000人	53,975		
取組内容	新型コロナ禍の中、お客様が安心して観覧いただくよう感染防止対策に努めながら、以下の取組により利用促進を図った。 実施事業：企画展（6回）、企画展関連イベント、各種教育普及事業 感染防止対策：①サーモカメラによる検温、非接触型体温計の貸出し、消毒液の配置など ②企画展、イベントにおける入場制限、リモート開催、参加者数の制限、人と人との一定間隔を確保など 集客力を高める取組：①報道機関との共同による企画展開催（実行委員会方式） ②TV、ラジオ、新聞、雑誌、HP、SNSなどにより戦略的に広報活動を展開				
課題	・集客力のある企画展を開催するため、企画会社や報道機関などからあらゆる機会を捉えて情報収集する必要がある。 ・集客につながるよう効果的な広報活動の展開が課題であり、他館の事例等を参考に検討していく必要がある。 ・学校や教育団体等からの一層のニーズ把握などに努めながら教育普及事業を実施していく必要がある。 ・新型コロナ前の運営体制に戻しつつも、引き続き安全確保の維持に努めていく必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術と県民との交流支援	① 岩手芸術祭参加者数及び鑑賞者数 27,000人	25,875		
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント開催に制約がある中、参加者対策として以下のとおり対応。 ・感染防止対策：非接触型体温計・消毒液の配置、入場者数制限等を実施 ・まん延防止への配慮：総合フェスティバル、舞台等部門等の一部において、ライブ配信等を実施				
課題	・新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した県内文化芸術活動の振興（活動団体の活性化） ・固定化傾向が見られる芸術祭参加者（作品応募者、出演者等）及び鑑賞者について、新規開拓に向けた取組				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化財の保存管理と活用の推進	① ※目標値は定めていない			
取組内容	・埋蔵文化財発掘調査で出土した出土品の整理（調査、分析など）や発掘調査報告書の作成 ・埋蔵文化財の普及啓発事業として、第43回埋蔵文化財展、第44回埋蔵文化財公開講座、第43回埋蔵文化財発掘調査技術講習会を開催するとともに、県内全体の発掘調査成果等を記載した所報「わらびて」を発刊 ・公共事業等に係る文化財調査の推進（各事業者からの発掘調査の受託と正確・迅速な事業実施）				
課題	・発掘調査受託事業の安定的な確保（国・県からの受託事業に加え市町村の文化財調査の支援等）				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術施設の鑑賞機会の充実及び普及プログラムの推進	① 県民会館自主事業入場者数 18,000人 ② 埋蔵文化財展等の参加者数 1,350人 ③ 博物館入館者数（常設・特別展等）47,500人 ④ 博物館教育事業等参加者数 15,000人 ⑤ 美術館観覧者数（常設・企画展）58,000人 ⑥ 美術館教育普及事業参加者数13,800人	12,313人 1,587人 31,617人 11,751人 53,975人 6,716人		
取組内容	（事業目標に同じ）				
課題	（事業目標に同じ）				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	施設利用者等のサービス向上	① 利用者アンケート結果、満足した人の割合90%以上	94.7%		
取組内容	・各事業所とも、利用者満足度が高まるように配慮して各種催事・イベント等を開催するとともに、接遇研修やセルフチェックを行っている。 ・また、事業ごとに利用者アンケートを実施し、サービスの向上に向けてフィードバックを行っている。				
課題	・一部の利用施設（県民会館、県立博物館）は老朽化が進み、またバリアフリー対策が必ずしも十分ではないため、ハード面において入館者の満足度等への影響が懸念される。 ・デジタル化によるWi-Fiの環境整備や電子決済の設備整備が求められている。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	民間との協働	① 美術館実行委員会による企画展 2企画展開催	2企画展開催		
取組内容	・報道機関との協働による実行委員会方式で、「江口寿史展」、「福富太郎展」の2企画展を開催した。 ・特に「江口寿史展」は、話題性のある作者であったことなどから、県内はもとより全国から多くの方々に御来館いただき、目標（9,400人）を大幅に上回る20,982人の観覧者数となった。				
課題	昨今の厳しい経済状況を踏まえ、共催者においてはリスクを回避する傾向があることから、高い芸術性と集客力の両立に向けた企画展の充実を図る必要がある。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	収支均衡の実現	① 当期一般正味財産増減額（±0千円）	22,504 千円		
取組内容	・収支均衡を目標に掲げ、6か月経過時に執行状況を確認、9か月経過時に執行状況に加え収支見通しを確認したうえで、費用面では事業所ごとに具体的な経費節減等の方法を協議し、実行を求めている。 ・収益面では、文化庁や公的団体の助成事業や委託事業等に積極的に応募するなど、収益の確保に努めている。				
課題	・新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢を受けた為替変動や物価上昇、賃金水準の上昇等の要因により、県民会館をはじめとして会場使用料や入場料収入、電気料金、冷暖房等に要する燃料費において予測不能な大幅な変動がある。 ・指定管理期間（5年間）内において、各施設における職員人件費や再委託料（清掃、警備、舞台等）について大幅上昇が必要な例が生じている。適切な指定管理料精算・積算が必要。 ・恒常的な収支不均衡要因（県民会館指定管理料、博物館等学芸業務委託料、岩手芸術祭人件費等）について、事業団自主事業（東日本大震災被災資料の安定化処理・修復等）により収支補填している現状がある。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の資質向上	① 特別研修（隔年実施）アンケート有益回答75%以上	なし		
取組内容	・研修体系を職場研修、職場外研修（新採用研修、外部機関研修、特別研修、専門研修等）、自己啓発研修支援に区分し、外部機関研修、専門研修等について費用負担するほか、自己啓発のための研修等について費用の半額を支援する制度としている。 ・専門研修として、文化財等の専門人材育成のため、奈良文化財研究所等の研修に職員を計画的に派遣している。 ・外部機関研修として、（公財）公益法人協会が主催する会計セミナーを受講した（4年度1名）。				
課題	・新型コロナウイルス感染症により、集合研修（特別研修等）の実施時期設定が困難な状況。 ・それぞれの職制に応じたマネジメント能力やモチベーションの向上や、業務課題発見から目標設定、課題解決までの業務プロセス習得に向け、効果的なOJT又は外部研修が必要であり、外部研修、自己啓発研修支援等の利用推進が求められる。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	6	1	4	1	6	1	4	1	6	1	4	1
非常勤	5		1	4	5		1	4	5		1	4
計	11	1	5	5	11	1	5	5	11	1	5	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度					令和4年度					令和5年度				
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	23	6	8	8	1	25	9	8	7	1	23	8	7	7	1
			(1)	(4)	(1)			(1)	(4)	(1)			(1)	(4)	(1)	
	一般職	109	42	14		53	114	38	14		62	121	40	15		66
	小計	132	48	22	8	54	139	47	22	7	63	144	48	22	7	67
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	14				14	14				14	16				16
	小計	14				14	14				14	16				16
計		146	48	22	8	68	153	47	22	7	77	160	48	22	7	83

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 21人

令和4年度 21人

令和5年度 21人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					16	7	23
	プロパー					7	1	8
	県派遣					7		7
	県OB					2	5	7
	その他						1	1
	一般職		7	23	42	32	17	121
	プロパー		2	4	19	12	3	40
	県派遣		1	1	12	1		15
	県OB							
	その他		4	18	11	19	14	66
計			7	23	42	48	24	144

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

- ・定款第22条において、理事は6名以上12名以内、監事は2名以内とされ、現在、理事は9名、監事は2名選任されている。
- ・職員数は、基本的には減員方向にあるが、令和4年度から5年度にかけて平泉世界遺産ガイドセンターの運営事業委託及び指定管理者指定を受けたことなどにより、常勤職員を増加させた。

〔県の関与の状況について〕

- ・現在、県派遣職員は博物館（10名）、美術館（11名）、総務部（1名・役員）となっている。美術館は、学芸部門の全員が県教委派遣職員、博物館は、学芸部門と総務部門を合わせるとプロパー職員と県教委派遣職員が半々の状況となっている。
- ・県OBについては、各事業所長又は総務課長に就任している。

〔職員の年齢構成について〕

- ・一般職のプロパー職員の年齢構成について、40歳代及び50歳代の比率が高く平均年齢も高い。
- ・60歳定年以降65歳までの再雇用制度があるが、県職員に準じる形での定年延長等が課題となっている。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	1,850,458	1,856,246	1,857,399	1,153
	流動資産	484,715	453,371	476,587	23,216
	うち現預金	198,235	157,972	159,432	1,460
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	1,365,743	1,402,875	1,380,812	▲ 22,063
	基本財産	10,000	10,000	10,000	0
	うち投資有価証券	9,966	9,966	10,000	34
	特定資産	1,263,050	1,270,581	1,280,441	9,860
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	92,693	122,294	90,371	▲ 31,923
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	642,345	649,177	632,886	▲ 16,291
	流動負債	252,711	215,455	204,180	▲ 11,275
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	389,634	433,722	428,706	▲ 5,016
	うち有利子負債	0	0	0	0
	正味財産	1,208,113	1,207,068	1,224,513	17,445
正味財産増減計算書	指定正味財産	902,376	898,886	893,826	▲ 5,060
	一般正味財産	305,737	308,182	330,687	22,505
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	経常収益	1,907,444	1,843,120	1,957,741	114,621
	経常費用	1,854,926	1,828,577	1,933,837	105,260
	事業費	1,826,720	1,814,155	1,918,356	104,201
	うち人件費	723,137	724,736	733,257	8,521
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	28,206	14,422	15,481	1,059
	うち人件費	9,511	8,041	7,907	▲ 134
	評価損益等増減額	0	0	0	0
	当期経常増減額	52,518	14,543	23,904	9,361
	経常外収益	17,370	0	1,467	1,467
	経常外費用	5,558	8,964	1,816	▲ 7,148
	当期経常外増減額	11,812	▲ 8,964	▲ 349	8,615
	法人税、住民税及び事業税	5,747	3,133	1,050	▲ 2,083
県の財政的関与	当期一般正味財産増減額	58,583	2,445	22,505	20,060
	当期指定正味財産増減額	▲ 4,131	▲ 3,490	▲ 5,060	▲ 1,570
	正味財産期末残高	1,208,113	1,207,068	1,224,513	17,445
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	0	0	0	0
	補助金(運営費)	0	0	0	0
	補助金(事業費)	16,910	18,952	10,930	▲ 8,022
財務指標	委託料(指定管理料除く)	692,866	645,361	577,121	▲ 68,240
	指定管理料	609,249	592,554	632,237	39,683
	その他	0	0	0	0
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	自己資本比率(%)	65.3	65.0	65.9	0.9
	流動比率(%)	191.8	210.4	233.4	23.0
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理費率(%)	1.6	0.8	0.8	0.0
	人件費比率(%)	39.5	40.1	38.3	▲ 1.7
	独立採算度(%)	103.5	100.3	101.2	0.9
財務評価	総資本当期経常増減率(%)	4.8	1.2	2.0	0.7
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
		A	A	A	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 ・令和4年度は、経常収益が114百万円増加しているが、その主な理由は、埋蔵文化財センター調査面積の増による発掘調査受託収益の増(58百万円)、受託管理施設の光熱水費、燃料費の増加による収入補填の増(47百万円)、新型コロナウイルス感染症の影響が限定的になったことによる利用料収入の増(26百万円)等によるもの。 【県の財政的関与について】 ・事業団の経常収益のうち6割強が、県立施設の指定管理等の管理料や学芸業務受託料、4割弱が埋蔵文化財センターにおける発掘調査委託料(県委託料も含む。)という収益構造となっている。 ・県からの指定管理料等の割合は大きい、運営費補助金、貸付金等の財政的関与は受けていない。 【財務指標・財務評価について】 ・収支均衡の財務運営を基本に、適正な予算執行に努めており、財務状況は概ね良好である。	
---	--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	・県文化振興事業団は、「いわて県民計画」の理念等に基づき、文化芸術の振興や文化財、美術品の取扱い等に係る高い専門性やネットワークを有する人材を配置し、文化芸術の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・活用等を図り、県民の教育、学術及び文化芸術の振興に向けて、積極的な役割を果たしている。 ・また、県民一人ひとりが文化芸術に親しみ、うるおいと生きがいに満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりや、東日本大震災の復興支援を目指し、県と一体となって取り組んでいる。
所管部局	・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄らいできたこともあり、感染拡大防止のために中止や変更を余儀なくされた事業が若干あったものの、概ね計画に沿って事業を実施することができたことから、各文化施設の利用率や鑑賞者数は前年度に比べて概ね増加した。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	・指定管理者制度の導入により、公の施設に係る管理運営業務の民間事業者等の参入は可能である一方、県民会館、博物館、美術館、埋蔵文化財センター及び平泉世界遺産ガイダンスセンターの事業（文化芸術に親しむ機会の創出、専門的な学芸業務、埋蔵文化財の発掘調査業務等）は、施設の管理運営と一体となった効果的・効率的な運営・活用が求められている。また、県民ニーズに即してそれぞれの事業（特に社会教育的な事業等）を実施するためには、文化芸術に係る高い専門性や調査研究能力を有する人材が必要であり、民間事業主体が代替するためには、こうした職員を継続的に確保する仕組みが不可欠となる。 ・現在、事業団が担っている岩手県文化振興基金による文化芸術団体の活動支援などは、県のアーツカウンシル構想（又はアーツコンソーシアム構想）が実現すれば、当該組織での実施が想定される。
所管部局	・県立文化施設の管理運営及びそれらを生かした文化振興にあっては、高い専門性や調査研究能力を有する人材の確保を含め、総合的に文化振興に関わる当該法人が、他の民間団体に比して効果的かつ効率的に行うことが可能と見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	・事業団では、中長期的な事業運営の基本方針を定めるとともに、中期経営計画において事業目標・経営改善目標を定め、その達成状況を確認・分析し、改善に向けた対応を行い、計画の見直しに反映させている。 ・事務局のマネジメント組織である理事長・館所長会議を新設し、基本方針、中期経営計画の策定等を行うとともに、これに基づく事業所毎の業務運営方針（又は経営計画）の策定・共有、サマーレビュー、オータムレビューによる評価・検証等を実施している。その上で、法人の意思決定機関である理事会において、定期的に当該年度の事業実施状況、翌年度の事業計画等について確認・承認を受けている。
所管部局	・事業運営の基本方針や中期経営計画を踏まえ、事業目標等の達成に向けて取り組んでいる。 ・マネジメント組織の新設や事業所毎の業務運営方針等を行い、効果的・効率的な運営を行っている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	・事業団では、潜在的リスクを想定した「事業団危機管理対応方針」を定め、各事業所はこの方針に基づき「安全管理行動マニュアル」を作成し、事故発生等における迅速、的確な対応ができるような体制を整えている。 ・会計処理の適正確保に向けて、事業所等ごとに会計事務自己点検を行い、その結果を共有している。また、毎月、会計事務所の点検を受け、助言等も得ながら、適正な事務執行、会計処理に努めている。 ・ハラスメントの発生防止に向けて、ハラスメントの禁止やハラスメント相談対応マニュアル・相談員の氏名を全職員に周知するなど対応した結果、ハラスメント相談は減少傾向にある。 ・事業団は、専門人材を多数確保しており、専門性の更なる向上を図るため、研修計画に基づき他機関の専門人材研修や講習会に職員を派遣するなど資質向上に努めている。
所管部局	・潜在的リスクを想定した方針やマニュアルを整備し、事故発生等における対応が可能な体制が確保されている。 ・会計処理の適正確保について、公認会計士・税理士法人による監査の導入により、適正な会計処理が行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	・事業満足度や意見、要望等を把握するため利用者等アンケート調査を行い、結果を実施方法の改善や計画等に反映させている。 ・財務面では、収支均衡を目標に掲げ、6か月・9か月経過時には、予算執行状況や収支見通しについて理事会報告を行い、健全な財務運営に努めている。 ・収益面では、県の指定管理料、学芸業務委託料等が主な収入であるが、文化庁や公的団体の助成事業に事業提案を行うなど、収益の確保に努めている。
所管部局	・各施設において事業ごとに実施している利用者アンケートにより、ニーズの把握や研修等に取り組み、利用者サービスの向上に努めている。 ・財務においては、収支均衡という目標の下、定期的に執行状況や収支見通しの確認を行っている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	・県派遣職員については、県出資法人の適正な運営を支援し、県との連携を強め、県文化施設の管理運営及びそれらを生かした文化振興施策を効果的に実施するため、法人の要請を受けて派遣しているものであり、指定管理業務と明確に区分し、指定管理者選定に係る公平性に配慮しながら行っている。今後も引き続き、従事業務の実態に留意し、必要性・妥当性を十分考慮の上、適切な範囲での派遣人数及び人件費の負担を行うこととしている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	・公益財団法人岩手県文化振興事業団が保有する文書等の開示等に関する要領に基づき開示請求への情報公開に対応している。 ・事業団のホームページにより、事業計画や事業報告、予算や決算、理事会・評議員会議事録等の基本情報を公開している。 ・報道機関に対し、定期的（2か月に1回）に事業所の催事情報等を情報提供（記者レク資料）するとともに、随時、SNSを活用した情報発信に努めている。
所管部局	・当法人のホームページにおいて、基本的な情報を公開しており、分かりやすく、アクセスしやすいものとなっている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「文化芸術施設の鑑賞機会の充実及び普及プログラムの推進」については、一部の目標値において、事業目標と重複しているものと見受けられます。また、重複していない目標値についても、本来は、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものであると考えられます。法人の役割である教育、学術及び文化の振興を果たす上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画策定の際に、既存の事業目標との整理統合等を行う必要があります。 なお、目標値にある入場者数等については、その増加が法人の収益増加に結びつくことにより経営改善に資するものであることは否定できないところであり、その点を踏まえて経営改善目標として据え置くのであれば、目標内容を改めた上で、目標値を金額ベースや収益率にする等により対応する必要があります。	実施済	・中期経営計画（令和5～8年度）において、事業目標と経営改善目標の重複を解消したところです。 ・なお、経営改善目標に関しては、法人の収益構造の改善に結びつく指標を選定したところです。	2023年3月
1	・法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と当該法人が連携・協働のもと、本県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存・活用等を図るため、行っているものであり、その必要性や人数等については、毎年度、検討・協議を行います。	毎年度実施
所管部局	2 ・いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン（2019～2022年度）において、「県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合（％）」、「岩手芸術祭への出展数（件）」及び「アートマネジメント研修参加者数（人）」が目標として設定されています。当該目標の達成については法人が重要な役割を担うものであると考えますが、現在の法人の事業目標には設定されていないものと見受けられます。県民計画に掲げられた項目の全てを事業目標として設定しなければならないものではありませんが、県施策推進に当たって法人が果たす役割をより明らかにするため、現在の事業目標を改善する余地があるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	・県施策推進に当たって法人が果たす役割をより明らかにするため、第2期アクションプランにおいて法人が重要な役割を担うと考えられる目標は、中期経営計画（令和5～8年度）の目標に設定しました。	2023年3月

【令和4年度指摘事項】

		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	・中期経営計画（令和5～8年度）において、事業目標と経営改善目標の重複を解消したところです。 ・なお、経営改善目標に関しては、法人の収益構造の改善に結びつく指標を選定したところです。	2023年3月
	1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	指摘事項が中期経営計画（令和5～8年度）に反映されるよう、評価の段階から計画の策定まで積極的に関与し、事業目標や経営改善目標の見直しなどを行いました。	2023年3月
所管部局	2	法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と当該法人が連携・協働のもと、本県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存・活用等を図るため、行っているものであり、その必要性や人数等については、毎年度、検討・協議を行います。	毎年度実施

No. 7 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団			所管部局 室・課等	文化スポーツ部 スポーツ振興課
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 細川倫史
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日 (平成23年8月1日公益財団法人に移行)		事務所の所在地	〒025-0012 岩手県盛岡市みたけ一丁目10番1号	
			電話番号	019-641-1127 (代)	
			HPアドレス	http://sposhin.echna.ne.jp/	
資(基)本金等	10,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円	100.0%
設立目的	生涯を通ずる体育・スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、もって県民の心身ともに健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。				
事業内容	1 公益目的事業 生涯スポーツの振興及び青少年の健全育成に関する事業 2 収益事業 公益目的事業以外への施設の貸出し等に関する事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	5 名	うち県現職	1 名	うち県OB 2 名
	平均年収 ※	6,704 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	49 名	うち県派遣	21 名	うち県OB 11 名
	平均年収 ※	4,607 千円	平均年齢 ※	52.6 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進やスポーツ愛好者の拡大等に取り組むことにより、生涯スポーツの振興を図り、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実に貢献するものである。
2	県立青少年の家の特色を生かした自然体験活動、文化・スポーツ体験活動を提供することにより、豊かな体験活動の充実に貢献するものである。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

スポーツ・レクリエーション振興のためには、幅広い分野の専門知識を有する人材が必要である。総合型地域スポーツクラブ等においては、活動内容及び範囲が限定されることや、安定した経営基盤の確保に課題がある。当該法人は、これまでに培った各競技団体等とのネットワークや事業実施、施設管理に係るノウハウにより、他の民間団体より効果的な事業実施が見込まれる。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

当該法人は、専門的な知識と能力を有する人材を活用することで、スポーツ・レクリエーション振興のため幼児から高齢者までの多様な年代に向け、質の高い事業を提供している。また、各種競技団体、関係機関、市町村等とのネットワークが構築されていること、これまでの事業実施や施設管理に係る実績を有することから、効率的に業務を推進するとともに、職員配置及び会計の分野において、弾力的な運用が可能であり、機動性及び効率性の観点から、県直営よりも優位性が認められる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

法人を取り巻く環境の変化を踏まえて、法人の役割及び県が出資・出えんすることの意義を不断に確認することが重要である。民間団体との代替性及び県等との役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を十分行った上で、実効性のある計画・評価を行い、法人の長所、強みを発揮させることで、県の出資・出えんに対する県民理解を深めていくことを目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	スポーツ・レクリエーション愛好家等の確保	① スポーツ施設利用者数 1,150,000人	947,954人		
取組内容	快適な施設利用環境の維持や、コロナ禍における適切な感染対策を講じながら各種事業の実施に努めているが、感染者が大きく増えたコロナ第7波・第8波が施設利用者数の抑制に影響し、利用者数の目標達成には至らなかった。 一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比235,159人の増加（32.9%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。				
課題	コロナ禍の外出抑制等で変化した県民のスポーツ・レクリエーションに対する意識変化をとらえた事業の実施が求められており、これまでの経験にとらわれることなく、事業の改善や新たな視点を持った取組を進めていく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	青少年の家利用者数の確保	① 青少年の家利用者数 77,455人	68,721人		
取組内容	快適な施設利用環境の維持や、コロナ禍における適切な感染対策を講じながら各種事業の実施に努めているが、小中学校の団体利用の休止が一般化したことや、コロナ第7波・第8波が施設利用者数の抑制に影響し、利用者数の目標達成には至らなかった。 一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比12,814人の増加（22.9%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。				
課題	コロナ禍の外出抑制等で変化した小中学校の利用形態の変化に対応した事業の実施が求められており、これまでの経験にとらわれることなく、事業の改善や新たな視点を持った取組を進めていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	生涯スポーツ振興のための各種事業の実施	① 参加者数 70,000人 (うち自主事業 23,300人)	38,843人 (17,008人)		
取組内容	指定管理を受けている施設が相互に連携・協力して事業を実施できる体制を整備するなど事業の推進に努めているが、感染者が大きく増えたコロナ第7波・第8波が影響し、参加者数の目標達成には至らなかった。 一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比8,343人の増加（27.3%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。				
課題	事業参加者数が低調に推移していることから、コロナ禍で利用頻度が増えたSNSを活用した広報や、各施設が相互に連携した事業の企画など、事業のPR強化や事業の魅力向上によって参加者の確保を進める必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	青少年健全育成のための各種事業の実施	① 参加者数 10,800人 (うち自主事業 4,250人)	7,384人 (3,806人)		
取組内容	指定管理を受けている施設が相互に連携・協力して事業を実施できる体制を整備するなど事業の推進に努めているが、感染者が大きく増えたコロナ第7波・第8波が影響し、参加者数の目標達成には至らなかった。 一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比1,602人の増加（27.7%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。				
課題	事業参加者数が低調に推移していることから、コロナ禍で利用頻度が増えたNSを活用した広報や、各施設が相互に連携した事業の企画など、事業のPR強化や事業の魅力向上によって参加者の確保を進める必要がある。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	利用者満足度の向上	① 利用者満足度 90%	93%		
取組内容	利用者の満足度の向上は、施設利用率の向上、ひいては利用料収入の確保に寄与すると考えており、利用者の満足度の向上に向けて、施設の良好な状態での維持、修繕に努めるとともに、接遇などの職員対応の徹底、資格取得や研修実施による指導能力の向上を図った。				
課題	利用者満足度の目標は達成しているが、経営改善に向けた指標としては間接的なものであることから、次期中期経営計画の策定にあたっては、指標の見直しも検討していく。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の資質向上	① 職員研修受講者数 100人 ② 外部研修派遣者数 100人	97人 61人		
取組内容	職員研修については、毎年、基本方針を策定し計画的に取り組んでいるほか、感染対策を徹底した研修を行っている。 職員研修については、概ね計画値となっているが、外部研修への派遣者数が計画値を大きく下回っているが、コロナ禍で外部研修自体が減っていることが主な要因である。				
課題	新型コロナの5類移行に伴い、外部研修の開催回数も増える傾向にあり、今後は、積極的に外部研修への派遣を進めていく。また、職員研修については、遠隔地の職員の受講を促すため、オンライン研修のできる環境整備を進めていくこととしている。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	利用料収入の確保	① 利用料収入 94,000千円	92,349千円		
取組内容	収益事業の8割近くを占める県民ゴルフ場の経営については、施設環境の適切な維持や、開所時間の延長、定例コンペの開催などに努めた結果、今期は増収となり、全体としても、昨年比13,797千円の増加(17.5%)と、コロナ禍においても目標値に近づく高い収益を確保できた。				
課題	全体として収益の向上は進んでいるが、光熱水費や資材費などは、それを上回る速度で高騰を続けており、利用料の引き上げなど、今後も経費の節減と収益確保が課題となっている。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	収益事業の収益率の向上	① 収益事業の収益率 1.28%	1.22%		
取組内容	収益事業の8割近くを占める県民ゴルフ場の経営については、施設環境の適切な維持や、開所時間の延長、定例コンペの開催などに努めた結果、今期は増収となり、収益率も昨年比0.19%(R3:1.03%)高まり、コロナ禍においても目標値に近づく高い率を確保できた。				
課題	全体として収益の向上は進んでいるが、公熱水や資材費などは、それを上回る速度で高騰を続けており、利用料の引き上げなど、今後も経費の節減と収益確保に注力し、収益率の向上を図る必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	5	1	2	2	5	1	2	2	5	1	2	2
非常勤	6		2	4	6		2	4	6		2	4
計	11	1	4	6	11	1	4	6	11	1	4	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	6	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)	6	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)	6	1 (1)
	一般職	46	14	20	11	1	47	14	20	12	1	43	13
	小計	52	15	21	12	4	53	15	21	13	4	49	14
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	41				41	39					39	38
	小計	41				41	39					39	38
計		93	15	21	12	45	92	15	21	13	43	87	14

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 20人

令和4年度 20人

令和5年度 20人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					3	3	6
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB					1		1
	その他						3	3
	一般職	1	7	6	10	8	11	43
	プロパー	1	7	2	2		1	13
	県派遣			4	8	8		20
	県OB						10	10
	その他							
計		1	7	6	10	11	14	49

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員（理事・監事）の増減はないものの、任期満了に伴い6月に新たな役員を選任している。

常勤職員数は、県営野球場の廃止や、県OB職員が3名退職した後に非常勤職員を充てるなどで、全体で4名減少している。（65歳で退職した職員を非常勤として任用する制度による）

〔県の関与の状況について〕

通常業務については、常勤の県OB職員も多いことから担当課との連携が十分図られているほか、重要案件については、県現職である財団の事務局長が県各課等との連携を図っており、県と一体となった財団運営がなされている。

〔職員の年齢構成について〕

県OB職員が多く60代の職員が多くなっているが、30代～50代の職員は各年代とも10名前後おり、職員バランスはとれている。なお、県OB職員は、即戦力として活躍していただいているほか、数年で退職することから組織の硬直化等の弊害もない。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)				
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	416,218	409,047	407,691 ▲ 1,356
	流動資産	98,928	94,262	155,029 60,767
	うち現預金	65,231	43,764	82,200 38,436
	うち有価証券	0	0	0 0
	固定資産	317,290	314,785	252,662 ▲ 62,123
	基本財産	10,000	10,000	10,000 0
	うち投資有価証券	10,000	10,000	10,000 0
	特定資産	256,350	259,113	228,449 ▲ 30,664
	うち投資有価証券	100,000	100,000	100,000 0
	その他固定資産	50,940	45,672	14,213 ▲ 31,459
	うち投資有価証券	0	0	0 0
	負債	178,323	182,936	188,664 5,728
	流動負債	76,194	76,443	108,379 31,936
	うち有利子負債	0	0	0 0
	固定負債	102,129	106,493	80,285 ▲ 26,208
	うち有利子負債	0	0	0 0
正味財産増減計算書	正味財産	237,895	226,111	219,027 ▲ 7,084
	指定正味財産	10,000	10,000	10,000 0
	一般正味財産	227,895	216,111	209,027 ▲ 7,084
	経常収益	758,710	808,792	873,169 64,377
	経常費用	763,244	820,016	879,911 59,895
	事業費	724,700	782,071	842,588 60,517
	うち人件費	305,058	341,225	352,602 11,377
	うち支払利息	0	0	0 0
	管理費	38,544	37,945	37,323 ▲ 622
	うち人件費	33,680	33,058	32,637 ▲ 421
	評価損益等増減額	0	0	0 0
	当期経常増減額	▲ 4,534	▲ 11,224	▲ 6,742 4,482
	経常外収益	0	0	0 0
	経常外費用	0	0	0 0
	当期経常外増減額	0	0	0 0
	法人税、住民税及び事業税	612	560	342 ▲ 218
県の財政的関与	当期一般正味財産増減額	▲ 5,146	▲ 11,784	▲ 7,084 4,700
	当期指定正味財産増減額	0	0	0 0
	正味財産期末残高	237,895	226,111	219,027 ▲ 7,084
	長期貸付金残高	0	0	0 0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0 0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0 0
	損失補償(残高)	0	0	0 0
	補助金(運営費)	0	0	0 0
	補助金(事業費)	0	0	0 0
	委託料(指定管理料除く)	123,806	147,314	146,040 ▲ 1,274
財務指標	指定管理料	538,498	565,053	612,255 47,202
	その他	0	0	0 0
	自己資本比率(%)	57.1	55.3	53.7 ▲ 1.6
	流動比率(%)	129.8	123.3	143.0 19.7
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0 0.0
	管理費率(%)	5.1	4.6	4.2 ▲ 0.4
	人件費比率(%)	44.4	45.6	43.7 ▲ 1.9
	独立採算度(%)	99.4	98.6	99.2 0.6
財務評価	総資本当期経常増減率(%)	▲ 1.9	▲ 5.0	▲ 3.1 1.9
	増減(令4-令3)			
A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)				

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
 コロナ禍による利用料の減少や収支相償の達成などを見込み、当初予算で20,976千円の赤字を想定していたが、徹底して支出を抑制する中で、感染対策を講じながら大会等が開催されたことなどから利用料が想定外に伸びたほか、暖冬の影響で屋外施設が3月から営業できたことなどから、赤字額が縮小し7,084千円の赤字に改善した。

【県の財政的関与について】
 岩手県における生涯スポーツの振興や青少年の健全育成の中核的役割を担っており、11の県営施設の指定管理者となっている。指定管理料は収益の7割を占め、県からの委託料を含めると、県からの収益が全体の9割となっている。一方、県委託料等の継続的な削減に対応した経費節減や業務改善が限界に近づいており、新たな対応策の検討が必要となっている。

【財務指標・財務評価について】
 個別の財務指標では致命的な数値はないが、連続6期の赤字決算となる中で指標全体が悪化している。指定管理を受けている11の県有施設全てで収益源の確保を図ることが必要であり、県と十分に相談しながら対策の検討を進めていく。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県の施策のうち、生涯スポーツの振興と青少年の健全育成については、本事業団の目的と合致しており、これまでも県受託事業や指定管理業務を通じ連携して取り組んでいるほか、令和3年度に開設された野外活動センターに係る県事業を受託するなど、県と一体となった施策の推進に貢献している。
所管部局	目標値には達しなかったものの、新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、利用者の安心・安全の確保に努めながら事業を実施したことにより、スポーツ施設及び青少年の家の利用者数が前年度に比べて増加しており、県の施策に貢献していると認められる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	昭和60年の財団設立から長年に亘り築き上げてきた市町村や各競技団体等との信頼関係を基盤としてし、生涯スポーツの振興や青少年の健全育成に取り組んでいる。 更に、長年の業務を通じた確実な施設管理のノウハウを蓄積しているほか、各種の資格や経歴、知識を有する職員を有することなど、他の民間団体が代替するのは困難である。
所管部局	スポーツ振興にあつては、総合的にスポーツに関わる団体であることから、法人の持つ各種競技団体等とのネットワークや事業を遂行する人的資源とノウハウを持つこと、青少年の健全育成にあつては、小中学校等の教育機関とのネットワークを持つことから、他の民間団体より効果的な事業実施が見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	事業団の確実な運営を図るため、年度当初に理事長が各施設に出向き意見交換をしているほか、施設長会議の定期開催を通じた施設間の連携や、事務局長と全職員との面談を通じた職員との意思疎通に努めている。 また、研修会の開催や各種資格の取得支援を通じた職員育成に努めるとともに、全職員を対象とした事務局長面談を通じ、個々の職員の個別事情の把握に努め、職員に寄り添った支援・対応に努めている。
所管部局	各施設の状況や、職員の実情等を把握しながら、マネジメントを行っているほか、各種研修の機会の確保や各種資格取得支援を通じた職員の育成に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	内部統制を確実に実施するため、各施設毎に毎月コンプライアンスの日を設けて、所属長訓示や職員発表等を実施するほか、施設長会議で実施状況を共有するなど、取組の徹底を図っている。 理事会や評議員会において財団運営について意見をいただくほか、監事による監査や、県担当課による実地検査、税理士事務所による指導など、複数のチェック体制を構築している。
所管部局	コンプライアンスの日を定めて意識啓発を適切に行っている。会計処理については、幹事による監査や税理士による指導等複数のチェック体制を構築しており、リスク管理に積極的に取り組んでいる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	コロナ禍が長期化する中で、利用料収入は目標値に到達しなかったが、健全経営の重要な要素と考えている利用者満足度は高水準で推移している。また、徹底した感染対策を講じながら各事業等の実施に努めた結果、利用者数・利用料とも前年比で増加し、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。
所管部局	施設の維持、修繕による施設環境の整備や接遇などの職員対応の徹底のほか、資格取得や研修実施による指導力の向上に努めており、利用者の満足度の向上につながっていると推察され、満足度の向上は、施設利用率及び利用料収入の確保に寄与するものと認められる。 また、利用料の確保に向けて、徹底した感染対策を講じて各事業実施に努めたほか、収益の柱となる県民ゴルフ場の開所時間の延長や定例コンペの開催に努めたことにより、施設の利用者数及び利用料収入は、前年に比べ増加している。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県派遣職員については、県出資法人の適正な運営を支援し、県との連携を強め、スポーツ振興施策及び青少年の健全育成を効果的に実施するため、法人の要請を受けて派遣しているものであり、指定管理業務と明確に区分し、指定管理者選定に係る公平性に配慮しながら行っている。今後も引き続き、従事業務の実態に留意し、必要性を十分考慮した上で、適切な範囲での派遣人数、人件費負担を行うこととしている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	財団ホームページや各施設の窓口において各種資料を提供してきたが、情報公開の更なる充実を図るため、各種紙媒体へのQRコードの導入、分散していたSNSの統合による情報発信の一体化を進めている。 今後も、提供する情報の充実を進め、利用者等の利便性向上に努めていく。
所管部局	法人の基本的情報については、法人のホームページ等により適切に情報公開されているほか、各種紙媒体へのQRコードの導入や、分散しているSNSの統合による情報発信の一本化を進めるなど、情報公開の推進に積極的に取り組んでいる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「収益事業の収益率の向上」について、実績が目標値を下回りました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることが原因のようですが、当該影響が比較的少なかった前年度においても目標値を大きく下回っています。（前年度実績1.09）法人の策定した中期経営計画において、当該目標の達成に向けた取組内容及びスケジュールの記載が具体的ではなく、計画性をもった取組が行われているか否かについての評価が困難な状況です。中期経営計画策定の際に、再度目標値の妥当性について検討を行った上で、取組内容の具体化とスケジュールの可視化を行い、それに基づいて計画的に取り組む必要があります。	実施済	目標値としての妥当性の指摘があった収益率については、内部で検討を重ねた結果、収益率のベースとなる光熱水費や資材費等が急騰しているほか、利用料収益が感染症の影響や天候に大きく作用されることから、指標としての適切性に欠けるとの判断に至り、次期中期計画では指標としないこととした。 なお、ゴルフ場の利用者の中核となる70歳代は、人口統計上、今後、急減することから、ゴルフ場経営のあり方について、担当課と協議を重ねている。	令和4年度
	2 ・経営改善目標として設定している「利用者満足度の向上」については、目標内容を鑑みれば、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものであると考えられます。法人の役割である生涯スポーツの振興及び青少年の健全育成を果たす上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画策定の際に、既存の事業目標との整理統合等を行う必要があります。なお、何らかの意図があって経営改善目標として設定している場合には、法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値の設定に修正する必要があります。	実施済	目標値としての妥当性の指摘があった利用者満足度については、内部で検討を重ねた結果、経営改善目標としては間接的なものとの判断に至り、次期中期計画では指標としないこととした。 なお、経営に直接的に関わる、収益の安定的確保に向けた財務構造の見直しについて、担当課と協議を重ねている。	令和4年度
所管部局	1 法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と連携、協働のもとに県が業務委託している「生涯スポーツの振興に関する事業の企画、運営」及び「県設置の青少年の健全育成のための社会教育施設としての適切な研修」を実施するために必要な職員を法人の要請を受けて派遣していますが、毎年度、事業の必要性、業務の実態を確認し、必要な範囲での派遣人数、人件費負担について検討します。	毎年度実施

【令和4年度指摘事項】

指摘事項		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	実施済	妥当性の指摘のあった目標値については、指摘を踏まえ内部で検討を重ねた結果、目標の指標としないこととした。 なお、県からの収益が収益全体の大半を占めることから、経営改善に向けては、県の担当課と継続的に検討を重ねている。	令和4年度
	2	実施済	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	令和4年度
所管部局	2	実施済	法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	毎年度実施

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 健司	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113		
	(平成24年 4 月 1 日一般財団法人に移行)	電話番号	0197-35-6700		
		HPアドレス	http://www.iwatecln.or.jp/		
資(基)本金等	10,200,000 円	うち県の出資等 ・割合	3,300,000 円		32.4%
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	6,829 千円	平均年齢 ※	67.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	11 名	うち県派遣	6 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,185 千円	平均年齢 ※	45.2 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

民間による管理型最終処分場の設置は地域住民の理解や協力が得られない場合が多いため、公共の信用力に基づく整備が必要です。また、現在、管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の県内シェアは9割強を占め、民間による代替施設がない状況です。なお、本法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣から廃棄物の処理を適正かつ確実に行うことができる者として「廃棄物処理センター」に指定されていますが、その事業主体は、廃棄物の適正処理等の確保に資することを目的として設立された地方公共団体出資等法人とされています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

産業廃棄物の処理は排出者責任を原則とし、随時搬入される多種多様な産業廃棄物をその性状に応じて適正に処分するため、専門的知識を有する職員を育成・配置しながら社会的要請、経済動向で変化する処理需要に機動的かつ適切に対応するとともに、施設の安定した維持管理を講じていく必要がありますが、県直営ではこのような経営が困難です。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。 県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準超過0日	基準超過0日		
取組内容	・関係法令や作業標準書に基づく職員研修や特定従事者訓練の実施（年1回以上） ・処理施設の日常点検（監視、計測、測定）のほか特別点検により、不具合箇所の早期発見・補修（年2回） ・搬入廃棄物の抜取検査（年12検体）及び排水等の環境測定（毎月） ・周辺3地区地元自治会を対象とした意見交換会を開催による情報提供・コミュニケーションの推進				
課題	令和4年度は、昨今の降雨量の増加に伴い、いわてクリーンセンター第Ⅱ期埋立地の浸出水調整槽への流入水量が増加し、場外への越流の危険性があったことから、浸出水調整槽の容量を補うための緊急措置として仮設タンクを設置した。 緊急措置の結果、安定した水処理が可能となったものの次年度以降も同様の状況になる可能性があるため、いわてクリーンセンター埋立終了後も見据え、恒久的な対策が課題となっている。 このことについて、令和5年度内に恒久的な対応策の検討を進める予定である。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	自県内処理推進への貢献 (管理型産業廃棄物の受入)	① 40,000トン/年間	41,233トン		
取組内容	・県内排出事業者からの信頼性の確保のため、現地視察の積極的な受入を実施 ・ホームページ等による適切な情報提供を実施				
課題	リサイクルの推進に伴い今後の廃棄物受入量が減少傾向にあると見込まれるため、次期最終処分場の供用開始後を見据え、適切な廃棄物処理収入の確保が課題となっている。 このことについて、令和5年度内に、処理料金体系の見直しや新たな割引サービスの拡充に関する検討を進める予定である。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備 (建設工事に向けた作業の推進)	① いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	100%		
取組内容	・県と連携し、国交付金や県補助金、県借入金を適切に確保 ・次期最終処分場用地の土地造成や地盤改良工事、防災調整池の築造、地下水集水管工事、雨水集水管工事を実施 ・浸出水処理施設建設工事に係る実施設計及び地盤調査を実施				
課題	・現在移動中のいわてクリーンセンターの埋立終了時期が令和6年度内となっているため、次期最終処分場への円滑な移行が必須となっている。 ・地域的な事情により冬期間の工事施工ができないことなどから、工事進捗が当初想定から遅れつつあるため、進捗管理が課題となっている。 ・現在、国や県等の関係機関や工事請負業者との協議を進めながら、令和6年10月の供用開始を目指し工事を進めている。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	長期借入金残高の縮減 (次期処分場整備分を除く)	① 残高率 0%	残高率 0%		
取組内容	特に無し (令和4年度で完了)				
課題	特に無し (令和4年度で完了)				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	適切な資金管理 (維持管理積立金の積立)	① 積立率 100%	100%		
取組内容	・維持管理積立金2.5億円の積立（令和4年度で完了）				
課題	特に無し				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	7	1	1	5
計	8	1	2	5	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
	一般職	7	3	4		8	4	4		9	4	5	
	小計	9	4	5		10	5	5		11	5	6	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	8			8	8			8	7			7
	小計	8			8	8			8	7			7
計		17	4	5	8	18	5	5	8	18	5	6	7

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2		2
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		1	3	2	2	1	9
	プロパー		1	2			1	4
	県派遣			1	2	2		5
	県OB							
	その他							
計			1	3	2	4	1	11

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る人員確保のため新規職員の採用活動を行う。

〔県の関与の状況について〕

次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から6名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕

20歳台から60歳台にかけて均等に配置されている。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	8,189,229	8,886,088	11,415,061	2,528,973	
	流動資産	2,578,713	1,887,863	2,745,326	857,463	
	うち現預金	2,402,227	1,328,978	2,196,097	867,119	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	5,610,516	6,998,225	8,669,735	1,671,510	
	基本財産	10,200	10,200	10,200	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	2,576,231	2,611,788	2,670,711	58,923	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	3,024,085	4,376,237	5,988,824	1,612,587	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	3,958,970	4,329,973	6,387,044	2,057,071	
	流動負債	403,932	480,106	305,466	▲ 174,640	
	うち有利子負債	136,800	0	10,395	10,395	
	固定負債	3,555,038	3,849,867	6,081,578	2,231,711	
	うち有利子負債	1,477,093	1,477,093	3,451,780	1,974,687	
正味財産	4,230,259	4,556,115	5,028,017	471,902		
指定正味財産	564,052	850,320	1,716,225	865,905		
一般正味財産	3,666,207	3,705,795	3,311,792	▲ 394,003		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	1,129,248	1,096,090	1,024,745	▲ 71,345	
	経常費用	1,147,571	1,097,437	1,181,816	84,379	
	事業費	1,137,879	1,088,634	1,172,483	83,849	
	うち人件費	67,981	68,095	63,881	▲ 4,214	
	うち支払利息	7,233	7,078	6,730	▲ 348	
	管理費	9,692	8,803	9,333	530	
	うち人件費	6,938	6,069	6,018	▲ 51	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 18,323	▲ 1,347	▲ 157,071	▲ 155,724	
	経常外収益	7,768	6,366	4,875	▲ 1,491	
	経常外費用	393	2,195	8,778	6,583	
	当期経常外増減額	7,375	4,171	▲ 3,903	▲ 8,074	
	法人税、住民税及び事業税	▲ 34,713	▲ 36,764	233,029	269,793	
	当期一般正味財産増減額	23,765	39,588	▲ 394,003	▲ 433,591	
	当期指定正味財産増減額	85,865	286,268	865,905	579,637	
	正味財産期末残高	4,230,259	4,556,115	5,028,017	471,902	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
県の財政的関与	長期貸付金残高	1,785,329	1,829,386	3,833,006	2,003,620	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備貸付金
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	136,800	0	0	0	第Ⅱ期最終処分場整備費
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	177,437	31,837	411,536	379,699	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備補助金
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	51.7	51.3	44.0	▲ 7.3	=正味財産／総資産×100
	流動比率（％）	638.4	393.2	898.7	505.5	=流動資産／流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	19.7	16.6	30.3	13.7	=有利子負債／総資産×100
	管理費率（％）	0.8	0.8	0.8	▲ 0.0	=管理費／経常費用×100
	人件費比率（％）	6.5	6.8	5.9	▲ 0.9	=人件費／経常費用×100
	独立採算度（％）	99.0	100.3	86.5	▲ 13.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 0.4	0.0	▲ 3.1	▲ 3.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

次期最終処分場整備に係る借入金の増により、負債が増加している。
維持管理積立金の積立等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。

【県の財政的関与について】

次期最終処分場整備費用に係る資金貸付及び補助金の交付を受けている。

【財務指標・財務評価について】

次期産業廃棄物最終処分場整備事業について、令和5年度に工事請負業者に支払う前払金に充てるため、令和4年度に県から資金を借り入れたことから、令和4年度の流動資産(現金預金)が上昇した。これに伴い、流動比率の上昇となった。
廃棄物処理収入の減少や事業費の増加により、独立採算度及び総資本当期経常増減率は低下している。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時にあっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がいまだ困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としているが、民間の管理型最終処分場だけでは不足するため、公共関与施設により補完している現状である。また、産業廃棄物処理に対する県民の信頼醸成と適正処理の一層の推進を図るため、公共関与による施設整備が必要になっている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。
所管部局	中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の施策への貢献、処分場建設工事の適切な実施のため職員派遣を行っている。また、派遣職員の人件費は、県の施策である循環型社会の推進に係る業務に従事しており、派遣法第6条第2項に該当するものとして県が支給することとしている。財政的関与について、次期処分場の整備は、県の施策である循環型社会の形成に不可欠であり、公益上の必要性の高い事業であることから関係部局と調整の上、貸付を行っている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていると認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・事業目標として設定している「廃棄物の適正処理（埋立基準・排水基準の遵守）」及び「自県内処理推進への貢献（管理型産業廃棄物の受入）」について、法人として日々経営努力を行っていることは推察されますが、取組内容欄に記載されている内容は、法人が行っている事業の概要の説明に終始しており、令和2年度に法人が目標達成のために取り組んだ具体的な実績の確認が困難となっています。取組内容欄に記載する内容は、PDCAサイクルのD（実行）の内容に該当し、適正なC（評価）が実施されるために重要な情報となるものです。そうした趣旨を踏まえて、取組内容欄を記載する必要があります。	実施済	事業目標に対する取組内容は、具体的な表現でかつ、できるだけ数値的に示せるような記載方法に改めた。	R5.3
	2 ・経営改善目標についても、上記と同様、評価対象年度に法人が目標達成のために取り組んだ実績が具体的に確認できるような記載内容とする必要があります。	実施済	経営改善目標に対する取組内容は、具体的な表現でかつ、できるだけ数値的に示せるような記載方法に改めた。	R5.3
所管部局	1 ・法人では、令和6年度までの竣工に向けて、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の整備を推進しています。これに関して、事業目標として設定している「いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備（建設工事に向けた作業の推進）」についてですが、現状では、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要です。中期経営計画策定の際に、計画期間における毎年度の目標進捗率を目標値として設定する等、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、適切に助言及び指導を行った。	R5.3
	2 ・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。	R6.10

【令和4年度指摘事項】

指摘事項		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、十分な検討を行った。	R5.3
	2	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。また、県との総合調整等を担える職員の育成による当事業団の自立を推進していく。	R6.10
所管部局	1	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、適切に助言及び指導を行った。	R5.3
	2	取組中	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	R6.10

No. 9 公益財団法人いわて愛の健康づくり財団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いわて愛の健康づくり財団			所管部局 室・課等	保健福祉部 保健福祉企画室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	鎌田 英樹
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和62年11月4日 (平成23年4月1日公益財団法人へ移行)		事務所の所在地	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1	
			電話番号	019-622-6773	
			HPアドレス	http://www.iwate-isyoku.or.jp/	
資(基)本金等	313,031,568 円		うち県の出資等 ・割合	106,310,000 円	34.0%
設立目的	総合的腎不全対策及び臓器移植の増進に関する業務を行うほか、保健医療の推進に関する必要な事業を行うことにより、県民の健康保持増進を図る。				
事業内容	1 総合的腎不全対策及び臓器移植の推進に関する事業 ア 腎臓提供者の募集及び登録 イ 腎臓移植希望者の登録に関する支援及び助成 ウ 臓器移植体制の整備に関する調査研究及び支援 エ 腎不全及び臓器移植に関する知識の普及啓発 オ 臓器提供意思表示カード等の普及 2 保健医療の推進に関する事業 ア 保健医療に関する知識の普及啓発 イ 保健医療に関する事業の助成 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	0 名	うち県現職	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	3 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	《非公表》 千円	平均年齢 ※	《非公表》 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	臓器提供意思表示方法の普及、啓発
2	臓器移植の普及推進
3	医療機関における臓器提供体制整備の支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

利害関係のない中立的な立場から、県民に対する臓器移植に関する普及啓発や、医療機関の体制整備の支援を専門に行う県内唯一の団体です。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

臓器移植医療に係る体制整備支援や普及啓発事業は高度な専門的知識や経験、関係機関との連携が必要であり、事業実施に係る経費、人的負担などにおける機動的で柔軟な対応が可能な面においても、県直営より優れています。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は県内において総合的腎不全対策及び臓器移植の推進に関する業務を行うほか、保健医療の推進に関する必要な事業を実施している唯一の公益財団法人であり、県民の健康保持の増進に寄与していることから、県は本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤												
非常勤	7	1		6	7	1		6	7	1		6
計	7	1		6	7	1		6	7	1		6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1			1	1		
	一般職	3	1	2		3	1	2		3	1	2	
	小計	4	1	3		4	1	3		4	1	3	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	1	3		4	1	3		4	1	3	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1		1
	プロパー							
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		1		1	1		3
	プロパー					1		1
	県派遣		1		1			2
	県OB							
	その他							
計			1		1	2		4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和5年度現在まで、非常勤役員7名、常勤職員4名という状況が継続している。

〔県の関与の状況について〕

令和5年度現在まで、非常勤役員7名うち1名が県現職、常勤職員4名うち県派遣3名という状況であり、県派遣の職員構成に占める割合が高い。

〔職員の年齢構成について〕

常勤職員の年齢構成については、管理職及び一般職双方において若手・中堅層が薄い傾向にある。

(単位：千円)

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
貸借対照表	資産	335,672	328,168	312,924	▲ 15,244
	流動資産	2,872	2,963	2,848	▲ 115
	うち現預金	2,191	2,023	2,175	152
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	332,800	325,205	310,076	▲ 15,129
	基本財産	331,984	324,321	309,506	▲ 14,815
	うち投資有価証券	287,338	282,118	269,573	▲ 12,455
	特定資産	0	0	0	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	816	884	570	▲ 314
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	694	844	717	▲ 127
	流動負債	694	844	717	▲ 127
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	0	0	0	0
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	334,978	327,324	312,207	▲ 15,117	
指定正味財産	325,587	320,027	305,326	▲ 14,701	
一般正味財産	9,391	7,297	6,881	▲ 416	

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
正味財産増減計算書	経常収益	9,695	10,346	12,224	1,878
	経常費用	11,736	12,379	12,526	147
	事業費	11,433	12,044	12,113	69
	うち人件費	8,435	8,432	8,525	93
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	303	335	413	78
	うち人件費	101	95	95	0
	評価損益等増減額	▲ 42	▲ 61	▲ 114	▲ 53
	当期経常増減額	▲ 2,083	▲ 2,094	▲ 416	1,678
	経常外収益	299	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	299	0	0	0
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 1,784	▲ 2,094	▲ 416	1,678	
当期指定正味財産増減額	▲ 112	▲ 5,560	▲ 14,701	▲ 9,141	
正味財産期末残高	334,978	327,324	312,207	▲ 15,117	

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	6,607	6,730	6,523	▲ 207	臓器移植コーディネーター設置委託料
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務指標	自己資本比率(%)	99.8	99.7	99.7	0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	413.8	351.1	397.2	46.1	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	2.6	2.7	3.3	0.6	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	72.7	68.8	68.8	0.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	85.2	83.5	97.5	14.0	= (経常・経常外収益-補助金〔運営費〕)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	▲0.6	▲0.6	▲0.1	0.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

令和3、4年度に基本財産の取り崩しをしたため、一時的に経常収益が増加している。また、当期一般正味財産増減額も取り崩しにより、減少に転じているもの。

〔県の財政的関与について〕

委託料の減少は、臓器移植コーディネーターに係る扶養手当の減少によるもの。

〔財務指標について〕

独立採算度：令和4年度は、基本財産を取り崩した（2,270千円）ため、割合が一時的に上がっているもの。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

当法人は、「岩手県保健福祉計画」に基づき、県民に対する臓器移植等の知識の普及・啓発や、臓器移植の医療体制の整備を財団の活動を通じ進めていく役割を担っています。県の関与が大きくないことから、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。

財務の状況は、正味財産が減少傾向にありますが、自己資本比率及び流動比率とも高い状態にあり、財政基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 10 公益財団法人いわてリハビリテーションセンター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いわてリハビリテーションセンター			所管部局 室・課等	保健福祉部 医療政策室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 大井 清文
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月1日		事務所の所在地	〒020-0503 岩手県岩手郡雫石町セツ森16-243	
	※平成25年8月1日 公益財団法人に移行		電話番号	019-692-5800	
			HPアドレス	https://www.irc.or.jp/	
資(基)本金等	30,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円	33.3%
設立目的	リハビリテーションの普及啓発に関する事業を行うほか、リハビリテーションの推進に関する必要な事業を行うことにより、県民の保健医療の充実に寄与することを目的とする。				
事業内容	1 リハビリテーションの普及啓発に関する事業 2 リハビリテーションの推進に関する必要な事業 3 岩手県から委託を受けたリハビリテーション施設の運営 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	3 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	16,717 千円	平均年齢 ※	59.3 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	202 名	うち県派遣	1 名	うち県OB 27 名
	平均年収 ※	4,740 千円	平均年齢 ※	39.3 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	必要に応じた医療を受けることができる体制の充実 質の高い医療が受けられる体制の整備
2	保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進 地域リハビリテーション

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

リハビリテーション医療は、他の医療機関でも実施していますが、本法人は回復期のリハビリテーションに特化しているリハビリ専門機能を有しており、他にはありません。また、県の施策と一体となって、リハビリテーションに関する地域活動の支援及び教育研修、調査研究に係る不採算の公益事業を実施しており、民間団体では代替ができません。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

医師を理事長とした法人による運営は、迅速な意思決定が可能であり現場のニーズや状況変化等に柔軟に対応することが可能となっています。また、専門スタッフを多数有していることから、専門的なノウハウを活用し、効率的に質の高いサービスの提供が可能となっているなど、県直営よりも優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県のリハビリ医療の中核施設であるいわてリハビリテーションセンターの管理運営に関する業務を行うほか、県民が必要な医療を適切に受けられるよう、リハビリテーションに関する教育研修及び地域における活動の支援等に関する業務を行い、県の施策推進に寄与していることから、県は本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働し、法人の強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	リハビリテーション医療の質の向上	① 看護必要度の改善度 4.0点 ② パーセルインデックスの改善度 35点 ③ 在宅復帰率 85.0% ④ FIMアウトカム評価の実績指数 45点	4.2点 31.9点 85.6% 50.7点		
取組内容	新型コロナウイルスのクラスターによる行動制限や、面会制限による早期退院から平均在院日数が短縮する中で、訓練・治療時間の調整等により、4項目中3項目について達成することができた。（質の向上の指標として、診療報酬の改善基準や回りハ病棟の質の評価等で使用され、日常生活動作や身体機能の障がい度合いを示す【看護必要度】【パーセルインデックス】【FIMアウトカム評価】【在宅復帰率】を用いた。目標値は、診療報酬の施設基準や改善基準を基本として当センターの実績を加味した。）				
課題	看護必要度、パーセルインデックスの改善度、FIMのアウトカム評価は、日常生活動作の「できることを増やす」ことによって増加する。充実した診療・訓練により、身体機能の再獲得を最大限支援し、より短期間での改善度の向上を目指す。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	医療連携体制等の構築 （切れ目のないケアを適切な機関で提供することを目的とし、急性期医療機関からの早期受け入れや、自宅又は自宅以外への退院受け皿体制の確立を図るなど医療連携体制を推進する。）	① 脳卒中地域連携バスの使用率 35% ② 逆紹介率 90%	39.9% 90.2%		
取組内容	①地域連携バスの使用率向上のため、関連機関の連携バス会議へ出席し、実績報告等により対象者の治療過程・予後等を共有し、診療方針決定の参考としたり、予後を見据えた指導・訓練を行うなど、連携バスの使用目的や有用性の認識を高めた。				
課題	引き続き、連携機関との関係づくりに努め、地域連携バスの有効活用を図る。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	公益事業（教育・研修事業）の実施	① 岩手医科大学の臨床実習生受入人数 125人 ② 看護学生の臨床実習受入人数 400人（延べ） ③ 療法士の学生臨床実習受入人数 550人（延べ）	57人 150人 456人		
取組内容	同一日程での参加者数の制限、感染拡大地域からの受け入れ制限等、感染リスクを考慮しながら実習受入を行った。新型コロナウイルス流行の長期化を受け、養成校側も学生が媒介となって感染拡大するリスクを避けるため、実習を中止する養成機関もあった。				
課題	感染症流行を前提とした受け入れ態勢を整備し、患者・学生双方が安心して、積極的に実習に臨める環境づくりに取り組む。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	公益事業（調査・研究事業）の実施	① 学会発表件数 医師 6件 ② 学会発表件数 療法士 24件 ③ 学会発表件数 看護師 6件 ④ 学会発表件数 その他医療従事者 1件	4件 19件 0件 1件		
取組内容	新型コロナウイルスの感染収束が見えないことから、WEB開催やハイブリッド開催を中心に参加した。当センターでも感染者や予防待機者が多数生じ、学会発表への取り組みに人員を割きづらい状況であったが、可能な限り参加した。				
課題	新型コロナウイルス感染予防対策の継続・強化で業務量が増える一方で、職員の感染者や近親者の感染による予防待機等により勤務状況が厳しくなり、益々、調査・研究等に割ける時間が確保しにくくなるなかで、WEB開催の学会・研修会等を利用し、発表実績を重ねる。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	経営の安定化（黒字収支）	① 収支 241千円	△85,872千円		
取組内容	クラスターによる病棟閉鎖の影響が大きく、患者数が減少した。感染予防対策に必要な物資の確保や、光熱水費、燃料費等の高騰により費用が膨らんだこともあり、マイナス収支となった。				
課題	収益のほとんどは入院収益が占め、入院患者数と1日1人当たりの単価の変動が収益に直結する。診療効率等により在院日数が短縮する中で、より多くの患者確保に取り組む必要がある。また、電力や燃料等の高騰が続き、その煽りを受けて様々な分野で値上がりが生じていることから、節電・省エネに努めるほか、省資源化にも積極的に取り組み、費用の削減に努める。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	支出の削減	① 材料費 対医業収益比 5.490%	7.69%		
取組内容	契約価格の見直しやジェネリック薬品、後発診療材料への切り替え等により、引き続き費用削減に努めた。感染対策に使用するマスクや防護衣・消毒材、コロナ感染症検査試薬・検査キット等は、感染予防を最重点目標としたため、消費が増大した。				
課題	感染予防を最重点目標とするため、ルールに基づいた予防措置材料（マスクやガウン、フェイスシールド、消毒剤、検査試薬・検査キット）等の消費は必需である。長期的な対応となる中、購入方法の工夫や価格交渉等によりコスト削減に努める。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	病床利用率の向上	① 88.0%	84.5%		
取組内容	入退院日の調整等により効率的なベッドコントロールに努めた。クラスター発生による感染拡大予防策として病棟閉鎖を行ったことから、入退院に制限が掛かり効率的な病床運用が行えなくなった。				
課題	診療効率の向上やコロナ禍における早期退院希望等により在院日数が短縮傾向にあり、病床回転率の増加により、病床利用率が伸び悩んでいる。入退院調整による効率的な病床運用のため、より多くの患者紹介を得られるよう、連携強化の取り組みが必要となる。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	紹介患者の確保	① 紹介患者数 361人	484人		
取組内容	入院日の調整等により新規入院患者数（紹介患者数）を伸ばすことができた。紹介元の急性期病院の医療機関や医療連携パスの関連医療機関等を訪問し、当センターの特色・診療実績を説明することにより、理解を深めていただき、社会復帰や生活の自立等を目的とした患者を紹介して頂けるように取り組んだ。				
課題	コロナ禍における面会規制等の影響もあり、在院日数が短縮傾向にあることから、より多くの入院患者（紹介患者）を確保する必要がある。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	入院患者1日単価の向上	① 43,000 円	42,148円		
取組内容	療法士のスケジュール調整などにより入院患者一人一日あたり7.5単位以上のリハビリテーション提供を目指したが、リハ職のコロナ感染及び感染予防対策としての出勤制限等の影響により、6.8単位にとどまった。				
課題	感染症流行当初より、感染予防対策の徹底、職員の交差感染の予防等を行い、クラスター化を回避する取り組みが重要。リハ職を確保したうえで、効率的なスケジュール管理に努め、リハビリテーション実施単位数の向上を図る。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		1	2	3	1		2	3		1	2
非常勤	8	2		6	8	2		6	8	2		6
計	11	2	1	8	11	3		8	11	2	1	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	7	4 (2)	3 (1)		28	12 (2)	2 (1)	14	27	12 (2)	1 (1)	14
	一般職	189	159	1	24	167	151		11	175	157		13
	小計	196	163	1	27	195	163	2	25	202	169	1	27
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	11			2	11			2	11			2
	小計	11			2	11			2	11			2
計		207	163	1	29	206	163	2	27	213	169	1	29

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				1	20	6	27
	プロパー					11	1	12
	県派遣					1		1
	県OB				1	8	5	14
	その他							
	一般職		56	56	36	22	5	175
	プロパー		56	54	25	18	4	157
	県派遣							
	県OB			2	9	2		13
	その他				2	2	1	5
計			56	56	37	42	11	202

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員は、常勤・非常勤ともに増減はなく、定数を維持している。職員は、施設基準や働き方改革による影響がほとんどなかったことから、退職補充を原則としつつ、看護師及び言語聴覚士の充足を図った。

〔県の関与の状況について〕

専務理事の県退職者派遣を受け、経営の立て直しに取り組む。事業面では、引き続き保健師1名の派遣を受け、地域支援部と教育研修部の副部長職にあたり、県や市町村との事業のすり合わせ等を行っている。

〔職員の年齢構成について〕

定年退職後の再任用や職務経験者、転職の新卒者の採用も多いことから、平均年齢は高めで推移し、年々上昇傾向にある。出身地へのUターンやスキルアップ等のため、経験10年程度の中堅の退職が目立つ。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	820,707	753,571	674,444	▲ 79,127	
	流動資産	500,145	443,925	529,701	85,776	
	うち現預金	95,436	28,990	56,277	27,287	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	320,562	309,646	144,743	▲ 164,903	
	基本財産	30,000	30,000	30,000	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	271,062	267,620	110,190	▲ 157,430	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	19,500	12,026	4,553	▲ 7,473	
	うち投資有価証券	0	0		0	
	負債	469,751	440,148	446,893	6,745	
	流動負債	185,197	166,870	141,415	▲ 25,455	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	284,554	273,278	305,478	32,200	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	350,956	313,423	227,551	▲ 85,872	
	指定正味財産	30,000	30,000	30,000	0	
	一般正味財産	320,956	283,423	197,551	▲ 85,872	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	1,568,878	1,598,788	1,610,548	11,760	
	経常費用	1,629,807	1,636,321	1,696,420	60,099	
	事業費	1,621,372	1,628,140	1,689,082	60,942	
	うち人件費	1,167,694	1,178,860	1,202,687	23,827	
	うち支払利息	997	709	407	▲ 302	
	管理費	8,435	8,181	7,338	▲ 843	
	うち人件費	5,844	5,473	4,580	▲ 893	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 60,929	▲ 37,533	▲ 85,872	▲ 48,339	
	経常外収益	18,911	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	18,911	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 42,018	▲ 37,533	▲ 85,872	▲ 48,339	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
	正味財産期末残高	350,956	313,423	227,551	▲ 85,872	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	14,546	5,575	43,332	37,757	新人看護職員研修事業補助金、コロナ感染症予防対策補助金等
	委託料（指定管理料除く）	17,212	17,086	16,853	▲ 233	地域リハビリテーション推進事業他
	指定管理料	137,078	147,393	158,895	11,502	いわてリハビリテーションセンターの管理・運営
	その他	4,382	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	42.8	41.6	33.7	▲ 7.9	=正味財産／総資産×100
	流動比率（％）	270.1	266.0	374.6	108.6	=流動資産／流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債／総資産×100
	管理費率（％）	0.5	0.5	0.4	▲ 0.1	=管理費／経常費用×100
	人件費比率（％）	72.0	72.4	71.2	▲ 1.2	=人件費／経常費用×100
	独立採算度（％）	97.4	97.7	94.9	▲ 2.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)／(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 17.4	▲ 12.0	▲ 37.7	▲ 25.7	=当期経常増減額／正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	C	C	C		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

経常収支のマイナスにより一般正味財産及び流動資産が減少した。

【県の財政的関与について】

補助金(事業費)は新型コロナウイルス感染症拡大予防対策関連の補助事業が複数あったため、有効活用し対策の強化を図った。また、看護師の新人研修や認定看護師の育成等の補助金(事業費)があったため、活用した。
指定管理料や委託料は増税分の上乗せがあった他、目立った増減はない。

【財務指標・財務評価について】

自己資本比率…マイナス収支のため、自己資本比率が下向となった。
流動比率…年度末退職金の未払計上が高額であったため流動比率が下向となった。
総資本当期経常増減率…当期経常増減額がマイナスとなったため、総資本経常利益率はマイナスとなった。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	『いわて県民計画（2019～2028）』にある「必要に応じた医療を受けることができる体制の充実」、『岩手県保健医療計画（2018～2023）』にある「保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進」の実現に向け、岩手県におけるリハビリテーションの中核施設として、自宅退院を目標としたリハビリテーション医療の提供、患者・家族を取り巻く各々の地域における医療・福祉・介護分野での情報共有等による連携の強化、リハビリテーション・介護に関する研修会の開催等による普及・啓発活動など、高齢者や障がいを持つ方々の社会的復帰を目指し支援する事業を展開している。
所管部局	県の施策推進のため県のリハビリテーション医療の中核施設として設置され、上記の事業を実施していることから、事業目標の設定は適切である。新型コロナウイルス感染症の影響を受け目標に届かなかった事業もあるが、地域の機関との連携を図り、地域連携バスの活用を進めた。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	リハビリテーション医療の提供については、他医療機関でも回復期リハビリテーション病棟を有している。三事業（地域支援、教育研修、研究開発）は公益事業で不採算部門となっており、かつ、事業の推進に必要なノウハウについて熟達した経験を有する専門職員の確保が不可欠であるため、当センター以外の実施は多くの課題があると考えられる。役割分担として、医療と三事業を分ける意見もあるが、当センターの場合、医療現場での実経験・情報を三事業に生かしているメリットがあり最大の特色となっているため、役割を分担した場合、これらが失われ、生きた情報の無い事業となる可能性が否定できない。
所管部局	当法人は患者へのリハビリテーションの提供に加え、上記の公益事業を実施しているが、不採算事業であるため、当法人が事業を実施しなければ事業の実施主体がなくなることから、民間団体では代替できないもの。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	働き方改革・勤務環境改善の取り組みとして、引き続き、勤務時間の短縮、ワークライフバランスなどに取り組んだ。医師の働き方改革として、諸条件の整理により労働基準局の宿日直許可を取得した。また、各所属長による有給休暇と時間外労働の管理・調整を行い、全職員の有給5日以上の取得を満した。時間外労働に関しては、コロナ対応や病院機能評価受審準備等があったため、短縮には至らなかった。
所管部局	厚生労働省による医療従事者の勤務環境マネジメントシステムに関する指針を踏まえた勤務環境の改善により、昨年度に引き続き全職員の有給休暇5日以上の取得を達成できた。人材確保（離職防止）の面からも休暇取得及び時間外労働等の職場環境の改善は必要であることから、改善計画の策定等を促していく。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	役員の就任時や職員の採用時に欠格事項を提示し、該当していないことの宣誓を得ている。事務・会計処理では、公認会計士と顧問契約を結び、通年の収支に関して定期監査を受け、適正処理を担保している。また、病院という特性上、診療記録という個人情報全職員が取り扱うことから、内部規定を定め、職員に対し個人情報の取り扱いをテーマとした院内研修を行うなどの取り組みを行っており、一定のコンプライアンスは確保されていると判断する。これらの取り組みにより、センター全体としては情報漏洩の事故が起きていないが、個人レベルでの実施に関しては、今後、業務評価等で確認していく必要がある。
所管部局	診療情報の外部への漏洩やその他問題が発生しておらずコンプライアンスは確保されているといえる。事務・会計処理は公認会計士から定期監査を受けることにより適切に処理する体制を構築している。病院運営に当たっては、医療安全及び感染防止に関するマニュアルを整備し、毎月開催している委員会にて情報共有を図っているほか、防災マニュアルやBCPを策定し、災害時における対応を職員へ周知されており、病院機能を維持するためのリスクマネジメント体制が構築されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	今期は、設定した5つの経営改善目標のうち、達成は「紹介患者の確保」1つだけに留まった。達成できなかった4つの目標は、コロナ感染症の流行、特にクラスターの発生により病棟閉鎖が長期化し、患者数が減少したほか、患者の行動制限や職員の感染や感染予防措置としての出勤制限によるリハビリテーション実施単位数の減少など、総収益の8割を入院収益が占める収益構造上、財政に大きな影響が生じた。
所管部局	5つの経営改善目標のうち、特に「病床利用率の向上」、「紹介患者の確保」や「入院単価の向上」は入院収益の向上につながるものであり、目標の達成が経営改善に直結するものである。今期は、病棟内において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことにより経営が悪化しているが、引き続き紹介患者及びリハビリテーション実施単位数を確保することにより、病床利用率及び入院単価の向上を図り、経営改善に取り組む必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から保健師1名を派遣。県や市町村との事業を円滑に推進する役割を担っており、リハビリテーション医療の提供や介護予防事業など県民の保健医療に直結することから、県の関与が必要である。派遣の妥当性や派遣期間については、年度毎の事業計画及び中期経営計画を策定する際に検討を行っている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	主たる事務所への備え置きによる情報公開は、法で求めるものは全て公開している。ホームページでの公開は、次の理由により一部公開していないものがある。 ・中期経営計画等法人に係る基本的な計画書…収益の殆どが入院収益となり入院患者数に依存する。「患者の確保」やこれに似た表現が多用され、県が関与している病院という性格上、好ましくないため。 ・県派遣職員に関する情報…対象が少人数であり、個人の特定につながるため。
所管部局	・岩手県出資等法人連携・協同指針に記載している項目一覧のとおり（上記「中期経営計画書」除く）法人HPで公表している。 ・HPのトップページに「公開情報・財務諸表」と明記しており、容易にアクセスできるほか内容もわかりやすいものとなっている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 法人は、本県のリハビリテーションの中核施設として重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「リハビリテーション医療の質の向上」及び「医療連携体制等の構築」について、目標値に一般に馴染みのない専門的な用語が多用されていることから、取組内容欄において当該用語の簡易な説明を追記する等、県民の視点に立った工夫を行う必要があります。 また、目標値を数値化して目標達成の度合いを測定可能としていることは評価されますが、一方で、例えば、「パーゼラインデックスの改善度35点」について、県民には、35点がどのような根拠に基づき妥当な目標値であるかの理解が困難です。こちらも前段落同様に、取組内容欄において補足記載をする等の対応を行う必要があります。	実施済	取組内容の欄において、（ ）書きにて、指標の選定理由、目標値の設定基準等を明記した。	R4.6
法人	2 前年度の運営評価における所管部局の評価として、専門職の人材確保を課題として挙げていましたが、令和2年度において医師等の採用を一定程度行ったことは評価されるものであると考えます。 また、勤務時間短縮や有給取得等の働き方改革にも積極的に取り組んでいる点についても評価されます。一方で、「V法人及び所管部局の評価」に記載されているように、少人数職種の有給取得が困難等の新たな課題も出てきているようです。これまで同様の人材確保への取組に加えて、新たな課題への対応にも鋭意努められることが期待されます	取組中	ワークライフバランス推進委員会を設置し、腰痛予防や時間外労働の短縮、有給休暇取得促進等に取り組んでいる。新たな課題等にも柔軟に対応できる体制としている。	継続実施
所管部局	1 平成30年度に実施した外部経営調査において、調査者から法人に対して、「重要な顧客ニーズや満足度を適時に把握し、法人の事業活動に反映させる。」ことが「新入院患者の確保」に重要である旨の提案がなされています。法人においては、すでに患者満足度アンケート調査を毎年実施しているものと認識しておりますが、患者満足度の向上を中期経営計画における経営目標に設定して、PDCAサイクルを運用して取り組まれることは、県施策推進への法人の貢献の度合いを的確に測定する上で有意であると考えます。単純に目標数を増加させることで実態把握が困難となる懸念もあるため、現在設定されている経営目標との整理統合等も含め、法人と連携して検討する必要があります。	取組中	新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、患者満足度調査の実施方法や調査内容について検討する必要があることから、今回の中期経営計画における経営目標に数値として設定することは困難であると判断し、目標設定を見送ったところ。しかしながら、患者満足度調査の結果を事業運営に反映することは重要であることから、引き続き調査結果を分析のうえ患者満足度の向上に向け、必要な改善に取り組まれるよう指導していく。	継続実施

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する時期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	事業目標及び経営改善目標について検討を行い、理事会の承認を得て策定した。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R5～R8）の策定に向けて、当法人と複数回にわたり検討を行うことにより、計画の評価から策定まで積極的に関与した。 今回策定した中期経営計画（R5～R8）に基づいた事業運営が行われているか適宜確認し、適切に指導していく。	R5.3

No. 11 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団			所管部局 室・課等	保健福祉部 地域福祉課
設立の根拠法令	社会福祉法			代表者 職・氏名	理事長 佐々木 信
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和46年12月27日			事務所の所在地	〒020-0114 岩手県盛岡市高松三丁目7番33号
				電話番号	019-662-6851
				H P アドレス	http://www.iwate-fukushi.or.jp
資(基)本金等	10,000,000 円			うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円 100.0%
設立目的	岩手県社会福祉事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。				
事業内容	1 第一種社会福祉事業 (1) 児童養護施設の経営 (2) 障害児入所施設の経営 (3) 救護施設の経営 (4) 障害者支援施設の経営 2 第二種社会福祉事業 (1) 視聴覚障害者情報提供施設の受託 (2) 児童厚生施設の経営 (3) 子育て短期支援事業 (4) 発達障害者支援センター運営事業 (5) 障害児等療育支援事業 (6) 障害福祉サービス事業の経営 (7) 一般相談支援事業の経営 (8) 特定相談支援事業の経営 (9) 地域活動支援センターの経営 (10) 児童自立生活支援事業の経営 (11) 障害児通所支援事業の経営 (12) 障害児相談支援事業の経営 (13) 老人デイサービス事業の経営 3 公益事業 (1) 社会福祉研修事業 (2) 地域生活援助事業 (3) 居宅介護支援事業 (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業 (5) 岩手県地域生活定着支援センター (6) 診療所事業 (7) 自立準備ホーム				
常勤役員の状況	合計	3 名	うち県現職	0 名	うち県OB 3 名
	平均年収 ※	5,870 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	825 名	うち県派遣	14 名	うち県OB 2 名
	平均年収 ※	4,826 千円	平均年齢 ※	45.8 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	障がい児・者が安心して生活できるよう、利用者の障がい特性に応じたきめ細やかな支援を移管施設で提供するとともに、経営の効率化を図り、持続的な施設運営を行う。
2	岩手県立療育センターや岩手県発達障がい者支援センターの運営を通じて、県内の障がい児療育の拠点としての役割が一層担えるよう機能の充実・強化を図る。
3	障がい者の地域生活を支援するグループホームの設置運営を行うとともに、入所施設の専門性を活かした短期入所などの在宅支援サービスを提供する。
4	利用型社会福祉施設（いわて子どもの森）の指定管理における効率的で効果的な運営を行う。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似の施設を運営する社会福祉法人は存在するが、本法人の場合は、重度障がい者等の支援が難しい利用者を多く受け入れるなど、県内におけるセーフティネットの役割を果たしている。また、県内で救護施設を運営する唯一の社会福祉法人であり、県全体から多くの利用者が入所している。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

825名（令和5年7月1日現在）の常勤職員を擁しており、入所型施設のほか、利用型施設などの社会福祉施設の利用者の処遇について、社会福祉士や介護福祉士、保育士などの専門的なノウハウを活用し、質の高いサービスを提供している。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県が出資している唯一の社会福祉法人であり、県民の多様な福祉ニーズを提供するため、県から移管された入所施設9施設、指定管理施設2施設、受託施設1施設の運営のほか、県からの受託事業等を複数実施し、安定的な施設運営等を行っている。県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化するとともに、本法人の一層の自主的・自立的な経営を実現するための取組の推進を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	移管施設をはじめとする施設・事業所の運営にあたり、利用者に対するサービスの質の維持・向上を図る。	① 福祉サービス第三者評価内容（基準充足率）80%以上（受審） ② 福祉サービス第三者評価内容（基準充足率）80%以上（自己評価）	77.3% 77.7%		
取組内容	当事業団で定める福祉サービス第三者評価受審要綱及び同要領に基づき、概ね3年ごとの受審を継続している。第三者評価を受審しない施設についても、毎年自己評価を実施した。 目標値を下回った要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習生やボランティア等の受入れの制限や、地域交流など施設外での活動等を縮小したことが挙げられる。				
課題	福祉サービス第三者評価を引き続き受審し、サービスの質の維持・向上を図っていく。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	多様化した福祉ニーズに即した事業の実施を通じ、地域福祉の推進を図る。	① 松風園・みたけの園就労移行支援平均利用者数3.7人 ② 発達障がい者支援センター機関支援 年250回 ③ 地域定着生活支援センター普及啓発研修 年15回	3.5人 272回 9回		
取組内容	①就労移行支援の利用ニーズが低下し、今後も利用が減少する見込みであることから、令和4年4月からみたけの園の就労移行支援を休止とし、代わりに利用ニーズの高い生活介護の定数を増やした。松風園においては、各種就労移行支援プログラムの提供や職業評価、求職活動のみならず、他法人の就労継続支援B型利用に係るアセスメントを行うなど、他法人及び支援学校と連携した支援を実施した。 ②、③事業の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努め、関係機関と連携して普及啓発を図った。				
課題	①就労移行支援の利用者数は減少しているものの、障害者総合支援法改正により就労選択のためのアセスメントの強化などが示されており、今後ニーズを踏まえ、当法人が担うべき就労支援のあり方を検討する必要がある。 ②、③事業の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症等の状況を見つつ、引き続き関係機関との連携により、さらに普及啓発を図っていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	利用者へのサービス向上を図るため、指定管理者制度を活用し適切な管理運営を行う。	① いわて子どもの森移動児童館実施回数12回	13回		
取組内容	関係機関とのきめ細やかな連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底したうえで遊びの普及と支援に努めた。なお、令和4年度は同感染症の感染拡大があり、2回はオンライン形式で開催した。				
課題	事業の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら、引き続き関係機関との連携により、様々な工夫を行い、より充実した内容の事業を提供していく。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県出資等法人として高い倫理観と規範意識、人権尊重のもとに業務を遂行する。	① 虐待防止研修年1回以上（各施設） ② 虐待防止責任者会議年2回以上（本部）	1回又は2回 2回		
取組内容	①各施設においては、毎月全職員が「人権侵害自己チェック」を行い、職員が自らの支援を振り返るとともに、不適切支援や虐待につながる可能性があった状況を確認し、虐待防止委員会や職員会議等で適切な対応について話し合いを行った。また、職員による経済的虐待を防止する観点から、各施設における利用者預り金の管理について、事務局による事務指導を行うとともに、「施設等利用者預り金等管理に関するQ&A【第9版】」を作成し全職員で共有化した。 ②全ての職員による人権の尊重と虐待防止意識の維持・向上を図るため、虐待防止要綱に基づき施設長等で構成する虐待防止対応責任者会議を2回開催し、令和4年度からは新たにグループワークを取り入れ、課題の共有化を図り今後の取組みを確認した。				
課題	過去の重大事案を風化させないよう、組織的に継続した取組みを行っていくとともに、職員の労働環境やメンタルヘルスの観点からのアプローチも今後行っていく必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	移管施設を含む施設等の持続経営に向けた経営改善の推進と必要な施設整備等積立金造成	① 収益の増減割合 H31年度比±0%以上	1.8%		
		② 収益に占める費用の割合～H31年度比 ±0%以下	3.9%		
取組内容	財務規律のさらなる強化を図るため、施設、事業所ごとに、収益性・安全性・機能性等の観点から経営分析を行い、それぞれの財務状況を明確にしているほか、会議等を通じて共有し、法人全体で経営上の優先課題の抽出と今後の取組を確認した。その結果を踏まえ、ニーズ把握に基づく利用率の向上や報酬等の各種加算取得等による収益増、支出の削減など経営改善に向けた取組を行った。 また、施設整備等積立金の造成については、平成30年に策定した「岩手県社会福祉事業団施設整備等積立金造成に係る取扱い基準」により毎年度の積立目標額を設定し、決算の結果に応じて積立てを実施した。				
課題	財務状況の明確化と適正な経営判断に向けた経営分析を継続して行い、令和3年4月に策定した「中長期経営基本計画（令和3年度～令和12年度）」（令和5年度前期実施計画中間見直しの予定）に基づき適切な経営を継続していくとともに、施設、事業所ごとの経営分析結果を踏まえ、事業の見直しや人員配置計画等の見直し等の検討を行う必要がある。 また、令和4年度は新型コロナウイルス感染症による日中活動事業所の一部休業等による収益減や物価高騰等による費用増の影響等により、経常増減差額がマイナスとなったことから、施設運営の回復を図り早期に経営状況を改善させ引き続き自律経営を着実に進めていくことが必要となる。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	療育センターの経営の安定	① 療育センターの経営の適正化による経常増減差額黒字化	▲35,503千円		
取組内容	新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めるとともに、施設内の感染が確認された際は拡大防止の対応を行った。 超重症児の受け入れや短期入所など、利用児（者）の多様なニーズに応えるため、令和2年3月に県が策定した「岩手県立療育センター運営推進計画」に基づく受入れの拡大を進めた。 また、療育センター全体の課題を共有化し改善を図りながら、医療・福祉・教育の一体的運営に努めた。加えて、県担当課等との連携を図りながら、適切な指定管理料の算定等健全な経営のための協議を行うとともに、保守点検等による設備機器の維持管理を行った。				
課題	「岩手県立療育センター運営推進計画」の着実な推進により、安定した運営体制の構築に向けた取組みを継続し、利用者の受入れをさらに拡大していく必要がある。 また、人材確保に向けた県内の看護師等養成校等との連携の強化をさらに進めるとともに、医療的ケアが必要な重症児の増加に対応するため、看護師等の知識・技術向上に加え、必要な医療機器の導入等の整備も必要となっている。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		3		3		3		3		3	
非常勤	5		2	3	5		2	3	5		2	3
計	8		5	3	8		5	3	8		5	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	55	42 (1)	5	1 (1)	54	43 (1)	5	1 (1)	57	43	5	1 (2)
	一般職	753	361	10	2 380	758	372	10	2 374	768	372	9	1 386
	小計	808	403	15	3 387	812	415	15	3 379	825	415	14	2 394
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	146			146	148			148	146			146
	小計	146			146	148			148	146			146
計		954	403	15	3 533	960	415	15	3 527	971	415	14	2 540

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 15人

令和4年度 15人

令和5年度 14人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				3	44	10	57
	プロパー				3	40		43
	県派遣					4	1	5
	県OB						1	1
	その他						8	8
	一般職		117	154	192	191	114	768
	プロパー		94	108	109	61		372
	県派遣			1	2	6		9
	県OB						1	1
	その他		23	45	81	124	113	386
計			117	154	195	235	124	825

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員の人数、構成は変わっていない。

プロパーは、同程度で推移している。非正規職員は慢性的に欠員が生じている一方で、継続雇用職員は増加している。

非常勤職員は同程度で推移している。

〔県の関与の状況について〕

同程度の人数で推移している

〔職員の年齢構成について〕

非正規職員の慢性的な欠員が生じている影響で、非正規職員の高年齢化が進んでいる傾向にある。

Ⅳ 財務の状況

【社福法人】

(単位：千円)					
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
貸借対照表	資産	5,182,614	5,357,284	5,302,171	▲ 55,113
	流動資産	2,610,007	2,579,875	2,604,807	24,932
	うち現預金	1,602,391	1,569,427	1,579,608	10,181
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	2,572,607	2,777,409	2,697,364	▲ 80,045
	基本財産	38,608	36,347	34,087	▲ 2,260
	うち投資有価証券	9,755	9,755	9,755	0
	その他の固定資産	2,533,999	2,741,062	2,663,277	▲ 77,785
	うち投資有価証券	69,990	69,990	69,990	0
	負債	1,074,789	1,071,676	1,052,169	▲ 19,507
	流動負債	519,598	514,732	502,144	▲ 12,588
	うち有利子負債	19,701	22,483	15,245	▲ 7,238
	固定負債	555,191	556,944	550,025	▲ 6,919
	うち有利子負債	33,426	26,531	14,808	▲ 11,723
	純資産	4,107,825	4,285,608	4,250,002	▲ 35,606
	基本金	10,000	10,000	10,000	0
国庫補助金等特別積立金	34,942	30,007	25,020	▲ 4,987	
その他の積立金	1,654,875	1,887,875	1,859,728	▲ 28,147	
次期繰越活動増減差額	2,408,008	2,357,726	2,355,254	▲ 2,472	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
事業活動計算書	サービス活動増減	140,872	159,204	▲ 57,540	▲ 216,744
	サービス活動収益	6,282,011	6,358,177	6,309,954	▲ 48,223
	サービス活動費用	6,141,139	6,198,973	6,367,494	168,521
	うち人件費	4,150,367	4,170,203	4,300,972	130,769
	サービス活動外増減	21,502	22,664	21,241	▲ 1,423
	サービス活動外収益	26,986	27,946	26,602	▲ 1,344
	サービス活動外費用	5,484	5,282	5,361	79
	うち支払利息	2,114	2,202	2,306	104
	経常増減差額	162,374	181,868	▲ 36,299	▲ 218,167
	特別増減	▲ 13,806	1,032	5,862	4,830
	特別収益	28,574	10,754	17,280	6,526
	特別費用	42,380	9,722	11,418	1,696
	税引前当期活動増減差額	148,568	182,900	▲ 30,437	▲ 213,337
	法人税、住民税及び事業税	182	182	182	0
	当期活動増減差額	148,386	182,718	▲ 30,619	▲ 213,337
			令和２年度	令和３年度	令和４年度
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0
	損失補償（残高）	0	0	0	0
	補助金（運営費）	201,896	175,446	131,238	▲ 44,208
	補助金（事業費）	13,464	1,031	28,403	27,372
	委託料（指定管理料除く）	191,332	168,424	173,440	5,016
	指定管理料	801,788	798,080	799,345	1,265
	その他	0	0	0	0
			令和２年度	令和３年度	令和４年度
財務指標	自己資本比率（％）	79.3	80.0	80.2	0.2
	流動比率（％）	502.3	501.2	518.7	17.5
	有利子負債依存度（％）	0.4	0.4	0.3	▲ 0.1
	管理費率（％）	16.1	15.7	15.7	▲ 0.1
	人件費比率（％）	67.5	67.2	67.5	0.3
	独立採算度（％）	99.1	100.1	97.5	▲ 2.7
	総資本当期経常増減率（％）	3.1	3.4	▲ 0.7	▲ 4.1
			令和２年度	令和３年度	令和４年度
		A	A	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	いわて県民計画の「福祉・介護・子育て」の政策分野においては、障がい者芸術活動センターの運営による障がい者芸術活動の推進、県が策定した「岩手県立療育センター運営推進計画」に基づく県立療育センターや発達障がい者支援センターの運営による障がい児療育支援体制の充実を図るとともに、県内における福祉分野の人材育成のために法人の独自事業として社会福祉研修事業を実施するなど、極めて公共性の高い法人として県施策の推進に関与している。
所管部局	旧県立社会福祉施設の運営や就労移行支援等の積極展開による障がい者支援、療育センターや利用型社会福祉施設（いわて子どもの森）の運営による子育て（障がい児含む）支援等、いわて県民計画に定める県の施策の推進に、幅広く貢献しているものと認められる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内唯一である救護施設の運営に加え、生活・社会環境の変化や高齢化等による利用者の多様化・複雑化したニーズに対する支援を行うとともに、専門的な支援を必要とする利用者の受入れを積極的に行なうなど、セーフティーネットとしての役割を担っている。また、高い専門性やノウハウが必要となる事業（県立療育センターやいわて子どもの森の指定管理運営のほか、視聴覚障がい者情報センター、地域生活定着支援センター、障がい者芸術活動支援センター等の受託事業運営）を担っている。
所管部局	制度的に民間団体でも代替可能ではあるが、利用者に対し安定的かつ継続的にサービスを提供する必要があるほか、経営する施設規模が大きく種類も多いこと、また施設の特性（施設面積が広大、重度障がい者が多い等）などから、現段階において他の法人に事業を移管することは困難である。療育センターやいわて子どもの森の指定管理運営、その他委託事業については、岩手県社会福祉事業団以外の団体からの応募がない状況であること。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	大規模社会福祉法人として、理事会・評議員会による牽制機能を発揮し、監事及び会計監査人による実効性のある監査を受け、適切な法人経営を行っている。また、外部の有識者等で構成される運営協議会において、事業団の事業計画等にかかる意見を求めるなど、より信頼される組織運営を推進している。
所管部局	職場環境改善の取組として、従前より法人全体で業務改善活動進捗確認会議を通じ、各施設の業務改善活動の横展開をしている。また、リモート会議を活用し業務の効率化を図るとともに、法人評価欄記載の監査体制や運営協議会等を通じ、適切に組織運営が為されているものと認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	ハラスメントの防止やコンプライアンスの推進では、管理職員を対象とした研修会を開催するとともに、各事業所において遵守すべきルールや標準化の基本方針を職員に周知し、コンプライアンス自己チェックを毎年度実施することで、職員一人ひとりの高い倫理観と規範意識の保持・推進に取り組んでいる。また、災害対策の強化として、法人全体での総合防災訓練の実施や、非常時における事業継続計画（BCP）の見直しを行った。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、法人で定めた「基本的対応」及び各施設で定めた「対応マニュアル」に沿って感染予防に努めるとともに、万が一施設内において感染者が確認された場合においても、感染拡大を可能な限り抑え、また、必要に応じて他施設から応援職員を派遣するなど、事業継続に向けた対応を行った。
所管部局	実際に発生した事案をもとにリスク等の分析を実施し各施設へ反映させているほか、法人評価欄記載の「基本対応」及び「対応マニュアル」に基づき新型コロナウイルスの感染予防に努めるなど、法人本部と各施設が連携してリスクマネジメントに取り組んでいるものと認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	施設事業所ごとの経営分析を継続的に実施するとともに、年2回の施設長会議及び年1回のプロセスマネジメント会議を開催し、中長期的な見通し等に基づく事業拡大や廃止等の経営判断を実施。併せて、将来の安定的な事業運営に備えた施設整備等積立金や人件費積立金等の積立資産に係る法人としての基準に基づき、積立金の計画的な造成を進めている。 また、毎年度開催している経営改善検討委員会では、業務の効率化や働き手の不足に備えた先進福祉機器の導入等ICTの活用を検討した。
所管部局	人材の確保においては、正規職員の年2回の採用試験を実施するほか、看護師の採用においては新たに就職情報会社のサイトを活用するとともに随時採用試験を実施した。また、地域職（非正規職員）の慢性的な欠員への対応として、就職情報会社のインターネットを活用したサービスを導入し、採用情報を広く公開することにより職員の確保に務めた。 今後のニーズを予測した施設のあり方や自立に向けた経営体制の検討を行い、自主・自立の法人経営を展望した組織体制、職員体制の見直しなど、適切な組織管理に努めている。また、中長期経営基本計画を策定（令和3年3月策定）し、PDCAサイクルを効果的に回すこととしている。さらに以下のとおり積み増しをしており、将来の安定的な事業運営に備えている。 ・施設整備等積立金 R4積み増し + 110,000千円 計1,211,000千円

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、大部分が療育センターへの医療従事者の派遣であるが、指定管理者を募集する際に「医師及び看護師等の医療従事者の一部は、県が派遣する」ことを条件としており、指定管理期間が満了となるR5年度までは人的関与を継続する（R6以降も継続の予定）。 財政的関与について、旧県立社会福祉施設の運営に伴い、施設の特性として「施設面積が広大」、「入所者のうち重度障がい者の利用が多い」こと等から、かかり増し経費（光熱水費、人件費）分について補助することとしているもの。補助額は事業団の経営状況等を見据えながら随時見直しを図っている。 【県補助額の推移（R3→R4）】 R3：175,447千円 → R4：131,238千円（R3→R4：▲44,209千円）
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	社会福祉法人が公表すべき項目については、改正、変更の都度、法人のホームページにおいて広く情報公開を行っているほか、毎年度県へ報告している現況報告書については、福祉医療機構（WAMネット）上でも公開されている。また、各施設の活動状況については、随時、ホームページや機関紙などを通して、ご家族等の関係者にお知らせしている。
所管部局	社会福祉法人（及び県出資法人）が公表すべき項目について、適切に情報公開されているものと認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 経営改善目標として設定している「発達障がい者支援センターの拠点機能の充実」及び「多様な人材活用等による県施策上重要な事業の受託」については、目標内容を鑑みれば、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものと考えられます。法人の役割である障がい児療育の拠点としての機能の充実・強化等を果たす上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画の策定の際に、既存の事業目標への追加・整理等を行う必要があります。なお、何らかの意図があって経営改善目標として設定している場合には、法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値に修正する必要があります。	実施済	経営改善目標として設定していた「発達障がい者支援センターの拠点機能の充実」及び「多様な人材活用等による県施策上重要な事業の受託」については、中期経営計画の見直しを行い、事業目標として再設定（事業目標「多様化した福祉ニーズに即した事業の実施を通じ、地域福祉の推進を図る」の成果目標値として追加・整理）を行った。	R4.3
法人	2 「Ⅲ役職員の状況」において、職員の欠員や高齢化を課題として認識されていますが、「Ⅴ法人及び所管部局の評価」ではこの点が触れられていないものと見受けられます。また、「Ⅵ統括部署（総務部）の総合評価」における令和2年度の指摘事項に対する取り組み状況として、職員募集を実施した旨の記載がありますが、課題の解消に対して、どの程度の効果があつたかについては記載がありません。実効性のあるPDCAサイクルを運用するため、適切な評価を実施する必要があります。	実施済	非正規職員の欠員、高齢化に対する対応や、正規職員の採用活動について、「Ⅴ法人及び所管部局の評価」の「3健全経営の維持・確保」の欄にて評価を行った。評価の際、課題に対しては、課題への対応、効果、更なる課題への対応等について確認し、PDCAサイクルを運用するための適切な評価に努めた。	R4.3
所管部局	1 ・中山の園及び和光学園は、県が所有し法人に対して無償貸与を行っている施設です。「Ⅵ統括部署（総務部）の総合評価」における令和2年度の指摘事項に対する取組状況として、当該施設の将来の施設や運営のあり方等について、県と法人とにおいて検討が行われた旨が記載されていますが、検討の進捗状況を確認できないことから、取組の評価が困難な状況です。実効性のあるPDCAサイクルを運用するため、適切な評価を実施する必要があります。	実施済	施設の老朽化や移管施設の譲渡を視野に入れた運営のあり方について、以下のとおり検討会を実施した。 【中山の園整備基本構想・基本計画検討委員会】 1回目：令和3年7月30日 2回目：令和3年11月9日 3回目：令和4年2月7日 【旧・県立社会福祉施設の譲渡方針に係るあり方検討】 1回目：令和3年5月10日 2回目：令和3年6月2日 3回目：令和3年8月30日 4回目：令和3年9月27日 5回目：令和4年2月1日	R4.3
所管部局	2 ・県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	移管施設の譲渡を中心とする自立化に向けた事業団におけるサービスの維持・向上を支援することを目的に、安定経営を実現するための運営補助の一部見直しを行った。 【県補助額の推移（R2→R3）】 R2：201,896千円 → R3：175,447千円 （R2→R3：▲26,449千円）	R4.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について、令和4年度に最終年度を迎えることから事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	いわて県民計画（2019～2028）に基づく法人の具体的な役割を遂行するため、外部環境・内部環境の分析による課題の抽出と対応策を確認し、令和5年度～令和8年度の中期経営目標を設定するとともに、円滑な取組を進めるため、法人全体で共有化を図っている。	R5.3
	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中間計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	実効性の高い計画となるよう、社会福祉事業団と調整を図りながら「県出資等法人に係る中期経営計画書（令和5年度～令和8年度）」を作成した。	R5.3
所管部局	2 ・県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	移管施設の譲渡を中心とする自立化に向けた事業団におけるサービスの維持・向上を支援することを目的に、安定経営を実現するための運営補助の一部見直しを行った。 【県補助額の推移（R3→R4）】 R3：175,447千円 → R4：131,238千円 （R3→R4：▲44,209千円）	R5.3

No. 12 公益財団法人いきいき岩手支援財団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いきいき岩手支援財団			所管部局 室・課等	保健福祉部 長寿社会課
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 菊池 正勝
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和63年5月20日 (平成24年8月1日公益財団法人へ移行及び岩手県長寿社会振興財団から名称変更)		事務所の所在地	〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号	
			電話番号	019-626-0196	
			HPアドレス	https://www.silverz.or.jp/	
資(基)本金等	3,940,161,295 円		うち県の出資等 ・割合	3,105,000,000 円	78.8%
設立目的	少子高齢社会に対応する民間や地域等の取組を支援するとともに、少子高齢社会に関する調査研究、普及啓発及び高齢者等への総合的な支援活動等を行い、子どもから高齢者まで全ての人々が健康で生き生きと暮らすことができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。				
事業内容	○少子高齢社会に対応する民間や地域等における諸活動の取組支援 ○少子高齢社会に関する調査研究及び普及啓発 ○高齢者等の健康の保持増進と生きがい高揚推進 ○高齢者等に係る介護サービス水準の向上支援 ○岩手県等が行う少子高齢対策に関する事業の受託運営 ○その他、この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	5,686 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	25 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 5 名
	平均年収 ※	3,290 千円	平均年齢 ※	52.7 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	地域包括支援センターを対象とした研修や生活支援コーディネーター養成研修等の実施
2	認知症サポーター養成講座の実施や認知症介護従事者研修等の実施
3	介護支援専門員の研修実施、外部評価や介護保険事業者情報の公表事業の実施
4	“いきいき岩手”結婚サポートセンターの運営

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内における介護支援専門員養成や地域包括支援センター職員向けの研修の実施、結婚相談等の実施について、事実上当法人が唯一提供できる公的サービスとなっている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

少子高齢社会に対応するためには、県内各市町村や地域包括支援センター及び医療福祉従事者等のニーズに合わせた事業展開が求められ、専門的知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当法人による事業実施体制に優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、岩手県内において、少子高齢社会に対応した事業を展開している唯一の公益財団法人であり、子どもから高齢者まで全ての人々が健康で生き生きと暮らすことができる地域社会の形成に寄与している。県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指している。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	高齢者の文化・スポーツ活動（長寿社会健康と福祉のまつり）への参加促進	① 参加者 3,500人	1,890人		
取組内容	高齢者の文化・スポーツ活動を通じた交流を促進するため岩手県長寿社会健康と福祉のまつりを開催した。また、全国健康福祉祭に岩手県選手団を派遣し、全国の高齢者との交流促進を図った。 ※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により予定していた各大会のうち2種目が中止となったが、感染対策が徹底され、概ね円滑な競技運営がなされた。				
課題	健康と福祉のまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部競技の中止、参加者の制限等を行ったことから参加者は目標を下回ったが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況等に配慮しつつ参加者の増を図っていく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県民、ボランティア、NPO等による民間の保健福祉諸活動への助成（保健福祉基金）	① 助成団体数 95団体（事業）	44団体		
取組内容	保健福祉又は地域福祉の増進を図るため、民間団体等が実施する先駆的、先導的な事業や高齢者の社会貢献活動に対して助成した（岩手県栄養士会による「高齢者の明日の健康を支える食支援連携事業」：3,000千円、岩手県交通安全対策協議会による「高齢者自転車等交通事故防止対策事業」：2,446千円など）。 なお、交付決定した44事業のうち、5事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。				
課題	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により応募件数が少なくなったが、今後は、当該助成金が活用されるよう幅広く本事業の周知を図るとともに、感染防止対策に配慮した事業実施について適宜助言を行うなど効果的な事業の確実な実施を支援する必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングの促進	① 生活支援コーディネーター養成研修実施 1回	1回		
取組内容	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、地域において新たなサービスの創出や担い手の確保などの調整役を担う「生活支援コーディネーター」の養成とその円滑な活動を支援するため研修会を開催し、令和4年度は36人が受講した。				
課題	生活支援コーディネーターを第1層（市町村区域）、第2層（日常生活圏域）のそれぞれの区域に配置していない市町村があるため、引き続き養成研修が必要。また、経験の少ないコーディネーターの資質向上を図るためにも日常における基本的感染対策を講じながら研修を確実に実施する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	認知症サポーター養成講座等の開催による、認知症の正しい知識と理解の普及	① 認知症サポーター養成講座等の開催 5回	12回		
取組内容	地域で自主的に認知症の方や家族を見守るボランティア活動や認知症の方や家族の拠り所となる「チームオレンジ」へのボランティアの参加促進を図るため認知症サポーター養成講座を実施した。				
課題	認知症サポーターの養成者数に地域差があるため、認知症の正しい知識と理解の促進に向け、各地域の実情を踏まえた講座開催や企業・地域への講座受講の働きかけが必要である。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	介護支援専門員の資質向上への支援	① 主任介護支援専門員研修修了者数80人	73人		
取組内容	介護保険サービス提供者等との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図るための研修を2回実施。定員130人で募集し、79人受講したが、コロナ等の影響により修了者は73人となった。				
課題	・研修受講後、主任に求められる人材育成等の役割を積極的に実践できるように、専門的研修内容について、先進的で相当の実務経験のある講師によるきめ細かな指導が必要である。 ・経過措置期間が終了する令和9年4月から居宅介護支援事業所の管理者は主任資格が必要となるため、取得が必要な管理者へ受講を促していく必要がある。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備	① 結婚サポートセンター新規・更新会員数350人	392人		
取組内容	県内の結婚を望む人を支援するため、岩手県、県内全市町村、関係6団体と連携し、「いきいき岩手」結婚サポートセンター「i-サポ」を運営。盛岡、宮古及び奥州の3センター体制で、マッチングシステム等による結婚支援事業を実施。 マッチングシステム更新時のAIシステム導入や、新型コロナ対応としてのオンラインお見合い開始など、登録会員のマッチング機会の拡大と利便性の向上に努めており、令和4年度の成婚数は12組（平成27年度から令和4年度まで延べ120組）となった。				
課題	結婚サポートセンターの登録会員数は、女性会員の割合が低くなっていることから、女性会員の登録促進に向け、より一層周知を図っていく必要がある。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	適正な組織運営の確保	① 会計専門監事による会計監査実施 年2回	年3回		
取組内容	・役員会及び評議員会の開催に当たっては、適時適切な手続きにより円滑な機関会議を開催し、業務執行状況の定期的な報告を行うとともに、財務に係る詳細資料や助成事業の一覧を提供するなど情報公開に努めた。（理事会の招集3回、決議の省略4回、評議員会の招集2回、決議の省略4回） ・決算に係る定期監査のほか、4月及び10月に会計指導を兼ねて財務審査を受けた。				
課題	法令をはじめ定款や法人運営のための各種規程を遵守し、ガバナンスの効いた適正な法人運営を行う上で、引き続き、理事会や評議員会による実効性のある効果的な牽制体制を確保する必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	諸経費の縮減	① 総額前年度以下	7,785千円削減		
取組内容	・諸経費の中でも金額の多くを占める印刷製本費及び消耗品費の支出を抑えたことにより大幅な縮減を実現した。 介護ロボットプラットフォーム構築事業に係る広報資料代の支出がなかったことや、オンライン研修の増加によりコピー代（紙代含む）の支出が抑えられたことが大きな要因となっている。				
課題	諸経費に占める賃借料及び印刷製本費、消耗品費、通信運搬費の支出は大きく、特に印刷製本費や消耗品費は、事業の活発化で経費が嵩むが、引き続き経費節減に関して職員の意識浸透を図る必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	自主財源の確保	① 適切な資産運用による運用益の確保 74,005千円	74,199千円		
取組内容	・基本財産の運用益については、着実に一定額を確保し財団の安定的な運営に努めている。 ・運用資産の構成が、国債と地方債のみであったが、格付け基準を定め社債まで運用幅を広げることで、保有債券の効率的運用を確保した。				
課題	資産運用においては、低金利が続く中で大幅な運用益は見込めない状況ではあるが、基本財産を減少させることのないよう、的確な運用が求められる。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	財政基盤の確保	① 公益事業の収支相償の確保 ② 法人会計の収支均衡の確保	▲2,291千円 ▲34千円		
取組内容	・保有する有価証券の償還時期の分散化を図る観点から、令和4年度は、有価証券の売買を行い売却益を計上した。これにより経常増減額では黒字となったが、前年度の収支相償判定上の黒字を解消すべく一般正味財産への振替額を調整する等により、評価損益等調整前当期経常増減額では2,291千円余のマイナスとすることで公益目的事業での収支相償となったほか、収益目的等事業及び法人会計においても収支相償を確保している。				
課題	引き続き、公益目的事業、収益事業及び法人会計での収支相償の確保に取り組んでいく必要がある。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	超過勤務時間の縮減	① 前年度に対し超過勤務時間の3%縮減	41%増		
取組内容	総務・公表課において、3年ぶりの開催となる全国健康福祉祭への対応のため、新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ安全対策や事前準備など業務が増大した。また、高齢者総合支援センターでは、介護予防教室など関係機関への支援や研修に関する県との事務連絡など他の業務との重複で超過勤務が増大した。さらに、職員の病休や退職により業務のフォローに相應の負担を強いられた。				
課題	事務分担を見直し業務の平準化を一層進めていく必要がある。業務の進捗状況を随時確認し、繁忙期には互いに協力しながら補完し組織力を高めていく必要がある。職員が高いモチベーションを持って職場で活躍できるためには、働き方改革を推進することが重要であり、その環境整備と各職員に対する勤務時間管理の意識浸透の徹底を図る必要がある。				
6	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の資質向上	① 研修会等への派遣数延べ15人以上 ② 財団内部研修の実施（年4回）	30人 4回		
取組内容	職員の資質向上を図るため、各種研修等への派遣及び内部研修会の実施 <派遣研修>介護サービス情報の公表制度や権利擁護、認知症普及啓発活動、法人会計などの業務研修への派遣：30人 <内部研修>福祉総合相談センター主催研修への参加：5人、コンプライアンス確立の日と同時実施3回				
課題	介護保険等の制度改正や高齢者を取り巻く生活・福祉課題の複雑化・複合化により、業務に専門性が求められることから、年間を通じ各担当ごと業務の実施状況を見ながら、研修参加の機会を確保し、職員の資質向上を図る必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	9	1	2	6	9	1	2	6	9	1	2	6
計	10	1	3	6	10	1	3	6	10	1	3	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	5		5		5		5		5		5	
	一般職	20	5		15	19	5		14	20	4		16
	小計	25	5	5	15	24	5	5	14	25	4	5	16
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	11			11	12			12	10			10
	小計	11			11	12			12	10			10
計		36	5	5	26	36	5	5	26	35	4	5	26

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1	4	5
	プロパー							
	県派遣							
	県OB					1	4	5
	その他							
	一般職		1	1	7	11		20
	プロパー					4		4
	県派遣							
	県OB							
	その他		1	1	7	7		16
計			1	1	7	12	4	25

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

- ・理事長は、常勤理事である。
- ・プロパー職員は、令和4年度末に1人が退職し4人となった。

〔県の関与の状況について〕

- ・県派遣なし。

〔職員の年齢構成について〕

- ・職員構成は、30代以下が19.4%、40代が22.2%、50代が36.1%、60代が22.2%と若手職員が少ない状況となっている。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	5,192,653	5,003,340	4,697,376	▲ 305,964
	流動資産	73,731	82,946	83,384	438
	うち現預金	40,807	48,969	48,983	14
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	5,118,922	4,920,394	4,613,992	▲ 306,402
	基本財産	4,972,652	4,784,757	4,467,184	▲ 317,573
	うち投資有価証券	4,946,620	4,783,725	4,466,152	▲ 317,573
	特定資産	145,496	125,899	138,958	13,059
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	774	9,738	7,850	▲ 1,888
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	68,020	71,698	58,159	▲ 13,539
	流動負債	44,008	46,052	30,825	▲ 15,227
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	24,012	25,646	27,334	1,688
	うち有利子負債	0	0	0	0
	正味財産	5,124,633	4,931,642	4,639,217	▲ 292,425
正味財産増減計算書	指定正味財産	4,878,267	4,685,074	4,377,255	▲ 307,819
	一般正味財産	246,366	246,568	261,962	15,394
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	経常収益	271,336	284,634	291,314	6,680
	経常費用	282,369	286,519	293,640	7,121
	事業費	274,480	279,169	286,186	7,017
	うち人件費	135,560	130,143	131,922	1,779
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	7,889	7,350	7,454	104
	うち人件費	5,528	4,780	4,879	99
	評価損益等増減額	0	2,222	17,742	15,520
	当期経常増減額	▲ 11,033	337	15,416	15,079
	経常外収益	2,071	0	0	0
	経常外費用	2,071	113	0	▲ 113
	当期経常外増減額	0	▲ 113	0	113
	法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0
	当期一般正味財産増減額	▲ 11,055	202	15,394	15,192
	当期指定正味財産増減額	▲ 125,397	▲ 193,193	▲ 307,819	▲ 114,626
	正味財産期末残高	5,124,633	4,931,642	4,639,217	▲ 292,425
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	0	0	0	0
	補助金(運営費)	0	0	0	0
	補助金(事業費)	20,944	21,799	25,402	3,603
	委託料(指定管理料除く)	92,339	94,915	100,047	5,132
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	58,144	46,283	45,454	▲ 829
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
財務指標	自己資本比率(%)	98.7	98.6	98.8	0.2
	流動比率(%)	167.5	180.1	270.5	90.4
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理費率(%)	2.8	2.6	2.5	▲ 0.1
	人件費比率(%)	50.0	47.1	46.6	▲ 0.5
	独立採算度(%)	96.1	99.3	99.2	▲ 0.1
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.2	0.0	0.3	0.3
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
財務評価		B	B	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

・金利の上昇や一部有価証券の買い替えにより、保有有価証券(地方債・国債)の評価損が前年度比で317,573千円となった。
 ・当期経常増減額は15,417千円の黒字となっているが、有価証券の買い替えによる売却益を計上したことによるものであり、収支相償の観点から、基本財産運用益の一般正味財産への振替額等を調整する等により適切な運営に努めている。

〔県の財政的関与について〕

・委託料の増は、介護サービス情報公表事業において、前年度(令和3年度)計画に基づき公表する事業所の一部が、令和4年度に行われたこと等によるもの。

〔財務指標・財務評価について〕

・育成助長事業における助成費等、未払金が大幅に減少したことにより流動比率が上昇した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	少子高齢化の進行や高齢者自身の意識の変化など、社会経済情勢が大きく変わる中で、現況に応じた高齢者等施策に取り組んでいる。また、「いきいき岩手」結婚サポートセンターの設置・運営を行うなど県の少子化対応施策の推進に寄与している。
所管部局	・事業目標について、高齢者の文化、スポーツ活動への参加促進は、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響により達成できなかったことはやむを得ないものと認められる。しかし、保健福祉基金による民間の保健福祉諸活動への助成については、助成要望件数及び助成決定事業数ともに年々減少してきていることから、広報の工夫や助成事業の成果の周知などにより、活用団体の裾野を広げながら、同基金の有効活用が図られるよう努めていく必要がある。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	介護保険制度関係では、指定試験実施機関・指定情報公表センター及び介護支援専門員に係る指定研修実施機関など公益的な事業を実施しており、他団体が同様の事業を実施することは法令上困難である。
所管部局	・介護支援専門員に係る指定試験実施機関、指定研修実施機関及び指定情報公表センターについて、県内で指定されている団体は他にはなく、また、実施主体となり得る体制を有し指定取得に意欲的な団体もない。 ・また、結婚サポートセンターについて、県及び県内市町村から運営費の拠出を受け、公的な結婚支援を全県対象に実施しているが、当法人に替わる実施主体は現状において他にはない状況である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	財団内各課等の主要事業（主要課題）の進捗管理を毎月実施し、業務実施予定に対する進行状況の把握を行うとともに、事務局長による職員ヒアリングを行った。それにより、働きやすい職場環境の整備が図られた。一方、各職員が十分自己能力を発揮できるような体制の確保について、更なる取組が必要である。
所管部局	・事務局長による職員ヒアリング等働きやすい職場環境の整備に取り組む一方、3年ぶりに開催された全国健康福祉祭対応等により超過勤務時間が41%増加しており、働き方改革の推進など実効性のある組織マネジメントをより一層進める必要がある。 ・あわせて、職員には高い専門性、環境や制度の変化に伴う新たなニーズに即応した対応等が求められることから、財団内部研修の充実を図る等、組織的に職員の資質向上に継続的に取り組む必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理体制を強化するため、事務局側と理事長とで週初めの週間打合せや月2回の経営管理会議を実施し、現場からの業務に係るリスク関連情報等について共有した。また、新型コロナウイルス感染症の状況変化に応じて、研修実施における新型コロナウイルス感染症対策指針の一部を改正した。
所管部局	・令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の状況変化に応じた取組が進んでいるが、リスク管理体制のさらなる強化を図るためには、個々の職員が日常的に自己点検を行うなど職員の意識の醸成、体制づくりが重要であることから、内部統制における実効性のある取組を行うための内部規程を整備し、組織的に運用する必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	令和4年度は、保有している有価証券（基本財産）の満期償還時期を分散化することを狙いとして一部の有価証券を買い替えており、これら運用益の増や売却益の確保により自主事業の財源確保等に繋げた。 保有している有価証券は、満期償還時期が集中していることが課題でありその解決を図る必要から、引き続き運用益の確保に留意しながら償還時期の平準化に向けた取組を進める必要がある。
所管部局	・経営改善目標である自主財源の確保に関し、保有している有価証券について、今後も低金利で推移することが見込まれる中で、引き続き偏りがある満期到来時期の分散やポートフォリオ（資産構成）の見直しを進めながら運用益の確保に向けて取り組んでいく必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※該当なし。
------	---------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	財団ホームページにおいて、財団概要として評議員及び役員、定款、各事業の実施状況、決算の状況並びに財政の状況などを公開している。また、各実施事業について、随時ホームページ上で公開しスマートフォンにも対応した構成とするなど利便性の向上を図っている。
所管部局	・法人欄に記載のとおり、法人が情報公開すべき項目は、当法人のホームページに掲載されており、また、これらの情報は、「財団の概要」のページで一括で公開され、アクセスのし易さにも配慮されている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	・経営改善目標として設定している「法人の適正な運営」について、目標値を「役員会2回、評議員会2回」に設定していますが、理事会及び評議員会の各年2回開催は定款に規定された事項であると認識しています。定款の遵守は法人として当然の責務であり、敢えて目標値に設定してPDCAサイクルを運用することには馴染まないものと考えます。法人としてガバナンスの確立等を重視しているということであれば、別に測定可能な目標値を設定することが適当であると考えます。中期経営計画策定の際に、目標値の改善を行う必要があります。	実施済	令和4年3月に中期経営計画の時点修正を行い、令和4年3月9日の第44回理事会において修正内容について了承を得たところ。	R4.3
	2	・経営改善目標として設定している「自主財源の確保」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どの程度の収益が確保されることで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要です。中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	令和4年3月に中期経営計画の時点修正を行い、令和4年3月9日の第44回理事会において修正内容について了承を得たところ。	R4.3
所管部局	1	いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン（2019年度～2022年度）において、「認知症サポーター養成数（累計、人）」及び「主任介護支援専門員研修修了者数（累計、人）」が目標として設定されています。当該目標の達成については法人が重要な役割を担うものであると考えますが、現在の法人の事業目標では、「認知症サポーター養成講座等の開催10回」及び「主任介護支援専門員研修の開催1回」が設定されており、測定単位が「人」ではなく「回数」になっています。県民計画の目標は、法人の活動だけでなく、他団体の活動も合わせて、県全体として達成すべきものとして設定している事情もありますが、県施策推進への法人の貢献の度合いをより的確に測定するため、県民計画に合わせて現在の目標値の測定単位の改善を検討する必要があります。	実施済	令和4年3月に中期経営計画の時点修正を行い、目標値の測定単位について、県民計画との整合性を整理しました。 なお、認知症サポーターについては、県と当法人の委託契約の仕様書上実施回数のみを記載していること及び他にも養成講座を実施する主体が多数あり、県民計画の目標値である養成人数について実施主体毎の内訳は設定していないことから、測定単位は「回」のままとしました。	R4.3

【令和4年度指摘事項】

		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、改めて財団を取り巻く外部環境及び内部環境を分析し、県との協議を基に、事業目標及び経営改善目標を設定しました。 具体的な取組内容と数値目標の設定により計画の実効性を高めています。	R5.3
所管部局	1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）策定に当たっては、これまでの評価結果等を踏まえ、事業目標や取組内容の検討を行った上で次期中期経営計画（R5～R8）の策定を行いました。	R5.3

No. 13 公益財団法人いわて産業振興センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人いわて産業振興センター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 商工企画室	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 大友 宏司	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和61年9月1日 (平成12年4月に岩手県中小企業振興公社と岩手県高度技術振興協会が統合し、設立) (平成25年4月1日公益財団法人へ移行)		事務所の所在地	〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡二丁目4番26号	
			電話番号	019-631-3820	
			HPアドレス	https://www.ioho-iwate.or.jp/	
資(基)本金等	306,030,000 円		うち県の出資等 ・割合	155,000,000 円	50.6%
設立目的	新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行い、もって県内産業の発展と活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。				
事業内容	(1) 中小企業のための産業情報の収集及び提供に関する事業 (2) 中小企業の創業及び経営革新等に係る相談、診断及び助言等に関する事業 (3) 中小企業への設備の貸与及び設備資金の貸付に関する事業 (4) 中小企業の取引市場開拓及び下請取引に関する苦情又は紛争の処理に関する事業 (5) 中小企業の新事業創出及び新分野進出に関する事業 (6) 中小企業の技術開発及びその事業化に関する事業 (7) 産業人材等の育成に関する事業 (8) 県産品の普及向上及び物産販路開拓に関する事業 (9) 企業の海外進出及び海外販路開拓に関する事業 (10) ものづくり産業の集積促進に関する事業 (11) 科学技術による地域イノベーションの創出及び新産業の創出に関する事業 (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	1 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	7,510 千円	平均年齢 ※	61.5 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	39 名	うち県派遣	4 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	6,387 千円	平均年齢 ※	43.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	プロフェッショナル人材戦略拠点の運営等による県内企業と県外のプロフェッショナル人材のマッチング
2	デジタルツールの導入や経営判断に資するデータ利活用の提案等の伴走支援
3	設備貸与等の各種金融支援
4	専門家派遣などによる企業等に対する技術力・経営力向上に向けた支援、取引拡大支援
5	物産展や特産品コンクールの開催などによる商品開発や販路開拓支援
6	「いわて加速器関連産業研究会」の運営等による県内企業の加速器関連産業への参入促進
7	産学官コーディネート活動の推進、国等の競争的外部資金獲得支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

一部事業では類似事業を実施する主体はあるものの、本法人は、中小企業支援法における特定支援事業の本県で唯一の実施機関となっている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

本法人は、高度の専門的な知識及び経験を必要とする経営相談、研究・商品開発、設備導入、取引支援など総合的な支援機能を有しており、企業の経営課題や成長段階に応じた様々な支援を組み合わせた一貫した支援ができる体制が整っていることから、県直営と比較して優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、本県唯一の中小企業支援法における特定支援事業の実施機関であり、新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症や原油・資材価格の高騰などにより経営に大きな影響を受けている中小企業者等からの様々な経営相談への対応や課題解決に向けた支援など、本法人に求められる役割は大きいことから、県は、引き続き本法人と連携し総合的な施策を展開し、地域経済を支える中小企業の振興を図る。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	北上川流域を中心とした加速的な産業集積など環境変化に対応しながら、ものづくり産業の振興とその集積の促進に取り組みます。	① 自動車、半導体関連新規取引成約件数 年10件 ② ものづくり企業の新規取引成約件数 年80件 ③ (うち、医療機器関連の新規取引成約件数 年5件) ④ 産業クラスターの形成による企業間の新規取引件数 年5件	32件 83件 (7件) 5件		
取組内容	ものづくり産業の一層の集積と高度化を促進するため、県内に生産拠点を置く自動車、半導体等の中核的企業(大手メーカー等)と県内企業との連携を強化し、県外企業との取引の拡大を図るとともに、ものづくりを担う高度技術人材の育成を支援。				
課題	新規取引成立件数を増やしていくため、発注企業ニーズのより詳細な把握に努め、ニーズを満たす県内受注企業とのマッチングが必要。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県内中小企業の生産性向上、競争力の強化を図るため、工程カイゼンの推進、IoT、ロボットなどの導入を促進するとともに、これらを担う人材の確保・育成に取り組みます。	① 設備貸与件数 年30件 ② 工程カイゼン個別指導企業 年10社 ③ IoT、ロボット等活用支援企業 年6社 ④ 人材確保支援企業数 年30社	38件 10社 25社 36社		
取組内容	県内中小企業の生産性向上、競争力強化を図るため、工程カイゼンセミナーや個別指導、現場研修等を実施し、県内中小企業の生産性向上を促進。IoTやロボットの活用など、セミナー等の開催や専門家による企業ごとの課題に応じた解決策の提案や取組を支援。人材還流定着促進事業やプロフェッショナル人材戦略拠点事業の推進などにより、県内中小企業の人材確保対策を支援するとともに、企業の成長を担う中堅管理職等の育成を支援。				
課題	県内中小企業の更なる生産性向上、高付加価値化、競争力の強化のため、デジタル化の推進や工程改善の普及とともに、これらに伴う新たな設備導入や企業の成長を担う人材の確保・育成支援が必要。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	被災地域の産業復興に向け、制度融資の活用や経営課題の分析、商品企画、販路開拓など、被災企業の収益体質を強化できるよう一貫した支援を行います。	① 被災企業の経営支援 年20社	22社		
取組内容	被災企業の復興を図るため、コロナ禍で苦しみ企業の事業再生・経営改善に向けて、事業再構築補助金等を活用し、企業の強みを活かした新たな販路の開拓や生産性の向上を支援。				
課題	専門家や各金融機関、支援機関の連携、中小企業の事業再生・経営改善に向けた支援体制の強化、きめ細かな相談対応が必要。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	地場産業の成長を促すため、経営相談や商品開発、販路開拓など、総合的な支援を行うとともに、経済のグローバル化の進展に対応し、海外展開を支援します。	① 創業者及び中小企業等の相談対応 年4,000件 ② 商品開発・販路開拓支援企業 年20件 ③ いわて希望応援ファンド支援事業 事業化率80% ④ 海外展開企業支援 年10社	7,109件 29件 83% 20社		
取組内容	よろず支援拠点において、中小企業等の多様化する相談に対応。よりの確な支援を図るため、入口支援担当者と後工程支援担当者の引継ぎの迅速化の推進に加え、成長を志向する中堅企業への伴走支援を開始。また、フォローアップの強化により、対応件数は大幅に増加。 県・金融機関からの出資を受け組成した「いわて希望応援ファンド」の運用益を活用した事業助成により、新商品開発や新事業展開、農商工連携等を支援。食品関連事業者への専門家派遣などにより商品開発等を支援したほか、商談会への出展支援などにより販路開拓を支援。 オンライン商談やECサイトの活用等により県内企業の中国市場への展開を支援。				
課題	いわて希望応援ファンド支援事業における事業化率の向上に向け、支援企業に対して継続的なフォローアップを行った結果、令和3年度の78%(未達)から令和4年度は83%へと改善が図られ、これが継続できるよう、引き続き個々の企業のニーズに応じたきめ細かな対応が必要。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	産学連携の一層の強化を図りながら、研究開発プロジェクトの推進、事業化の支援により、研究開発型企業の育成に取り組みます。	① 新規共同研究件数 年5件 ② ILC関連技術の試作開発支援件数 年3件	5件 5件		
取組内容	自動車・半導体等の次世代生産技術の実用化を目指し、県内の大学・公設試験研究機関及び企業コンソーシアムによる試作・実用化試験等を支援したほか、研究開発プロジェクト競争的資金の活用による共同研究や知的財産取得を支援。 「いわて加速器関連産業研究会」を中心に、県内企業と高エネルギー加速器研究機構(KEK)や大手加速器関連企業とのマッチング、技術セミナーの開催、試作開発の支援などにより、県内企業の加速器関連産業への参入を促進。				
課題	研究開発事業に取り組む中小企業を増やしていくため、国庫等の新規競争資金確保等による研究開発事業の実施支援を行っていくとともに、研究成果の事業化支援が必要。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	財産の運用、積立金の計画的な活用、外部資金の獲得等に取り組むとともに、設備貸与事業等の健全運営に努めます。	① 法人会計の収支均衡 ② 非正常先債権総額を平成29年度水準未満に縮減	支出超過 平成29年度水準未満		
取組内容	財産の計画的運用や積立金の計画的活用、国や県からの事業受託費の確保、設備貸与の過去の優良利用企業等への巡回広報等の強化による収益確保に努めている。				
課題	財産の運用益の確保。国の委託事業の導入により法人運営費（管理費）の確保。 設備貸与の新規利用企業の発掘による収益の確保。 （目標値②平成29年度水準：目標設定時の直近の平成29年度実績を踏まえるもの）				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	企業ニーズ、経済情勢等を的確に捉え、重点的かつ効率的な業務推進に取り組むとともに、適正な職員数の確保、職員の現場力の向上等により、より一層のサービスの向上に努めます。	① 顧客満足度調査 満足度4.0以上 ② 超過勤務時間 対前年比減 ③ 企業訪問件数 年延べ400社	4.14 対前年比197.8% 602社		
取組内容	企業訪問時に課題やニーズを的確に把握するとともに、企業の課題解決に向けた支援を着実に実施した結果、顧客満足度調査における高評価につながった。さらに、顧客満足度調査の評価に基づき、企業ニーズに即した支援となるよう事業を見直している。 超過勤務時間については、過年度同様に業務の省力化、効率化に努めているものの、退職によるプロパー職員の2名減の影響もあり、時間にして1,700時間（約219日相当）の増となった。				
課題	超過勤務時間の削減に向けた適正人員数、業務工数等の洗い出し、職員個々の能力が十分に発揮される事業編成と人員配置が必要。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員一人ひとりが本県の産業振興のために能力を発揮し、やりがいを持って働けるよう、知識・ノウハウの蓄積に努めるとともに、コンプライアンスの向上を図りながら、働く環境の向上に取り組めます。	① 職場研修 年6回開催、外部研修受講 年9人 ② コンプライアンスの周知・啓発 毎月1回以上 ③ 職員満足度 4.0以上	7回、15人 毎月1回実施 3.97		
取組内容	企業支援に必要な職員のスキルや組織マネジメント力の向上に向けた職員研修の充実。コンプライアンスの周知・啓発のための全体ミーティング等の開催。職員満足度調査や職員面談の実施。 （令和4年度実績 職場研修：伴走型支援のポイント、Withコロナ時代の経営、各部事業説明、ハラスメント研修、デザイン経営、インボイス制度について、よろず支援拠点地域支援機関連携フォーラム等 外部研修：公益法人における会計及び税務に関する研修1名、品質管理Ⅰ・Ⅱ 1名、公益法人における会計及び税務に関する研修1名、小規模事業者のIT導入支援の進め方1名、伴走型支援に役立つ相談対応力（女性限定）1名、中堅管理者講習1名、webマーケティング支援の進め方1名、デジタル時代の情報管理1名、2022年度「中堅職員研修」1名、効果的な展示会・商談会支援の進め方2名、管理・監督者研修1名、公益法人における会計及び税務に関する研修1名、経営革新計画の策定とフォローアップ支援1名、継続した販路開拓を実現するマーケティング構築支援1名）				
課題	職員のモチベーションを上げるための取組。達成感が得られる工夫・仕組づくりが必要。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
非常勤	8		3	5	8		3	5	8		3	5
計	10	1	4	5	10	1	4	5	10	1	4	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	6	3 (1)			6	3 (1)			5	3 (1)		
	一般職	34	27	2	5	31	25	2	4	34	25	2	7
	小計	40	30	5	5	37	28	5	4	39	28	4	7
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	43			43	43			43	45			45
	小計	43			43	43			43	45			45
計		83	30	5	48	80	28	5	47	84	28	4	52

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 5人

令和4年度 5人

令和5年度 4人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					5		5
	プロパー					3		3
	県派遣					2		2
	県OB							
	その他							
	一般職		2	10	10	7	5	34
	プロパー		1	10	8	6		25
	県派遣		1			1		2
	県OB							
	その他				2		5	7
計			2	10	10	12	5	39

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和4年度は定年退職者分の不補充によりプロパーが減少。令和5年度は国事業等に専門的に従事する契約職員（その他）が増加。

〔県の関与の状況について〕

令和3年度に、県とセンター間の人事交流を開始したことなどにより、県派遣職員が増加。令和5年度は県派遣職員が1名減少。

なお、センターからは、県施策における高度な実務遂行ノウハウの習得など職員の資質向上を図り岩手県の産業振興に資することを目的に、県に対して職員1名を派遣（R3～R5）。

〔職員の年齢構成について〕

プロパーは、中堅層が厚く、20代以下の若手層が薄い構成となっている。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	43,718,436	42,398,195	40,711,349	▲ 1,686,846	
	流動資産	3,999,895	3,223,089	3,101,627	▲ 121,463	
	うち現預金	634,630	212,488	96,203	▲ 116,285	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	39,718,541	39,175,105	37,609,722	▲ 1,565,383	
	基本財産	316,600	310,805	296,296	▲ 14,509	
	うち投資有価証券	314,472	308,677	294,168	▲ 14,510	
	特定資産	29,151,087	29,327,633	28,610,844	▲ 716,789	
	うち投資有価証券	25,274,414	26,799,514	26,304,730	▲ 494,784	
	その他固定資産	10,250,854	9,536,668	8,702,583	▲ 834,086	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	40,523,099	39,098,361	37,410,212	▲ 1,688,149	
	流動負債	1,088,152	920,770	889,863	▲ 30,907	
	うち有利子負債	1,259	1,281	1,304	23	
	固定負債	39,434,947	38,177,591	36,520,349	▲ 1,657,242	
	うち有利子負債	6,796	5,452	4,087	▲ 1,365	
	正味財産	3,195,337	3,299,834	3,301,137	1,303	
指定正味財産	1,745,107	1,845,493	1,890,372	44,878		
一般正味財産	1,450,230	1,454,341	1,410,765	▲ 43,575		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	1,627,241	1,245,799	1,322,224	76,425	
	経常費用	1,614,748	1,238,541	1,360,971	122,430	
	事業費	1,540,166	1,164,697	1,292,222	127,525	
	うち人件費	320,062	299,185	310,178	10,993	
	うち支払利息	3,222	2,610	2,953	343	
	管理費	74,582	73,844	68,749	▲ 5,095	
	うち人件費	46,840	49,313	42,664	▲ 6,649	
	評価損益等増減額	▲ 1,674	▲ 8,124	▲ 9,013	▲ 889	
	当期経常増減額	10,819	▲ 865	▲ 47,760	▲ 46,895	
	経常外収益	6,507	6,659	4,185	▲ 2,475	
	経常外費用	0	1,683	0	▲ 1,683	
	当期経常外増減額	6,507	4,976	4,185	▲ 792	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	17,326	4,111	▲ 43,575	▲ 47,686		
当期指定正味財産増減額	▲ 6,435	100,386	44,878	▲ 55,508		
正味財産期末残高	3,195,337	3,299,834	3,301,137	1,303		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	36,957,512	35,617,591	33,940,671	▲ 1,676,920	設備貸与事業資金、設備資金貸付事業資金、高度化資金貸付事業資金、ファンド造成資金
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	3,267,907	2,815,523	2,540,213	▲ 275,310	設備貸与事業
	損失補償（残高）	3,988	0	0	0	設備貸与事業
	補助金（運営費）	137,485	135,836	131,591	▲ 4,245	中小ベンチャー支援事業（職員人件費）
	補助金（事業費）	117,878	111,077	88,157	▲ 22,920	中小ベンチャー支援事業、自動車関連産業創出推進事業、半導体関連産業技術高度化支援事業等
	委託料（指定管理料除く）	125,533	88,510	96,276	7,766	プロフェッショナル人材戦略拠点事業、加速器関連産業参入促進支援事業等
	指定管理料	0		0	0	
	その他	0		0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	7.3	7.8	8.1	0.3	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	367.6	350.0	348.6	▲ 1.4	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	4.6	5.9	5.1	▲ 0.8	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	22.7	27.6	25.9	▲ 1.7	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	92.7	90.3	87.8	▲ 2.5	=（経常・経常外収益-補助金【運営費】）/（経常・経常外費用）×100
	総資本当期経常増減率（％）	0.3	▲ 0.7	▲ 1.4	▲ 0.7	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

資産と負債の減少は貸与残高及び貸付金の償還が進んだことによるもの。当期計上増減額のマイナスは、設備貸与事業の貸与残高が減少したことによる割賦販売収益の減少及び貸付先のリスク増に伴う貸倒引当金繰入額の増加等によるもの。

【県の財政的関与について】

高度化資金貸付事業において、県借入金の償還に伴い残高が減少、事業原資となる県内中小企業の機械・設備の導入支援を行う設備貸与事業における割賦設備残高(導入支援先企業に対する債権残高)の減少に伴い県短期借入金も減少。

【財務指標・財務評価について】

自己資本比率の増加は、貸付金の償還が進んだことによる総資産の減少によるもの。流動比率の減少は、高度化資金貸付事業における県からの借入金返済に伴う現預金の減少により流動資産が減少したことによるもの。独立採算度の減少は、貸倒引当金繰入額の増加に伴い、経常費用が増加したことによるもの。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当センターは、県内中小企業の中核的支援機関として新たな産業の創出及び企業の振興を図るための総合的支援を行い、県内産業の発展と活力ある地域社会の形成に資するという理念の下、いわて県民計画（2019～2028）における産業振興施策の実施機関としての一翼を担っている。
所管部局	当法人は、県、市町村、その他の関係機関等と連携し、県内の中小企業等に対して総合的に支援することで本県の産業振興に寄与しており、当法人の評価は適切である。また、事業目的については、いわて県民計画（2019～2028）における中小企業振興関連の具体的推進方を踏まえる形で内容や目標値が設定されており適当である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	設備貸与事業は、民間リース会社による設備リースに類似しているが、全国の各支援センターにおいても同様の事業を実施しており、貸与機関の要件に該当するのは県内で当センターのみである。高度化資金貸付や希望応援ファンドなど巨額の基金運用を伴う事業については、基金管理等の業務負担も大きく、他団体が実施することは実質困難である。また、国等の研究開発補助事業における管理法人業務に関しては、大学・工業技術センター等も管理法人の要件を充足しているものの、県内企業のニーズに応じて管理法人を担える団体は少ないことから当センターが実施している。
所管部局	設備貸与事業や、基金運用益を基に実施する貸付事業、助成事業のほか、相談支援、販路開拓事業など、人的資源やこれまでに蓄積されてきたノウハウの面において、これらの支援事業を担える団体は当法人のほかに県内に存在しておらず、代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	求められる職員像を明らかにし、人材育成の取組を定め、職員の育成に取り組んでいる。若手・中堅プロパー職員については育成計画を策定し、外部研修に参加させ資質向上に努めているほか、年6回以上職場内研修を実施し、事業等の情報共有、資質向上に取り組んでいる。また、毎年度1回職員満足度調査を実施し、調査結果から不満足要因を分析し、満足度が向上するよう適宜改善に取り組んでいるほか、定期的に常務理事や部長、室長、課長との面談を実施し、職場環境の改善に努めている。
所管部局	業務の積み重ねとともに、職員の能力向上を目的に各種研修への参加を促進し計画的な人材育成に取り組んでおり、技術やノウハウの蓄積が図られている。加えて、職員満足度調査や個別面談を定期的に行うことで職場環境改善に取り組んでおり、これらを基に中小企業等に対する総合的支援を行う組織として機能するようマネジメントの確立に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理規程、コンプライアンス規程等を策定し、職員に周知徹底を図っているほか、毎月幹部職員による周知・意識啓発を行っている。事務処理・会計処理については、毎年度2回内部監査を実施し、業務の適正な遂行を確保しているほか、ジョブローテーションにより会計事務担当者の育成に努めている。ハラスメントについては、継続して職員研修を実施しており、職員の意識向上が図られている。
所管部局	倫理規定、コンプライアンスマニュアル等リスク管理に必要な諸規定を適切に備えるとともに、定期的な内部監査や職員研修の実施等により実務的にも適切に対応している。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	財産の運用、積立金の計画的な活用、外部資金の獲得に加え、効率的な事業運営に取り組むとともに、経営リスクに備えるため、貸倒引当金の計上、収支差額変動準備金や特定費用準備金の積立を行った。企業訪問や顧客満足度調査による顧客ニーズの把握、職員の能力開発や職員の支援スキルの向上に努めた結果、顧客からの評価は高い水準で維持された。一方で、職員満足度調査において、目標値を若干下回ったことから、調査結果から不満足要因を分析し、満足度の向上に向けて、定期的に職員面談を実施するとともに、ワークライフバランスに配慮した職場環境の改善に努めている。
所管部局	財務面での目標に加え、外部環境の把握及び内部環境の改善に関する目標を設定しており、法人の安定的な運営に資する目標となっている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	中小企業の振興等、本来的に県として実施すべき重要な施策の実行部隊として多くの業務を当法人が担っており、その役割は非常に大きい。このため、法人の安定的な運営を支援する観点から、県は、運営費補助、県職員の派遣等直接的な支援のほか、設備貸与資金の貸付等財政的な支援を行っており、今後も関与する必要がある。また、中小企業支援等施策の実施に当たり、情報の共有や事業の効率化を図るため、R3から県（ものづくり自動車産業振興室）と当法人との間で人事交流を行い、一層の連携の強化を進めている。 なお、中長期的には、安定的な運営に向けた法人の自立度を高める施策が必要であり、法人と連携・協力しそれらの事業化について検討を継続する。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	平成13年3月に「財団法人いわて産業振興センターが保有する文書等の開示等に関する要領」を制定済みであり、事業概要は広報誌に掲載しているほか、定款・事業計画・事業報告等についてはホームページ上で公開し、随時県民が閲覧・入手できる体制を整えている。
所管部局	法人等の保有する情報の公表に関する要綱に定める公開すべき情報について、法人ホームページ及び県ホームページ（運営評価のページ）へのリンクによりすべて公開している。また、求める資料にアクセスしやすく整理し公開されているほか、資料内容が確定次第速やかに公開するなど適時、適切に公開している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。
所管部局3	県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 県内企業の技術開発及び取引拡大等の支援を通じて、県における産業支援機関として重要な役割を担っています。そうした支援の効果的な実施の観点から経営改善目標として設定している2番目の目標（顧客満足度等を目標値に設定）について、法人として日々経営努力を行っていることは推察されますが、取組内容欄に記載されている内容が取組の項目を列記しているにすぎず、県民には、令和2年度に法人が目標達成のために取り組んだ具体的な実績の確認が困難となっています。取組内容欄に記載する内容は、PDCAサイクルのD（実行）の内容に該当し、適正なC（評価）が実施されるために重要な情報となるものです。そうした趣旨を踏まえて、取組内容欄を記載する必要があります。	実施済	指摘事項の趣旨に沿って、今年度の運営評価において取組内容欄を記載した。	R4.5
法人	2 「V法人及び所管部局の評価」の「3健全経営の維持・確保」について、職員満足度調査の実績が目標値を下回った結果についての言及が見受けられません。経営改善目標の個別目標値の全てに言及した評価を求めるものではありませんが、目標未達であったことを踏まえれば、その未達結果に言及しない評価は、PDCAサイクルに基づく運営評価の趣旨にそぐわないものであると考えます。実効性あるPDCAサイクルを運用するため、適切な評価を実施する必要があります。	実施済	総合満足度は3.94となり、昨年度（3.69）を上回りましたが、「組織の満足度」、「仕事の満足度」、「勤務条件等の満足度」、「職場環境の満足度」の調査項目全てが平均値3.80を超えているものの、目標値の4.00に達していないことから、全体的に満足度を引き上げるため、部内ミーティングや職員面談を通じて職場環境の改善などに取り組む。	R4.3
所管部局	1 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマリーレビュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。 その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なブローカー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要と認められるものに限り行った。	R4.3
所管部局	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマリーレビュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。 その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なブローカー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要と認められるものに限り行った。	R4.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）の最終年度となった令和4年度は、新たな計画の策定に向け、より現場（顧客）に近い職員の声を反映させるものとするべく、役職員意見交換会を11月に実施し、4年間を通しての実績の振り返りと課題の抽出を行った。 特に、そのなかで明らかになった県内企業のDX、GX導入に向けた支援ニーズに対する施策を具体的に盛り込むなど、社会経済環境の変化に適切に対応する計画として策定し、3月の評議員会をもって議決された。	R5.3
	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	事業目標は、デジタル化の進展等中小企業を取り巻く環境の変化に伴い、DX、GX推進に向けた支援策を盛り込み、経営改善目標については、設備費と事業等の健全運営に努めるため、事業収入を前年比増とする目標値を設定するなど、県施策推進における法人の役割が果たせるよう次期中期経営計画（R5～R8）の策定を行った。	R5.3
所管部局	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマーレビュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。 その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なプロパー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要と認められるものに限り行った。	R5.3
	3 県は法人に対して運営費の補助を行っていません。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	当法人の事業内容については、県が進める中小企業等支援施策と密接に関連している。県の事業担当においては、政策評価、事務事業評価、担当部局内のサマーレビュー等により県事業の検証を行うとともに、事業の実施に関し法人が担っている役割を十分に理解した上で、法人に対して求める事業内容を精査し、法人と連携しながら事業を実施している。 その上で、県から法人への支援については、法人に求められる専門性や業務量などに鑑み、法人運営に必要なプロパー職員数の精査や派遣職員数の調整など、真に必要と認められるものに限り行った。	R5.3

No. 14 岩手県オイルターミナル株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	岩手県オイルターミナル株式会社		所管部局 室・課等	商工労働観光部 商工企画室	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 菊池 哲	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和54年8月30日		事務所の所在地	〒026-0002 岩手県釜石市大平町4丁目1-4	
			電話番号	0193-22-3921	
			HPアドレス	http://www.iot-kamaishi.co.jp/index.html	
資(基)本金等	720,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	250,000,000 円	34.7%
設立目的	石油類流通基地の運営を通じて、本県の石油類熱源の安定供給に寄与し、併せて地域の産業経済振興に資する。				
事業内容	1. 石油類受払作業の請負 2. 石油類貯蔵施設の賃貸 3. 前各号に附帯関連する事業				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	3,264 千円	平均年齢 ※	63.5 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	10 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	4,298 千円	平均年齢 ※	57.1 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	安定した石油類の流通量の確保
---	----------------

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似の団体として日本オイルターミナル(株)(盛岡営業所)が挙げられるが、岩手県オイルターミナルは臨海部に立地しており、タンカーで一度に大量の石油を入荷できるため利用元売のコストダウンに繋がり、県内の安定供給に重要な役割を果たしている。

このほか、本法人に代わる事業実施主体として、石油元売会社の共同又は単独による方法が挙げられるが、単独ではコスト面で難しく、共同の場合は石油元売各社が競合関係にあるため、施設の利用料に係る価格調整等の役割を果たすことはできない。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

本法人は、公共性・公益性を有し、高い専門性が求められる事業(石油及びLPGの取扱い、施設の維持管理等)を既に担っていることから、県直営とすることに比べ、本法人がサービスの提供主体となる方が有利である。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県内への石油類の安定供給において重要な役割を果たしている。

脱炭素化社会への取組に伴うエネルギー転換や震災後の需要減少等に伴う収入減など、石油を取り巻く業界環境もより厳しくなることが予想され、また、経年劣化に伴う設備の維持管理を計画的に実施することが求められる中、本法人の健全な運営について必要な指導を行うことにより、県民生活に欠かすことのできないエネルギーの安定供給を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	適正な収入、安定した流通量の確保	① 石油 343,800KL ② ガス 10,200TON	313,557KL 8,906TON		
取組内容	取締役会等で収支状況について適時報告し情報共有を図るとともに、整備された高規格道路や湾口防波堤による配送の利便性、タンカー荷役の安全性等について随時説明し、当基地の有効活用について各元売に要請している。また、現在の出荷量に頼る料金体系について、カーボンニュートラルやエネルギーの多様性による需要減に備え、元売各社に基地運営経費を適正に負担していただくような料金体系の見直しを提案し検討を始めている。				
課題	カーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化による需要の減少はさらに続く予想される。需要減だけでなく国際情勢による価格の高騰に起因する出荷減もあり目標値を下回り赤字計上が続いている。県内の安定供給を見ると近隣基地からの出荷もあり保たれているが、基地運営については、安全操業を継続させるための適正な収入を確保するために、現在の出荷量に頼る料金体系を見直し、基地運営経費を適正に負担していただくようさらなる検討を進め実現する必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	当社の安定運営に見合った適正な収入の確保	① 石油 343,800KL ② ガス 10,200TON	313,557KL 8,906TON		
取組内容	取締役会等で収支状況について適時報告し情報共有を図るとともに、整備された高規格道路や湾口防波堤による配送の利便性、タンカー荷役の安全性等について随時説明し、当基地の有効活用について各元売に要請している。また、現在の出荷量に頼る料金体系について、カーボンニュートラルやエネルギーの多様性による需要減に備え、元売各社に基地運営経費を適正に負担していただくような料金体系の見直しを提案し検討を始めている。				
課題	カーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化による需要の減少は今後も続く予想される。需要減だけでなく国際情勢による価格の高騰に起因する出荷減もあり目標値を下回り赤字計上が続いている。県内の安定供給を見ると近隣基地からの出荷もあり保たれているが、基地運営については、安全操業を継続させるための適正な収入を確保するために、現在の出荷量に頼る料金体系を見直し、基地運営経費を適正に負担していただくようさらなる検討を進め実現する必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	経営環境の変化や基地間競争に順応した基地運営（人件費関連）	① 適正な要員計画の確立と人件費の上昇抑制 ② 人件費60,300千円枠内	— 58,374千円		
取組内容	1年単位の変形労働制を有効に活用し、労働時間の適正な管理を行っている。また、改正高年齢者雇用安定法への対応により65歳までの定年延長及び70歳までの就業機会確保を採用し、高齢者の有効活用に併せ人件費も抑えた。				
課題	全職員10名の内、定年後の再雇用者が4名及び定年延長者が1名と職員の高齢化が進んでいる。限られた職員の中で、再雇用者の退職に備えた経験やノウハウなどの継承や、適正な新規採用及び後継者の育成について有効に実施する必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	経営環境の変化や基地間競争に順応した基地運営（物件費関連） 租税公課（事業税・外形標準課税等）を含む	① 適正な経費の予算執行 ② 物件費53,700千円枠内	— 52,690千円		
取組内容	高騰する光熱費については節電を実施するなど、物件費の支出については極力必要最小限に抑えることに努めている。				
課題	世界情勢の影響による電気やガスのエネルギーの他、関連するすべての物価高騰による経費増大が懸念される。新型コロナウイルスにより抑制されていた社会が変わることによる経費増、また、引き続き施設設備の老朽化対策による経費増が懸念される。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	安定した資金計画の確立（内部留保財源の確保）	① 当期純利益の黒字基調 ② 繰越運転資金3億円以上	△27,552千円 3億4千万円	当期純利益の黒字基調 繰越運転資金3億円以上	
取組内容	取締役会等で収支状況について適時報告し情報共有を図るとともに、整備された高規格道路や湾口防波堤による配送の利便性、タンカー荷役の安全性等について随時説明し、当基地の有効活用について各元売に要請している。また、現在の出荷量に頼る料金体系について、カーボンニュートラルやエネルギーの多様性による需要減に備え、元売各社に基地運営経費を適正に負担していただくような料金体系の見直しを提案し検討を始めている。				
課題	カーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化による需要の減少はさらに続く予想される。需要減だけでなく国際情勢による価格の高騰に起因する出荷減もあり目標値を下回り赤字計上が続いている。県内の安定供給を見ると近隣基地からの出荷もあり保たれているが、基地運営については、安全操業を継続させるための適正な収入を確保するために、現在の出荷量に頼る料金体系を見直し、基地運営経費を適正に負担していただくようさらなる検討を進め実現する必要がある。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	安全性・利便性の高い基地の実現	① 危機管理体制の確立 ② 防災対策の充実	実施 実施	危機管理体制の確実な運用 防災対策の充実	
取組内容	設備の日次点検、月次点検、年次点検の実施。 石油防災訓練、津波対策訓練（避難訓練）、LPG防災訓練等の実施。				
課題	設備の老朽化。非常用発電機等の高額機器導入の検討。 2024年度からの5ヶ年計画を策定し必要な設備・機器の更新等を検討する。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		1	1	2		1	1	2		1	1
非常勤	9	1	1	6	9	1	1	7	9	1	1	6
計	11	1	2	7	11	1	1	8	11	1	2	7

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	2			2	2			2	2		
	一般職	8	4		4	8	4		4	8	4		4
	小計	10	6		4	10	6		4	10	6		4
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		10	6		4	10	6		4	10	6		4

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1	1	2
	プロパー					1	1	2
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職			2	2	4		8
	プロパー			2	2			4
	県派遣							
	県OB						4	4
	その他							
計				2	3	5		10

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

常勤役員は専務取締役（岩手県OB）、常勤監査役（釜石市OB）。非常勤役員の取締役は県現職2名、釜石市1名、株主元売4名、監査役は地方銀行から2名（うち1名は県OB）。役員数は11名で構成されている。

〔県の関与の状況について〕

代表取締役社長に副知事、取締役役に商工労働観光部長、常勤の代表取締役専務に県OB。監査役に県OB。

〔職員の年齢構成について〕

職員10名のうち4名は定年後の再雇用者。その内3名は65歳を超える者となっている。

Ⅳ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)					
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	1,379,764	1,331,735	1,294,677	▲ 37,058
	流動資産	361,785	369,377	386,284	16,907
	うち現預金	320,181	326,589	346,120	19,531
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	1,017,979	962,358	908,393	▲ 53,965
	有形固定資産	1,014,951	962,218	905,995	▲ 56,223
	無形固定資産	658	0	0	0
	投資その他の資産	2,370	140	2,398	2,258
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	558,446	515,255	505,749	▲ 9,506
	流動負債	56,870	59,921	46,306	▲ 13,615
	うち有利子負債	45,000	45,000	30,000	▲ 15,000
	固定負債	501,576	455,334	459,443	4,109
	うち有利子負債	225,000	180,000	150,000	▲ 30,000
	純資産	821,318	816,480	788,928	▲ 27,552
	資本金	720,000	720,000	720,000	0
損益計算書	利益剰余金	101,318	96,480	68,928	▲ 27,552
	うち繰越利益剰余金	101,318	96,480	68,928	▲ 27,552
	評価・換算差額等	0	0	0	0
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	売上高	193,768	190,223	183,627	▲ 6,596
	売上原価	0	0	0	0
	売上総利益	193,768	190,223	183,627	▲ 6,596
	販売費及び一般管理費	214,683	197,244	217,413	20,169
	うち人件費	59,838	60,372	58,374	▲ 1,998
	営業利益	▲ 20,915	▲ 7,021	▲ 33,786	▲ 26,765
	営業外収益	9,877	10,907	9,977	▲ 930
	営業外費用	4,921	4,192	3,463	▲ 729
	うち支払利息	4,921	4,192	3,463	▲ 729
	経常利益	▲ 15,959	▲ 306	▲ 27,272	▲ 26,966
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	0	708	48	▲ 660
県の財政的関与	税引前当期純利益	▲ 15,959	▲ 1,014	▲ 27,320	▲ 26,306
	法人税、住民税及び事業税	2,134	303	5,145	4,842
	法人税等調整額	▲ 1,313	3,521	▲ 4,913	▲ 8,434
	当期純利益	▲ 16,780	▲ 4,838	▲ 27,552	▲ 22,714
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	0	0	0	0
	補助金(運営費)	0	0	0	0
財務指標	補助金(事業費)	0	0	0	0
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	自己資本比率(%)	59.5	61.3	60.9	▲ 0.4
	流動比率(%)	636.2	616.4	834.2	217.8
	有利子負債依存度(%)	19.6	16.9	2.3	▲ 14.6
	売上高対販管費比率(%)	110.8	103.7	118.4	14.7
	人件費比率(%)	27.9	30.6	26.8	▲ 3.8
財務評価	総資本経常利益率(%)	▲ 1.2	▲ 0.0	▲ 2.1	▲ 2.1
	総資本回転率(回)	0.1	0.1	0.1	0.0
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
		B	B	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)
	※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。				
	法人説明欄				
	【貸借対照表・損益計算書について】				
	短期負債を資産で補っており、短期的には安全性、健全性が保たれているが、長期的には売上高が年々減少傾向にあるため収支の均衡が課題となる。				
	【県の財政的関与について】				
	資本金2億5千万円(34.7%)を出資				
	【財務指標・財務評価について】				
	収益の減少傾向よりB評価となっているが、自己資本比率や流動比率が良く健全な経営基調にあり、借入金等返済能力は短期的には安定している。				

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	湾口防波堤の恩恵により湾内の静穏化が図られ、タンカー荷役作業が安定化しに必要な流通量の確保は維持している。また、高規格道路の整備による配送の効率化が図られ、県内の石油類の安定供給の一翼を担っているが、社会情勢等による需要の減少や物価高騰により、収支の状況は悪化している。
所管部局	当該法人の出荷数量は、石油類、ガス類とも県内販売数量の一定程度の割合を占めていること、東日本大震災津波により当該法人の施設が被災したにも関わらず、早くから県有施設等への供給を行った実績があることから、県内の石油類の安定供給に重要な役割を果たしていると考え。 今後、カーボンニュートラルやGXの推進により石油類の需要が減少していくと考えられるが、当面は、一定数量の石油類の安定供給が必要であり、存続していく必要があると考える。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	岩手県内のエネルギーの供給は、岩手県オイルターミナル（釜石市）の他に仙台、八戸、盛岡のそれぞれ民間の石油基地から供給されている。県内だけを見ると盛岡の基地ではLPGを取り扱っていない、タンク車（鉄道）による入荷など役割の相違がある。岩手県オイルターミナルは臨海部の立地条件によりタンカーで一度に大量入荷できることから、県内の安定供給に重要な役割を果たしている。また、東日本大震災の折には県と連携のもと緊急的な石油出荷により支援活動を行った。
所管部局	当該法人に代わる事業実施主体として、石油元売会社の共同又は単独による方法が挙げられるが、単独ではコスト面が難しく、共同の場合は石油元売各社が競合関係にあるため、施設の利用料に係る価格調整等の役割を果たすことはできない。

2 自律的なマネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	定年延長及び70歳までの就業機会確保を採用し高齢者の有効活用を行うとともに、新規採用者の必要資格取得や訓練の実施により業務の効率化を図っている。また、1年単位の変形労働制を有効に活用し労働時間を適正に管理するとともに、休暇取得の推進等働き方改革に取り組んでいる。
所管部局	社員を外部研修や各種講習会等に派遣し、人材育成に努めている。 また、社員の高齢化が進んでいる中であるが、効率的で持続可能な組織体制を維持できるよう期待する。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	事務処理・会計処理その他コンプライアンスについて、会計監査人の定期的な監査及び監査役会の現地での年2回の業務監査により適正に管理されコンプライアンス上の問題は生じていない。また、幹部会や保全会議の定期的な開催並びに毎日の朝礼やラジオ体操で日常の法令遵守や情報管理、会計処理の適正確保、健康管理等、問題が生じないよう意思の統一、情報共有を図っている。
所管部局	事務処理・会計処理その他コンプライアンスについて、外部からの監査により適正に管理されていると認められる。 また、幹部会や保全会議の定期的な開催や毎日の朝礼による意思の統一、情報共有などは、独自の取組として評価できる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	カーボンニュートラルの推進やエネルギーの多様化等により需要の減少は今後も続くことが懸念される。 県内の石油類の安定供給に対しては貢献しているが、社会情勢に起因する出荷減少による収入減、物価高騰や老朽化対策による経費増により厳しい経営状況が続く三期連続の赤字を計上している。 今後、出荷減少に対応できる適正な収入を確保することが必要となっており、料金体系の見直しや経費の負担の要請等、「安全操業を継続するための収入の確保について」の検討を始めている。
所管部局	令和4年度にLPG寄託料金の価格改定、令和5年度に石油通油料金及び再度LPG寄託料金の価格改定を行うなど経営健全化に取り組んでいるが、GXやカーボンニュートラルの推進等により今後も需要が減少していくことが予想されることから、現在の従量料金体制の見直しを元売各社と検討する必要があると考える。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし
------	-------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	定款や役員名簿など法人の基本的情報や、県の関与に関する情報は事務所で閲覧できるようにし、これらの情報の一部についてはホームページで公表している。
所管部局	県が求める事項について、いずれもホームページで公開しているが、法人の基本的情報の一部が公開されていないことから、更なる充実を期待する。

Ⅵ 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「当社の安定運営に見合った適正な収入の確保」について、目標値が事業目標と重複しています。中期経営計画策定の際に、既存の事業目的との整理統合等を行う必要があります。 なお、目標値にある出荷量については、その増加が法人の収益増加に結びつくことにより経営改善に資するものであることは否定できないところであり、その点を踏まえて経営改善目標として据え置くのであれば、目標内容を改めた上で、目標値を金額ベースや収益率にすることにより対応することが考えられます。	実施済	「当社の安定運営に見合った適正な収入の確保」について、出荷数量に依存している現状では、現在の右肩下がりの需要に対応できなくなり、経営が逼迫する恐れがある。運営委員会及び取締役会において、「安全操業を継続するための収入確保」について、収支状況の説明及び赤字を解消するための料金体系の見直しを提案し、今後検討することとしている。その前段として石油通油料金及びLPG寄託料金の値上げを令和5年度から実施する。 目標値については、中期計画上の数値とし、単年度の予算策定の際に各元売からの出荷見込みを計上し、単年度予算として取締役会で承認を受けている。	取組中
法人	2 ・法人では、県内の石油類の安定供給を確保するため、第5次経営計画（自2019年度至2023年度）を策定して事業運営に取り組んでいます。売上高は2期続けて当該計画を下回っている状況です。一方で、石油類流通施設の老朽化に伴う投資及び維持管理を毎年実施していく必要があります。こうした状況を踏まえて、第5次経営計画の修正も含めて、改めて中期的な収支計画の見直しを検討する必要があります。	取組中	第6次経営計画（自2024年度至2028年度）を2023年度に策定する予定としている。 売上高の減少及び3期連続の赤字計上を踏まえ、上記取組の他、老朽化対策等を組み込み単年度予算策定及び第6次経営計画を策定する。	取組中
所管部局	1 ・今回、法人に対して指摘した項目2について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。	取組中	経営収支の安定化等に必要な助言指導を随時行っている。	取組中

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な行程などの検討を十分に行い、令和4年度の策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	R1～R4の中期経営計画では、経費の節減は達成されたものの新型コロナウイルスやカーボンニュートラルの影響により出荷減となり収入も落ち込んだ。それを踏まえR5～R8の中期経営計画を策定するにあたり出荷減を想定し目標値を設定しているが、健全な基地運営のためには適正な収入の確保が必要となる。そのため、各元売との運営委員会等で現在の料金体系の見直しを検討することとしている。	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	GXやカーボンニュートラルの推進に伴い、石油類の取扱量が減少すると想定されることから、人件費の上昇抑制や経費の適正執行を行うなどして、黒字基調となるような中期経営計画（R4～R8）の策定を行った。	令和5年3月

No. 15 岩手県土地開発公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	岩手県土地開発公社		所管部局 室・課等	商工労働観光部 商工企画室	
設立の根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 千葉 義郎	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和48年3月31日		事務所の所在地	〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号	
			電話番号	019-652-1110	
			H P アドレス	http://www.iwate-tjk.or.jp	
資(基)本金等	30,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	30,000,000 円	100.0%
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。				
事業内容	1 起業者(国、県、市町村等)が実施する公共事業に必要な土地(道路、河川、公共施設等)の取得、造成等を行うこと。 2 起業者(国、県、市町村等)からの委託に基づき、土地の取得に関する業務(交渉及び契約、測量、調査等)を行うこと。 3 公社が保有する工業団地及び宅地を分譲すること。				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	非公表 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	1 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	7,466 千円	平均年齢 ※	53.6 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	国、県、市町村の土地利用ニーズに応じた用地取得、造成、あっせん等を実施する。
2	本県の産業振興を図るため整備した工業団地(4団地)を販売する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

市町村土地開発公社が類似する団体となるが、第三セクター等の抜本的改革により、県内では1公社のみが現存(休眠中)している状況であり、一定規模の事業は、事実上当法人が唯一提供できる公的サービスとなっている。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

公有地取得事業や土地造成事業には、用地業務の高度な専門知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当法人によるサービス提供体制に優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うこと(「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号)第10条第1項)を目的として、県100%の出資により設立されている法人であることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。
--

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	公有地取得事業及びあっせん等事業の実施	① 実施事業9件	13件		
取組内容	健全な経営を維持していくため、国、県、市町村への訪問等により事業予定を把握の上、積極的な営業活動を行いながら事業量の確保を図っている。 令和4年度の主な事業として、国から一閑遊水地地役権設定業務、一般国道4号関係事業（水沢東バイパス・金ヶ崎拡幅・北上拡幅・北上花巻道路）の用地先行取得業務を、金ヶ崎町から岩手中部工業団地内第一事業区整備事業の用地取得等業務を受託した。				
課題	関係機関等への営業活動を通じ、現在は一定の事業量を確保できているが、今後も安定的かつ継続的に受託できるよう、これまで以上に積極的な営業活動を行っていく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	工業団地分譲促進	① 販売面積0.5ha	2.2ha		
取組内容	新型コロナウイルス感染症が拡大する以前のような取組ができない中、環境が整った場合にのみ企業を訪問し、関心を示した企業に対しては、県（商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室）や地元自治体と連携しながらポイントを絞った営業活動を行っている。 令和4年度においては、花巻第一工業団地テクノパークの0.5haと花巻第二工業団地の1.7haを分譲し、両団地に二戸及び久慈地区の拠点工業団地を加えた令和4年度末分譲率は、75.9%（前年度比+3.1ポイント）となった。				
課題	全国的に新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、経済活動も活発化することが見込まれる中、県等との連携を図りつつ、継続的かつ積極的な情報収集と適時適切な営業活動を展開していく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	宅地分譲促進	① 販売4区画	9区画		
取組内容	新聞広告の掲載や住宅メーカーへの営業活動、子育て応援等キャンペーンなどの販促活動を推進したほか、令和4年度からは新たにポータルサイトへの物件掲載を開始した。その結果、ホッタウン湯口は残り4区画のうち3区画を分譲、パークヒル向山は目標としていた5区画を上回る6区画の分譲となり、令和4年度末における分譲中の宅地は、それぞれ1区画のみとなった。				
課題	パークヒル向山において、販売には不利な前面道路との段差が大きい1区画が残ったことから、今後の状況によっては対応策を検討する必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の能力とモチベーションの向上（専門研修への参加、専門書による知識の習得と応用）	① 研修受講10回	10回		
取組内容	職員の資質向上を図るため、全国都道府県土地開発公社連絡協議会や東北地区用地対策連絡協議会が主催する研修への参加などにより、事例研修や他団体職員との交流を行っている。				
課題	なし				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	最新情報の提供及び分かりやすい情報公開のためのホームページの改善検討	① 情報更新1回	2回		
		② 改善検討1回	1回		
取組内容	会社の業務内容に関する最新の情報を提供するため、ホームページを定期的に更新するとともに、分かりやすい情報公開に向けたホームページ見直しの検討を行い、必要に応じて構成や内容等を改善している。				
課題	なし				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	3		4	7	3		4	7	3		4
計	8	3	1	4	8	3	1	4	8	3	1	4

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)									1	1		
	一般職	5	3	2		5	3	2		3	2	1	
	小計	5	3	2		5	3	2		4	3	1	
非常勤	管理職 (役員兼務)	4			4	4			4	3			3
	一般職	16			6	18			9	9		4	5
	小計	20			10	22			13	12		7	5
計		25	3	2	10	27	3	2	13	16	3	1	7

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1		1
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職					3		3
	プロパー					2		2
	県派遣					1		1
	県OB							
計						4		4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

国土交通省から受託する業務量の減少に伴い、非常勤職員が減少している。

〔県の関与の状況について〕

県から用地職員の派遣を受けている。なお、平成26年度以降は2名であったが、今年度は上記の理由により1名となっている。

〔職員の年齢構成について〕

プロパー職員、県派遣職員ともに50代となっており、若手・中堅層がいない状況にある。

Ⅳ 財務の状況

【土地公】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	12,809,372	19,818,618	24,163,617	4,344,999	
	流動資産	4,899,802	11,626,731	15,939,593	4,312,862	
	うち現預金	413,010	290,212	517,212	227,000	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	7,909,570	8,191,887	8,224,024	32,137	
	有形固定資産	22,676	21,957	19,659	▲ 2,298	
	無形固定資産	1,310	705	100	▲ 605	
	投資その他の資産	7,885,584	8,169,225	8,204,265	35,040	
	うち投資有価証券	7,853,149	8,151,916	8,189,916	38,000	
	負債	3,450,169	10,356,626	14,617,122	4,260,496	
	流動負債	1,264,734	343,920	950,544	606,624	
	うち有利子負債	973,290	83,119	292,679	209,560	
	固定負債	2,185,435	10,012,706	13,666,578	3,653,872	
	うち有利子負債	2,149,206	9,967,353	13,597,556	3,630,203	
資本	9,359,203	9,461,992	9,546,495	84,503		
資本金	30,000	30,000	30,000	0		
準備金	9,329,203	9,431,992	9,516,495	84,503		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	事業収益	2,917,081	884,456	3,329,451	2,444,995	
	事業原価	2,864,655	835,496	3,283,591	2,448,095	
	事業総利益	52,426	48,960	45,860	▲ 3,100	
	販売費及び一般管理費	83,250	44,754	60,872	16,118	
	うち人件費	43,396	20,930	30,290	9,360	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	事業利益	▲ 30,824	4,206	▲ 15,012	▲ 19,218	
	事業外収益	99,064	98,583	99,515	932	
	事業外費用	0	1	0	▲ 1	
	経常利益	68,240	102,788	84,503	▲ 18,285	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
当期純利益	68,240	102,788	84,503	▲ 18,285		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	1,147	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	73.1	47.7	39.5	▲ 8.2	=資本/総資産×100
	流動比率（％）	387.4	3,380.6	1,676.9	▲ 1,703.7	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	24.4	50.7	57.5	6.8	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	2.9	5.0	1.8	▲ 3.2	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	52.1	46.7	49.8	3.1	=人件費/販管費×100
	独立採算度（％）	102.3	111.6	102.5	▲ 9.1	=(経常・経常外収益+補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本経常利益率（％）	0.5	0.5	0.3	▲ 0.2	=経常利益/総資本×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕

貸借対照表：公有地取得事業における一閑遊水地地役権設定業務等の実施により資産が増加し、それに合わせて有利子負債も増加している。
 損益計算書：一閑遊水地地役権設定業務に係る事務費が減少する中、令和3年度に兼務発令していた職員2名を本来業務に専念させるため、遊水地業務に従事する職員を2名増員したことなどによって事業損失が生じ、前年度に比べ経常利益が減少している。

〔県の財政的関与について〕

県の財政的関与は受けていない。

〔財務指標・財務評価について〕

一閑遊水地地役権設定業務等の実施により有利子負債が増加した結果、自己資本比率が低下しているものの、有利子負債については、契約に基づいて計画どおりに返済していることから、財務指標に問題はない。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	既存工業団地の分譲によって産業集積を支援するとともに、市町村における新規工業団地整備事業を受託することにより、県の産業振興施策の一翼を担っている。 また、国の道路改築事業における用地先行取得業務を受託し、県内交通インフラの整備促進施策の一翼も担っている。 令和4年度において、久慈地区拠点工業団地に立地する工場の増設を目的とする申込みがあったことから、希望に沿った造成を進めるほか、コロナ禍後の経済動向に対応した企業訪問に取り組むなど、引き続き県施策の推進に寄与できるよう努める。
所管部局	当該法人は公有地の拡大の推進に関する法律に基づく法人であり、法の理念や県の施策推進において法人の果たすべき役割や事業実績に即した評価となっている。また、過去の実績や、最近の企業動向等を踏まえた事業目標及び目標値を設定している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	工業団地の造成・分譲と宅地の分譲については、民間企業等でも実施可能であるが、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公共事業用地の先行取得や用地取得等を行うことができ、また、土地等の譲渡所得に係る所得税控除（1,500万円）を受けることもできるなど、民間企業等とは異なる性質・役割等を持っている。
所管部局	当法人は、地方公共団体等の依頼に基づく公共事業用地の先行取得及び用地取得を行うことができ、他の民間団体との代替性はない。 また、本県においては、国、市町村等各団体から継続的に業務委託の要請がある状況であり、当法人が唯一的にその役割を果たしている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	公有地の拡大の推進に関する法律並びに定款及び業務方法書の下、毎年度の事業計画に定めた基本方針を職員に周知し、運営計画及び個別事業計画に従って活動している。 また、幹部による打合せを毎週実施し、課題等の情報共有や理事長指示事項の徹底、取組状況の確認等を行うとともに、幹部会議及び事務局会議を定期的に開催し、個別事業の進捗管理や課題に対応しており、従来にも増して業務の適切かつ円滑な執行が図られた。 なお、職員のワークライフバランスの実現に向け、働き方改革関連法に沿った取組を的確に進めるとともに、盛岡商工会議所と連携した健康経営支援プログラムによる職員の健康増進にも取り組んでいる。
所管部局	業務の積み重ねとともに、職員の能力やモチベーションの向上を目的に各種研修への参加を促進し、技術やノウハウの蓄積が図られている。加えて、組織的に事業進捗管理が徹底されており、これらを基に用地・造成業務を行う専門的団体として本県経済の発展等に寄与している。 また、健康経営の視点を取り入れるなど、職員の活力向上や組織の活性化に取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	倫理規程、コンプライアンスマニュアル、パワーハラスメントの防止措置に関する要領、災害対応マニュアル等を定め、職員への周知徹底を図りながら経営に関する諸リスクを管理するとともに、リスクが発現した場合には、県の支援も得ながら適切に対処することを基本としている。
所管部局	倫理規程、コンプライアンスマニュアル等リスク管理に必要な諸規程を適切に備えるとともに、リスクが発現した場合には、県と連携しながら適切に対応している。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	事業の確保による収益の増大に向け、経営トップを始めとする積極的な営業活動を展開するとともに、経費節減のため、業務量に見合った人員体制の不断の見直しや業務の効率化などに取り組んでいる。 また、新規事業の受託態勢の維持・強化のため、研修などを通じて職員のスキルアップを図り、用地・造成業務部門の専門集団としてのレベルを高めている。
所管部局	法人の保有する重要な経営資源である人材の育成に継続的に取り組むことで業務の質が担保され、また、法人の業務内容や保有する工業団地、宅地の情報等を公開することにより、さらなる業務の確保につながっている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	現在、法人の健全経営の観点からプロパー（正規）職員の新規雇用を認めておらず、一方で法人に対する事業要請があることから、公有地取得事業、あっせん等事業を着実に推進するため、代替的に県から用地担当職員（1名）を派遣している。 なお、派遣職員の給与は法人において負担しており、過度な関与とはなっていないもの。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	県が制定した「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」第3に定める特別法人に係る対象資料については、全てホームページにより公開している。
所管部局	「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」に定める公開すべき情報について、法人ホームページ及び県ホームページ（運営評価のページ）により全て公開している。 また、求める資料にアクセスしやすく整理・公開されているほか、資料内容が確定次第速やかに公開するなど適時、適切に情報を公開している。

Ⅵ 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 経営改善目標として設定している「最新情報の提供及び分かりやすい情報公開のためのホームページの改善検討」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを実施したことと1回とカウントするのか、目標値の達成がどのように経営改善に結びつくものであるかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	令和5年3月に策定した令和5年度から4年間の中期経営計画においては、左記の目標に替えて「市町村訪問（受託事業の確保に向けて）」を設定したところである。工業団地の整備を検討している市町村を計画的に訪問するとともに、用地取得業務について説明するものであり、ひいては事業目標の達成につながることから、全体として経営改善を期待できる目標とした。	R4年度
	2 法人は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地造成業務を担っており、事業資産として工業団地及び宅地を保有しています。 令和2年度は、宅地分譲について、目標値を上回る分譲区画を販売し、この点については評価されるものと考えます。工業団地の分譲を含め、引き続き、未分譲区画の解消に向けて取組を行う必要があります。 また、上記資産の評価基準及び評価方法については、取得原価を簿価とすることを基準とし、収益性が低下した場合には簿価の切下げを行うものであると認識しています。法人では、弁護士及び公認会計士を監事に選任し、高度に専門的な知見に基づく監査が実施される体制が整っているところですが、今後とも、適時かつ適正な資産評価を実施する必要があります。	実施済	工業団地にあつては、令和3年度の引渡ししが1件にとどまったものの、これまで県や関係自治体などと連携を図りながら分譲に取り組んできた結果、県南圏域の工業団地の分譲率は83.1%まで高まってきており、今後は県南圏域の工業団地の売売に向けた取組に加え、県北圏域の工業団地の分譲促進のための取組を強化している。 また、宅地にあつては、令和3年度の引渡ししが目標を上回る8件（令和3年度末残区画数11、分譲率88.6%）となるなど好調に推移しているが、未分譲地の物件情報をポータルサイトに掲載するなどの新たな取組により未分譲地の解消を図ることとした。 なお、保有土地資産の評価については、毎年度公示地価の動向を確認しながら行っており、現時点では適正なものとなっていると認識しているが、今後とも適正な評価が維持されるよう監事の意見なども踏まえながら取り組んでいく。	R3年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目2について、指導監督の責務を担う所管部局として、適時、状況の把握に務める必要があります。	実施済	事業目標の達成等を通じて、県施策推進における法人の役割が果たされるよう、今後も関係部局及び関係市町村との情報共有を図りながら、法人への指導・助言を継続していく。	R3年度

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映する必要があります。	実施済	令和元年度以降の2つの事業目標については、当公社の存在意義に関わるものであり、令和5年度からの中期経営計画においても設定の上、引き続きその達成を目指すこととした。 一方、経営改善目標のうち情報提供の改善については、令和3年度指摘事項1に記載のとおり見直すとともに、職員能力の向上については、把握が困難な専門書による知識の習得の部分を削除した。	R4年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	事業目標の目標数値を見直すとともに、経営改善目標については、受託事業を確保するための市町村訪問及び職員の能力向上のための専門研修への参加を設定し、県施策推進における法人の役割が果たされるよう中期計画計画（R5～R8）の策定を行った。	R4年度

No. 16 岩手県信用保証協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	岩手県信用保証協会		所管部局 室・課等	商工労働観光部 経営支援課	
設立の根拠法令	信用保証協会法		代表者 職・氏名	会長 南 敏幸	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和23年10月27日		事務所の所在地	〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号	
			電話番号	019-654-1500	
			HPアドレス	http://www.cgc-iwate.jp/	
資(基)本金等	9, 507, 430, 695 円	うち県の出資等 ・割合	5, 286, 083, 000 円		55. 6%
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。				
事業内容	(定款抜粋) 1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 2 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証 3 中小企業者が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 4 前各号の掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務				
常勤役員の状況	合計	5 名	うち県現職	0 名	うち県OB 2 名
	平均年収	8, 129 千円	平均年齢	63. 0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	82 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収	5, 182 千円	平均年齢	42. 1 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	中小企業者等の経営の安定及び事業の成長に資する貸付に係る債務の保証
2	被災中小企業者の事業再開及び経営の安定化に必要な貸付に係る債務の保証

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

岩手県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された認可法人であり、岩手県内において類似した事業を行っている団体はありません。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき保証業務を行う法人として制度化されたものです。このことから、保証業務は県が直営で行う性質のものではありません。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において中小企業者等に対する信用保証業務を行っている唯一の公的団体であり、中小企業者等に対する金融の円滑化に寄与していることから、県は、中小企業者向け融資制度の実施等を通じて、本法人が実施する業務がより効果を発揮するよう、引き続き連携・協働を図っていきます。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	5		2	3	4		2	2	5		2	3
非常勤	13	1		12	13	1		12	13	1		12
計	18	1	2	15	17	1	2	14	18	1	2	15

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	17	16 (1)	1 (1)		17	16	1 (1)		16	16 (1)		
	一般職	64	46		18	68	46		22	66	45		21
	小計	81	62	1	18	85	62	1	22	82	61		21
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		81	62	1	18	85	62	1	22	82	61		21

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				10	5	1	16
	プロパー				10	5	1	16
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		19	22	8	8	9	66
	プロパー		18	20	5	2		45
	県派遣							
	県OB							
	その他		1	2	3	6	9	21
計			19	22	18	13	10	82

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

プロパ R5.3月末3名定年退職、1名退職、R5.4月3名新卒採用（前年比-1）

県OB R5.3月末1名退職、R5.4月1名採用

その他 R4.12月末1名退職、R5.3月1名退職、R5.3月末5名退職、R5.4月2名再雇用、4名雇用（前年比-1）

〔県の関与の状況について〕

関与なし

〔職員の年齢構成について〕

プロパ 若手・中堅層が厚い。

Ⅲ 財務の状況

【信用保証協会】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	現預金	7,954,050	4,986,102	5,768,832	782,730	
	金銭信託	0	0	0	0	
	有価証券	34,260,547	36,014,766	35,830,939	▲ 183,827	
	動産・不動産	933,444	928,122	904,755	▲ 23,367	
	損失補償金見返	1,696,084	1,868,410	1,962,979	94,569	
	保証債務見返	385,186,865	365,932,474	346,304,106	▲ 19,628,368	
	求償権	117,615	1,087,227	584,998	▲ 502,229	
	譲渡債権	0	0	0	0	
	雑勘定	716,391	770,150	731,555	▲ 38,595	
	合計	430,864,996	411,587,251	392,088,164	▲ 19,499,087	
	基本財産	22,134,783	22,795,843	23,379,588	583,745	
	基金	9,507,430	9,507,431	9,507,431	0	
	基金準備金	12,627,353	13,288,412	13,872,158	583,746	
	制度改革促進基金	0	0	0	0	
	収支差額変動準備金	7,287,000	7,947,000	8,436,467	489,467	
	責任準備金	2,340,230	2,205,372	2,227,557	22,185	
	求償権償却準備金	40,038	186,679	173,654	▲ 13,025	
	退職給与引当金	501,375	508,478	468,287	▲ 40,191	
	損失補償金	1,696,084	1,868,410	1,962,979	94,569	
	保証債務	385,186,865	365,932,474	346,304,106	▲ 19,628,368	
	求償権補てん金	0	0	0	0	
	借入金	2,000,000	0	0	0	
	雑勘定	9,678,621	10,142,996	9,135,526	▲ 1,007,470	
	合計	430,864,996	411,587,252	392,088,164	▲ 19,499,088	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
収支計算書	経常収入	3,264,426	3,848,059	3,685,347	▲ 162,712	
	経常支出	2,327,027	2,447,243	2,517,008	69,765	
	うち人件費	592,398	566,797	583,256	16,459	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	経常収支差額	937,399	1,400,816	1,168,339	▲ 232,477	
	経常外収入	2,542,942	3,584,579	4,679,651	1,095,072	
	経常外支出	3,476,781	3,664,336	4,682,244	1,017,908	
	経常外収支差額	▲ 933,839	▲ 79,757	▲ 2,593	77,164	
	制度改革促進基金取崩額	0	0	0	0	
	収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	0	
当期収支差額	3,560	1,321,059	1,165,746	▲ 155,313		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	13,091,249	10,275,649	11,186,819	911,170	県単融資制度に係る原資貸付金（商工観光振興資金5,592百万円等）
	損失補償（残高）	1,696,083	1,868,410	1,962,979	94,569	県単融資制度に係る損失補償残高
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	981,660	1,139,174	705,711	▲ 433,463	県単融資制度に係る保証料補助金、事務補助金及び事業再生再チャレンジ支援事業補助金
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	6.8	7.5	8.1	0.6	=（基本財産+制度改革促進基金+収支差額変動準備金）/総資産×100
	流動比率（％）	-	-	-	-	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	28.3	24.0	28.3	4.3	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	64.1	61.3	63.1	1.8	=人件費/販管費×100
	独立採算度（％）	100.1	121.6	116.2	▲ 5.4	=（経常・経常外収入-補助金【運営費】）/（経常・経常外支出）×100
	総資本経常利益率（％）	0.2	0.3	0.3	▲ 0.0	=経常収支差額/総資本×100

法人説明欄

〔貸借対照表・収支計算書について〕
令和4年度の保証承諾は、伴走資金の借換えを積極的に対応したことなどにより、642億38万円余で前期比127.1%と前年を上回ったが、保証債務残高は、3,463億400万円余で前期比94.6%と前年を下回った。保証債務平均残高の減少に伴う保証料収入の減少により、経常収入は、36億8,500万円余で前期比95.8%と前年を下回り、経常収支差額の主な減少要因となった。一方、代位弁済の増加に伴う求償権補填金戻入の増加により、経常外収入は、46億7,900万円余で前期比130.5%と前年を上回り、経常外収支差額の主な増加要因となったが、経常収支差額の減少分を吸収しきれず、当期収支差額は11億6,500万円余で前期比88.2%と前年を下回った。

〔県の財政的関与について〕
短期貸付金実績(事業資金)は前年まで減少傾向にあったが、令和4年度は111億8,600万円余で前期比108.9%と前年を上回った。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた企業の資金繰り支援のための県単融資制度に係る損失補償契約に伴い、損失補償(残高)は19億6,200万円余で前期比105.1%と前年を上回った。

〔財務指標について〕
保証料収入を中心とした経常収入の減少に伴い、売上高対販管費比率は28.3%と前年に比べ、4.3ポイント増加した。当期収支差額の減少に伴い、独立採算度は116.2%と前年に比べ、5.4ポイント減少した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
法人に対する出資割合は55.6%と50%を超えていますが、法律に基づき国の機関による常例検査が実施され、経営状況等が厳しく検証されていることから、県としては、経営状況の把握をしながら、必要な指導・監督を行っていくこととしています。
財務の状況は、総資本が19,499,087千円減少しましたが、これは保証債務が19,628,368千円減少したことなどによるものです。

No. 17 株式会社盛岡地域交流センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	株式会社盛岡地域交流センター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 谷藤 裕明	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年2月20日		事務所の所在地	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1	
			電話番号	019-621-5000	
			H P アドレス	https://www.malios.co.jp/	
資(基)本金等	2,600,000,000 円		うち県の出資等 割合	611,000,000 円	23.5%
設立目的	北上川流域テクノポリス開発計画に基づく「テクノポリス・サポートコア」、盛岡市が計画した「高度情報センター」及び「業務・サービス施設」を一体的に整備運営し、新都市拠点の構築と本県産業の振興に資する。				
事業内容	1 不動産の賃貸及び管理 2 情報交流の促進並びに産業振興のための会議施設等の運営及び管理 3 情報交流の促進並びに産業振興のための各種催事、展示会等の企画運営				
常勤役員の状況	合計	4 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	《非公表》 千円	平均年齢 ※	62.8 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	14 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	《非公表》 千円	平均年齢 ※	51.7 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	都市型の集積拠点である「マリオス」の運営・管理を行うとともに、情報交流の促進や産業振興のための施設の運営、管理を行うなど、産業振興・生活環境の更なる充実に貢献
---	---

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

マリオスの賃貸、管理については民間セクターでも代替可能であるが、岩手の玄関口盛岡駅周辺のシンボルタワーであり、都市型産業の集積、創出、交流当の場の運営及び公民連携事業を行う上で、当法人は第三セクターでの運営が適します。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

マリオスの賃貸・管理といった市場競争を絶えず意識する必要がある業務であり、機動性・効率性・専門性のいずれの点でも、県直営で行うより良質なサービスが提供できます。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

「テクノポリス・サポートコア」である（公財）いわて産業振興センターがマリオスから移転済であるものの、都市型産業の集積、創出、交流等による産業振興の拠点として県施策推進上の役割が認められることから、県は当面出資を継続します。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	4		1	3	3		1	2	4		1	3
非常勤	14	1		13	14	1		13	14	1		13
計	18	1	1	16	17	1	1	15	18	1	1	16

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	8	3		5	8	3		5	8	2		6
	一般職	6	5		1	5	5			6	5		1
	小計	14	8		6	13	8		5	14	7		7
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		14	8		6	13	8		5	14	7		7

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				2		6	8
	プロパー				2			2
	県派遣							
	県OB							
	その他						6	6
	一般職			2	3	1		6
	プロパー			1	3	1		5
	県派遣							
	県OB							
	その他			1				1
計				2	5	1	6	14

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

常勤役員については、前年度は1名減（体調不良のため退任）となったが、今年度は1名増員し4名体制である。
また、職員については、臨時社員1名補充し14名体制である。

〔県の関与の状況について〕

県派遣職員は在職していない。

〔職員の年齢構成について〕

若手・中堅層含めバランスよく構成されている。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	5,134,176	5,250,397	5,096,600	▲ 153,797	
	流動資産	1,162,195	1,350,149	1,297,323	▲ 52,826	
	うち現預金	971,858	1,224,037	1,231,304	7,267	
	うち有価証券	0	100,031	50,002	▲ 50,029	
	固定資産	3,971,981	3,900,248	3,799,277	▲ 100,971	
	有形固定資産	3,059,146	3,069,546	3,022,322	▲ 47,224	
	無形固定資産	0	0	0	0	
	投資その他の資産	912,835	830,702	776,955	▲ 53,747	
	うち投資有価証券	450,076	350,006	300,000	▲ 50,006	
	負債	745,363	731,763	504,594	▲ 227,169	
	流動負債	371,326	343,878	101,594	▲ 242,284	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	374,037	387,885	403,000	15,115	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	純資産	4,388,814	4,518,634	4,592,006	73,372	
	資本金	2,600,000	2,600,000	2,600,000	0	
利益剰余金	1,788,814	1,918,634	1,992,006	73,372		
うち繰越利益剰余金	137,114	145,634	87,706	▲ 57,928		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	売上高	792,234	791,353	803,083	11,730	
	売上原価	473,100	455,236	548,131	92,895	
	売上総利益	319,134	336,117	254,952	▲ 81,165	
	販売費及び一般管理費	131,957	133,868	131,748	▲ 2,120	
	うち人件費	103,982	105,386	101,451	▲ 3,935	
	営業利益	187,177	202,249	123,204	▲ 79,045	
	営業外収益	2,436	2,650	2,530	▲ 120	
	営業外費用	131	120	130	10	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	経常利益	189,482	204,779	125,604	▲ 79,175	
	特別利益	0	2,592	0	▲ 2,592	
	特別損失	431	0	861	861	
	税引前当期純利益	189,051	207,371	124,743	▲ 82,628	
	法人税、住民税及び事業税	57,721	65,306	37,079	▲ 28,227	
	法人税等調整額	987	▲ 756	1,293	2,049	
当期純利益	130,343	142,821	86,371	▲ 56,450		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	85.5	86.1	90.1	4.0	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	313.0	392.6	1,277.0	884.4	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	16.7	16.9	16.4	▲ 0.5	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	78.8	78.7	77.0	▲ 1.7	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率（％）	3.7	3.9	2.5	▲ 1.4	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	0.2	0.2	0.2	▲ 0.0	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕

前年度と比較すると、年間平均入居率の上昇(前年比0.5%増)によるテナント賃貸収入の増加、利用者数の持ち直し(前年比10.9%増)による貸会議室収入の増加等により売上高は増加した(前年比1.5%増)。費用面では、販売費及び一般管理費は減少(1.6%減)したものの、エネルギー費用の増加(前年比12.6%増)等により売上原価が92,895千円増加した。

〔県の財政的関与について〕

なし

〔財務指標について〕

自己資本比率の向上に加え、流動化比率も大きく向上した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
県が関与するテクノポリス・サポートコア施設となっていが(公財)いわて産業振興センターが移転したことにより、県の出資目的が薄れている状態になっていますが、即時の出資引上げは難しいことから、今後の経営状況を勘案しながら、他の出資者と十分な協議を行い、慎重に検討していくこととしています。
財務の状況は、流動負債の減少により、流動比率が大幅に増加し、自己資本比率及び流動比率とも高い状態にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 18 株式会社北上オフィスプラザ

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	株式会社北上オフィスプラザ		所管部局 室・課等	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 及川 義明	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年4月15日		事務所の所在地	〒024-0051 岩手県北上市相去町山田2番地18	
			電話番号	0197-71-2171	
			HPアドレス	https://kop.ip/op/	
資(基)本金等	1,791,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	300,000,000 円	16.8%	
設立目的	北上産業業務団地(通称: オフィスアルカディア北上)への業務管理機能、研究開発機能誘致、また、当該団地への立地企業及び周辺地域企業の業務活動、研究開発活動等に対する支援事業を実施することにより、北上中部地方都市地域の産業の高度化を図り、もって、本県における人材の定着と産業振興に資することを目的とする。				
事業内容	(1) 北上オフィスプラザの建設、運営事業 (2) 業務支援事業(業務機能、研究開発機能を対象とするレンタルオフィスの提供と、入居企業への業務支援サービスの実施) (3) 起業化支援事業(インキュベートルームの設置と起業化のための各種情報の提供、関連団体とのネットワークづくりの支援) (4) 研究開発支援事業(研究機関の誘致、地域企業との協働研究のコーディネート) (5) 情報提供、情報化事業(情報資料室及び汎用データベースの端末設置、情報提供) (6) 交流促進、研修事業(研究設備の設置及び研究事業の実施)				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	4,512 千円	平均年齢 ※	60.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	3,613 千円	平均年齢 ※	49.6 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	・ 北上川流域におけるものづくり産業集積形成に関する支援
2	・ 県からの委託により三次元設計開発技術に関する企業の高度化支援を実施

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

当法人は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律」に基づく業務団地「北上オフィスアルカディア」の中核施設として設立されたものであり、他の民間企業等との代替性はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

当法人の事業は、企業の業務活動等に対する支援であり、高度な専門性や機動性が求められることから、法人による実施のほうが県直営と比較してメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、北上川流域におけるものづくり産業集積形成における役割を担っています。平成30年3月から、「岩手県地域産業高度化支援センター」が入居し、ものづくり産業人材の育成・確保・定着に資する事業を実施しているところであり、法人が担うべき役割である「北上市及び周辺地域における産業の高度化の推進」に寄与しているところです。県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2			2	2			2	2			2
非常勤	10	1		9	9	1		8	9	1		8
計	12	1		11	11	1		10	11	1		10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1 (1)			1	1 (1)		
	一般職	3	3			3	3			3	3		
	小計	4	4			4	4			4	4		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	4			4	4			4	4		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1		1
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職			1	1		1	3
	プロパー			1	1		1	3
	県派遣							
	県OB							
計				1	1	1	1	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

職員はプロパーのみで、過去3年間で職員数に増減はない

〔県の関与の状況について〕

県派遣は所属していない

〔職員の年齢構成について〕

平均年齢が高く、若手が薄い

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	1,579,412	1,600,593	1,608,543	7,950	
	流動資産	713,275	732,750	695,601	▲ 37,149	
	うち現預金	666,836	689,485	645,722	▲ 43,763	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	866,137	867,843	912,942	45,099	
	有形固定資産	481,899	493,177	532,474	39,297	
	無形固定資産	1,620	1,551	1,551	0	
	投資その他の資産	382,618	373,115	378,917	5,802	
	うち投資有価証券	375,719	361,393	370,131	8,738	
	負債	37,978	41,251	27,141	▲ 14,110	
	流動負債	37,978	41,251	27,141	▲ 14,110	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	純資産	1,541,434	1,559,342	1,581,402	22,060	
	資本金	1,791,000	1,791,000	1,791,000	0	
	利益剰余金	▲ 237,477	▲ 209,182	▲ 193,296	15,886	
	うち繰越利益剰余金	▲ 237,476	▲ 209,182	▲ 193,296	15,886	
	評価・換算差額等	▲ 12,089	▲ 22,476	▲ 16,302	6,174	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	売上高	206,998	204,214	204,095	▲ 119	
	売上原価	146,299	142,074	155,900	13,826	
	売上総利益	60,699	62,140	48,195	▲ 13,945	
	販売費及び一般管理費	30,164	25,423	26,924	1,501	
	うち人件費	0	0	0	0	
	営業利益	30,535	36,717	21,271	▲ 15,446	
	営業外収益	6,030	4,971	3,114	▲ 1,857	
	営業外費用	0	0	0	0	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	経常利益	36,565	41,688	24,385	▲ 17,303	
	特別利益	0	0	0	0	
	特別損失	0	0	315	315	
	税引前当期純利益	36,565	41,688	24,070	▲ 17,618	
	法人税、住民税及び事業税	11,155	13,765	7,895	▲ 5,870	
	法人税等調整額	597	▲ 372	289	661	
	当期純利益	24,813	28,295	15,886	▲ 12,409	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	37,386	37,390	37,390	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	97.6	97.4	98.3	0.9	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	1,878.1	1,776.3	2,563.0	786.7	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	-	-	-	-	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	14.6	12.4	13.2	0.8	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	39.6	34.8	36.3	1.5	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率（％）	2.0	2.6	1.5	▲ 1.1	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	0.1	0.1	0.1	▲ 0.0	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕

損益については、令和4年度決算における入居率が94.6%と前期比2.5ポイント減少したことが影響し減収したが、営業利益21,271千円(前期比△15,446千円)確保した。財務状況においては、累積欠損を193,296千円計上しているが、当期純利益15,886千円とし着実に減らしており、自己資本比率98.3%と高い水準を維持している。

〔県の財政的関与について〕

・DEセンター委託費 37,390千円

〔財務指標について〕

令和4年度決算における自己資本比率は98.3%(前期比0.9ポイント増)であり高い水準を維持している。また、流動比率も高く資金面での懸念は少ない。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、北上川流域地域産業活性化協議会の事務局機関として位置付けられているなど、北上川流域における産業支援機関として、入居する「岩手県地域産業高度化支援センター」と連携し、ものづくり人材の育成等に係る取組を進めており、ものづくり産業の集積形成において重要な役割を担っており、毎年経営状況を把握し、指導・監督を行うこととしています。

財務の状況は、繰越損失が193,296千円ありますが着実に減少しており、自己資本比率及び流動比率とも高く、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 19 株式会社岩手ソフトウェアセンター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	株式会社岩手ソフトウェアセンター		所管部局 室・課等	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室		
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 岩淵 伸也		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年4月25日		事務所の所在地	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号		
			電話番号	019-621-5454		
			HPアドレス	http://www.isop.ne.jp/isc/		
資(基)本金等	1,278,500,000 円		うち県の出資等 ・割合	350,000,000 円	27.4%	
設立目的	「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法」(10年間の時限立法)に基づく政府出資特別法人として、第三セクター方式で設立。その後、「新事業創出促進法」(平成11年2月施行、平成17年4月廃止)、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成17年4月施行)に発展的に継承。その主たる目的として、組込みソフトウェア競争力強化事業等を実施することにより、不足している県内IT企業の技術者を育成し、本県における組込みソフトウェア分野等の産業集積の推進に貢献する。					
事業内容	①コンピュータソフトウェア及びシステムに関する研修会、講習会の開催 ②コンピュータソフトウェア及びシステム開発のための事務室、設備の賃貸 ③コンピュータ及びその周辺機器の賃貸 ④コンピュータソフトウェア及びシステムの開発に関する調査、相談 ⑤コンピュータソフトウェア及びシステムの開発、仲介、開発業務の斡旋 ⑥情報サービス業についての情報の収集、調査分析及び提供 ⑦コンピュータソフトウェア及びシステムの開発に関する労働者派遣 ⑧その他前各号に附帯する一切の業務					
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB	0 名
	平均年収	1,200 千円	平均年齢	68.5 才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	6 名	うち県派遣	0 名	うち県OB	0 名
	平均年収	3,187 千円	平均年齢	58.8 才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	本県のIT産業振興の中核機関として、研修事業等の実施により、本県IT人材の育成を支援
---	--

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

当法人は第3セクターとしての公共性を有するほか、岩手県情報サービス産業協会の事務局となっており、社会的信用及び地元IT企業との連携性も高い。また、当法人の主要事業である高度IT技術者研修を専門的に実施している団体は他にはなく、他の民間企業等との代替性はない。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

事務室の賃貸借・管理等は市場による価格競争を意識する必要がある業務であり、主要事業である高度IT技術者研修等は高度な専門性・機動性が求められることから、県直営よりも良質かつ市場ニーズに即したサービスの提供ができる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、社会人向け高度IT技術者育成の中核機関、盛岡広域におけるIT産業集積形成の拠点施設であるなど、本県のIT産業振興において重要な役割を果たしている。県は、令和4年から国庫事業を活用して、デジタル化推進人材育成研修(対象:IT企業、商工団体等)を委託するなど、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働をさらに強化し、引き続き、当法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指していく。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	財政基盤の確立・強化を図る	① 当期利益7,500千円以上	8,280千円		
取組内容	実践指導（事務室賃貸）事業の売上は計画通りだったが、光熱費や修繕費が昨年度より増。研修事業は、技術者研修において受講者数、売上とも前年度を上回り利益目標値を達成。				
課題	光熱費等の今後の高騰による利益減				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	企業等における情報収集発信機能の高度化や情報通信技術の活用を推進するため、高度情報化に対応した人材の育成を図る。	① 高度IT人材育成研修受講者240人	254人		
取組内容	県外在住の講師を迎えての技術者研修は、原則Zoomによる双方向オンライン通信にて開催。特に前年度と比較してIT企業向け研修で受講者が増。				
課題	時代のトレンドとしてIoTやAI関係研修を開設しているが、思ったより受講者が増えない				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	情報通信関連産業の高度化、集積を図り、地域産業とのネットワークの形成による産業活力の向上を推進する。	① 実践指導室入居率100%	入居率100%		
取組内容	実践指導事業は、特に情報サービス業に対して活動拠点として良好なレンタルスペースを提供するものでR4年度も入居率100%（4社）達成。ビルの経年劣化に伴う計画修繕に取り組むとともに、入居者の快適性の維持に努め、管理・運営を行っている。				
課題	光熱費等の今後の高騰による利益減				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	研修事業に対するマーケティングを徹底する	① 受講者前年度比増	38名増		
取組内容	研修事業においてPDCA（講座分析、講座開設、講座検証）サイクルを繰り返し、人材育成・高度技術の観点で研修を振り返り次回の研修のインプットにしている。高度技術の講座以外にヒューマンスキル関連、プロジェクトマネジメント系の講座も多く開設し受講者増を目指した。				
課題	技術研修において時代のトレンドとしてIoTやAI関係の研修を企画・開設しているが、思ったより受講者が増えない				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	組織体制を強化する。	① 提案コンペでの受注	2コース受注		
取組内容	組織体制の強化を、提案力を高めて、受託研修（職業訓練）の継続受注をめざすと捉え、研修コースに沿った最適な研修内容を提案するとともに、就職の現状を分析し必要と思われるカリキュラムを追加で提案した。				
課題					

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2			2	2			2	2			2
非常勤	12	1	2	9	11	1	2	8	11	1	2	8
計	14	1	2	11	13	1	2	10	13	1	2	10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1			1	1		
	一般職	5	5			5	5			5	5		
	小計	6	6			6	6			6	6		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		6	6			6	6			6	6		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー						1	1
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職			1		3	1	5
	プロパー			1		3	1	5
	県派遣							
	県OB							
計				1		3	2	6

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
役職員数に変動はありません

〔県の関与の状況について〕
県関係の職員は在籍しておりません。

〔職員の年齢構成について〕
年齢構成は、職員に異動が少ないため高齢化が進展しています。

Ⅳ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)						
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
貸借対照表	資産	1,414,154	1,429,430	1,431,042	1,612	
	流動資産	973,178	986,598	988,211	1,613	
	うち現預金	967,851	982,097	980,533	▲1,564	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	440,975	442,832	442,831	▲1	
	有形固定資産	439,623	440,855	440,958	103	
	無形固定資産	0	0	0	0	
	投資その他の資産	1,352	1,977	1,872	▲105	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	17,337	24,190	18,800	▲5,390	
	流動負債	14,944	23,221	18,044	▲5,177	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	2,393	969	756	▲213	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	純資産	1,396,816	1,405,239	1,412,242	7,003	
	資本金	1,278,500	1,278,500	1,278,500	0	
	利益剰余金	118,316	126,739	133,742	7,003	
	うち繰越利益剰余金	117,549	125,844	132,719	6,875	
	評価・換算差額等	0	0	0	0	
	令和2年度	令和4年度	令和4年度	増減(令4-令3)		
損益計算書	売上高	114,466	118,140	125,299	7,159	
	売上原価	79,407	78,756	88,132	9,376	
	売上総利益	35,058	39,384	37,167	▲2,217	
	販売費及び一般管理費	23,200	24,324	24,007	▲317	
	うち人件費	9,006	9,145	9,387	242	
	営業利益	11,858	15,060	13,160	▲1,900	
	営業外収益	321	259	245	▲14	
	営業外費用	0	0	0	0	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	経常利益	12,179	15,319	13,405	▲1,914	
	特別利益	0	0	0	0	
	特別損失	0	0	0	0	
	税引前当期純利益	12,179	15,319	13,405	▲1,914	
	法人税、住民税及び事業税	4,008	6,217	5,019	▲1,198	
	法人税等調整額	648	▲599	106	705	
	当期純利益	7,522	9,701	8,280	▲1,421	
	令和2年度	令和4年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	0	0	2,554	2,554	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	令和2年度	令和4年度	令和4年度	増減(令4-令3)		
財務指標	自己資本比率(%)	98.8	98.3	98.7	0.4	=自己資本/総資産×100
	流動比率(%)	6,512.2	4,248.7	5,476.7	1,228.0	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率(%)	20.3	20.6	19.2	▲1.4	=販管費/売上高×100
	人件費比率(%)	38.8	37.6	39.1	1.5	=人件費/販管費×100 役員報酬1200千円を含む
	総資本経常利益率(%)	0.9	1.1	0.9	▲0.2	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率(回)	0.1	0.1	0.1	0.0	=売上高/総資本
	令和2年度	令和4年度	令和4年度	増減(令4-令3)		
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】 実践事業（事務室賃貸）においては、入居率100%を継続、また研修部門においては、IT技術者研修・離職者職業訓練や自治体職員を対象とした受託研修を実施し、売上高は125,299千円（前年比106.1%）を計上しましたが、設備修繕費の増加、電気料金の高騰により経常利益は13,405千円（125.8%）の増収減益となり、当期純益は8,280千円（前年比85.4%）となりました。	
【県の財政的関与について】 無し	
【財務指標・財務評価について】 ①流動資産が微増（1,613千円）であったものの、リース債務の償還がすすんだこと、および未払法人税等・未払消費税等が減少したことにより、流動負債が5,177千円減少した為に、流動比率は5476.7（対前年比1228.0）となりました。 ②当期純益は8,280千円を計上し、累積欠損金もないことから、財務評価はAとなりました。	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	社会人向け高度IT技術者育成の中核機関（研修事業）、盛岡地域におけるIT産業集積形成の拠点施設（実践指導事業）及び県内中小企業のデジタル化支援機関（岩手県中小企業デジタル化支援ネットワーク構成機関）としての役割を担っている。
所管部局	当法人は、社会人向け高度IT技術者育成の中核機関、盛岡広域におけるIT産業集積形成の拠点施設であるなど、本県のIT産業振興において重要な役割を果たしている。県は、令和4年から国庫事業を活用して、デジタル化推進人材育成研修（対象：IT企業、商工団体等）を委託するなど、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働をさらに強化し、引き続き、当法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指していく。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	主要事業である高度IT技術者研修を専門的に実施している団体はない。当社は岩手県情報サービス産業の事務局も受託しており、地元企業との協調・連携が図りやすい。また、IPA（情報処理推進機構）からの情報提供・支援を地元IT企業にタイムリーに提供できる。
所管部局	当法人は第3セクターとしての公共性を有するほか、岩手県情報サービス産業協会の事務局となっており、社会的信用及び地元IT企業との連携性も高い。また、当法人の主要事業である高度IT技術者研修を専門的に実施している団体は県内に他にはなく、他の民間企業等との代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	組織マネジメントを、提供する研修に対するマーケティングや販売力、提案力ととらえ、研修実施後のアンケート等より研修内容の検討や就職に関して企業が必要としている技術等を分析しながら提案にあたっている。
所管部局	社内OJTを行う等、安定的な事業継続に向けた体制を確立し、組織マネジメントに取り組んでいる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	リスク管理は、「事業目標を妨げる不確定事象」コロナ禍での研修事業や受講希望者が極端に少ない研修が該当。研修方法を変えて実施したり、営業強化して対応している。有効性を評価し、是正するという一連のプロセスを継続する。
所管部局	リスク分析を反映させたマニュアルにより、リスクマネジメントを徹底している。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	経営改善を進めるには、現状分析、目標設定、検証が重要ととらえ、目標値に届かなかった原因を考察し、継続性のある改善計画を立て、令和5年度に反映させる。（令和4年度は目標達成）特に研修に対するマーケティング、提案力強化は継続的に取り組む
所管部局	ニーズを把握し、事業ごとに目標を設定している。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	法人代表者（代表取締役社長）へ県職員（商工労働観光部長）が就任している。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	法人ホームページや行政資料センター等において、県の方針に基づいた情報公開、情報提供を行っている。
所管部局	引き続き、必要な情報公開、情報提供を行うよう指導していく。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値に修正する必要があります。	実施済	当期利益及び研修受講者増に向けて、研修事業に対してマーケティングの徹底を掲げPDCA（講座分析、講座開設、講座検証）のなかで、対応策を考察。自社企画に変えたり、講座数を増やす等の対応を行った。（32講座 17企業 260名受講） 当期利益増、受講者数増。ただし継続しての取組とする。	令和4年3月
所管部局	1 商工労働観光部長が代表取締役役に就任しています。法人代表者への県職員の就任について、県と法人の経営責任の明確化等の観点から、真に必要な場合に限ることが適当です。「IV 統括部署（総務部）の総合評価の令和2年度の指摘事項に対する取組状況において、「法人との意見交換を実施し、今後の見直し等について検討していく」こととされていることから、検討状況の報告を行う必要があります。	取組中	県職員の法人代表者への就任について、法人も問題意識を持っているが、具体的な方針についてはまだ検討できていない状況。他団体の情勢や法人の体制等を踏まえ、真に必要なものであるかを検討していく。	-

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	R1～R4の中期経営計画において、事業目標と経営改善目標の設定に修正必要の指摘があり、R4に関しては目標を修正してあたりました。 特に研修事業に対する、マーケティングの徹底を掲げ、研修の振り返り結果と外部環境分析、IT企業の現状分析を行い、ヒューマンスキルとプロジェクトマネジメント系を追加し令和5年度の講座25を設定しました。次期中期経営計画に反映して事業活動を開始した。	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）に基づいた事業実施により、R4年度においては、事業目標と経営改善目標の全てを達成している。 次期中期経営計画（R5～R8）においては、前計画の実績を踏まえ、法人と協議調整のうえ、策定した。	令和5年3月

No. 20 (公財) 盛岡地域地場産業振興センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター			所管部局 室・課等	商工労働観光部 産業経済交流課
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 谷藤 裕明
設立年月日 (公益法人への移行年 月日、統合等があった 場合、その年月日、相 手団体の名称等)	昭和59年8月31日		事務所の所在地	〒020-0055 岩手県盛岡市繁字尾入野64番地102	
	平成25年4月1日公益法人へ移行 公益財団法人盛岡地域地場産業振興 センター		電話番号	019-689-2201	
			HPアドレス	https://tezukurimura.com/ (盛岡手づくり村)	
資(基)本金等	27,370,000 円		うち県の出資等 割合	7,500,000 円	27.4%
設立目的	盛岡広域生活圏の地域における地場産業の振興のための事業を行うことにより、地場産業の育成強化を図り、もって地域経済の健全な発展と地域住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与する。				
事業内容	(1) 地場産業文化の理解と振興、事業者の能力育成と後継者確保及び地場産品の振興を図る事業 (2) 業界団体等との連携、官公署からの受託による地場産業の普及啓発に関する事業 (3) 施設の賃貸に関する事業 (4) 盛岡手づくり村への集客と地域住民との交流を図る事業 (5) 盛岡手づくり村内共用施設維持管理事業 (6) その他目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	4,719 千円	平均年齢 ※	63.8 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	8 名 (役員兼務1名)	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	3,966 千円	平均年齢 ※	52.3 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	次の事業の実施により、盛岡広域圏の伝統工芸産業事業者等の後継者育成を支援 ・盛岡広域圏の伝統工芸産業事業者等を対象としたフォーラム等の実施 ・手づくり教室の開催等の体験学習事業 ・全国の修学旅行生の受入や、盛岡広域圏の児童・生徒の社会科見学の受入
2	次の事業の実施により、県産品の販路拡大を支援 ・展示即売室での盛岡広域圏の食や工芸品の展示即売事業 ・物産展、展示会への出展

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県産品の販路拡大に関しては岩手県産株式会社が類似の団体となりますが、当法人に関しては盛岡広域圏に特化した商品構成が特色であり、施設に入居する工房を活用した体験学習の実施等、伝統工芸産業事業者等の後継者育成等への支援に関しては、事実上当法人が唯一提供できる公的サービスとなっています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

県産品の販売事業や体験学習事業の実施等については、市場動向の把握とその変化に対する迅速な対応や、工芸品に関する専門的な知識と経験が必要であり、県直営と比較して、当法人によるサービス提供体制に優位性があります。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、盛岡広域圏の地場産品の販路拡大や伝統工芸産業等の事業者の後継者の育成支援等を実施している唯一の公益法人であり、盛岡広域圏の地場産業の育成強化と地域経済の発展に寄与していると認められることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を行いながら、法人の長所・強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	17			17	16			16	16			16
計	18			18	17			17	17			17

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1			1 (1)	1			1 (1)	1			1 (1)
	一般職	7	7			7	7			7	7		
	小計	8	7		1	8	7		1	8	7		1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		8	7		1	8	7		1	8	7		1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB							
	その他					1		1
	一般職		1	1		2	3	7
	プロパー		1	1		2	3	7
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計			1	1		2	4	8

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員について：令和3年度 理事16名（うち常勤1名）・監事2名 令和4年度 理事15名（うち常勤1名）・監事2名 令和5年度 理事15名（うち常勤1名）・監事2名 職員に

ついて：職員及び嘱託職員を対象 令和3年度・令和4年度・令和5年度は常勤役員（専務理事）が事務局長を兼務

〔県の関与の状況について〕

役職員の岩手県の関与なし

〔職員の年齢構成について〕

職員は、20～50歳代の4名 嘱託職員は61歳以上の4名

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	602,606	590,013	576,656	▲ 13,357	
	流動資産	34,031	29,352	23,660	▲ 5,692	
	うち現預金	24,201	14,600	7,373	▲ 7,227	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	568,575	560,660	552,996	▲ 7,664	
	基本財産	27,370	27,370	27,370	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	36	36	36	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	541,168	533,254	525,590	▲ 7,664	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	40,783	38,270	39,319	1,049	
	流動負債	13,245	13,473	17,263	3,790	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	27,538	24,797	22,056	▲ 2,741	
うち有利子負債	20,000	20,000	20,000	0		
正味財産	561,823	551,743	537,337	▲ 14,406		
指定正味財産	27,370	27,370	27,370	0		
一般正味財産	534,453	524,373	509,967	▲ 14,406		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	203,244	168,774	157,304	▲ 11,470	
	経常費用	209,502	178,782	171,638	▲ 7,144	
	事業費	205,325	174,921	167,447	▲ 7,474	
	うち人件費	49,227	50,799	52,695	1,896	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	4,177	3,862	4,191	329	
	うち人件費	1,655	1,288	1,292	4	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 6,258	▲ 10,008	▲ 14,334	▲ 4,326	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	▲ 0	
	当期経常外増減額	0	▲ 0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	72	72	72	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 6,330	▲ 10,080	▲ 14,406	▲ 4,326	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	561,823	551,743	537,337	▲ 14,406		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	93.2	93.5	93.2	▲ 0.3	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	256.9	217.9	137.1	▲ 80.8	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	3.3	3.4	3.5	0.1	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	2.0	2.2	2.4	0.3	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	24.3	29.1	31.5	2.3	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	97.0	94.4	91.6	▲ 2.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 1.1	▲ 1.8	▲ 2.7	▲ 0.9	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

貸借対照表：有利子固定負債20,000千円は令和2年度商工中金の新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を利用した借入金
正味財産増減計算書：経常収益のうち、15,151千円は盛岡市の緊急経済対策により実施した2事業の委託料収益

〔県の財政的関与について〕

令和4年度における岩手県の財政的関与はなし

〔財務指標について〕

令和4年度展示即売売上金額は微増であったが、仕入商品売上収入及び体験学習事業収入の減、及び盛岡市の緊急経済対策事業委託料収入の減等により収入は減となり、流動資産が減り、流動負債が増え、流動比率及び独立採算度は下降した。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、県の施策推進において積極的な役割を担っておらず、盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的役割を有していると認められる法人であることから、地元自治体による主導的な関与を基本とすることとしており、毎年度経営状況の把握のみをすることにして

います。

財務の状況は、当期経常増減額が赤字の状態が継続しており、正味財産が減少傾向にありますが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払い能力は確保されています。

No. 21 岩手県産株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	岩手県産株式会社		所管部局 室・課等	商工労働観光部 産業経済交流課	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 佐藤 学	
設立年月日 (公益法人への移行年 月日、統合等があった 場合、その年月日、相 手団体の名称等)	昭和39年12月17日		事務所の所在地	〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目8番9号	
			電話番号	019-638-8161	
			H P アドレス	https://www.iwatekensan.co.jp/	
資(基)本金等	90,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	41,226,000 円	45.8%
設立目的	岩手県において生産される物産の販売促進をととして岩手県の産業振興に寄与する。				
事業内容	(1) 岩手県において生産される物産の販売並びに加工に関する事業 (2) 前各号に付帯する一切の事業 事業例：① 県産品の百貨店、量販店、問屋及び小売店等に対する卸売 ② アンテナショップ及び直営小売店舗（らら・いわて）における小売 ③ 全国百貨店等における物産展の開催 ④ カタログ、インターネット等による通信販売 ⑤ 県等アンテナショップの管理運営業務の受託 ⑥ 地場産業関係事業者の支援（商品開発資金貸付、啓発指導等）				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	6,644 千円	平均年齢 ※	59.5 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	105 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,031 千円	平均年齢 ※	40.4 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	イベント開催および出展支援による販路開拓。アンテナショップや通信販売による仕入販売及び物産展等による販売の支援 ・「食の大商談会」「県物産展」等の開催
2	事業者による新製品開発支援および日常の販売活動や物産展等イベントによる販売機会の創出 ・新製品開発支援および販路開拓活動 ・「県物産展」等の開催
3	県産工芸品等の魅力発信および販売活動の展開 ・単県物産展等イベント開催と出展 ・アンテナショップや直営店による販売
4	県産品魅力発信および販路拡大、販売促進 ・県内外の直営店等による販売活動 ・国内外事業者に対する卸売 ・通信販売事業の運営、出展者（出品）勧誘
5	事業者に対する海外展開助言と商談機会の提供 ・国内外の商談会出展、バイヤー招聘 ・海外向商品の開発、輸出手続きの支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

岩手県産は地場産業の振興と県産品の生産活動の促進を図るべく、広く商品を取り扱い、適正な利益の確保に努めながら、県内生産者の事業規模の大小にかかわらず広く販路開拓・販売促進事業を行っている。また品質管理や商品開発の支援等、直接的に利益に結びつかない事業も併せて行っていることから、通常の民間商社と比較すれば、収益性が低く、取扱商品に関する取引条件や営業活動等の面で自ずと制約がある場合も少なくない。従って、構造的に営業利益率が比較的低い条件のもとに経営を行っていくことが必要となり、その意味では、民間企業や他の非営利団体が同様の事業を行う事は難しいものと考えられる。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

県産品の販売には、その販売ノウハウと市場の変化に対応できる柔軟性や機動性が日常的に求められ、仕入支払の調整による金融支援も必要となる。県直営では商取引の支援が実施しにくく、柔軟な資金運用も困難なため、出資法人（株式会社）としての当社による運営が組織・機能に優位性があるものと思われる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

民間企業としての収益確保を前提に、県施策と連動した取組、特に県産品の様々な販路拡大を推進するため、情報交換を密にしながら、県内事業者の売上拡大や商品開発を支援するとともに、関連する人材育成の強化を指導する。また、企業の「見える化」を推進するため、情報公開の一層の促進に向けて指導する。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		1	1	2		1	1	2		1	1
非常勤	9	1	1	7	9	1	1	7	9	1	1	7
計	11	1	1	8	11	1	1	8	11	1	1	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	14	13 (1)		1	17	16 (1)		1	18	18 (1)		0
	一般職	92	44		48	90	38		52	87	40		47
	小計	106	57	0	49	107	54	0	53	105	58	0	47
非常勤	管理職 (役員兼務)	0				0				0			
	一般職	0				0				0			
	小計	0		0	0	0		0	0	0		0	0
計		106	57	0	49	107	54	0	53	105	58	0	47

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職	0	0	0	6	12	0	18
	プロパー				6	12		18
	県派遣							0
	県OB							0
	その他							0
	一般職	4	12	17	24	19	11	87
	プロパー	4	10	12	12	2		40
	県派遣							0
	県OB							0
	その他		2	5	12	17	11	47
計		4	12	17	30	31	11	105

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

- ・新規採用は退職者がいる場合に実施しており、令和5年4月は4名を新規採用した。
- ・繁忙期にあわせた人員配置となっており、販管費における人件費率が高い水準にある。
- ・長期的に正社員の比率を増加させ、適正な人員配置となるよう進めている。

〔県の関与の状況について〕

〔職員の年齢構成について〕

- ・計画的な新卒採用を進めながら、若手・中堅層の比率を上げていくために中途採用等も行い年齢構成のバランスを図る。

Ⅲ 財務の状況

【岩手県産】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	1,534,141	1,442,584	1,705,699	263,115	
	流動資産	1,344,734	1,262,348	1,529,489	267,141	
	うち現預金	269,746	304,265	429,387	125,122	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	189,407	180,236	176,210	▲ 4,026	
	有形固定資産	133,797	139,401	136,862	▲ 2,539	
	無形固定資産	4,202	3,144	2,086	▲ 1,058	
	投資その他の資産	51,408	37,691	37,262	▲ 429	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	1,117,139	1,013,866	1,265,236	251,370	
	流動負債	886,959	772,846	1,004,472	231,626	
	うち有利子負債	130,000	70,000	230,000	160,000	
	固定負債	230,180	241,020	260,764	19,744	
	うち有利子負債	140,000	140,000	133,304	▲ 6,696	
	純資産	417,002	428,718	440,463	11,745	
	資本金	90,000	90,000	90,000	0	
利益剰余金	327,002	338,718	350,463	11,745		
うち繰越利益剰余金	92,602	104,318	115,703	11,385		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	売上高	4,934,653	5,131,671	5,275,439	143,768	
	売上原価	4,014,601	4,198,230	4,312,477	114,247	
	売上総利益	920,052	933,441	962,963	29,522	
	受託料収入	94,484	96,141	149,015	52,874	
	運賃収入	7,231	7,580	7,935	355	
	販売費及び一般管理費	1,018,435	1,014,812	1,091,452	76,640	
	うち人件費	483,752	504,899	519,809	14,910	
	営業利益	3,332	22,350	28,461	6,111	
	営業外収益	28,032	21,191	19,493	▲ 1,698	
	営業外費用	18,128	10,503	12,399	1,896	
	うち支払利息	2,866	822	929	107	
	経常利益	13,236	33,038	35,555	2,517	
	特別利益	3,821	0	0	0	
	特別損失	0	10,723	0	▲ 10,723	
	税引前当期純利益	17,057	22,315	35,555	13,240	
	法人税、住民税及び事業税	5,395	10,600	20,209	9,609	
	法人税等調整額	0	0	0	0	
	当期純利益	11,662	11,715	15,346	3,631	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	35,000	30,000	0	▲ 30,000	物産販路開拓資金貸付
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	2,146	0	0	0	
	補助金（事業費）	5,148	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	87,841	55,617	101,874	46,257	マイナンバーカード取得県産品プレゼントキャンペーン受託事業他
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	27.2	29.7	25.8	▲ 3.9	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	151.6	163.3	152.3	▲ 11.0	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	17.6	14.6	21.3	6.7	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	20.6	19.8	20.7	0.9	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	47.5	49.8	47.6	▲ 2.2	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率（％）	0.9	2.3	2.1	▲ 0.2	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	3.2	3.6	3.1	▲ 0.5	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
有利子負債の増加は委託料等未収入金が増加している為。

〔県の財政的関与について〕
物産販路開拓資金貸付は令和3年度をもって終了しました。

〔財務指標・財務評価について〕
人件費率に関して、人権費は前年に比べ増加しているが、委託事業関連経費の増加もあり、結果比率減少。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人については、県産品の様々な販路拡大の推進等に係る県施策推進上のパートナーとしての役割が生じているため、当面出資を継続し、経営状況の把握と指導・監督を行うこととしています。

財務の状況は、流動比率が前年度比で低下しているものの、一定の水準で推移しており、短期的な支払い能力は確保されています。

No. 22 公益財団法人 岩手県観光協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県観光協会			所管部局 室・課等	商工労働観光部 観光・プロモーション室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 谷村 邦久
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和39年4月16日 ※平成13年4月1日統合・改称 ※平成24年4月1日より公益法人へ移行		事務所の所在地	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3F	
			電話番号	019-651-0626	
			HPアドレス	https://iwatetabi.jp/	
資(基)本金等	57,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	47,000,000 円	82.5%
設立目的	岩手県の観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、国際観光の推進等を行うことにより、観光の振興を図り、もって地域の活性化と県民生活の向上発展に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 観光振興のための調査研究及び計画策定に関すること (2) 内外観光客の誘致を促進する観光地の宣伝紹介、情報提供、出版物の発行及びイベントの実施等に関すること (3) 観光に関する意識の普及啓発及び観光事業従事者の育成、資質の向上並びに表彰等に関すること (4) 観光情報の収集頒布及び観光関係機関との連携、強化育成、出捐等に関すること (5) 観光客の受入態勢の整備に関すること (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	1 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	58.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	8 名	うち県派遣	4 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,180 千円	平均年齢 ※	50.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	関係団体等との連携した誘客活動、SNS等を活用した情報発信、観光情報を一元的に広く発信できるポータルサイトの整備、震災学習を中心とした教育旅行等の誘致
2	旅行商品造成・仕入担当者等を対象とした観光客誘致説明会の開催、復興道路を活用した沿岸・県北地域の旅行商品造成の促進
3	旅行博や現地旅行会社との商談会を通じたインバウンド誘客の推進、外国人観光客の歓迎及び受入態勢整備
4	いわて観光DMPの構築、客観的なデータに基づく県内の各地域やDMOの支援、マーケティングスキル等を身に付けた人材の育成

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

特定の地域で観光振興に関連した非営利活動を行う団体はあるが、岩手県全域を対象とした活動を行う団体は他になく、他の団体等が協会に代わって事業を行うことは困難。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

県直営と比較し、組織の機動性、弾力性は高いため、よりタイムリーな宣伝展開や観光情報の提供など、効率的な事業展開が可能。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当協会は県の観光振興の推進にあたり、民間における中核的な「けん引役」を担っている唯一の公益法人であり、多様な観光ニーズに即応した全県的な観光施策の展開に向けて今後もより一層密接に連携して取り組んでいく。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	観光消費額単価（県外・宿泊）	① 36.0千円	34.1千円		
取組内容	魅力ある旅行商品の造成を支援するため、主要市場の旅行会社に対し、観光客誘致説明会を開催したほか、県内に招請して、県内の観光・宿泊施設等との現地商談会・意見交換会を実施した。				
課題	引き続き、主要市場向け説明会の開催や旅行会社招請等を行い、県内観光事業者との商談の場を設けることで、主要市場の旅行会社に対して、「岩手ならではの」コンテンツを組み合わせた県内周遊型で高付加価値型の魅力的な旅行商品の造成を支援する必要がある。そのためには、旅行者のニーズや旅行ルートなどについてデータ分析等の手法を用いて、より効果的に商品造成の支援やプロモーションを行っていく必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	教育旅行入込学校数（県外校）	① 2,379校	2,908校		
取組内容	主要市場を対象に教育旅行説明会を開催し、本県の教育旅行プログラムや受入態勢等について紹介宣伝を行ったほか、本県への教育旅行の実績が多い地域を対象に、広域でのオンライン説明会を実施した。また、旅行会社を訪問し情報収集を行うとともに、協会内の「いわて教育旅行相談窓口」により教育旅行コンテンツや商品造成に必要な情報の提供や旅行会社や学校に対して実施の支援を行った。				
課題	コロナ後は、目的地を従前の関東、関西方面に戻しつつあり、新規の教育旅行誘致のため、学習意欲の高い学校への探究学習に対応したプログラムの策定・宣伝を強化する必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	宿泊者数（延べ人数・全施設）	① 628.1万人泊	527.7万人泊		
取組内容	観光客の誘致拡大を図るため、岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」や各種パブリシティを活用し本県の観光情報を発信するとともに、東京などでの誘致説明会や旅行会社招請事業の実施、観光事業者のおもてなし研修による受入態勢の整備などを行った。				
課題	コロナ後の需要回復をとらえ、誘客活動の強化と、高齢者、障がい者など多様な旅行者ニーズに対応する必要がある。ホームページやオンラインも活用して、情報発信や主要市場向け説明会の開催、旅行会社招請等を行い、県内周遊型・滞在型観光を促進する必要がある。また、多様な旅行者ニーズに対応するため、各種研修等により人材育成を強化する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	多様な観光情報の発信件数	① 1,339件	1,798件		
取組内容	岩手県観光情報総合サイト「いわての旅」の管理運営を行い、各種イベントや桜等の季節の情報はじめ、特集ページ「盛岡まち歩き2023-伝統と生まれ変わり-」を掲載するなど、インターネットを通じた情報発信を行ったほか、県内自治体による宿泊助成事業の一元的な情報提供に努めた。				
課題	県内各地の観光イベントなど旬な話題の提供はもとより、県及び東北の観光推進組織との連携による情報発信が必要である。また、今後は人工知能を活用した情報の提供・集積を行うなど、データ分析に基づく旅行者ニーズを反映した観光情報の発信を強化していく必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	外国人宿泊者数（延べ人数・全施設）	① 39.3万人泊	2.9万人泊		
取組内容	岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」の外国語ページの充実に努めた。また、当協会は日本政府観光局（JNTO）の外国人観光案内所に認定されており、外国人からの来訪、電話、手紙及びメール等の問合せに対応した。さらに、県受託事業において、韓国・ソウルでオンライン観光商談会や現地旅行会社の招請ツアーを実施し、旅行商品造成の支援を行った。				
課題	コロナ後の外国人観光客の訪日回復・拡大をとらえ、旅行博や商談会等への参加や観光情報の発信を強化していく必要がある。令和5年度も、ホームページを活用した情報発信を行うとともに、コロナ後の旅行博や商談会等への参加（オンラインも含む）を予定している。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	人材育成研修会（おもてなし等）受講者数（累計）	① 800人	1,149人		
取組内容	本県の「おもてなし」向上を図るため、観光事業者・団体の職員等を対象とした研修会を開催するとともに、会員が主催する接遇研修会に「いわて観光おもてなしマイスター」を講師として派遣した。また、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」の理解を深めるため研修会を開催した。さらに、マーケティングの必要性やノウハウの習得を目的とした「いわて観光マーケティング実践塾」を開催した。				
課題	コロナ後の誘客拡大及び多様な旅行ニーズに対応するため、ホスピタリティ向上のための研修を継続して開催し、受入態勢の整備・充実を図る必要がある。また、観光戦略づくりに必要なデータ分析・マーケティングなどの考え方や活用のノウハウについて研修会を開催し、これからの観光地域づくりを担う人材育成を促進していく必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	賛助会員等への訪問説明（累計）	① 20会員等	27会員等		
取組内容	新規会員の加入促進のため、未加入の観光関係事業者を訪問したほか、現行会員の満足度の向上や個々のニーズを把握し事業計画に反映させるため、訪問活動に加えアンケート調査を行って、事業運営等を見直した。				
課題	賛助会員はここ5年間で7減少（令和4年度＝新規加入2、退会2、期末現在：219会員）している。引き続き、新規加入促進のための訪問活動を行う必要があるが、協会の経営基盤の強化（独立採算度の向上）を図るためには、更なる自主財源の確保が必要である。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1	1			1	1			1	1		
非常勤	16			16	16			16	16			16
計	17	1		16	17	1		16	17	1		16

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	2 (1)			2	2 (1)			2	2 (1)		
	一般職	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2
	小計	8	2	4	2	8	2	4	2	8	2	4	2
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		8	2	4	2	8	2	4	2	8	2	4	2

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 4人

令和4年度 4人

令和5年度 4人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2		2
	プロパー							
	県派遣					2		2
	県OB							
	その他							
	一般職				3	3		6
	プロパー					2		2
	県派遣				1	1		2
	県OB							
	その他				2			2
計					3	5		8

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
事務局の職員体制は、県派遣4名（うち1名常勤役員兼務）、プロパー2名、嘱託2名で平成29年度以降増減なし。（※平成29～30年度はソウル事務所長派遣に伴い県派遣職員1名増。）令和元年度より嘱託1名が無期転換。

〔県の関与の状況について〕
事務局の県派遣職員4名（うち1名常勤役員兼務）体制は平成22年度以降増減なし。常勤職員の50%を占めている。（※平成29～30年度はソウル事務所長派遣に伴い県派遣職員1名増。）

〔職員の年齢構成について〕
職員の過半数は50代であり、若年層が薄い。プロパーに関しては2名のみであり、平成27年度末に再任用プロパー職員1名退職後は、新たな採用はない。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	121,269	118,871	129,026	10,155	
	流動資産	18,969	15,364	29,221	13,857	
	うち現預金	8,835	3,251	1,548	▲ 1,703	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	102,300	103,507	99,805	▲ 3,702	
	基本財産	57,000	57,000	57,000	0	
	うち投資有価証券	56,000	56,000	56,000	0	
	特定資産	42,940	44,213	40,577	▲ 3,636	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	2,360	2,294	2,228	▲ 66	
	うち投資有価証券	2,000	2,000	2,000	0	
	負債	27,629	28,362	45,497	17,135	
	流動負債	8,689	5,224	20,457	15,233	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	18,940	23,138	25,040	1,902	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	93,639	90,509	83,529	▲ 6,980	
	指定正味財産	57,000	57,000	57,000	0	
	一般正味財産	36,639	33,509	26,529	▲ 6,980	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	67,959	69,838	88,861	19,023	
	経常費用	68,170	72,968	95,841	22,873	
	事業費	52,605	54,801	78,946	24,145	
	うち人件費	20,762	20,981	21,914	933	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	15,565	18,167	16,895	▲ 1,272	
	うち人件費	10,027	12,874	11,021	▲ 1,853	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 211	▲ 3,130	▲ 6,980	▲ 3,850	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税				0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 211	▲ 3,130	▲ 6,980	▲ 3,850	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	93,639	90,509	83,529	▲ 6,980		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	7,639	9,342	25,786	16,444	いわての新しい観光推進体制整備事業、ソウル事務所管理運営ほか
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	27,137	27,725	26,234	▲ 1,491	負担金（賛助会員会費、観光事業推進費負担金）
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	77.2	76.1	64.7	▲ 11.4	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	218.3	294.1	142.8	▲ 151.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	22.8	24.9	17.6	▲ 7.3	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	45.2	46.4	34.4	▲ 12.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	99.7	95.7	92.7	▲ 3.0	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 0.2	▲ 3.5	▲ 8.4	▲ 4.9	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し賛助会員会費の減免措置を実施したところであるが、これによる減収額相当について法人運営準備金資産の一部を取崩し事業を実施したため、当期一般正味財産は減少した。	
【県の財政的関与について】 委託料は、当協会の機能強化に係る「いわての新しい観光推進体制整備事業」及び水際制限緩和により年度途中に発生した「台湾市場向け商談会等手配業務(2回)」の実施により増加した。その他については、教育旅行の誘致促進を目的とした「三陸周遊・滞在型観光推進事業」(令和3年度限り)分の負担金が減少した。	
【財務指標・財務評価について】 引き続き賛助会員会費の減免措置を実施したことにより自主財源が減収となったこと、併せてコロナ感染症による制限の緩和により、3年ぶりに大都市圏で国内観光や教育旅行の誘致説明会を現地開催するなど事業費用が増加したことから、前年度より当期正味財産減少額が増加し独立採算度が低下した。	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	令和4年度における事業目標の達成状況は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、観光消費額単価、宿泊者数及び外国人宿泊者数で目標に届かなかった。一方、教育旅行入込学校数、多様な観光情報の発信件数、人材育成研修参加者数は目標を達成し、本県ならではの体験・震災学習等を中心とした教育旅行の誘致拡大、岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」等を活用した観光情報発信による誘客促進、観光事業者のおもてなし向上などの研修会開催によるホスピタリティの向上に貢献した。
所管部局	観光業は、新型コロナウイルス感染症により引き続き大きな影響を受けている一方、教育旅行については、学校数、児童生徒数ともに平成22年以降で過去最高となった。個人旅行者の増加に伴い、旅行者のニーズが多様化していることや、地域が主体となった誘客を図っていく必要があることから、県内の関係機関と連携しながら、客観的なデータに基づいて戦略的に着地整備、情報発信、人材育成などに一層取り組む必要がある。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当協会は、県、市町村、市町村観光協会、県内観光関係事業者・団体を賛助会員とし、県内全域を対象としたより網羅的・機動的な観光宣伝を行うなど、観光振興事業全般に係る事業を実施している。県内の特定の地域やグリーンツーリズム等の特定の分野を対象とした観光振興に係る事業を行う非営利団体等は存在するが、協会に代わって事業の実施主体となることは、非常に困難である。
所管部局	特定の地域で観光振興に関連した非営利活動を行う団体はあるが、令和4年度においても岩手県全域を対象とした活動を行う団体は他になく、他の団体等が協会に代わって事業を行うことは困難。岩手県全域を対象とする唯一のDMO（観光地域づくり法人）として、令和5年3月に観光庁の候補DMOに登録されたこともあり、今後一層、県内の観光地域づくりを支援していく必要がある。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	人材育成に資する各種研修会・講演会等には担当職員を中心に積極的に参加させ、相応の業務知識の向上が図られた。職場環境の改善に向けては週初めに行う業務ミーティングでの意見交換のほか、個別面談を実施し職員の不満足要因の把握と改善に努めることで、職員間の意思疎通が図られた。また、職場で毎日ラジオ体操を行うほか、体調によっては休暇を促すなどして、職員の健康維持を図っている。
所管部局	DMOの本登録に向けて、各種事業に対して担当職員を中心に積極的に参加させることで、人材育成、能力開発やノウハウの蓄積に取り組んでいると認められる。また、定期的なミーティングに加え、常勤役員との個別面談の場を設け、職員満足度の把握にも努める等適正な対応を行っている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	コンプライアンスに関するマニュアルを策定し、常勤役員に配布・周知するとともに、毎月1回「コンプライアンス確立の日」を設定し、交替で職員から話題提供を行い共有している。これにより、職員のリスク管理に対する意識が高まっている。事務処理・会計処理にあたっては、協会諸規程を整備し、職員間でチェックし合っており厳格に運用するほか、必要に応じて会計事務所に確認するなど、その適正が確保されている。また、職員にコロナ感染が確認された場合の対応方針を策定し、備えている。
所管部局	職員自らがコンプライアンスについて考える機会を定期的に設けているほか、事務処理・会計処理については、規程の整備や会計事務所への確認を行うとともに、財務状況について月末毎に合計残高試算表を作成し、理事等に報告する等適正な対応を行っている。また、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応についてマニュアルを策定しており、環境変化に対応した取組を行っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	令和4年度は、コロナ禍で見送っていた新規会員の加入促進のための観光関係事業者の訪問を再開した。引き続き主要なビジネスパートナーである賛助会員への訪問、アンケート調査を行い、個々のニーズを聴取し事業改善に繋げていく。なお、当協会は、全県版の登録DMO（観光地域づくり法人）化に向け、令和5年3月に候補DMOに登録されたところであり、今後事業内容や組織体制の見直し、財務基盤の強化について検討を進め、持続可能な経営環境の維持・確保を図ることとしている。
所管部局	新型コロナウイルス感染症の影響により、賛助会員の会費を減免するなど、協会を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況であるが、事業内容の見直しなどにより、経営改善を行ったことについては評価できる。今後も賛助会員や関連事業者等への訪問やアンケート調査を通じて把握したニーズに合わせた質の高い事業を行うほか、会員の増加による経営改善に努めていくことが必要である。また、DMOの本登録に向けて、各種事業を着実に実施できるよう引き続き連携しながら進めていく。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、民間で行った方が機動的・柔軟的に業務運営できるものを協会が行うという視点で役割分担をしているが、県の観光施策の推進にあたっては、県と協会の連携を密にし、それぞれの取組の相乗効果を図る必要があるため、県が給与を負担し常勤職員の半数である4名の職員を派遣しているところ。派遣期間については、派遣法に基づき原則3年としており、適正である。財政的関与については、運営費に対する補助金等は交付していない。
------	--

※財政的関与とは、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	情報公開については、「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき対応している。
所管部局	「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき情報公開が行われている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 経営改善目標について、法人の財務や組織体制等の面に関して、経営の改善に直接結びつくような目標が設定されていません。法人は、県の観光産業振興における民間サイドの中核的な推進母体として重要な役割を担っていますが、法人が策定した中期経営計画において、収益の多くを自主財源以外の財源に依存していること、プロパー職員の割合が低いことを法人の弱みとして分析しています。そうした現状を経営課題として捉えて、目標設定を行い、PDCAサイクルを運用することが必要であると考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	令和3年度に「県との役割分担の再検証」を踏まえ、所管課と協議のうえ、当協会において、各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備することとしており、令和4年度から具体的に着手しているところである。収益事業についても検討を進めており、次期中期経営計画では、自主財源の確保を経営改善目標に設定し取組むこととしている。	R05.03
所管部局	1 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	「県との役割分担の再検証」と併せて、協会への県からの職員の派遣について検討を行った。協会においては、各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備することとしており、令和4年度から具体的に着手しているところであり、今後も協会の機能強化の状況を踏まえて、県職員の派遣について検討を行う。	R04.03

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画の策定にあたっては、現行計画の事業目標及び経営改善目標に対する実績と取組内容の評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で目標の見直しを行い計画に反映させた。具体的には、当協会が将来的に全県版の登録DMO（観光地域づくり法人）となることを視野にデータ分析マーケティングと観光地域づくり支援の機能強化に取り組むこと、併せて持続可能な協会運営に向け自主財源の確保を図ること等について経営目標に掲げている。	R05.03
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和4年度から県と連携して各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備している。また、地域の特性を活かしながら持続可能な観光地域づくりを推進するため、令和5年3月に観光庁の候補DMOに登録されたところであり、将来的に登録DMOになることを視野に各種事業に取り組んでいる。これらは県の施策方針とも一致しているところであり、中期経営計画の策定に当たってもこれらを加味して協力しながら策定に当たった。	R05.03
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	「県との役割分担の再検証」と併せて、協会への県からの職員の派遣について検討を行った。協会においては、各種観光データの分析やマーケティング及び県内各地の観光地域づくりを支援する機能を強化することによって、観光地域づくりを効果的に推進する体制を整備することとしており、令和4年度から具体的に着手しているところであり、今後も協会の機能強化の状況を踏まえて、県職員の派遣について検討を行う。	R05.03

No. 23 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会		所管部局 室・課等	商工労働観光部 観光・プロモーション室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 谷村 邦久
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年8月1日	事務所の所在地	〒020-0871	
	平成15年7月1日(財)盛岡コンベンションビューローが(社)盛岡観光協会と統合して現組織になったこと		岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号	
	平成25年4月1日公益財団法人へ移行		電話番号	019-621-8800
			HPアドレス	https://hellomorioka.jp/
資(基)本金等	304,900,000 円	うち県の出資等 ・割合	75,000,000 円	24.6%
設立目的	盛岡市及び岩手県の有する文化的・社会的・経済的特性を活かし、国内外からのコンベンション及び観光客に対する誘致並びに支援、観光資源の開発宣伝、観光文化施設の整備及び管理を行うことにより、観光の振興及び交流人口の拡大を図り、もって地域の経済活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。			
事業内容	(1) 観光並びにコンベンションに関する企画調査及び開発 (2) 観光並びにコンベンション関係機関との連携及び調整 (3) 観光並びにコンベンションの受入れ体制の整備及び誘致活動の推進 (4) 観光並びにコンベンションに関する情報の収集及び出版物等による宣伝 (5) 観光並びにコンベンションに関する意識の向上及び関係者の人材育成 (6) 観光土産品の推奨、改善指導及び販路の拡張 (7) 観光並びにコンベンションに関する企画調査及び開発事業 (8) まちなか観光の推進と市民ボランティアによるおもてなし観光案内 (9) 第三種旅行業に関する事業 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名
	平均年収 ※	3,733 千円	平均年齢 ※	62.0 才
常勤職員の状況	合計	31 名	うち県派遣	0 名
	平均年収 ※	2,937 千円	平均年齢 ※	45.0 才

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	国内外からのコンベンションの誘致・支援及び情報収集等コンベンション振興に関する事業
2	観光情報の発信及び国内外観光客の誘致促進並びに受入体制の整備など観光振興に関する事業

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内各市町村にある観光協会が類似の団体となりますが、大規模なコンベンションの開催には会場、宿泊施設、交通アクセス等の条件が必要となっていることから、当協会が積極的に誘致に取り組んでいます。また、観光振興においても、地域素材を有効活用するなど、魅力の創出に取り組んでいます。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

当協会の行う観光振興での誘客やコンベンション振興での誘致には、これまでに蓄積したノウハウを活かしつつ、環境の変化に合わせた多様なニーズに即応できる機動性及柔軟性が求められます。県直営ではこれらを発揮するのが難しく、当協会による事業の運営に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当協会は県の観光振興の推進にあたり、観光客の誘客やコンベンションの誘致に総合的に取り組む唯一の公益法人であり、多様な観光ニーズに即応した全県的な観光施策の展開に向けて今後もより一層密接に連携して取り組んでいきます。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	11			11	11			11	11			11
計	12			12	12			12	12			12

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	5	2		3	5	3		2	5	3		2
	一般職	28	4		24	28	3		25	27	4		23
	小計	33	6		27	33	6		27	32	7		25
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	11			11	11			11	11			11
	小計	11			11	11			11	11			11
計		44	6		38	44	6		38	43	7		36

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					3	2	5
	プロパー					3		3
	県派遣							
	県OB							
	その他						2	2
	一般職		6	3	11	4	3	27
	プロパー				4			4
	県派遣							
	県OB							
	その他		6	3	7	4	3	23
計			6	3	11	7	5	32

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

ここ3年間では、人員数はほぼ横ばいである。

〔県の関与の状況について〕

県が関与している役職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕

プロパーについては20～30代の若手層が不在で、一般職においては30代の若手・中堅層が薄い。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	357,368	350,439	354,902	4,463	
	流動資産	42,660	33,843	38,114	4,271	
	うち現預金	37,481	23,937	32,912	8,975	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	314,708	316,596	316,788	192	
	基本財産	304,900	304,900	304,900	0	
	うち投資有価証券	99,852	199,761	199,761	0	
	特定資産	5,532	4,597	5,278	681	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	4,276	7,099	6,610	▲ 489	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	19,906	15,749	17,784	2,035	
	流動負債	19,906	15,749	17,784	2,035	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	337,462	334,690	337,118	2,428	
指定正味財産	295,800	295,800	295,800	0		
一般正味財産	41,662	38,890	41,318	2,428		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	208,371	210,724	238,983	28,259	
	経常費用	214,134	213,346	236,440	23,094	
	事業費	201,130	201,346	224,427	23,081	
	うち人件費	105,995	108,104	111,040	2,936	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	13,004	12,000	12,013	13	
	うち人件費	9,498	8,469	8,558	89	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 5,763	▲ 2,622	2,543	5,165	
	経常外収益	0	1	3,201	3,200	
	経常外費用	0	0	3,201	3,201	
	当期経常外増減額	0	1	0	▲ 1	
	法人税、住民税及び事業税	240	151	115	▲ 36	
	当期一般正味財産増減額	▲ 6,003	▲ 2,772	2,428	5,200	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	337,462	334,690	337,118	2,428		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	629	373	558	185	みちのくコンペション誘致促進事業補助金
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	94.4	95.5	95.0	▲ 0.5	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	214.3	214.9	214.3	▲ 0.6	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	6.1	5.6	5.1	▲ 0.5	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	53.9	54.6	50.6	▲ 4.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	83.9	84.9	86.2	1.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 1.7	▲ 0.8	0.8	1.6	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
流動資産の増により正味財産が増加した。主な要因は、賛助会費額の増(昨年度は3割減免)およびエネルギー価格高騰対策支援金による増である。

〔県の財政的関与について〕
例年同様「みちのくコンベンション誘致促進事業補助金(1/2補助)」を受けた。

〔財務指標について〕
各事業の再開にともない経常費用が増加したことにより、管理費率・人件費率等が減じた(コロナ禍中も資金支給水準を維持したことによる)。なお、公益法人の財務基準「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて満たしている。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、県の施策推進において積極的な役割を担っておらず、盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的立場を有していると認められる法人であることから、地元自治体による主導的な関与を基本とし、毎年度経営状況の把握のみをすることにしています。なお、法人は盛岡市観光文化交流センター及びもりおか啄木・賢治青春館の指定管理者です。

財務の状況は、主として経常増減額の赤字により、正味財産が減少しましたが、自己資本比率及び流動比率とも高い状況にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 24 公益財団法人ふるさといわて定住財団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人ふるさといわて定住財団			所管部局 室・課等	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 藤澤 敦子
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成5年5月20日 (平成11年4月1日財団法人岩手県出稼ぎ互助会を統合) (平成24年4月1日公益財団法人に移行)		事務所の所在地	〒020-0022 岩手県盛岡市大通三丁目2番8号	
			電話番号	019-653-8976	
			H P アドレス	https://www.furusato-i.or.jp/	
資(基)本金等	212,500,000 円	うち県の出資等 ・割合	200,000,000 円	94.1%	
設立目的	地域の雇用環境の整備、改善等を推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、もって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 事業所の概要及び求人に関する情報の収集及び求職者への提供 (2) 求職者に対して就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習 (3) 事業主が事業の概要及び業務の内容その他求人内容について求職者に対し説明を行うための説明会の開催 (4) 前各号に掲げるもののほか、求職者の就職を容易にするための事業 (5) 求職活動等を援助するための労働者に対する給付金等の支給 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収	4,500 千円	平均年齢	61.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	6 名 (役員兼務1名)	うち県派遣	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収	2,610 千円	平均年齢	37.5 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県民の地域企業等への理解や関心を高める取組を支援すること
2	県内企業と大学生等との交流機会やマッチング機会の創出等により、地元定着意識を醸成し県内就業を支援すること
3	U・Iターンフェアの開催や財団のホームページ等を通じて、県内企業の情報を移住希望者等に提供し、U・Iターンを促進すること
4	求職者の求職活動への支援を行うこと

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本法人が行う就職面接会等は、県内企業とのネットワークにより効果的に運営されており、全県の企業を集めたものとしては県内最大規模であり、参加企業から参加負担金等を徴収することなく無料で実施していることにより、中立性を確保しているものである。また、県内中小企業及び県内就職を希望する求職者等への支援のため、公益法人の事業として実施する必要性が高いことから、総合的に当法人による事業実施が最適である。また、東北他県の事例として、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構において、U・Iターンに係るフェアを実施しているなど公益財団法人の取組が人材の確保、育成、定住に寄与しているもの。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

就職面接会等、求職者と県内企業との面談機会を提供する事業を実施しており、これらの事業実施にあたり、安定的に事業費を確保できること、意思決定が迅速にされ機動性に優れていること、また、蓄積したノウハウ・専門性により、効果的・効率的に実施できることから、当該法人による実施のほうが、県直営と比較しメリットがある。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、地域の人材の確保、育成、定住の促進を図るため事業実施をしており、これは県の施策と密接な関係を持ち、施策や雇用情勢の変化に応じて、企業側、求職者側それぞれの視点に立った事業を実施していく必要がある。県は、本法人が展開する事業について、引き続き情報共有の場を設け、県事業との相乗効果が発揮できるよう連携・協働を強化し、法人の長所や強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	高校生や大学生、保護者、教員の地域企業等への理解を深める機会を提供する	① 業界及び企業理解のためのイベントへ年間3回の協力・参画	取組内容のとおり		
取組内容	・富士大学で開催した県内企業紹介キャラバンの企業募集に協力し、出展企業16社を確保した。 ・岩手県主催の「未来のワタシゴト探求会議」への当日運営支援のための職員2名派遣とバス運行費用を負担。 ・ジョブキッズいわて2022へ特別協賛として参画し経費の一部を負担（1,100,000円）した。				
課題	「高校生や大学生、保護者、教員の地域企業等への理解を深める」ことは、若年者の県内定着において特に重要な課題であることから、関係イベントへの協力を積極的に行っていくほか、地元紙や地元ラジオを活用した県内企業の認知度向上の取組の強化が必要。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	いわて就職マッチングフェア等県内企業が人材を確保することができる機会を提供する（総合的なものに加え、業種別、学校別等個別ニーズに対応した形態も検討）	① マッチングフェア等の開催参加者数 延べ1,200人以上	882人		
取組内容	いわて就職マッチングフェアは、ウイズコロナの下、対面型の就職イベントとして計画どおり5回開催し、うち1回は、ものづくり産業の集積が進み人材確保が急務となっている北上市で初めて開催した。 マッチングフェアⅤで、介護・保育・福祉の就職相談会（岩手県社会福祉協議会主催）及びグローバルキャリアフェア（（公財）岩手県国際交流協会主催）と併催し、それぞれの分野で新たなマッチングの機会を創出した。				
課題	参加者からのアンケートで、対面型の実施方法に好意的な意見を多くいただいたことから、財団ホームページ等で対面型の利点を宣伝しながら情報発信を強化し、減少傾向となっている参加者の増加促進が必要。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	首都圏及び東北圏でのU・Iターンフェアの開催により、県内企業と県外在住の求職者のマッチング機会を提供する	① 参加者数延べ130人以上	145人		
取組内容	首都圏や仙台圏に在住し、岩手県へのU・Iターンを検討している学生や社会人を対象とした「岩手県U・Iターンフェア」は、東京では3年ぶりに対面で実施したとともに、長らく開催を中止していた仙台は、県内企業の要望を受け16年ぶりに再開した。				
課題	東京の参加者が83人、仙台の参加者が62人となり、仙台の参加者数が会場の規模や出展者数に対して少なかったことから、参加者の掘り起こしが必要。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	HPでの情報発信や就職イベントの開催等を通じて、学生等の県内企業の認知度を向上させる	① サイト訪問件数 月平均 20,000件以上	25,694件		
取組内容	1月と2月に県外で開催した「岩手県U・Iターンフェア」について、県と連携して集中的な情報発信を実施したほか、岩手日報タブロイド版広告「イワテでシゴトする」の発行や「いわて就職マッチングラジオ」の放送で県内企業を紹介した。				
課題	フェアへの参加者を確保することや、県内企業の認知度を向上させるためには、財団ホームページを充実させるなどの魅力度向上や新聞、ラジオでの情報発信の継続が必要。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県内企業への求職活動を支援する方策を検討し、実施する	① 求職活動交通費の支援210件	支給実績 242件 支給金額 1,970千円		
取組内容	県外居住者が県内での就職活動を行うことに伴う交通費について支援し、併せて仙台市で開催した「岩手県U・Iターンフェアin仙台」への参加も対象とした。				
課題	U・Iターン就職支援策として効果的な取組であることから、一層の活用促進を図るための周知が必要。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	（新規設定目標）登録企業の当法人イベントやシステム活用により雇用できた企業数、就職者数	① 企業数（実数） 250社 就職者数（実数） 340人	企業数（実数） 113社 就職者数（実数） 166人		
取組内容	令和4年度に財団の多様な活動を総合的に評価する指標として設定した目標値であるが、ウイズコロナの下、マッチングフェア5回、岩手県U・Iターンフェア2回と就職イベントを計画どおり開催したとともに、県外居住者の県内での就職活動に伴う交通費の支援を実施した。				
課題	就職イベントは7回開催したが、減少傾向となっている参加者の掘り起こしが必要。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	安定した事業活動ができるよう適切な資産運用に努める	資産運用規程の遵守、毎年度策定する資金運用計画に基づく資金運用を下記のとおり実施し、必要に応じて改善する。 ※1 債券売買の都度チェックリストに基づき、事務局長及び次長のダブルチェックを行う。 ※2 10月に上半期の取引全体を、4月に下半期及び年間の取引全体をチェックし、監事にも確認していただく。	取組内容のとおり		
取組内容	令和4年度の利息収入は7,139千円増の52,320千円となった。また、評価損益はマイナス11,941千円となった。				
課題	債券評価額が下落傾向となっている中で、必要な債券の入替に当たっては、その時点での金利と価格を注視した的確な対応が必要。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の資質向上	① セミナーへの職員参加延べ16人	18人		
取組内容	県内で開催された法人運営や公益法人会計セミナー、業務のスキルアップのための講座、業務に関連するセミナーなどに職員を参加させた。				
課題	業務を的確で効果的、効率的に執行するためには、職員の業務や経験に応じて習得が必要な研修等の参加による職員の資質向上が必要。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	15	1	3	11	16	2	3	11	16	2	3	11
計	16	1	4	11	17	2	4	11	17	2	4	11

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1	(1)	2	1	1	(1)	2	1	1	(1)
	一般職	3	2		1	3	2		1	4	2		2
	小計	5	3	1	1	5	3	1	1	6	3	1	2
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		5	3	1	1	5	3	1	1	6	3	1	2

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和2年度 人

令和3年度 人

令和4年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					1	1	2
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職		1	1	2			4
	プロパー			1	1			2
	県派遣							
	県OB							
	その他		1		1			2
計			1	1	2	1	1	6

法人説明欄

〔役員数の状況について〕 労働契約法の無期契約転換ルールを明確化するため労働関係法制を反映した就業規則及び有期労働契約職員等就業規則を平成30年度に改正し、正職員や無期労働契約職員に転換を図っている。 令和5年度から、財団ホームページの利用登録者数の増加を図るため、情報発信強化に伴う職員1名を増員している。 〔県の関与の状況について〕 該当なし 〔職員の年齢構成について〕 年代別に均衡がとれている。
--

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)				
区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	2,877,065	2,812,191	2,586,296 ▲ 225,895
	流動資産	26,170	25,557	37,036 11,479
	うち現預金	26,016	23,247	28,875 5,628
	うち有価証券	0	0	0 0
	固定資産	2,850,895	2,786,634	2,549,260 ▲ 237,374
	基本財産	2,532,894	2,453,804	2,244,980 ▲ 208,824
	うち投資有価証券	2,532,894	2,453,804	2,244,980 ▲ 208,824
	特定資産	316,726	326,112	297,593 ▲ 28,519
	うち投資有価証券	282,515	284,715	245,086 ▲ 39,629
	その他固定資産	1,275	6,718	6,687 ▲ 31
	うち投資有価証券	0	0	0 0
	負債	3,540	3,986	4,276 290
	流動負債	2,634	3,086	3,227 141
	うち有利子負債	0	0	0 0
	固定負債	906	900	1,049 149
	うち有利子負債	0	0	0 0
	正味財産	2,873,525	2,808,205	2,582,020 ▲ 226,185
	指定正味財産	2,532,894	2,453,804	2,244,980 ▲ 208,824
	一般正味財産	340,631	354,401	337,040 ▲ 17,361
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令4-令3)
正味財産増減計算書	経常収益	49,299	45,818	52,668 6,850
	経常費用	50,599	46,441	58,088 11,647
	事業費	44,060	39,622	51,326 11,704
	うち人件費	12,806	13,691	14,699 1,008
	うち支払利息	0	0	0 0
	管理費	6,539	6,819	6,762 ▲ 57
	うち人件費	4,060	4,584	4,770 186
	評価損益等増減額	8,957	14,393	▲ 11,941 ▲ 26,334
	当期経常増減額	7,657	13,770	▲ 17,361 ▲ 31,131
	経常外収益	0	0	0 0
	経常外費用	0	0	0 0
	当期経常外増減額	0	0	0 0
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0 0
	当期一般正味財産増減額	7,657	13,770	▲ 17,361 ▲ 31,131
	当期指定正味財産増減額	▲ 11,527	▲ 79,090	▲ 208,824 ▲ 129,734
	正味財産期末残高	2,873,525	2,808,205	2,582,020 ▲ 226,185
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令4-令3)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0 0
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0 0
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0 0
	損失補償（残高）	0	0	0 0
	補助金（運営費）	0	0	0 0
	補助金（事業費）	0	0	0 0
	委託料（指定管理料除く）	6,035	228	0 ▲ 228
	指定管理料	0	0	0 0
	その他	0	0	0 0
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令4-令3)
財務指標	自己資本比率（％）	99.9	99.9	99.8 ▲ 0.1
	流動比率（％）	993.3	828.3	1,147.8 319.5
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0 0.0
	管理費率（％）	12.9	14.7	11.6 ▲ 3.1
	人件費比率（％）	33.3	39.4	33.5 ▲ 5.9
	独立採算度（％）	97.4	98.7	90.7 ▲ 8.0
	総資本当期経常増減率（％）	0.3	0.5	▲ 0.7 ▲ 1.2
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令4-令3)
財務評価	B	B	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

岩手県Ｕ・Ｉターンフェアの周知宣伝や岩手日報タブロイド版を積極的に実施し、委託費や広告費などが前年度より増加したことから、経常収益計52,668千円－計上費用計58,088千円が5,420千円のマイナスとなったほか、年度末に保有している債券の評価額が下落したため、正味財産期末残高は前年度と比較して２億二千六百万円余減少した。

〔県の財政的関与について〕

該当なし

〔財務指標・財務評価について〕

自己資本比率は毎年度安定している。令和４年度から利息収入を正確に表示するため未収利息を計上したことにより、流動比率が増加した。事業を積極的に実施した結果、独立採算度が減少した。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県内企業の深刻な人手不足への対応が課題となっている中、いわて就職マッチングフェアや岩手県U・Iターンフェアの就職イベント開催に加え、令和4年度は、コロナ禍を背景に令和3年度から実施している岩手日報タブロイド版発行による求職者の親世代に向けた県内企業の認知度向上の取組の継続実施や、令和2年度に導入した就職活動交通費支援制度の対象者の利用促進などで、県施策の推進に貢献している。
所管部局	令和4年度も引き続き、いわて就職マッチングフェア等の実施により、若者の県内定着や、県内企業の認知度向上に寄与している。また、就職活動交通費支援制度の拡充や、県外在住の求職者のマッチング等により、U・Iターンの促進に更なる貢献をしたほか、タブロイド版広告等、高校生の進路選択に影響を与える保護者や教員等の世代へのアプローチに取り組んでおり、評価できる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当財団は地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進を目的に、県内企業と大学生等とのマッチング機会の創出等により県内就業を支援するため、県内に就業場所がある企業に限定し、ホームページでの企業情報の提供や就職面接会等を開催しているが、これらの企業登録料及び出展料を無料としている。 また、財団の就職イベントは、全県規模で年間を通じて開催しており、東京や仙台でも開催するなど、県内企業、団体及び求職者からの利便性が高く、マイナビなど民間企業の面接会はサイトへの企業登録料及び出展料は有料であることなどから、民間企業の面接会と比較して活用度が高いものと考えられる。
所管部局	当該法人が主催するいわて就職マッチングフェア等は、これまでに構築した県内企業とのネットワークにより効果的に運営されており、全県の企業を集めたものとしては最大規模である。令和4年度は年5回実施していることや、参加企業から参加負担金等を徴収することなく無料で実施していることは、県内中小企業並びに求職者のための公益目的事業として評価できる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	事業計画や業務方針を毎年度策定し、職員全員に周知徹底している。毎週月曜日には事業の進捗状況や今後の業務の進め方について全職員で情報共有できるようにミーティングを開催している。また、毎朝5分程度のミーティングも行っている。 年3回、専務理事兼事務局長と職員の面談を行い、職員が仕事を進める上での課題等の把握に努め、処遇改善や職員の能力向上に繋げるなどしている。
所管部局	事務分担により職員の役割を明確にし、円滑な業務運営を図るため必要最小限の人員で効率的に日常業務を行っている。また、「いわて就職マッチングフェア」等のイベントにおいては、県をはじめとした関係機関と協力体制を構築して運営する等、効率的に業務を行っている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	債券運用については、資産運用規程及び資金運用計画に基づき適切に運用し、リスクの軽減を図っている。マイナンバーの取扱いについては、個人情報の保護に関する規則を定めて厳格に取り扱っている。イベント時の災害等が発生した場合の対応については、毎回、事務局の事前打ち合わせで確認している。コロナ禍の下で開催した対面型のイベント実施に当たっては、関係機関の指導の下、感染防止対策を徹底した。
所管部局	基本財産の運用管理については、資産運用規程を整備し、安全確実な運用に努めている。また、通帳と印鑑を別々に管理するなど日常の管理も適正に行われている。支出の際の稟議による手続きなどを徹底してリスク・マネジメントを行っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	資産運用規程及び資金運用計画に基づいて資産運用を行い、毎年度利息収入を増やしている。 また、モデル就業規則に沿って法人の就業規則を改正し、有期労働契約から正職員や無期労働契約職員等への転換を行っているほか、給与アップや賞与を支給するなど待遇改善を行っている。
所管部局	毎年度事業計画（資金運用計画を含む。）を理事会において策定し、その成果について報告しているほか、県の計画に対応した中期経営計画書については、理事会において毎年度進捗を確認する等、経営を改善する体制が構築されている。また、職員に対して年度当初に業務方針を簡潔明瞭に説明しており、適切な業務の実施が確保されている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	該当なし
------	------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	当該法人の目的、役員、定款、事業計画及び収支状況等の基本情報や各種事業のPR及び実施結果について、ホームページで随時更新して情報提供している。また、情報公開に関する規定を定め、県民に対する情報公開に努めている。
所管部局	定款、財務諸表等については、ホームページに掲載し情報開示・提供を積極的に行っている。 また、個々の事業の情報についても、ホームページや新聞広告、ポスター、チラシ等により幅広く広報を実施している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「大学や企業等からの定期的な意向把握と不断の業務改善」については、目標内容を鑑みれば、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものであると考えられます。法人の役割である若年就職希望者の県内定住促進や県外からの労働力確保を実現する上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画策定の際に、既存の事業目標への追加・整理等を行う必要があります。なお、何らかの意図があつて経営改善目標として設定している場合には、法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値の設定に修正する必要があります。 また、目標値「大学等訪問調査を年1回実施」については、目標値を訪問校数等にすることで、県施策推進への貢献の度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	・「大学や企業等からの定期的な意向把握と不断の業務改善」について 当法人の経営改善のため、引き続き取り組んでいきますが、達成度合いが測定できないこと等から経営改善目標としては、設定しないこととします。（令和3年度の指標見直し（令和4年3月23日付）に合わせ、経営改善目標から削除しました。）	令和4年3月
法人	2 ・経営改善目標として設定している「安定した事業活動が出来るよう適切な資産運用に努める」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	・「安定した事業活動が出来るよう適切な資産運用に努める」について 「目標の達成度合いの測定が困難」との指摘があつたことから、令和3年度の指標見直し（令和4年3月23日付）に合わせ、次のように目標達成の測定ができるよう修正しました。 「資産運用規程の遵守、毎年度策定する資金運用計画に基づく資金運用を下記のとおり実施し、必要に応じて改善する。 ※1 債券売買の都度チェックリストに基づき、事務局長及び次長のダブルチェックを行う。 ※2 10月に上半期の取引全体を、4月に下半期及び年間の取引全体をチェックし、監事にも確認していただく。」	令和4年3月
所管部局	1 ・事業目標に設定している目標1について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	・事業目標について、令和3年度の中期経営計画の時点修正において目標値の測定が可能となるよう修正されている。	令和4年3月

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取り組み内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにしたうえで、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映される必要があります。	実施済	中期経営計画（R1～R4）における事業目標及び経営改善目標に対する実績と取り組み内容の評価を実施し、その結果を踏まえ、新たな事業目標等の設定や見直し、より実効性の高い取組、具体的な工程などを整理し、これらを反映した中期経営計画（R5～R8）を策定し、令和5年3月23日に県に提出しました。	令和5年3月
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	県の施策の方針である県内就業及びU・Iターンの促進に向け、より高い効果が生まれるよう、法人と連携して実効性の高い取組、スケジュール及び人員配置等の調整を行い、中期経営計画の策定に当たったもの。	令和5年3月

No. 25 株式会社クリーンピアいわて

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	株式会社クリーンピアいわて			所管部局 室・課等	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室	
設立の根拠法令	会社法			代表者 職・氏名	代表取締役 印部 健太郎	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成元年5月15日		事務所の所在地	〒020-0832 岩手県盛岡市東見前1地割145番地		
			電話番号	019-637-5555		
			HPアドレス	https://www.inbe.co.jp/kouken.html		
資(基)本金等	50,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	20,000,000 円		40.0%
設立目的	民間企業と地方公共団体の共同出資による重度障がい者雇用企業を設立し、重度障がい者の雇用の促進と職業を通じた自立の促進を図ることを目的とする。					
事業内容	1 リネンサプライ業 2 クリーニング業 3 介護用品、寝具及びその付属用品、衣類・タオル類等繊維製品のレンタル並びに販売 4 前各号に付帯する一切の業務					
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB	0 名
	平均年収 ※	0 千円	平均年齢 ※	48.0 才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	38 名	うち県派遣	0 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	2,249 千円	平均年齢 ※	46.7 才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	重度障がい者雇用モデル企業として、障がい者に雇用の場を提供し自立を促進するとともに、障がい者の適正と能力を生かせる職場づくりに取り組み、施設見学等を積極的に受け入れ、障がい者雇用に関する様々な情報を発信することにより、県内企業における障がい者の雇用を支援すること。
2	県内特別支援学校等の生徒の職場体験・施設見学等を積極的に受け入れることにより、障がい者の就労意欲の向上を図り、地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう支援を行うこと。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

重度障がい者雇用モデル事業所として、県内企業における重度障がい者の雇用の促進と職業を通じた自立を支援するという、公共的な役割を担っており、他の民間団体、営利企業等では代替できないもの。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

一般企業が提供しているサービスをベースに、民間のノウハウ、専門性を十分に活用して、障がい者の適正と能力を生かせる職場づくりに取り組み、安定的に運営が行われてきているもので、県直営では運営が難しい。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

法人は、県内で唯一、重度障がい者を含む多数の障がい者の継続的かつ安定的な雇用と県内企業における障がい者雇用の支援を併せて実施する法人であり、自立した企業経営を行っていることから、今後も社会貢献と経営を両立させていく。 県は、出資を継続し運営を支援するとともに、県内の障がい者雇用を促進するため、法人の障がい者雇用の取り組みについて、全県に普及啓発することを含め、今後も障がい者施策の展開に関して法人との連携・協働を進めていく。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	10	2		8	10	2		8	10	2		8
計	11	2		9	11	2		9	11	2		9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1 (1)		1	2	1 (1)		1	2	1 (1)		1
	一般職	34	25		9	34	26		8	36	27		9
	小計	36	26		9	36	27	1	8	38	28	1	9
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	12			12	10			10	11			11
	小計	12			12	10			10	11			11
計		48	26	1	21	46	27	1	18	49	28	1	20

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				1	1		2
	プロパー				1			1
	県派遣							
	県OB					1		1
	その他							
	一般職		5	4	10	12	5	36
	プロパー		4	3	8	12		27
	県派遣							
	県OB							
	その他		1	1	2		5	9
計			5	4	11	13	5	38

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

管理職は、プロパーである取締役工場次長1人と県OBの総務部長の2人で、その下に配送や病衣など5つの部署があるが、うち2部署には班長が配置されてない。工場次長が兼務したり、短時間パートが代行するなどしている。仕事の柱となるフルタイムの健康者の登用が望まれるものの適任者がいないことから人材の確保が引き続き大きな課題となっている。

〔県の関与の状況について〕

なし

〔職員の年齢構成について〕

創業から34年を経過し、常勤職員も平均で46.7歳、非常勤等を含めると49.0歳となり高齢化が進んでいる。特に創業時からの障がい者有する職員の作業能力の低下が顕著になっており、現場に対応した人の配置や作業工程の見直しに努めているが、新型コロナ禍で障がい者の新規採用を見送ってきたこともあり年齢構成の偏りが職場の活性化や生産性にも影響している。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)							
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)		
貸借対照表	資産	286,164	272,662	260,938	▲ 11,724		
	流動資産	197,628	189,231	177,997	▲ 11,234		
	うち現預金	156,640	147,310	134,914	▲ 12,396		
	うち有価証券	0	0	0	0		
	固定資産	88,536	83,431	82,941	▲ 490		
	有形固定資産	75,885	71,608	70,450	▲ 1,158		
	無形固定資産	11,580	10,964	10,348	▲ 616		
	投資その他の資産	1,071	859	2,143	1,284		
	うち投資有価証券	0	0	0	0		
	負債	111,320	98,723	90,615	▲ 8,108		
	流動負債	59,615	48,647	44,938	▲ 3,709		
	うち有利子負債	7,140	7,140	7,140	0		
	固定負債	51,705	50,076	45,677	▲ 4,399		
	うち有利子負債	40,165	38,745	25,885	▲ 12,860		
	純資産	174,843	173,939	170,323	▲ 3,616		
	資本金	50,000	50,000	50,000	0		
	利益剰余金	124,843	123,939	120,323	▲ 3,616		
	うち繰越利益剰余金	124,843	123,939	120,323	▲ 3,616		
	評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)		
損益計算書	売上高	222,559	233,525	237,743	4,218		
	売上原価	212,677	218,914	227,194	8,280		
	売上総利益	9,882	14,611	10,549	▲ 4,062		
	販売費及び一般管理費	19,731	20,800	21,506	706		
	うち人件費	2,082	2,331	2,309	▲ 22		
	営業利益	▲ 9,849	▲ 6,189	▲ 10,957	▲ 4,768		
	営業外収益	6,192	5,714	7,790	2,076		
	営業外費用	651	495	495	0		
	うち支払利息	565	495	495	0		
	経常利益	▲ 4,308	▲ 970	▲ 3,662	▲ 2,692		
	特別利益	0	251	231	▲ 20		
	特別損失	0	0	0	0		
	税引前当期純利益	▲ 4,308	▲ 719	▲ 3,431	▲ 2,712		
	法人税、住民税及び事業税	185	185	185	0		
	法人税等調整額	0	0	0	0		
	当期純利益	▲ 4,493	▲ 904	▲ 3,616	▲ 2,712		
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
	県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	内容
		短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
短期貸付金実績（事業資金）		0	0	0	0		
損失補償（残高）		0	0	0	0		
補助金（運営費）		0	0	0	0		
補助金（事業費）		0	0	0	0		
委託料（指定管理料除く）		0	0	0	0		
指定管理料		0	0	0	0		
その他		0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)		
財務指標	自己資本比率（％）	61.1	63.8	65.3	1.5	=自己資本/総資産×100	
	流動比率（％）	331.5	389.0	396.1	7.1	=流動資産/流動負債×100	
	有利子負債依存度（％）	16.5	16.8	12.7	▲ 4.1	=有利子負債/総資産×100	
	売上高対販管費比率（％）	8.9	8.9	9.0	0.1	=販管費/売上高×100	
	人件費比率（％）	10.6	11.2	10.7	▲ 0.5	=人件費/販管費×100	
	総資本経常利益率（％）	▲ 1.5	▲ 0.4	▲ 1.4	▲ 1.0	=経常利益/総資本×100	
	総資本回転率（回）	0.8	0.9	0.9	0.0	=売上高/総資本	

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
売上高は、値上げ等により4,218千円(1.8%)増となった。売上原価は、外注加工費が1,769千円(▲15.7%)の減、消耗品費がリネン類の購入が減少したため2,830千円(▲31.9%)の減となった一方、電力費が5,544千円(91.1%)の大幅増となり、8,280千円(3.8%)増加した。その結果、売上総利益は前期を4,062千円(▲27.8%)下回る10,549千円に、経常利益は▲3,662千円と前期より2,692千円減少し、当期純利益も▲3,616千円(前期▲904千円)と前期より2,712千円減少し、5年連続の赤字となった。

〔県の財政的関与について〕
設立時に県から2千万円の資本金の拠出を受けているが、現在は財政的関与を受けず経営を行っている。

〔財務指標について〕
数値は概ね堅調であり、昨年度との比較でも改善傾向にある。なお、総資本経常利益率は依然マイナスであるが、これは電力料金の値上げが売上原価を押し上げたことで経常利益がマイナスとなったことが要因となっている。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、平成2年に第三セクター方式による重度障がい者雇用モデル企業として操業を開始し、県では、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。

財務の状況は、経常利益が赤字の状態が継続しており、繰越利益剰余金は減少傾向にありますが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 26 岩手県農業信用基金協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	岩手県農業信用基金協会		所管部局 室・課等	農林水産部 団体指導課	
設立の根拠法令	農業信用保証保険法		代表者 職・氏名	会長理事 前田 一人	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和37年3月19日		事務所の所在地	〒020-0022 岩手県盛岡市大通1-2-1	
			電話番号	019-626-8563	
			H P アドレス	https://www.jaiwate.or.jp/noshinki/	
資(基)本金等	3,583,460,000 円		うち県の出資等 ・割合	793,770,000 円	22.2%
設立目的	農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付について、その債務を保証することにより、農業者等がその資本装備を高度化し経営を近代化するために必要な資金、その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業経営の改善に資する。				
事業内容	(1) 会員たる農業者等が資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 (2) 農業経営改善促進資金等の貸付を行う融資機関への原資の供給 (3) 前各号に掲げる業務に付帯する業務				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	《非公表》 千円	平均年齢 ※	才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	14 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,188 千円	平均年齢 ※	42.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農業者等が資本装備する際に必要となる資金の債務を保証することにより、農業者等の収益力向上を支援
2	農業者等が資本装備する際に必要となる資金の債務を保証することにより、地域の中心経営体等の経営改善、経営規模の拡大や多角化などの取組を支援するほか、新規就農者の施設等整備を支援
3	農業者等が資本装備する際に必要となる資金の債務を保証することにより、園芸品目の単収向上に向けたスマート農業技術の活用や高規格ハウス等の整備を支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

農業信用保証保険法に基づき、農業者等が必要とする資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関であり、農業者等の負担を軽減した債務保証を行うことができる民間保証機関はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

農業信用基金協会の業務は、最新の農政や保証審査、債権管理・回収等の高い専門知識と経験が必要であり、県直営と比較して、知識・経験・人員が確保されている等、法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

国では、農業者等の信用力を補完し、必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようにするために農業信用保証保険制度が設けられていますが、その債務保証業務を行う県内唯一の法人です。県は、本法人における債務保証業務が円滑に行われるよう支援、指導を実施します。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	10	1	1	8	10	1	1	8	10	1	1	8
計	11	1	1	9	11	1	1	9	11	1	1	9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	4			4	4			2	2		
	一般職	9	7		2	10	8		2	12	9		3
	小計	13	11		2	14	12		2	14	11		3
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		13	11		2	14	12		2	14	11		3

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2		2
	プロパー					2		2
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		3	2	2	2	3	12
	プロパー		3	2	2	2		9
	県派遣							
	県OB							
	その他						3	3
計			3	2	2	4	3	14

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和5年4月プロパー職員1名(20代)採用

令和5年3月定年退職した2名のうち1名を有期職員として再雇用

〔県の関与の状況について〕

現職県職員の役員就任については、変動なし。

〔職員の年齢構成について〕

職員の高齢化が見られる。

Ⅲ 財務の状況

【農業信用基金協会】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	95,078,816	95,754,471	95,839,308	84,837	
	流動資産	8,875,064	8,397,589	7,694,609	▲ 702,980	
	うち現預金	8,812,917	8,172,281	7,658,527	▲ 513,754	
	うち有価証券	0	199,961	0	▲ 199,961	
	固定資産	4,223,339	4,769,910	5,537,837	767,927	
	有形固定資産	5,089	9,210	7,731	▲ 1,479	
	無形固定資産	38	0	0	0	
	投資その他の資産	4,218,212	4,760,700	5,530,106	769,406	
	うち投資有価証券	2,100,289	2,701,819	3,500,150	798,331	
	保証債務見返	81,980,413	82,586,972	82,606,862	19,890	
	負債	87,811,662	88,364,721	88,428,897	64,176	
	流動負債	2,561,702	1,441,408	2,526,556	1,085,148	
	うち有利子負債	1,546,530	483,720	1,563,990	1,080,270	
	固定負債	3,269,547	4,336,341	3,295,478	▲ 1,040,863	
	うち有利子負債	483,720	1,563,990	539,310	▲ 1,024,680	
	保証債務	81,980,413	82,586,972	82,606,863	19,891	
	資本	7,267,154	7,389,750	7,410,411	20,661	
	出資金	3,584,590	3,584,730	3,583,460	▲ 1,270	
	繰入金	1,160,260	1,160,260	1,160,260	0	
	準備金	2,501,568	2,522,304	2,644,760	122,456	
	当期利益金	20,736	122,456	21,931	▲ 100,525	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	経常収益	594,047	416,935	413,637	▲ 3,298	
	経常費用	577,830	297,058	391,933	94,875	
	事業費	10,634	11,029	16,116	5,087	
	管理費	135,132	137,330	147,577	10,247	
	うち人件費	100,060	102,258	112,641	10,383	
	その他	432,065	148,699	228,240	79,541	
	うち支払利息	707	724	696	▲ 28	
	経常利益	16,217	119,877	21,704	▲ 98,173	
	特別利益	4,582	2,677	227	▲ 2,450	
	特別損失	63	98	0	▲ 98	
当期利益金	20,736	122,456	21,931	▲ 100,525		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	300,000	300,000	300,950	950	農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に基づく資金原資の貸付金
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	8,062	1,231	316	▲ 915	農業信用保証制度円滑化事業出捐金
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	7.6	7.7	7.7	0.0	=資本/総資産×100
	流動比率（％）	346.5	582.6	304.5	▲ 278.1	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	2.1	2.1	2.1	0.0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	51.0	53.3	61.0	7.7	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	68.6	68.9	68.8	▲ 0.1	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	103.6	141.2	105.5	▲ 35.7	=(経常収益・特別利益-補助金【運営費】)/(経常費用・特別損失)×100
	総資本経常利益率（％）	0.0	0.1	0.0	▲ 0.1	=経常利益/総資本×100

法人説明欄

【貸借対照表・損益計算書について】
保証料の減少に加え、大口保証案件に係る債務保証損失引当金の繰入等により、当期利益金は21,931千円となった（前年比▲100,525千円）

【県の財政的関与について】
出捐金は、代位弁済や求償権償却の減少により、特別準備金への積立額が減少したことにより減となった。

【財務指標について】
流動比率は、一年以内返済予定長期借入金の増により、前年を下回った。
独立採算度は、引当金の繰入等により経常費用が増加したことから、前年より減少となった。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、農業者の借入に対する保証業務を行うことで、地域農業の担い手育成等に貢献していますが、県の出資割合が25%未満であり、また、法律に基づき国の機関による常例検査が実施され、経営状況等が厳しく検証されていることから、県としては、経営状況の把握をしながら、必要な指導・監督を行っていくこととしています。

財務の状況は、経常利益は前年度と比べて減少したものの、債務保証業務に係る欠損補填に充てるための準備金は増加しており、財務基盤の安全性は確保されています。

No. 27 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会			所管部局 室・課等	農林水産部 流通課
設立の根拠法令	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	会長理事 伊藤 清孝
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和45年7月23日 (公益社団法人への移行：平成24年4月1日)		事務所の所在地	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園一丁目4番10号	
			電話番号	019-626-8141	
			HPアドレス	http://www.isop.ne.jp/iwnkikin/	
資(基)本金等	1,034,250,000 円		うち県の出資等 割合	497,050,000 円	48.1%
設立目的	農畜産物の価格が著しく低落した場合の補給金等の交付により、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、農畜産物の生産・供給及び価格の安定を図り、もって本県の農畜産業の持続的な発展に寄与する。				
事業内容	(1) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく肉用子牛生産者補給金の交付等 (2) ブロイラーの価格安定に係る価格差補てん金の交付 (3) 青果物及び花きの価格安定に係る補給金の交付 (4) 果実の生産出荷安定対策に係る補給金等の交付 (5) 肉用牛、野菜及び果樹の生産等に関する経営改善の支援 (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	4,188 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	8 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,439 千円	平均年齢 ※	38.6 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農畜産物の価格が著しく低落した場合に補給金等を交付することで、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、経営体の育成に貢献します。
2	「地域農業マスタープラン」に位置づけられた地域の中心経営体等について、認定農業者への誘導を図るとともに、経営改善の取組を支援します。
3	沿岸地域において生産性・市場性の高い園芸産地が形成されるよう、園芸品目の単収向上に向けたICTの活用やハウス等の整備を支援します。
4	自然災害による被害対策や価格下落時の経営リスク軽減に向け、園芸施設等に対する共済加入の促進や補強等の取組を支援するとともに、野菜価格安定や、収入保険制度等の活用を促進します。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

当協会は、(独)農畜産業振興機構や(公財)中央果実協会からの助成で事業を実施しており、それらの助成を得る前提として、国の制度上、県を代表して本業務を実施する公益法人(県・市町村・農業団体の出資により設立)としての指定を機構等から受ける必要があり、かつ、事業上法人が唯一事業を実施できる団体となっています。
--

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

事業の実施に当たり、多額の資金の受け入れ・支出を要する業務で専門性が高いこと、また、県内の各農協に対してきめ細かい対応が必要となることから、県直営で行うよりも効率的かつ質の高いサービスを提供することができます(法人が行う農畜産物の価格安定制度に係る事業は、国の制度によって公益法人が機構から指定を受けて実施するものであり、県が直接事業を行うことはできません)。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当協会は、岩手県において農畜産物の価格が著しく低落した場合に補給金等の交付を実施している唯一の団体であり、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、農畜産物の生産・供給及び価格の安定を図り、もって本県の農畜産業の持続的な発展に寄与していることから、県は、本協会が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、協会の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	13	1	1	11	13	1	1	11	13	1	1	11
計	14	1	2	11	14	1	2	11	14	1	2	11

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	3		1	4	3		1	5	4		1
	一般職	5	4		1	4	4			3	2		1
	小計	9	7		2	8	7		1	8	6		2
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職									1			1
	小計									1			1
計		9	7		2	8	7		1	9	6		3

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職			1	1	3		5
	プロパー			1	1	2		4
	県派遣							
	県OB							
	その他					1		1
	一般職		2	1				3
	プロパー		1	1				2
	県派遣							
	県OB							
	その他		1					1
計			2	2	1	3		8

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

令和4年度→令和5年度：プロパー職員（一般職）が1名退職し、新たにその他職員（一般職）を採用した。
育児休業取得者の代わりとして、非常勤職員（短時間勤務の他団体派遣社員）を採用した。

〔県の関与の状況について〕

特になし。

〔職員の年齢構成について〕

中堅層が薄い一方、若手の採用を増やしている。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	3,441,981	3,962,337	4,505,803	543,466	
	流動資産	49,306	48,030	51,539	3,509	
	うち現預金	49,306	48,030	43,172	▲ 4,858	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	3,392,675	3,914,307	4,454,264	539,957	
	基本財産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	3,368,900	3,895,238	4,426,578	531,340	
	うち投資有価証券	1,235,480	1,196,080	1,092,420	▲ 103,660	
	その他固定資産	23,775	19,069	27,686	8,617	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	1,103,698	1,104,685	1,106,734	2,049	
	流動負債	11,504	10,240	10,469	229	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	1,092,194	1,094,445	1,096,265	1,820	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	2,338,283	2,857,652	3,399,069	541,417	
指定正味財産	1,891,198	2,460,190	3,097,562	637,372		
一般正味財産	447,085	397,462	301,507	▲ 95,955		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	600,668	291,740	284,759	▲ 6,981	
	経常費用	612,331	303,915	283,171	▲ 20,744	
	事業費	598,795	289,339	271,277	▲ 18,062	
	うち人件費	50,179	47,224	41,090	▲ 6,134	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	13,536	14,576	11,894	▲ 2,682	
	うち人件費	10,727	10,316	8,845	▲ 1,471	
	評価損益等増減額	▲ 34,768	▲ 37,448	▲ 97,543	▲ 60,095	
	当期経常増減額	▲ 46,431	▲ 49,623	▲ 95,955	▲ 46,332	
	経常外収益	255,279	54,371	13,307	▲ 41,064	
	経常外費用	255,279	54,371	13,307	▲ 41,064	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 46,431	▲ 49,623	▲ 95,955	▲ 46,332	
	当期指定正味財産増減額	40,509	568,992	637,372	68,380	
	正味財産期末残高	2,338,283	2,857,652	3,399,069	541,417	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	90,561	93,101	92,438	▲ 663	肉用子牛14,360+ブロイラー78,078=92,438
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	67.9	72.1	75.4	3.3	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	428.6	469.0	492.3	23.3	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	15.1	29.2	33.6	4.4	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	9.9	18.9	17.6	▲ 1.3	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	93.3	84.7	84.8	0.1	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 2.0	▲ 1.7	▲ 2.8	▲ 1.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業等(子牛価格急落対策事業)に係る事業費の未収金の増額。(流動資産)
 ブロイラー事業に係る補てん金交付財源となる積立資産は増額となり、補てん金交付はなかったため減額。(特定資産、経常費用)
 有価証券は単年度で損失が出ており、評価額も取得価格より低い額であるが、直ちに影響が出るものではない。

〔県の財政的関与について〕
 肉用子牛事業に係る頭数の減により、県補助金も減少した。

〔財務指標について〕
 流動比率は、運営体制支援事業(畜産関係)等に係る事務費等の増額により上昇した。

Ⅳ 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、正味財産が増加し、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 28 株式会社いわちく

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	株式会社いわちく			所管部局 室・課等	農林水産部 流通課
設立の根拠法令	会社法			代表者 職・氏名	代表取締役社長 藤村 明智
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和36年2月7日			事務所の所在地	〒028-3311 紫波郡紫波町犬渚字南谷地120番地
				電話番号	019-672-4181
				H P アドレス	https://www.iwachiku.co.jp/
資(基)本金等	5,014,780,000 円			うち県の出資等 ・割合	1,224,006,000 円 24.4%
設立目的	岩手県における畜産流通の合理化を図ることにより、農家経済の発展と県民生活の向上に寄与する。				
事業内容	(1) 食肉の製造保管 (2) 食肉の加工処理 (3) 食肉及び副産物の販売 (4) 前各号の目的達成に必要な一切の事業				
常勤役員の状況	合計	5 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	7,092 千円	平均年齢 ※	61.4 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	456 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	2,982 千円	平均年齢 ※	44.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県内で牛のと畜を行う唯一の施設であり、牛及び豚の処理加工を行う本県の産地基幹食肉センターとして、FSSC22000等の高度な衛生管理に取組み、国内外へ安全で衛生的な食肉の供給に貢献
2	県の委託を受け、平成23年8月から実施している牛肉の放射性物質検査について、と畜場に設置した検査室において実施し、安全な食肉の供給に貢献

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内唯一の食肉センターであり、牛、豚の処理加工施設として、畜産振興の観点から高い専門性を有しており、本県において代替実施が可能な団体は存在しません。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

家畜のと畜業務は、熟練した技術が必要とされ、また、加工・販売部門と一体的に運営していることから、効率的かつ安定的に食肉を供給することができ、県直営と比較して優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本県では、本法人が、牛、豚の処理加工施設として、と畜から加工・販売を行う唯一の法人であり、県の産地基幹食肉センターと位置付けています。安全・安心な食肉の供給及び畜産振興の見地から、本法人の事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、施策推進を目指します。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	5		1	4	5		1	4	5		1	4
非常勤	8	1		7	8	1		7	8	1		7
計	13	1	1	11	13	1	1	11	13	1	1	11

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	55	55 (5)			59	59 (5)			57	57 (5)		
	一般職	412	412			408	408			399	399		
	小計	467	467			467	467			456	456		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		467	467			467	467			456	456		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職			1	16	35	5	57
	プロパー			1	16	35	5	57
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職	10	79	84	75	71	80	399
	プロパー	10	79	84	75	71	80	399
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計		10	79	85	91	106	85	456

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

新規卒者の採用が採用予定人数に達していない状況にあります。

〔県の関与の状況について〕

県農林水産部長が非常勤取締役就任されています。

〔職員の年齢構成について〕

社員の平均年齢は、昨年とほぼ同じです（昨年39.1才、今年40.0才）。

Ⅲ 財務の状況

【その他株式会社】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	9,290,675	9,469,246	9,137,069	▲ 332,177	
	流動資産	3,026,656	3,661,592	3,747,741	86,149	
	うち現預金	535,047	1,122,859	762,977	▲ 359,882	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	6,264,019	5,807,654	5,389,328	▲ 418,326	
	有形固定資産	5,833,164	5,381,484	4,985,717	▲ 395,767	
	無形固定資産	51,964	30,332	27,683	▲ 2,649	
	投資その他の資産	378,891	395,838	375,928	▲ 19,910	
	うち投資有価証券	2,519	2,519	2,519	0	
	負債	4,763,058	5,326,634	5,146,841	▲ 179,793	
	流動負債	1,227,431	1,379,892	1,542,744	162,852	
	うち有利子負債	142,859	279,956	309,956	30,000	
	固定負債	3,535,627	3,946,742	3,604,097	▲ 342,645	
	うち有利子負債	2,989,141	3,409,185	3,099,229	▲ 309,956	
	純資産	4,527,635	4,142,612	3,990,228	▲ 152,384	
	資本金	5,014,780	5,014,780	5,014,780	0	
利益剰余金	▲ 487,145	▲ 872,168	▲ 1,024,552	▲ 152,384		
うち繰越利益剰余金	▲ 647,145	▲ 872,168	▲ 1,024,552	▲ 152,384		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
損益計算書	売上高	28,805,127	30,540,665	32,571,709	2,031,044	
	売上原価	27,077,230	29,155,031	31,133,098	1,978,067	
	売上総利益	1,727,897	1,385,634	1,438,611	52,977	
	販売費及び一般管理費	2,263,143	1,906,998	1,962,658	55,660	
	うち人件費	693,635	661,207	655,455	▲ 5,752	
	営業利益	▲ 535,246	▲ 521,364	▲ 524,047	▲ 2,683	
	営業外収益	56,338	85,417	277,637	192,220	
	営業外費用	41,822	19,903	24,610	4,707	
	うち支払利息	28,345	18,655	23,429	4,774	
	経常利益	▲ 520,730	▲ 455,850	▲ 271,020	184,830	
	特別利益	111,347	108,935	126,515	17,580	
	特別損失	805,475	25,919	4,085	▲ 21,834	
	税引前当期純利益	▲ 1,214,858	▲ 372,834	▲ 148,590	224,244	
	法人税、住民税及び事業税	6,499	9,581	7,774	▲ 1,807	
	法人税等調整額	44,378	2,607	▲ 3,980	▲ 6,587	
	当期純利益	▲ 1,265,735	▲ 385,022	▲ 152,384	232,638	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	7,788	7,916	8,015	99	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	48.7	43.7	43.7	▲ 0.1	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	246.6	265.4	242.9	▲ 22.4	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	33.7	39.0	37.3	▲ 1.6	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	7.9	6.2	6.0	▲ 0.2	=販管費/売上高×100
	人件費比率（％）	30.6	34.7	33.4	▲ 1.3	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率（％）	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 3.8	1.0	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	3.1	3.2	3.6	0.3	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕
R4年度売上高は収益認識会計基準適用後の金額（適用前は33,011,309千円）。
当期純利益は、厳しい販売環境と肉豚相場の高騰による仕入高、電気・燃料費等の製造原価の上昇により収益確保に苦戦する中、各種費用は圧縮に努め、また国庫補助金収入等を特別利益などに組み入れ、前年を230,000千円ほど上回る▲152,384千円となった。
なお各種費用のうち、新豚処理加工施設に係る減価償却費は436,447千円を経費計上している。

〔県の財政的関与について〕
県産牛肉安全安心緊急対策事業（県産牛肉放射性物質検査委託）8,015千円で前年度より微増（前年比101.2％）

〔財務指標について〕
買掛金残高の増加に伴い、流動比率が減少（前年比▲22.4％）

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、「岩手県食肉流通合理化計画」において県内唯一の基幹産地食肉センターとして位置づけられており、食肉の加工・販売を通じ、畜産農家の経営安定と安全・安心な畜産物の供給に貢献している法人です。県内の養豚事業者の経営規模の拡大の動きが加速化していることを踏まえ、国庫補助金を活用してHACCP対応の新しい食肉処理施設の整備を行い、そのため経営基盤の強化に向けて、平成30年度から令和2年度にかけて、新株発行による増資を実施しました。県出資割合は24.4%であり、県の関与の割合が大きくないことから、引き続き類型2法人として、経営状況を把握し、必要に応じて指導・監督を行っていくこととしています。

財務の状況は、豚処理加工施設に係る減価償却費増加により売上原価が増加したことなどにより営業利益が524,047千円の赤字となりましたが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 29 公益社団法人岩手県農業公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農業公社		所管部局 室・課等	農林水産部 農業振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 上田 幹也	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和46年3月29日 (平成24年4月1日 社団法人岩手県農業公社から移行)		事務所の所在地	〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号	
			電話番号	019-651-2181	
			HPアドレス	https://www.i-agri.or.jp/	
資(基)本金等	40,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	35,000,000 円	87.5%
設立目的	農用地の利用の効率化及び高度化の促進をはじめ、農業構造の改善に資する事業等を推進するとともに、優れた農業担い手の育成確保を図り、もって岩手県農業の発展及び農村地域の振興並びに地域住民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。				
事業内容	1 農用地の利用の効率化及び高度化に関する事業 2 農業の担い手の確保、育成及び定着促進に関する事業 3 農用地の造成及び整備並びに農業用の施設及び機械等の整備に関する事業 4 農業用の施設及び機械等並びに繁殖雌牛の貸付に関する事業 5 国、県又は市町村等からの農業振興に係る業務の受託及び請負に関する事業 6 耕起、播種及び収穫等の農作業の受託に関する事業 7 南畑地区事業用地の処分に係る宅地建物取引業 8 粗飼料の生産及び供給に関する事業 9 1～8以外で、目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	4 名	うち県現職	0 名	うち県OB 3 名
	平均年収 ※	5,718 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	65 名	うち県派遣	1 名	うち県OB 6 名
	平均年収 ※	4,461 千円	平均年齢 ※	46.8 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農地中間管理機構として、農地中間管理事業による農用地の利用の効率化及び高度化を促進
2	青年農業者等育成センターとして、新規就農者の確保・育成等による農業の健全な発展と農村の活性化に寄与
3	畜産公共事業の事業指定法人として、農業の生産性向上、望ましい畜産物の生産構造の確立
4	暗渠排水工事の独自工法を活用した、農業経営基盤の強化と農用地有効利用を進める。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国及び県の施策との整合性を図りながら、県全域において、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、農業振興に係る多岐にわたる事業を、市町村や農業団体との連携の下に実施している唯一の団体である。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、多岐にわたる事業を実施し、当該事業遂行に係るノウハウの蓄積があり、かつ、県内の関係機関・団体との間で連携体制が構築されていることから、県直営と比較し、的確・迅速・効果的な事業執行が可能である。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、農用地の造成及び整備、畜産経営基盤の強化、農業振興業務の受託及び請負並びに粗飼料の生産及び供給等を行う唯一の公益法人であり、岩手県の農業の発展及び農村の振興等に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。
--

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	農地中間管理事業による農地の利用集積面積	① 1,100ha	1,059ha		
取組内容	県、県農業会議、県農協中央会、県土地連及び当公社の県域5機関で策定した「地域農業マスタープランの実践に向けた農地集積・集約化の推進方針」に掲げる担い手への農地集積目標の達成に向け、県、市町村等関係機関・団体と連携を図りながら、地域農業マスタープランの実践と農地の集積・集約化を進めた結果、新規貸付面積は1,059haとおおむね目標を達成できました。				
課題	令和5年4月から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和6年度までに市町村が地域農業マスタープランを基礎として地域計画を策定すること、また地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めることとされたことを受け、県農業会議等の関係団体と連携して地域計画の策定を支援するとともに、地域農業マスタープランの集中支援モデル地区や基盤整備事業実施地区における農地中間管理事業の活用を推進する必要があります。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	新規就農者の確保数：R1～R3 就農相談活動数（相談会回数）：R4	① 就農相談活動数（相談会回数）20回	12回		
取組内容	県から新規就農相談会開催・運営業務を受託し、「新農業人フェアinいわて」及び「農業を始めたい人の相談会」において就農相談活動を行いました。 相談会回数の目標は委託業務の事業量が見込みを下回ったため未達成となりましたが、相談会においては、前年度を上回る121名の参加者に対し、相談対応等を行うことができました。				
課題	農業を担う人材を幅広く確保し、就農から経営発展まで一貫してきめ細かなサポートを実施するために県が設置した県農業経営・就農支援センターの構成員として、関係機関・団体と連携を密にしながら、新規就農希望者の確保・育成に向けて取り組む必要があります。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	畜産公共事業の実施量	① 4地区、435百万円	5地区、851百万円（うち繰越416百万円）		
取組内容	草地畜産基盤整備事業では、継続4地区（葛巻第二地区他）で粗飼料の生産基盤や畜舎等の整備に取り組みました。資材・燃料等の高騰の影響により事業経費が増となるなかで必要な予算の確保に努め、計画どおり2地区で事業を完了させました。また、令和5年度事業開始に向けて整備計画の策定業務を行いました（田野畑地区）。 畜産環境総合整備事業では、1地区（久慈市夏井地区）で老朽化が著しい堆肥処理施設の設備改修を行い、計画どおり事業を完了させました。				
課題	安定した事業量を確保するため、行政と一体となって計画的な新規地区の掘り起こしを行っていく必要があります。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暗渠排水工事（INK工法）の受注面積（県営工事）	① 270ha	107.4ha		
取組内容	南方地区（奥州市）など23地区で暗渠排水工事を受注し、計画的に施工しましたが、工事資材高騰等の影響から、暗渠排水工事の事業量が縮小されたため目標を下回りました。				
課題	県営ほ場整備事業地区で実施されている整地工が完了した後は、暗渠排水工事の需要増が想定されることから、事業量の変動に対応できるように受注体制の整備に取り組む必要があります。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	南畑地区事業用地の販売	① 販売エリア1区画の販売	売買仮契約 1区画		
取組 内容	宅地付き農地の販売促進のため、定期的な環境美化活動の実施や公社のホームページでの四季の様子を紹介に加え、理事長が「在京岩手産業人会新春岩手の集い」においてトップセールスを実施しました。令和5年3月には、1区画の売買仮契約を締結しました。				
課題	県、雫石町、NPO法人、公社で構成する「雫石町南畑・コテージむら計画策定検討会議」において、新たな計画の策定を進めているところであり、今後は、この計画を踏まえながら事業用地の販売につなげていく必要があります。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	累積損失の解消	① 一般正味財産期末残高 △310,323千円	△395,114千円		
取組 内容	累積欠損の解消に向け、収益事業の受注増やコストの縮減に取り組みましたが、暗渠排水工事の受注量が計画よりも減少したため、当期一般正味財産増減額が5,194万円余りマイナスとなりました。				
課題	収益事業の受注量を安定的に確保すること、コスト縮減や現場経営の効率化等に取り組むことなどにより、引き続き長期的な累積欠損の解消に向け取組を進める必要があります。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	事業の進捗管理の徹底	① 自己点検マニュアルに基づく進捗管理	実施		
取組 内容	補助事業、委託事業等の不適切処理を未然に防ぐため、独自に作成した補助事業等の自己点検実施要領に基づき、担当部ごとに各部長が点検表を活用して年2回の点検を実施し事業の進捗管理を行いました。				
課題	今後も補助事業等の適正な執行に向け、定期的に進捗管理を行う必要があります。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	体系的な職員研修による人材育成	① 県への派遣研修1名 ② 県からの職員派遣1名	1名 1名		
取組 内容	令和4年度職員研修計画に基づき、農業分野での幅広い見識を持った職員を養成するため、県への派遣研修を実施するとともに、県職員の受け入れを行いました。				
課題	今後も人材育成の観点から、施策遂行能力の向上に有効な県への派遣研修を実施するほか、農地中間管理事業等に適切に対応していくため、県からの職員派遣を継続する必要があります。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の安定的な確保	① 職員新規採用3名	8名		
取組 内容	退職者の補充等のため、4月に新たに8名の職員を採用したほか、2月には、有期雇用職員1名を正職員に採用し、事業推進体制の確保に努めました。				
課題	今後も事業等の見通しや将来の年齢構成を見据えて、計画的・弾力的に職員を確保していく必要があります。				
6	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	現場技術者や機械オペレータの確保・育成	① 北海道公社等との交流による確保 臨時雇用の確保等 ② 臨時雇用の確保	0名 2名		
取組 内容	① 県営暗渠排水工事の受注量が計画よりも減少したため、北海道公社等との交流によるオペレーターの確保は見送りました。 ② 暗渠排水工事の臨時雇用として、オペレーターの季節雇用を2名確保しました。				
課題	① 他道県公社との交流は、収益事業の受注動向を踏まえながら、連携体制を継続していく必要があります。 ② 現場のコスト管理の意識醸成や業務の効率化等による担当職員の負担軽減を図り、受注量の増加にも対応できる体制を整備する必要があります。				

7	経営改善目標 INK工法による水田の汎用化の推進 と地下かんがい工法の現地普及	目標値《令和4年度》		実績	-	-
		① 暗渠排水工事（県営＋団体営）311ha 県・関係機関と連携し、INK工法のPR		150.2ha		
		② 県・関係機関と連携し、INK工法のPR		県農研センターと実施		
取組内容	① 県営工事では南方地区（奥州市）など23地区で、土地改良区や市町村が発注する団体営工事では遠野地区（遠野市）など14地区で、農業者からの小規模な工事では花巻市など8地区で工事を受注し計画的に施工しましたが、工事資材高騰等の影響から、暗渠排水工事の事業量が縮小されたため目標を下回りました。 ② 農業研究センターからの依頼により、新たに地下かんがいやモミガラの状態調査及びGPSの活用について、遠野地区及び農業研究センター敷地内で試験施工を実施するとともにINK工法の説明を行いました。					
課題	計画した受注量が確保できるよう、INK工法の品質向上に取り組むとともに、INK工法の効果の持続性や維持管理のポイント、畑地利用の事例等を取りまとめ、引き続き土地改良区等の関係機関へのPR活動を積極的に行う必要があります。					
8	経営改善目標 粗飼料広域生産供給事業の着実な拡大とスマート農業への挑戦	目標値《令和4年度》		実績	-	-
		① デントコーンロールサイレージの生産販売12ha		12.4ha		
		② スマート農業の導入・拡大		自動操舵・GNSSの活用		
取組内容	① デントコーンは、早生品種の作付けにより適期に収穫を終えることで品質を確保し、計画どおりの販売契約及び引渡しを行いました。 ② 粗飼料生産において、自動操舵システムを活用した高能率・高精度作業の実証を行いました。また、草地造成の出来形測量や暗渠排水工事の計画及び出来形測量において、GNSS（衛星測位システム）を活用し、業務の効率化・省力化に取り組みました。					
課題	① 良質な粗飼料の安定生産に向けて、引き続き、研修会等への積極的な参加や農業改良普及センター等からの助言をもとに、マニュアルの整備などを通じて栽培技術の向上を図る必要があります。 ② 粗飼料生産や暗渠排水工事でのドローンや自動操舵システムなど先進技術の利活用によるコスト縮減や効率化に向け、継続して取り組む必要があります。					

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		2	1	3		2	1	4		3	1
非常勤	12	1		11	14	1		13	12	1		11
計	15	1	2	12	17	1	2	14	16	1	3	12

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	22	12 (1)	1 (1)	9	19	12 (1)	1 (1)	6	16	9 (1)	1 (2)	6
	一般職	51	38		13	49	40		9	49	41		8
	小計	73	50	1	13	68	52	1	9	65	50	1	8
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	20			2	22			3	24			4
	小計	20			2	22			3	24			4
計		93	50	1	31	90	52	1	28	89	50	1	28

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				1	10	5	16
	プロパー				1	8		9
	県派遣					1		1
	県OB					1	5	6
	その他							
	一般職		5	15	17	6	6	49
	プロパー		5	11	15	5	5	41
	県派遣							
	県OB							
非常勤	その他			4	2	1	1	8
	計		5	15	18	16	11	65

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

管理職に占めるプロパーの割合が高くなっています。

〔県の関与の状況について〕

県から、引き続き1名を管理職として受け入れています。

〔職員の年齢構成について〕

中途採用職員の割合が高いこともあり、プロパー職員は、30代と40代の比率が高くなっています。

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	3,515,231	3,482,319	2,991,050	▲ 491,269
	流動資産	1,530,879	1,525,134	1,096,113	▲ 429,021
	うち現預金	23,674	50,331	49,424	▲ 907
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	1,984,352	1,957,185	1,894,937	▲ 62,248
	基本財産	0	0	0	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	特定資産	1,841,531	1,815,194	1,699,562	▲ 115,632
	うち投資有価証券	1,794,942	1,767,965	1,396,113	▲ 371,852
	その他固定資産	142,821	141,991	195,375	53,384
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	2,072,834	2,055,663	1,738,265	▲ 317,398
	流動負債	1,886,302	1,848,201	1,497,683	▲ 350,518
	うち有利子負債	1,146,503	1,466,702	1,127,130	▲ 339,572
	固定負債	186,532	207,462	240,582	33,120
	うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産増減計算書	正味財産	1,442,397	1,426,656	1,252,785	▲ 173,871
	指定正味財産	1,797,680	1,769,823	1,647,899	▲ 121,924
	一般正味財産	▲ 355,283	▲ 343,167	▲ 395,114	▲ 51,947
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	経常収益	3,477,273	2,514,288	2,838,296	324,008
	経常費用	3,428,824	2,503,085	2,894,725	391,640
	事業費	3,404,193	2,479,772	2,873,463	393,691
	うち人件費	502,541	491,015	453,555	▲ 37,460
	うち支払利息	7,624	8,956	8,098	▲ 858
	管理費	24,631	23,313	21,262	▲ 2,051
	うち人件費	13,724	12,859	11,782	▲ 1,077
	評価損益等増減額	0	0	0	0
	当期経常増減額	48,449	11,203	▲ 56,429	▲ 67,632
	経常外収益	0	1,045	4,614	3,569
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	1,045	4,614	3,569
県の財政的関与	法人税、住民税及び事業税	132	132	132	0
	当期一般正味財産増減額	48,317	12,116	▲ 51,947	▲ 64,063
	当期指定正味財産増減額	31,912	▲ 27,857	▲ 121,924	▲ 94,067
	正味財産期末残高	1,442,397	1,426,656	1,252,785	▲ 173,871
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	86,993	95,883	91,065	▲ 4,818
	補助金(運営費)	0	0	0	0
財務指標	補助金(事業費)	196,381	177,454	175,756	▲ 1,698
	委託料(指定管理料除く)	28,871	28,009	39,341	11,332
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	自己資本比率(%)	41.0	41.0	41.9	0.9
	流動比率(%)	81.2	82.5	73.2	▲ 9.3
	有利子負債依存度(%)	32.6	42.1	37.7	▲ 4.4
	管理費率(%)	0.7	0.9	0.7	▲ 0.2
	人件費比率(%)	15.1	20.1	16.1	▲ 4.1
財務評価	独立採算度(%)	101.4	100.5	98.2	▲ 2.3
	総資本当期経常増減率(%)	3.4	0.8	▲ 4.5	▲ 5.3
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	正味財産/総資産×100				
	流動資産/流動負債×100				
	有利子負債/総資産×100				
	管理費/経常費用×100				
	人件費/経常費用×100				
	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100				
	当期経常増減額/正味財産期末残高×100				
財務評価		A	A	B	
		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)			

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕 畜産公共事業の事業の繰越で事業量は増となりましたが、収益事業の暗渠排水工事業の県からの受注が減少したため、当期一般正味財産増減額がマイナスとなりました。	
〔県の財政的関与について〕 畜産振興部門、及び就農支援事業部門の事業を新規で受託したため、委託料が増加しました。	
〔財務指標・財務評価について〕 暗渠排水工事業の県からの受注が減少したため、当期一般正味財産増減額が5,194万円余りマイナスとなりましたが、令和5年度は発注増が見込まれることから、概ね良好と判定しました。	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県の施策に沿い、本県農業の発展及び農村地域の振興のため、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の確保と青年農業者等の育成支援、国の畜産公共事業等による生産基盤の整備、水田の汎用化のための暗渠排水工事を実施しており、県施策推進における役割を果たしていると考えています。
所管部局	本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の貸借・売買、新規就農者の確保・育成、農用地の整備、畜産経営基盤の強化などに資する事業を着実に推進することにより、本県農業の発展及び農村地域の振興に寄与している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	農地中間管理事業の推進に関する法律に定める県内で唯一農地中間管理事業を実施できる団体「農地中間管理機構」として県から指定されており、担い手へ農地集積を図る取組を行っています。 畜産公共事業では、公社が県に代わって事業を実施できる「事業指定法人」として県から承認されており、受益農家から委託を受けて飼料基盤や牛舎等施設の整備を行っています。 新規就農者確保の取組では、県から県内最大規模となる就農相談会の開催等の業務を受託し、就農相談に関するノウハウを生かして対応に当たりました。 暗渠排水工事では、県の標準工法である自動埋設型暗渠の施工において、公社独自の「INK工法（ドレンレイヤー＋補助暗渠）」を導入し、受益農家から高い評価を得ています。
所管部局	県では、本法人を、農用地の売買・貸借を行う農地中間管理機構、畜産公共事業を行う事業指定法人として指定しているほか、新規就農者支援においては、県が設置した県農業経営・就農支援センターの構成員として新規就農者の確保・育成に関する取組を促進しており、市町村や農業団体と連携しながら各取組を推進する上で、重要な役割を果たしている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	一人一人が自ら考え、自ら行動する高い意識と能力をもった職員を育成するため、「岩手県農業公社における職員研修等に関する取組方針」及び「第5次経営改善実行計画」に基づき、職員全体研修等の内部研修及び県への派遣等の外部研修を実施したほか、資格・免許等の取得を支援しました。 また、「職員評価実施要領」及び「職員満足度等調査実施要領」を定め、評価シートや職員満足度調査の内容をもとに全職員を対象として面談を行い、業績への貢献と努力を評価し、有能な人材の育成に取り組んでいます。
所管部局	令和4年度期首に、新たに8名の職員を採用したほか、経験を積んだ有期雇用職員等1名を正職員として採用し、事業推進体制の確保に努めるとともに、働き方改革の推進など業務の効率化や勤務条件の整備、専門知識を習得するための研修の充実などに取り組んでいる。 また、職員評価制度を導入し、職員の努力や実績に基づく評価を行うことにより、職員のモチベーションの向上や主体的な業務遂行が促進されている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	令和4年4月に「公社職員コンプライアンスマニュアル」を改訂し、年2回の職員全体研修会で周知徹底を図ったほか、チェックシートによる職員の自己検証を実施し、ほとんどの項目で「良好」となりました。今後もリスク管理の体制強化に向け、適宜必要な見直しを行うとともに、チェックシートによる自己検証を継続していきます。 また、事務処理・会計処理の適正確保のため、財務処理規程等を見直したほか、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る自己点検実施要領」に基づき、各部長が年2回の自己点検を実施しており、これにより不適切処理が未然に防止されていることから、引き続き補助事業等に関する自己点検を実施していきます。
所管部局	職員の能力向上や法令遵守のため、「公社職員コンプライアンスマニュアル」を活用した職員全体研修の実施やチェックシートによる自己検証などの取組を行うとともに、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る自己点検実施要領」に基づき各部長が定期的な事業の進捗管理等を実施するなど、リスク管理対策が徹底されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	経営改善に向け、部門ごとに収支予算計画を作成し、計画を達成するために必要な取組を経営改善目標としています。 取組の推進に当たっては、定例の部長会議や四半期ごとの役員報告による進捗確認を行うとともに、県との意見交換等で分析検討を行っています。 令和4年度は、円安に伴う資材価格の高騰等により収益事業の計画に影響が生じたことから、今後の適切な経営環境の確保等に向けて、中期経営計画（R5～R8）の策定と併せ、第5次経営改善実行計画の見直しを行いました。
所管部局	毎週の定例ミーティングや四半期毎の業務進捗状況確認のほか、県との意見交換を密に行い、事業計画の達成に向けた軌道修正や改善を行っている。 また、解決すべき課題や情勢の変化に対応し、中期経営計画（R5～R8）の策定及び第5次経営改善実行計画の見直しを行い、経営改善のために必要な組織のマネジメントや収益事業等における重要事項を経営改善目標に設定し、達成に向けて取り組んでいる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県は、本法人を農用地の貸借・売買を行う県内唯一の団体である農地中間管理機構として指定しており、国及び県の施策との整合性を図りながら、農地中間管理事業を円滑に推進するため、事業制度や行政事務に精通した人材が必要であることから、県職員1名を派遣している。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを使って、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、決算、中期経営計画、役員給与・退職金・県の財政支援等の情報を公開するほか、業務の理解を促すために「農業公社の概要」のしおりやパンフレットを掲載しています。今後も、見やすいホームページづくりに取り組んでいきます。
所管部局	決算関係や事業報告等の書類のほか、法人が行っている就農支援等の取組についても掲載している。誰にでも見やすくわかりやすいホームページの構成とし、適切に情報更新を行うことにより、情報公開を推進している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 経営改善目標として設定している「事業の進捗管理の徹底」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	県出資等法人指導監督要綱に基づき、外部の専門家による外部経営調査を受け、第5次経営改善実行計画を改訂する必要があるとの提言をいただきました。 この提言を踏まえ、中期経営計画（令和5年度～令和8年度）を策定するに当たり、「事業の進捗管理の徹底」に係る目標値を定量的な指標にするなど、目標値を見直しました。	R5.3
	2 法人は、公益目的事業として農地中間管理事業や就農支援事業のほか、収益事業として雫石町の南畑地区において事業用地販売（宅地付農地の分譲販売）を行っています。南畑地区事業用地販売の経営改善を目的として、令和2年度、当該事業用地の不動産鑑定評価を実施し、令和3年度には、法人及び県・雫石町の3者で、当該事業用地の活用策について協議する検討会議を立上げ、鋭意取組を行っているところです。そうした状況を踏まえて、令和2年3月に法人が策定した「第5次経営改善実行計画（令和2年度～令和6年度）」において示した収支計画について、上記検討会議における議論の内容を反映させた形で、改めて収支の見通しを策定する必要があります。	実施済	県出資等法人指導監督要綱に基づき、外部の専門家による外部経営調査を受け、公社及び県・雫石町の3者で検討会議を立ち上げるなどの南畑地区事業用地販売の経営改善の取組を行っている状況を踏まえて、第5次経営改善実行計画を改訂する必要があるとの提言をいただきました。 この提言に加え、新たな雫石町南畑・コテージむら計画の策定に向けて検討が進められている状況等を踏まえ、中期経営計画（令和5年度～令和8年度）の策定と併せて、第5次経営改善実行計画（令和2年度～令和6年度）を見直しました。	R5.3
所管部局	1 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。 県職員の派遣については、関係法令の趣旨に則って、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性を十分検討した上で実施している。	R5.3
	2 今回、法人に対して指摘した項目2について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。	実施済	「雫石町南畑・コテージむら計画策定検討会議」における検討等を踏まえ、中期経営計画（令和5年度～令和8年度）の策定と併せて、「第5次経営改善実行計画（令和2年度～令和6年度）」の見直しにおいて積極的に関与した。	R5.3

【令和4年度指摘事項】

		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要になります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和4年度に最終年度を迎えた中期経営計画では、各部門ごとに取組内容を総括するとともに、経営環境分析を行い、実効性のある対応策を検討しました。 これらの検討結果や県の第2期アクションプランを踏まえ、経営改善目標、具体的な取組内容及びスケジュールを取りまとめ、新たな中期経営計画（R5～R8）を策定しました。	R5.3
	1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R1～R4）の事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容について、法人、関係課と評価を行い課題を明らかにするとともに、解決すべき課題や情勢の変化に対応した実効性の高い取組や具体的な工程の検討を行うなど、次期中期経営計画（R5～R8）の策定に積極的に関与した。	R5.3
所管部局	3	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。 県職員の派遣については、関係法令の趣旨に則って、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性を十分検討した上で実施している。	R5.3

No. 30 公益財団法人岩手生物工学研究センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手生物工学研究センター		所管部局 室・課等	農林水産部 農林水産企画室	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 小岩 一幸	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年2月1日	事務所の所在地	〒024-0003 岩手県北上市成田22地割174番地4		
	(平成24年4月1日 公益財団法人に移行)	電話番号	0197-68-2911		
		HPアドレス	https://sites.google.com/a/ibrc.or.jp/ibrc/		
資(基)本金等	100,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	100,000,000 円	100.0%	
設立目的	岩手県設置の試験研究機関のバイオテクノロジー応用化研究を支援・促進するため、バイオテクノロジーに関する基礎的研究を行い、もって岩手県の農林水産業、食品工業等の振興に寄与することを目的とする。				
事業内容	1 バイオテクノロジーに関する基礎的研究 2 バイオテクノロジーに関する調査及び情報収集 3 バイオテクノロジーに関する研修の実施 4 バイオテクノロジーに関するセミナー等の開催 5 その他目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	6,163 千円	平均年齢 ※	63.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	28 名	うち県派遣	2 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,847 千円	平均年齢 ※	40.9 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	生涯を通じた健康づくりの推進
2	革新的な技術の開発と導入促進
3	県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

大学や国の研究機関等が本法人と類似するバイオテクノロジー研究に取り組んでいますが、本法人は、岩手県の試験研究機関等のバイオテクノロジー研究の支援・促進を目的とし、岩手県の施策と一体性をもってバイオテクノロジーに関する基礎的な研究を実施することができる唯一の団体です。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

研究の重要度に応じて任期付研究員を雇用するなど、柔軟な配置を行っているため、常に高い専門性を生かした技術を提供することができる点で、県直営より優れています。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県の試験研究機関等のバイオテクノロジー研究の支援・促進を目的とし、岩手県の施策と一体性をもってバイオテクノロジーに関する基礎的な研究を実施している唯一の公益法人であり、本県の農林水産業や食品工業等の産業振興に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県の産業振興を推進するための技術移転	① 6 成果	9 成果		
取組内容	競争力のある農林水産物の生産や健康の維持に貢献するため、県試験研究機関、企業等において応用化研究又は実用化研究への利用が可能で、県内産業の振興に寄与する技術9件を開発し技術移転した。（水稲育種分野2件、雑穀育種分野1件、リンドウ育種分野1件、菌茸等分野1件、病害診断技術分野2件、機能性活用分野2件）				
課題	市場ニーズに的確に対応する産地づくりに向け、引き続き、水稲、野菜、果樹、花き、雑穀及び菌茸等の新品種開発に向けた育種支援技術や病害診断技術等の開発、県産農林水産物の健康機能性の解明と機能性食品や医薬新素材等に活用できる健康機能性素材の探索の推進が必要である。なお、令和5年度末に次期研究計画（R6～R10年度）を策定予定である。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	試験研究機関等との共同研究	① 4 課題	7 課題		
取組内容	県設置の試験研究機関との連携のもと、①水稲の超多収性系統の育成、②ゲノム情報が解き明かす「銀河のしずく」の特徴、③花持ちが良く省力栽培に適した花き育種、④リンドウの開花制御、⑤キャベツ根こぶ病抵抗性品種の開発、⑥アミガサタケ栽培技術開発、⑦養殖わかめに付着するスクイダムシの検出手法開発の共同研究を実施した。				
課題	県施策の早期実現に向け、県設置の試験研究機関との連携による研究課題の技術開発及び技術移転が必要である。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県民に対して活動を説明するためのシンポジウム、セミナー等を開催	① 7 回	4 回		
取組内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、実施回数の見直しや開催方法、消毒の徹底、オンラインでの配信等の対策を施しながら、シンポジウムや公開セミナーを開催した。 ・シンポジウム：「いわて農林水産物機能性活用シンポジウム」（8月） ・公開セミナー：「リンドウの病害診断と耐病性研究・露地作物の生育予測技術」（10月） 「フキ新品種の開発と機能性に着目したアプローチ」（11月） 「ゲノム情報を活用した形質予測モデルの構築と稲育種への応用 ・植物の病害抑制ネットワーク制御機構解明に向けて」（1月）				
課題	オンラインの積極的な活用を含め、県民に理解を深めてもらえるよう、効果的な開催方法を検討することが必要である。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	法人運営の安定性確保 (1) 自主事業財源、外部研究資金の確保	① 基本財産運用益 1,900千円	1,900千円		
		② 外部研究資金収入 100,000千円	113,822千円		
取組内容	基本財産を国債で運用することにより運用益1,900千円を確保した。 また、公募型外部研究事業を積極的に獲得し、外部研究資金収入113,822千円（研究件数33件）を確保した。				
課題	法人運営の安定性を確保するため、引き続き、基本財産の運用や外部研究資金の積極的な獲得により、財源を確保することが必要である。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	法人運営の安定性確保 (2) 事業運営の透明性の確保（適正な経理管理、情報公開）	① 外部専門家の監事による監査の実施（2回） 内部監査体制の確立と内部監査の実施（2回）	外部監査 2回 内部監査 2回		
		② 法人に関する情報の公開（定款、役員体制、役職員の給与・報酬に関する情報、事業計画（報告）、収支予算（決算）、中期経営計画、外部評価結果等）（評議員会終了後（6月）に生工研Web上公開）	公開		
取組内容	外部専門家（監事）による監査と内部監査を実施して、定期的に適正な経理管理が行われていることを確認した。 定款や役員体制、決算関係書類など、法人に関する情報をホームページなどで公開した。				
課題	事業運営の透明性を確保するため、引き続き、外部専門家（監事）による監査の実施や法人情報の外部公開を継続することが必要である。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県民理解促進、適正な研究推進に向けた運営確保	① シンポジウムの開催・共催 1回	1回		
		② 公開セミナーの開催 6回	3回		
		③ 適正な「機関評価」の実施 2回（学術評価1回、役員評価1回）	2回		
取組内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、実施回数の見直しや開催方法、消毒の徹底、オンラインでの配信等の対策をしながら、シンポジウムや公開セミナーを開催した。 ・シンポジウム：「いわて農林水産物機能性活用シンポジウム」（8月） ・公開セミナー：「リンドウの病害診断と耐病性研究・露地作物の生育予測技術」（10月）、「フキ新品種の開発と機能性に着目したアブローチ」（11月）、「ゲノム情報を活用した形質予測モデルの構築と稲育種への応用・植物の病害抑制ネットワーク制御機構解明に向けて」（1月） また、評議員、理事及び監事から法人の行動計画（中期経営計画、事業計画）及び運営について指導・助言を受ける役員評価を1回、外部の学識経験者から研究部及び研究員毎の研究目標の設定、研究進捗状況、研究手法等について科学的学術的視点から指導助言を受ける学術評価を1回実施した。				
課題	オンラインの積極的な活用を含め、県民理解の促進に向け、より効果的な開催方法を検討することが必要である。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	研究成果の地域等への還元・移転を進める活動実施及び体制の充実	① コーディネート活動、技術移転活動の実施（県関係機関との連携会議含む）17回	17回		
		② 体制の充実に向けた所管部局等との協議・調整 1回以上	3回		
取組内容	受託研究課題を進めるに当たり、研究計画とその進捗状況等を検討・確認するため、県農業研究センターとの連携会議を1回、研究部門別連携会議（8部門各2回：水稲、果樹、花き、病理、雑穀、林業、水産、食品醸造）を16回開催した。 また、研究成果の地域等への還元・移転を進める体制の充実に向け、県の主管課等との打合せを3回実施した。 この他、2年ぶりに一般公開デー（9月）を開催するとともに、いわてまるごと科学・情報館（7月、12月）への出展を通じ、研究成果や研究活動を県民にPRした。				
課題	研究成果の地域等への還元・移転を進める活動実施及び体制の充実を図るため、引き続き、県関係機関等への技術移転や所管部局等との協議・調整などを実施していくことが必要である。また、県民に当センターの研究活動を理解してもらえよう、説明の場を積極的に設定するなど、PRに努める必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	2	1	4	7	2	1	4	7	2	2	3
計	8	0	2	4	8	0	2	4	8	0	3	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	2			2	2			2	2			2			
	一般職	26	1	2	23	26	1	1	24	26	2	2	22			
	小計	28	1	2	0	25	28	1	1	0	26	28	2	2	0	24
非常勤	管理職 (役員兼務)	2			2	2			2	2			2			
	一般職	0				0				0						
	小計	2			0	2	2		0	2	2			0	2	
計		30	1	2	0	27	30	1	1	0	28	30	2	2	0	26

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 2人

令和4年度 1人

令和5年度 2人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職	0	0	0	0	2	0	2
	プロパー							0
	県派遣							0
	県OB							0
	その他					2		2
	一般職	0	2	9	12	3	0	26
	プロパー				2			2
	県派遣				2			2
	県OB							0
	その他		2	9	8	3		22
計		0	2	9	12	5	0	28

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

欠員の研究員1名を令和5年4月1日付けで採用した。また、欠員の県派遣職員(管理課長)1名も令和4年11月1日に着任した。これにより、欠員は解消している。

常勤職員数は28名。令和5年4月に1名が無期雇用に移行し、無期雇用職員数は2名である。

〔県の関与の状況について〕

県からの派遣職員数は2名。令和4年6月から欠員が生じていたが、令和4年11月に補充され、現在2名体制である。

〔職員の年齢構成について〕

30歳代～40歳代の中堅層が厚くなっている。40歳代以上の職員が固定化し、高齢化が進んでいる。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	165,069	160,861	153,402	▲ 7,459	
	流動資産	35,465	36,517	36,292	▲ 225	
	うち現預金	28,695	35,260	34,779	▲ 481	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	129,604	124,344	117,110	▲ 7,234	
	基本財産	128,510	123,190	116,010	▲ 7,180	
	うち投資有価証券	128,010	122,690	115,510	▲ 7,180	
	特定資産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	1,094	1,154	1,100	▲ 54	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	86,177	95,515	101,671	6,156	
	流動負債	37,580	39,096	38,188	▲ 908	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	48,597	56,419	63,483	7,064	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	78,893	65,346	51,731	▲ 13,615		
指定正味財産	128,510	123,190	116,010	▲ 7,180		
一般正味財産	▲ 49,617	▲ 57,844	▲ 64,279	▲ 6,435		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	396,745	379,018	349,557	▲ 29,461	
	経常費用	405,323	387,245	355,992	▲ 31,253	
	事業費	369,063	352,655	320,850	▲ 31,805	
	うち人件費	217,361	222,782	214,547	▲ 8,235	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	36,260	34,590	35,142	552	
	うち人件費	28,620	30,164	30,340	176	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 8,578	▲ 8,227	▲ 6,435	1,792	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 8,578	▲ 8,227	▲ 6,435	1,792	
当期指定正味財産増減額	▲ 5,530	▲ 5,320	▲ 7,180	▲ 1,860		
正味財産期末残高	78,893	65,346	51,731	▲ 13,615		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	257,039	269,874	267,540	▲ 2,334	基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	47.9	40.6	33.7	▲ 6.9	=正味財産／総資産×100
	流動比率（％）	93.4	93.4	95.0	1.6	=流動資産／流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	-	-	-	-	=有利子負債／総資産×100
	管理費率（％）	8.9	8.9	9.9	1.0	=管理費／経常費用×100
	人件費比率（％）	60.7	65.3	68.8	3.5	=人件費／経常費用×100
	独立採算度（％）	97.9	97.9	98.2	0.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 10.8	▲ 12.6	▲ 12.4	0.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当センターは、競争力のある農林水産物の生産や健康の維持に貢献するバイオテクノロジー等の技術開発を推進し、岩手県が設置する試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）のバイオテクノロジー応用化研究の支援を行っており、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる政策の実現に寄与している。 令和4年度は、試験研究機関との連携のもと、水稻、雑穀、リンドウの育種や病害診断技術、アミガサタケの種判別法、食用ほおずきやシドケ・ポウナ等の農林水産物の機能性活用等に関する技術を9件開発し試験研究機関に技術移転しており、ニーズに対応した農林水産物の品種開発等の推進に貢献している。
所管部局	令和4年度は、事業目標に掲げている「県の産業振興を推進するための技術移転」及び「試験研究機関等との共同研究」について、目標値以上の成果を挙げるなど、県の施策である競争力のある農林水産物の生産や健康の維持に貢献する革新的な技術の開発を実践しており、法人の評価は妥当である。 しかし、同じく事業目標に掲げている「県民に対して活動を説明するためのシンポジウム、セミナー等の開催」については、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響のため開催回数が目標値を下回っていることから、令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催方法などを検討する必要がある。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当センターが次世代シーケンサーなどの国内最先端の研究機器を保有していること、高度な専門的知識を持つ優秀な研究員を雇用していること、また、施設が試験研究機関の1つである県農業研究センターに隣接していることなどの観点から、県内には当センター以外に同等レベル以上のバイオテクノロジー等の技術開発や試験研究機関と円滑な連携による研究推進が図れる企業等は存在せず、県の施策と一体性をもってバイオテクノロジーに関する基礎的な研究を実施することができる唯一の団体であると考えている。
所管部局	県の施策の実現のためのバイオテクノロジーの基礎的研究や県設置の試験研究機関が実施するバイオテクノロジー応用化研究への支援について、法人が雇用している研究員等の能力や保有している研究機器、質の高い研究成果などの観点から、県内に代替企業等は存在せず、法人の評価は妥当である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当センターは、県の求める研究成果を短期間にあげるために、研究テーマに沿った専門的な研究員を公募し優秀な人材のみを任期付き採用している。研究の主体となる中核研究員については、研究の重要性から任期を延長する場合は、選考委員会で審査を行っている。研究事業を円滑に進めるため、実験補助等を行う職員については、外部資金研究資金を活用し、積極的な獲得に努めている。 また、職員研修会によりハラスメント等の防止を呼びかけるとともに、定期的な職員面接の実施など、職員満足度の向上に努めているほか、研究員等の資質向上に向けたセミナーの開催等により、職員の意識醸成を図っている。 その結果、当センターで雇用している研究員は全員博士号を有しているなど、優秀な研究員の確保と高度な研究の推進を実現している。 しかし、外部研究資金は、安定的な財源ではないことから、引き続き、外部研究資金の獲得に努めていく必要がある。
所管部局	令和4年度は、外部研究資金収入113,822千円（研究件数33件）を確保するなど公募型外部研究事業の積極的な獲得による経営の安定化に努めるとともに、法人の経営基本方針、理念等を職員面談等によって職員に浸透させる取組を推進している。また、全職員を対象としたセミナーの開催などにより、職員の資質向上にも取り組んでおり、法人の評価は妥当であるが、外部研究資金は安定的な財源ではないことから、これまで以上に戦略性を持ちながら、外部研究資金の確保に努めていく必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当センターは、センターの運営に関する規程の制定や改正等の重要事項は、理事会や評議員会において決議し、決議された規程に基づきセンターを運営している。また、適正な経営管理を行うため、外部専門家による監査及び内部監査を実施している。 また、研究活動にかかる不正行為防止や情報セキュリティの徹底、実験機材等の取扱いによる事故、ハラスメント等を防止するため、危機管理のためのマニュアルを整備するとともに、職員に対する研修会を開催して周知徹底を図っており、職員の取組意識の向上が図られてきている。
所管部局	法人の運営に関する諸規程の整備状況や諸規程に基づく運営管理、職員による不正行為防止やコンプライアンスの徹底など、危機管理体制を強化するための取組が推進されており、法人の評価は妥当である。 引き続き、危機管理マニュアル等の職員等への周知徹底とコンプライアンスに関する意識醸成を図るとともに、適正な経営管理及び研究推進を図るための体制整備を強化していく必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	当センターは、安定した人的資源の維持・確保に向けた財務基盤の強化を図るため、公募型外部研究事業を積極的に獲得しており、令和4年度は目標の1億円を上回る約1.1億円を確保した。また、外部専門家による定期監査やセンターのホームページでの法人に関する情報公開の実施により、適正かつ透明性の高い事業運営に努めた。さらに、研究分野別に年2回試験研究機関との連携会議を開催し、研究計画や進捗状況などの情報共有や協議を実施しながら研究成果の地域等への還元・移転を円滑に行うための調整を図るとともに、研究に関するシンポジウムや公開セミナーを開催して県民理解の醸成を図った。
所管部局	令和4年度は、外部研究資金を約1.1億円（研究件数33件）を確保するなど公募型外部研究事業の積極的な獲得による法人の経営の安定化に努めるとともに、事業運営の透明性の確保を図るための定期監査の実施や法人に関する情報の公開により、法人運営の安定性の確保を図っている。 また、県の施策の実現に向けた研究テーマの設定や、研究計画、進捗管理について、試験研究機関との綿密な連携のもと実施されており、試験研究機関への円滑な技術移転を図る取組を推進するとともに、シンポジウムや公開セミナーの開催による県民への理解促進に努めており、法人の評価及び目標の設定は妥当である。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県では、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項」に基づき、①県の行政財産を適正かつ公正に管理するため、また、②県からの委託課題に基づく研究を円滑かつ確実に推進するため、職員を派遣している。 派遣人数については、上記①1名、上記②1名の計2名と必要最小限となっており、県による人的関与については妥当であると考えている（令和4年4月1日に2名を派遣した後、令和4年5月末に上記①1名が退職したため、同年11月に1名を派遣し、2名体制を継続）。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	当センターは、事業運営の透明性を確保するため、定款や役員体制、決算関係書類など、法人に関する情報をホームページで公開した。さらに、県民に理解を深めもらうため、北上ケーブルテレビで定期的に研究内容を紹介した（令和4年度、計6回）。
所管部局	法人は、「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき、法人が情報公開すべき項目をホームページ上で公開しているほか、令和2年度から北上ケーブルテレビを活用して県民理解促進を図っていることから、情報公開の推進に積極的に取り組んでいるものと評価できる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 経営改善目標に設定している目標2の目標値「法人に関する情報の公開」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。PDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	県民の理解と信頼を得るため、積極的な情報公開のあり方について、法人内部で検討を進めました。 現行の中期経営計画（R5～R8）策定にあたり、経営改善目標のうち情報公開について、取組内容や達成状況を踏まえ、目標値を設定しました。 なお、公開する項目は、「岩手県出資等法人連携・協働指針」法人が公開すべき項目15項目とし、目標値を100%と設定しました。	令和4年度
	2 法人は、県設置の試験研究機関のバイオテクノロジー応用化研究を支援するため、バイオテクノロジーに関する基礎的研究を行っており、県内の農林水産業及び食品加工業の振興に関して重要な役割を担っています。そうした観点から経営改善目標として設定している目標4については、事業目標の目標1を達成するための直接的な手段として位置付けられるものであり、経営改善目標には馴染まないものであると考えます。中期経営計画策定の際に、既存の事業目標との整理統合等を求めます。なお、何らかの意図があって経営改善目標として設定している場合には、法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値の設定に修正する必要があります。	実施済	研究成果の地域等への還元・移転を効率的に進めるため、県関係機関との連携会議等を開催しています。 前期中期経営計画（R1～R4）では事業目標と手段の混同や、事業目標と経営改善目標の重複がありましたので、現行の中期経営計画（R5～R8）策定において、下記のとおり修正しました。 ①前期中期経営計画の経営改善目標4を、事業目標達成に向けた取組内容の具体的スケジュールに整理統合。 ②到達度を評価しやすいよう目標値を設定。	令和4年度
所管部局	1 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県の関与の必要性及び妥当性について、十分検討した上で県職員の派遣を行いました。今後も、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行っていきます。	令和3年度
	2 今回、法人に対して指摘した項目について、法人と連携して、経営改善目標の検討を行う必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、指摘事項を踏まえ、事業目標及び経営改善目標について検討を行いました。今後も、法人の適切な事業活動が行われるよう、指導監督を行っていきます。	令和4年度

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しやより実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、前期中期経営計画（R1～R4）の取組内容や達成状況を評価し、また、事業目標及び経営改善目標については整理統合等を行い、取組内容やスケジュールを具体化しました。 また、到達度がわかりやすいように事業目標及び経営改善目標とも目標値を設定しました。	令和4年度
	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）策定に当たり、指摘事項を踏まえ、事業目標及び経営改善目標について検討を行いました。今後も、法人の適切な事業活動が行われるよう、指導監督を行っていきます。	令和4年度
所管部局	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県の関与の必要性及び妥当性について、十分検討した上で県職員の派遣を行いました。今後も、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行っていきます。	令和4年度

No. 31 公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター			所管部局 室・課等	農林水産部 農産園芸課
設立の根拠法令	① 当センター定款、業務方法書、業務規程 ② 種苗法（S10制定 法律第83号） ③ 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（R3制定） ④ 農産物検査業務規程（H16制定）			代表者 職・氏名	理事長 伊藤 清孝
設立年月日 （公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等）	昭和55年7月29日 （平成24年7月2日公益社団法人へ移行）		事務所の所在地	〒023-1131 岩手県奥州市江刺愛宕字八日市69番4	
			電話番号	0197-35-8505	
			HPアドレス	http://www.iwate-tane.or.jp	
資（基）本金等	500,000,000 円		うち県の出資等 割合	200,000,000 円	40.0%
設立目的	農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善を推進することにより、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与することを目的とする。				
事業内容	① 主要農作物等の種子の生産供給、並びに米、麦、大豆等の品質改善に関する事業 ② 園芸作物等の種子種苗の生産供給並びに新たな特産品目の開発に関する事業 ③ 農産物の検査に関する事業 ④ その他このセンターの目的達成に必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	4,436 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	11 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	4,719 千円	平均年齢 ※	46.8 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県が定めた奨励品種の種子・種苗を供給することで、主要農作物の生産の安定と品質の向上、加えて、品種の純粋性の維持を図り、消費者から高い信頼の得られる農産物の供給に貢献すること。
2	県育成品種について、種苗センターからの種子・種苗の一元供給により、計画的な普及拡大を図り、生産性の向上に貢献すること。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

（公社）岩手県農産物改良種苗センターの事業は、「農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善を推進することにより、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与することを目的とする」という設立目的に沿って、本県全域を対象に高い公益性を持って実施されているものであり、本県にとって、これらの事業の代替実施が可能な団体はない。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

米・麦類・大豆等の種子や県オリジナル園芸品種を中心とした種子・種苗については、種子生産ほ場や生産者を熟知したうえで、効率的に一定品質のものを安定的に生産・供給する必要があることに加え、種子の農産物検査では専門知識が必要であり、専門性の高い業務に機動的に対応するうえで、県直営で行うよりもメリットがある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善が出来る唯一の公益法人であり、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	13	1		12	13	1		12	13	1		12
計	14	1	1	12	14	1	1	12	14	1	1	12

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	5	5			4	4			4	4		
	一般職	6	3		3	7	3		4	7	5		2
	小計	11	8		3	11	7		4	11	9		2
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		11	8		3	11	7		4	11	9		2

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				1	3		4
	プロパー				1	3		4
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		2	2	1		2	7
	プロパー		2	2	1			5
	県派遣							
	県OB							
	その他						2	2
計			2	2	2	3	2	11

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
令和元年度に常勤役員を2名から1名とした。（常務職：空席）

〔県の関与の状況について〕
特になし

〔職員の年齢構成について〕
プロパーに若手層が薄い状況であり、今後50歳台後半職員1名が定年退職予定であり、新たに2名を採用して人事交代と組織業務の安定化を図る予定である。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	1,041,462	997,340	964,577	▲ 32,763	
	流動資産	546,845	420,500	199,313	▲ 221,187	
	うち現預金	209,156	202,310	58,634	▲ 143,676	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	494,617	576,840	765,264	188,424	
	基本財産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	490,898	573,143	763,081	189,938	
	うち投資有価証券	401,627	499,907	499,818	▲ 89	
	その他固定資産	3,719	3,697	2,183	▲ 1,514	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	757,778	708,552	675,428	▲ 33,124	
	流動負債	185,093	155,676	119,337	▲ 36,339	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	572,685	552,876	556,091	3,215	
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	283,684	288,788	289,149	361		
指定正味財産	0	0	183,040	183,040		
一般正味財産	283,684	288,788	106,109	▲ 182,679		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	1,062,394	1,107,943	1,065,803	▲ 42,140	
	経常費用	1,064,184	1,101,657	1,070,737	▲ 30,920	
	事業費	1,059,411	1,097,004	1,065,977	▲ 31,027	
	うち人件費	77,063	75,730	77,493	1,763	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	4,773	4,653	4,760	107	
	うち人件費	2,622	2,576	2,650	74	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	▲ 1,790	6,286	▲ 4,934	▲ 11,220	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	2,002	1,100	177,663	176,563	
	当期経常外増減額	▲ 2,002	▲ 1,100	▲ 177,663	▲ 176,563	
	法人税、住民税及び事業税	82	82	82	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 3,874	5,104	▲ 182,679	▲ 187,783	
	当期指定正味財産増減額	0	0	183,040	183,040	
正味財産期末残高	283,684	288,788	289,149	361		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	27.2	29.2	30.0	0.8	=正味財産／総資産×100
	流動比率（％）	295.4	270.1	167.0	▲ 103.1	=流動資産／流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債／総資産×100
	管理費率（％）	0.4	0.4	0.4	0.0	=管理費／経常費用×100
	人件費比率（％）	7.5	7.1	7.5	0.4	=人件費／経常費用×100
	独立採算度（％）	99.6	100.0	85.4	▲ 14.6	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 0.6	2.2	▲ 1.7	▲ 3.9	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
・当期指定正味財産増減額の会計区分について、公益法人会計基準の運用指針に基づき、財務諸表の科目変更を行った。
・科目「指定正味財産増減額」の種子需給調整対策負担金と種子事故対策負担金であり、過年度修正し一般正味財産から振替した。(R3=0 → R4=183,040千円)

〔県の財政的関与について〕
特になし

〔財務指標について〕
特になし

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】
当法人は、種子種苗の一元的生産管理、供給体制の強化を目的として設立されたところですが、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、正味財産が増加し、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 32 一般社団法人岩手県畜産協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	一般社団法人岩手県畜産協会		所管部局 室・課等	農林水産部 畜産課
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		代表者 職・氏名	会長理事 伊藤 清孝
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成25年4月1日	事務所の所在地	〒020-0605 岩手県滝沢市砂込389番7	
	(平成15年7月1日(社)岩手県家畜畜産物衛生指導協会と統合)(平成25年4月1日一般社団法人へ移行)	電話番号	019-694-1300	
		HPアドレス	iwate.lin.gr.jp	
資(基)本金等	73,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	41,000,000 円	56.2%
設立目的	畜産経営改善の指導、飼養管理技術の向上、家畜改良の促進及び自衛防疫の推進を図るとともに、安全かつ良質な畜産物生産のための検査、指導等に関する事業を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。			
事業内容	1) 畜産経営者に対する生産技術及び畜産経営の改善指導 2) 安全良質な畜産物の生産及び家畜の健康保持に係る知識の普及啓発 3) 畜産及び家畜衛生に関する調査、研究及び広報並びに情報の収集提供並びに指導者の育成指導 4) 家畜の改良促進のための家畜人工授精用精液の流通調整、家畜の登録及び共進会等の開催 5) 家畜伝染性疾患の予防及びまん延防止に関する措置等自衛防疫の推進 6) 生乳の検査及び乳質改善の支援 7) 国、岩手県、中央団体等からの助成事業及び受託事業 8) 肉用牛肥育経営の安定のための生産者積立金の積み立て及び補填金の交付 9) 畜産団体の相互調整及び畜産団体の機能向上支援 10) その他目的を達成するために必要な事業			
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名
	平均年収 ※	— 千円	平均年齢 ※	61.0 才
常勤職員の状況	合計	30 名	うち県派遣	0 名
	平均年収 ※	3,783 千円	平均年齢 ※	47.8 才

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	経営体質の強い畜産経営体の育成を支援（畜産コンサルタント団による支援指導）
2	生産性の高い酪農経営体の育成を支援（ミルクシステム診断による乳質改善対策）
3	安全かつ良質な畜産物の供給を支援（販売される生乳の検査による安全性の確保）
4	肉用牛肥育経営の安定のための肉用牛肥育経営安定交付金制度への加入促進
5	家畜伝染性疾患の予防及びまん延防止に関する措置等自衛防疫の推進
6	優良種雄牛の広域利用を促進（優良種雄牛の凍結精液の供給）

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国及び県の施策との整合性を図りながら、県全域において、畜産経営の強化・安定、家畜生産・改良、家畜自衛防疫等、畜産振興に係る多岐にわたる事業を、農業団体や生産者組織との連携の下に総合的に実施している唯一の団体です。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

独立行政法人農畜産業振興機構や公益社団法人中央畜産会などの中央団体が所管する多岐にわたる事業を継続的に実施し、当該事業遂行に係るノウハウの蓄積があり、かつ、県内の関係機関・団体との間で連携体制を構築しており、県が行うより的確・迅速・効果的な事業執行が可能です。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、畜産振興施策を幅広く総合的に行うことができる本県唯一の公益法人であり、畜産を巡る社会情勢が変化していく中、本県の畜産施策に対する役割が増してきていることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、適切な支援、関与及び指導を継続することにより、事業施策の推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	経営体質の強い畜産経営体の育成を支援する。(畜産コンサルタント団による支援指導)	① 経営体からの要望に対する支援指導の実施 (170件、100%)	100% 170件		
取組内容	経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営の確立を推進するため、経営分析・指導等を行った。 ・ 個別支援指導の実施 170件(経営診断に基づく改善指導10件、経営管理技術指導36件、生産技術指導73件、フォローアップ指導51件) ・ 実施時期 4月から3月				
課題	情報処理加工マニュアルの整備等による経営診断事務の迅速化 現状・背景：経営分析システムを活用するには、経営体ごとに異なる情報を処理加工する必要があるが、その処理加工に係る定型的なマニュアルが整備されていないため、診断に多くの時間を要している。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	生産性の高い酪農経営体の育成を支援する。(乳質改善対策)	① ミルキングシステム診断件数(350件)	325件		
取組内容	乳房炎の発生予防並びに乳質向上のため搾乳機器検査希望農家を対象にミルキング診断を実施した。 ・ ミルキングシステム診断 325基 ・ 実施時期 4月から3月				
課題	診断者の確保 現状・背景：搾乳機器メーカーの技術者が診断を行っているが、メーカー側の事情(本来の販売業務需要の増加)で、診断を希望する経営体全てが受診できない状況になっている。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	安全かつ良質な畜産物の供給を支援する。(生乳検査)	① 検査を依頼された試料乳の検査実施 ② 外部精度管理調査(クロスチェック)の実施年4回	100% 4回		
取組内容	東北生乳販売農業協同組合連合会及び東北地域の農業協同組合等からの委託・依頼された生乳の検査を実施した。 ・ 検査実績(生乳取引関係498,970,317kg、牛群検定関係483,307件、依頼試料乳(成分及び体細胞数検査25,988件、細菌数検査17,365件))※実績の100%は検査依頼に対して実施した比率 ・ 検査項目 成分(脂肪率、蛋白質率、乳糖率、無脂乳固形分率、全固形分率、乳中尿素態窒素)、体細胞数、細菌数 ・ 実施時期 4月から3月 ・ 外部制度管理調査(日本乳業技術協会による検査機器の精度確保のための定期調査)年4回実施(4月、7月、10月、1月)				
課題	東北生乳販売農業協同組合連合会(以下「東北生乳販連」という。)からの業務委託契約に基づいて平成19年4月から実施してきた生乳検査業務について、令和4年11月に、東北生乳販連から検査業務の広域統合を図るため、当協会との業務委託契約を解除する旨の通知があり4年度末で終了となった。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	肉用牛肥育経営の安定を図る。(肉用牛肥育経営安定交付金制度への加入促進)	① 加入頭数(20,400頭)	20,135頭		
取組内容	肉用牛肥育経営の安定を図るため、月ごとに肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、差額の9割を補填金として交付するなどの事務を行った。 ・ 加入頭数20,135頭、補填金交付頭数9,832頭(※何れも4月から3月の年間実績) ・ 実施時期 4月から3月				
課題	制度への加入促進 現状・背景：少数ではあるが、加入に伴う事務処理を敬遠するなどの理由により、生産者登録を行わない者や登録を中止する者がいる。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	家畜伝染性疾病的の予防、まん延防止に関する措置等自衛防疫を推進する。	① 希望する農家へのワクチン接種(100%)	100%		
取組内容	家畜伝染性疾病的の発生を予防するため、地域ぐるみのワクチン接種を推進した。 ・ ワクチン接種(牛5種混合(生)18,678頭、牛5種混合(不活化)3,778頭、牛6種混合(生・不活化)7,575頭、牛6種混合(生)3,879頭、牛ヘモフィルス18,074頭、豚丹毒(生)36,380頭、豚丹毒(不活化)41,070頭)※実績の100%は接種依頼に対して接種した比率 ・ 実施時期 4月から3月				
課題	自衛防疫に係る意識啓発 現状・背景：接種頭数が減少傾向にあり、ワクチン接種の必要性等、家畜衛生思想の普及啓発を続ける必要がある。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	優良種雄牛の広域利用を促進する。(牛人工授精用精液の供給)	① 103,000本	99,071本		
取組内容	本県の肉用牛及び乳用牛の改良増殖を推進するため、農協等人工授精所と連携して県内酪農家・肉用牛飼養農家に、家畜人工授精用凍結精液等の供給を行った。 ・ 凍結精液の供給(99,071本、うち肉用牛69,910本、乳用牛29,161本) ・ 実施時期 4月から3月 ・ 目標未達の原因 凍結精液を利用する家畜の減少による。				
課題	ニーズの変化への対応 現状・背景：凍結精液の需要はやや減少しているが、受精卵の需要は増加(令和4年度実績984個：前年比218.2%)しており、受精卵移植関連器具の供給が追いつかない状況もあったことから、現場のニーズを捉えて安定的な供給体制を維持する必要がある。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	《令和5年度》	-
	全体会議での年度方針の徹底	① 1回	1回	1回	
取組内容	全体会議（1回）及び職員面談（2回）において、年度基本方針等（①業務への専念、②情報の共有と記録の作成等、③業務の進行管理、④働き方改革の推進、⑤コンプライアンスの徹底、⑥外部からの照会への優先対応、⑦関係者との良好な関係の構築、⑧電話への迅速な対応、⑨職場内での礼節の保持及びハラスメントの排除の9項目）の周知徹底を図り、職員が一体となり取り組んだ。				
課題	年度基本方針の9項目について概ね達成されたが、上記②の情報の共有と記録の作成及び③業務の進行管理について、一部、徹底されなかったケースがあったことから、複数者での常時実施体制を維持する必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	《令和5年度》	-
	事業の進捗管理	① 進捗管理（3回）	3回	3回	
		② 中間検討会（1回）	1回	1回	
取組内容	四半期毎に進行管理状況を確認・検討（3回）するとともに、中間検討会として上半期の実績検討会（10月）を実施した。また、事業担当者は、事業の期限内執行に努めるため、定期的に進捗状況を上司に報告しながら事業を遂行した。				
課題	各事業において、正・副の担当職員を配置し各種事業に取り組んでいるが、正・副担当者が不在時の事業対応が遅延するケースがあるため、部署間及び部署内でのジョブローテーションの実施（継続）により、正・副担当者以外との情報共有の徹底を図る必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	《令和5年度》	-
	自主財源の確保	① その他会計（収益事業）収入 239,737千円	204,637千円	-	
取組内容	収益事業である家畜人工授精用凍結精液等の供給及び乳用牛、豚の家畜登録並びに東北地域の農業協同組合等からの委託又は依頼を受けての生乳検査を実施した。				
課題	家畜人工授精用凍結精液等の取り扱い本数が毎年度減少（令和元年度 103,777本、令和2年度 100,926本、令和3年度 99,376本、令和4年度 99,071本）している。（肉用牛及び乳用牛の増頭が必要） なお、東北生乳販連からの業務委託契約に基づいて平成19年4月から実施してきた生乳検査業務について、令和4年11月に、東北生乳販連から検査業務の広域統合を図るため、当協会との業務委託契約を解除する旨の通知があり4年度末で終了となったため、収益改善に係る業務検討を行う必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	18		3	15	18		3	15	18		3	15
計	19		4	15	19		4	15	19		4	15

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	11	8	1	2	11	8	1	2	10	9	1	
	一般職	28	19		9	28	17		11	20	11	1	8
	小計	39	27	1	11	39	25	1	13	30	20	2	8
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		39	27	1	11	39	25	1	13	30	20	2	8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				3	7		10
	プロパー				3	6		9
	県派遣							
	県OB					1		1
	その他							
	一般職		1	4	10		5	20
	プロパー		1	4	6			11
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他				4		4	8
計			1	4	13	7	5	30

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

生乳検査事業の終了等に伴い職員が減となった。

※1 東北生乳販連からの業務委託契約に基づいて平成19年4月から実施してきた生乳検査業務について、令和4年11月に、東北生乳販連から検査業務の広域統合を図るため、当協会との業務委託契約を解除する旨の通知があり4年度末で終了となった。

※2 生乳検査事業に従事していた嘱託職員（プロパー（無期雇用）△5名、その他（有期雇用）△5名）の退職による。

〔県の関与の状況について〕

〔職員の年齢構成について〕

40才以上の中堅層は厚いが、39才以下の層が薄い。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	1,053,982	1,199,515	1,329,435	129,920
	流動資産	436,840	429,242	479,883	50,641
	うち現預金	296,050	293,065	347,718	54,653
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	617,142	770,273	849,552	79,279
	基本財産	0	0	0	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	特定資産	575,727	750,691	837,077	86,386
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	41,415	19,582	12,475	▲ 7,107
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	528,843	645,243	743,680	98,437
	流動負債	154,571	129,532	145,043	15,511
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	374,272	515,711	598,637	82,926
	うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産増減計算書	正味財産	525,138	554,272	585,755	31,483
	指定正味財産	0	0	0	0
	一般正味財産	525,138	554,272	585,755	31,483
	経常収益	1,363,666	851,500	1,315,307	463,807
	経常費用	1,325,419	801,162	1,260,464	459,302
	事業費	1,302,437	779,177	1,235,528	456,351
	うち人件費	152,423	147,576	152,459	4,883
	うち支払利息	65	54	43	▲ 11
	管理費	22,982	21,985	24,936	2,951
	うち人件費	17,340	16,373	18,207	1,834
	評価損益等増減額	0	0	0	0
	当期経常増減額	38,247	50,338	54,843	4,505
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	211	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 211	0	0	0
県の財政的関与	法人税、住民税及び事業税	8,990	21,204	23,360	2,156
	当期一般正味財産増減額	29,046	29,134	31,483	2,349
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
	正味財産期末残高	525,138	554,272	585,755	31,483
	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	0	0	0	0
	補助金(運営費)	0	0	0	0
	補助金(事業費)	3,928	312	1,250	938
財務指標	委託料(指定管理料除く)	5,808	5,033	5,032	▲ 1
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	自己資本比率(%)	49.8	46.2	44.1	▲ 2.1
	流動比率(%)	282.6	331.4	330.9	▲ 0.5
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理費率(%)	1.7	2.7	2.0	▲ 0.8
	人件費比率(%)	12.8	20.5	13.5	▲ 6.9
	独立採算度(%)	102.9	106.3	104.4	▲ 1.9
	総資本当期経常増減率(%)	7.3	9.1	9.4	0.3
財務評価		A	A	A	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
 資産(固定資産)では79,279千円の増、負債(固定負債)では82,926千円の増となった。何れも肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る肥育安定基金引当預金(資産)及び肥育安定基金(負債)の増(ともに72,284千円の増)が要因である。(※)
 ※ 増加要因である生産者積立金額が減少要因である補填金額を上回ったため増加した。

〔県の財政的関与について〕
 補助金(事業費)は、前年度と同様に1事業(家畜共進会開催事業)を実施。937千円増の1,250千円となった。委託費(指定管理料除く)についても、前年度と同様に1事業(畜産生産基盤育成強化事業)を実施。前年度とほぼ同額の5,032千円となった。

〔財務指標・財務評価について〕
 総資本当期経常増減率を除く財務指標比率は、何れも前年度からポイントを下げたが、独立採算度の値は前年度に引き続き100%以上であり、独立採算性が保たれている。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	畜産経営改善の指導、飼養管理技術の向上、家畜改良の促進及び自衛防疫の推進を図るとともに、安全かつ良質な畜産物生産のための検査、指導等を行うことにより、岩手県民計画第1期アクションプラン政策推進プラン37の課題への対応を補完するなど県の施策推進に貢献している。
所管部局	当協会は、畜産農家の経営安定を図るため、技術指導、経営診断事業、環境保全の推進など、本県畜産を巡る社会情勢の変化や生産現場の需要に対応した各種事業を実施しており、社会的要請もあり、本県の畜産施策に大きな役割を担っている。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	・畜産経営環境が厳しさを増している中、国及び県の政策的事業の受け皿として、当協会の存在意義が高まっており、顧客の帰属する団体に関わらず、畜産に係る幅広い事業の受け皿となりえる県内唯一の団体である。 ・各種事業の実施に当たっては、農協、関係機関及び団体との連携強化、支援の確保等により的確かつ効果的な事業実施に努めている。
所管部局	当協会は、家畜防疫対策から畜産経営指導までの畜産振興施策を幅広く総合的に行うことができる本県唯一の法人であって、畜産振興の観点から高い公益性を有しており、民間企業や他の非営利団体が当協会の事業を実施することは困難である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	・四半期ごとの事業進捗状況の確認・検討及び上半期の中間検討会等により、事業プロセスの見直し及び事務のマニュアル化を進め、事務の効率化による計画的な年次有給休暇の取得を推進した。 ・国、中央団体等が開催する研修会に職員を計画的に参加させ、職員個々の能力の向上を図った。 ・コロナウイルス感染対策のため、衛生資材を購入設置し、職場環境の改善に取り組んだ。
所管部局	経営方針や経営経営理念は、職員全体会議、個別面談等の実施により、役職員に周知していると認められる。また、計画と実績の差異を分析し、次年度予算への反映など、問題解決に向けて対応している。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	・潜在的リスクを伴う事業について、事業ごとの対応マニュアルを整備し対応した。〔家畜伝染病のまん延防止（初動体制の確立）、生乳検査の精度管理、凍結精液供給管理、マルキン事業事務処理等〕 ・会計事務担当者を対象にした内部会議を複数回開催し、会計処理の適正確保の取組みを推進した。 ・公認会計士と年間を通じた助言指導契約を締結し、訪問による指導及び電子媒体による指導を継続的に実施した。
所管部局	対応マニュアルや管理体制の整備する等、法人としての潜在的なリスクを把握し、マネジメントに取り組む姿勢が認められる。また、会計事務について、内部会議のほか、公認会計士の助言指導を受けるなど、会計処理の適正確保に取り組む姿勢が認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	・年度方針（事業計画、役割、使命等）の徹底及び事業の進捗管理（四半期、中間検討会）を行い、協会全体での情報共有を図るとともに、臨時的、緊急的事业に的確に対応することにより、提供するサービスの向上に努めた。 ・自主財源の確保及び事務の効率化による経費の縮減に努め、財務基盤の安定化、経営の健全化を図った。
所管部局	財務は概ね健全な状況にあるが、法人を取り巻く環境の変化に備え、引き続き情報収集、管理費の抑制等に努める必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	当協会に対しては、職員の派遣や法人代表者への就任、また、運転資金としての短期貸付等の財政的支援は行っていない。なお、旧社団法人岩手県家畜畜産物衛生指導協会との団体統合により承継した県出資金は、家畜自衛防疫事業を円滑に実施するために長期預り金として整理している。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	・法人の基本情報等について、法人ホームページ及び事務所への資料配備等により情報公開を推進している。
所管部局	当協会は、情報誌を発行するほか、ホームページでも情報提供を行っている。また、メールアドレスを公開、周知し、随時、メールでの意見、要望を受付けている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・法人は、技術指導や経営診断、防疫対策等、多様な事業を実施しており、本県畜産経営者の経営安定化のため重要な役割を担っています。そうした観点から経営改善目標として設定している「事業の進捗管理」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	県畜産課と調整を重ね、中期経営計画(R5～R8)策定済み。	R5.3
法人	2 ・経営改善目標として設定している「全体会議での年度方針の徹底」（目標値：1回）について、組織全体に年度方針を周知徹底させることは、どの法人においても当然のことであると言え、敢えて目標値に設定してPDCAサイクルを運用することには馴染まないものと考えます。法人としてガバナンスの確立等を重視しているということであれば、別に測定可能な目標値を設定することが適当であると考えます。中期経営計画策定の際に、目標値の改善を行う必要があります。	実施済	県畜産課と調整を重ね、中期経営計画(R5～R8)策定済み。	R5.3
所管部局	1 次期中期経営計画策定までに、目標値の設定方法を検討する。	実施済	当該協会と調整を重ね、中期経営計画(R5～R8)策定済み。	R5.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画(R1～R4)について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画(R5～R8)に反映させる必要があります。	実施済	県畜産課と調整を重ね、中期経営計画(R5～R8)策定済み。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当該協会と調整を重ね、中期経営計画(R5～R8)策定済み。	R5.3

No. 33 公益財団法人岩手県林業労働対策基金

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県林業労働対策基金			所管部局 室・課等	農林水産部 森林整備課
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 小笠原 寛
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年10月31日		事務所の所在地	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目15番17号	
	平成24年4月1日移行		電話番号	019-653-0306	
			HPアドレス	www.fwf-iwate.jp	
資(基)本金等	1,150,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	900,000,000 円	78.3%
設立目的	林業労働者の就労の安定や労働条件の改善等を支援する事業等を行い、林業の担い手である林業労働者の参入の促進を図るとともに、林業労働者の育成確保を進め、もって森林整備の促進と林業及び山村の振興に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 林業労働者の就労の安定や労働条件の改善等を支援する事業 (2) 林業への就業を促進するための事業 (3) 林業労働者の人材育成に関する事業 (4) 林業活性化のための普及啓発に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	3,960 千円	平均年齢 ※	70.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	6 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	4,076 千円	平均年齢 ※	50.2 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	林業作業に必要な知識と技術を身につけた林業作業士等を養成するため、「緑の雇用」事業により研修等を実施する。
2	林業就業者を確保するため、就業の円滑化や雇用改善の促進等に向けた相談や講習、助成等を実施する。
3	林業労働災害の防止を図るため、安全講習会等の開催や労働安全衛生用品の購入経費等の助成を実施する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本法人は「林業労働力の確保の推進に関する法律」に基づき、知事から「岩手県林業労働力確保支援センター」として指定された県内唯一の法人であるため、類似の事業を行うなど代替性のある民間企業や非営利団体等はありません。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

特定の目的のために設立した法人であることから、職員数が少数ながら高い専門性やノウハウを蓄積しており、意思決定が迅速で質の高いサービスを提供するなど、県直営と比較し高いメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、知事から「岩手県林業労働力確保支援センター」として指定された県内唯一の法人であり、林業作業士等を育成する研修や労働条件改善のための助成事業などの実施を通じて、次代を担う意欲ある林業就業者の確保・育成に寄与していることから、県は、今後も本法人との連携・協働を一層強化し、事業をより効果的に展開することにより、林業労働対策に係る施策の推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	林業就業者の育成	① 30人	41人		
取組内容	・意欲のある新規就業者に対し林業作業に必要な基本的知識・技術・技能を習得し一人前の現場技能者になる能力を身につける林業作業士の育成研修（フォレストワーカー研修）を実施するとともに、作業班長等に必要な知識・技術等を習得するためのキャリアアップ研修（フォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修）を実施した。 ・事業主に対し意向調査及び事業説明会を実施し、研修の活用促進を図り、30人の目標値に対して41人の育成した。				
課題	・本事業により育成した研修生のうち、林業とのミスマッチや怪我や体調不良などが原因で研修中に離脱する研修生が見られた。 ・認定事業主の育成に対する他業種並みの近代的雇用形態などの意識改革が必要であると共に、知識、スキル、メンタル面のマネジメントができる指導員の配置等の取組を推進する支援を強化する必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	林業への就業希望者に対する事業体斡旋件数	① 10人	25人		
取組内容	・厚生労働大臣から「無料職業紹介事業所の開設許可証」の交付を受け、林業分野における求職者と求人者のマッチングを図り、雇用契約の締結を斡旋する無料職業紹介を行っている。 ・県内林業事業体への就業を促進するため、林業分野における求職情報（全国）を収集するとともに、求人情報（県内の林業事業体）を収集し、的確な求人条件の提示等の指導を行い、効果的・効率的な募集活動を実施した結果、令和4年度は、例年に掲げていた目標値を達成した。				
課題	・労働人口の減少に伴い求職者が減少しており、業界全体として森林・林業のPRをする必要があるとともに、事業体の中長期的な経営戦略などの情報発信の助言・指導を行う。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	林業労働災害発生件数（認定事業主）（休業4日以上の死傷者数）	① 21人	26人		
取組内容	・県内の林業事業体就労者268人（31事業体）に対してチェーンソーの防護衣等の安全衛生用品購入助成を実施し林業就業者の労働条件の改善等を支援するとともに、県内23事業体の各作業現場等を訪問し、個別に労働災害の未然防止について事業主に説明を行った。				
課題	・引き続き林業事業体等に対し、労働安全衛生法及びガイドラインの遵守の徹底、安全衛生教育の的確な支援が必要である。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	実施事業の効率的な推進（実施事業結果の検証と見直し）	① 2事業	2事業		
取組内容	・認定事業主に対して基金事業等の調査を実施し、事業の検証を行い見直しを行った。労働安全衛生対策事業において対象品目（デジタル簡易無線機）を追加。拡充強化対策において事業主等からの要望に基づき予算の増額を実施した。				
課題	・引き続き事業主が利用しやすい効率的かつ効果的な事業の実施と共に、収支均衡を図る経営に努める必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	役職員の経営能力の向上（外部研修参加延べ人数）	① 10人	20人		
取組内容	・経営能力の向上、人材確保の指導等に当たるため、全国公益法人協会の定例講座、証券会社等が実施するセミナー及び労働局開催の研修等を受講した。人材確保、情報発信セミナー2名、公益法人会計セミナー1名、野村證券投資戦略セミナー2名、債券運用セミナー2名、岩手労働局開催の公正採用選考人権啓発推進研修に1名、研修指導者研修に2名参加した。 ・資産運用研修会を令和4年11月28日実施し、役員10人が受講している（証券会社に講師依頼）。				
課題	・オンライン研修は、内容を理解しづらい部分がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1			1	1			1	1			1
非常勤	10	1		9	10	1		9	9	1		8
計	11	1		10	11	1		10	10	1		9

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1	1			1	1			1	1		
	一般職	4	4			4	4			5	5		
	小計	5	5			5	5			6	6		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		5	5			5	5			6	6		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー						1	1
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職			1	2	2		5
	プロパー			1	2	2		5
	県派遣							
	県OB							
計				1	2	2	1	6

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

現在6名の職員で法人活動及び事業運営を行っているが、担い手の確保育成や研修等の取組をより充実させるためには技術系職員の増員が必要になる。

〔県の関与の状況について〕

該当なし。

〔職員の年齢構成について〕

法人活動を効率的かつ円滑に進めるためには、段階的に職員の雇用及び育成が必要になってくる。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	3,504,268	3,502,420	3,496,612	▲ 5,808	
	流動資産	22,011	19,270	14,123	▲ 5,147	
	うち現預金	22,011	19,270	10,116	▲ 9,154	
	うち未収金	0	0	4,007	4,007	
	固定資産	3,482,257	3,483,150	3,482,489	▲ 661	
	基本財産	1,150,000	1,150,000	1,150,000	0	
	うち投資有価証券	1,150,000	1,150,000	1,150,000	0	
	特定資産	2,332,257	2,333,150	2,332,489	▲ 661	
	うち投資有価証券	2,323,000	2,323,000	2,323,000	0	
	その他固定資産	0	0	0	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	12,969	13,884	11,506	▲ 2,378	
	流動負債	8,982	9,027	5,488	▲ 3,539	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	3,987	4,857	6,018	1,161	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	3,491,299	3,488,536	3,485,106	▲ 3,430	
指定正味財産	3,473,000	3,473,000	3,473,000	0		
一般正味財産	18,299	15,536	12,106	▲ 3,430		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	96,782	97,997	96,166	▲ 1,831	
	経常費用	96,738	100,760	99,596	▲ 1,164	
	事業費	89,183	92,588	90,320	▲ 2,268	
	うち人件費	20,806	21,863	23,375	1,512	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	7,555	8,172	9,276	1,104	
	うち人件費	5,060	5,464	6,372	908	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	44	▲ 2,763	▲ 3,430	▲ 667	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	44	▲ 2,763	▲ 3,430	▲ 667	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		
正味財産期末残高	3,491,299	3,488,536	3,485,106	▲ 3,430		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	99.6	99.6	99.7	0.1	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	245.1	213.0	257.0	44.0	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	7.8	8.1	9.3	1.2	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	26.8	27.1	27.1	0.0	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	100.1	97.3	103.6	6.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	1.0	▲ 0.1	0.1	0.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕 ・経営の根幹をなす資産の運用は、運用環境が非常に厳しい中、資産運用規程の範疇で効率的な運用に努めた。 〔県の財政的関与について〕 該当なし。 〔財務指標・財務評価について〕 計画的な事業運営を実施したことで流動負債が減少ことにより流動比率が増加した。
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	・県内唯一の林業就業者の確保・育成を目的とした法人として、林業への就業希望者に対する紹介斡旋件数や林業就業者の育成目標を定め、いわて県民計画において定められている「農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成」（新規就業者数の確保）に寄与している。 ・岩手県林業労働力確保基本計画（第6次）に定める、現場管理責任者等の育成は、事業の活用促進を図るための説明会を開催し、育成目標達成に寄与した。
所管部局	県施策に掲げる方針に即した事業目標を設定し、目標達成がなされていることから、評価は適正である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	・林業就業者の確保・育成を図るため、県、市町村、林業関係団体からの出捐金の運用益を活用して岩手県林業労働力確保基本計画に基づき事業を実施している。事業内容は収益性や営利を目的としたものではなく、民間企業での実施は困難であり、また類似事業を実施している非営利活団体等もないことから、林業就業者の育成を図る県内唯一の法人である。
所管部局	・運用益を活用した助成事業を中心に事業実施しており、予算内容は収益性や営利を目的としたものではなく、民間企業での実施は困難であることから、評価は適正である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	・業務執行理事（常務理事）は、理事長に対し毎月1～2回業務の執行状況や課題等について報告協議を実施し情報共有を図っている。 ・当法人の経営理念や業務運営方針は、策定の都度、全ての職員に周知すると共に業務を実際に執行する職員間で日常業務の中で打合せ等を頻繁におこなって、情報共有を図りながら、方針に則して執行している。 ・林業就業者の確保・育成に特化した組織で、職員は、民間団体出身で、技術者の育成に必要なスキルを有する者を採用し、林業事業体等のニーズを踏まえた専門性の高いサービスを提供している。 ・総務的業務を担当する職員は、総務職や会計職を20年以上経験した民間出身者を採用し、業務を行っている。
所管部局	・当法人は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」で規定する「林業労働力確保支援センター」に指定されており、関係省庁の委託事業の活用により、少ない負担で事業を実施している。また、安全管理指導専門家をはじめ総務や会計に造詣のある職員により、専門性の高いサービスを提供していることから、評価は適正である。 ・業務運営方針や経営理念は、県の施策との整合が図られているほか、日常業務における打合せ等を通じ、全役職員とこまめな共有が行われている。また、中期経営計画や経営状況報告書等は常務理事と職員間で協議のうえ作成され、理事会の承認のもとに決定されているため、方針や理念も適切に行われている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	・リスク関連情報は、業務執行責任者である常務理事及び理事長に速やかに伝達する体制をとっている。また、リスク防止対策及び実際にリスクが発生した場合の対策として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定している。 ・運用の対象となる債券は、法人の内部規程において、資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を行っている。
所管部局	・「内部統制システムの整備に関する基本方針」により、リスク防止対策及び実際にリスクが発生した場合に備えた対策を適切に行っている。 ・内部規程に基づき、信用力の高い債券を理事会の承認を経て購入しているほか、運用状況についても理事会にて定期的に精査がされており、資産運用のリスク管理は適切に行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	・当法人の安定的経営を図るために、全国公益法人協会の定例講座の受講や内閣府及び証券会社各社からの情報を随時的に得ることを行っている。 ・経営力向上を図るために、役職員は、外部研修を受講している。 ・当法人の経営基盤である運用益を安全に安定的かつ継続的に見込むための資産運用研修は、毎年役員に対し実施している。 ・毎年、認定事業主等に対し実施事業の調査を実施し、担い手の確保・育成等が安定的かつ効果的に図られるように事業の見直しを行っている。
所管部局	・実施事業について現場ニーズの把握を毎年行っているほか、理事会においても定期的に精査が行われており、適切かつ効率的な事業実施が行われている。 ・中期経営計画において「役職員の経営能力の向上」を位置づけ、積極的に職員を研修等に参加させて人材育成を図っており、人的資源の維持・確保が適正に行われている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	該当なし。
------	-------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	・法人の基本的情報は法人ホームページ上で公開しており、情報公開は適正に行われている。
所管部局	・「岩手県出資等法人連携・協働指針」で定める情報公開すべき項目は既に法人ホームページ上にて公開されており、評価も適正である。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「実施事業の効率的な推進（実施事業結果の検証と見直し）」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのか、目標値の達成がどのように経営改善に結びつくものであるのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	・次期中期経営計画策定では、目標内容及び目標値の設定を見直しを行い、新規就業者数のうち林業作業士1年目の研修生数や、法人経営の収支均衡を図り健全経営に努めるなどの目標を設定し県民にも具体的に分かりやすい数値目標とした。	令和5年 3月
所管部局	1 ・法人は、本県の新規林業就業者の確保を図る上で、重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「林業への就業希望者に対する事業体斡旋件数」について、県施策上は、新規就業者の確保が目的であるところ、斡旋はその手段であるため、目標値を新規就業者等にすることで、県施策推進へ法人の貢献度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	・新規就業者数のうち林業作業士1年目の研修生数などを目標することで、新規就業者の定着を促していることが分かるようになっており、県施策推進へ法人の貢献度合いをより的確に測定しやすい数値を目標とした。	令和5年 3月

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえて、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	取組中	・前期中期経営計画では、事業目標として「林業技能の育成」、「林業への就業希望者に対する事業体斡旋件数」、「認定事業主における林業労働災害発生件数」を項目に掲げ、「認定事業主における林業労働災害発生件数」以外は目標を達成したところです。また、経営改善目標では、「実施事業の効率的な推進」、「役職員の経営能力の向上」を掲げ、全ての目標数値は達成しました。 ・しかし、経営改善目標については、目標値の達成がどのように経営改善に結びつくものであるのかの確認が困難との指摘を受け、今期中期経営計画（R5～R8）では、収支均衡を図ることを目標として経営を実施したが、不安定な経済状況により、事業体支援の強化を図るために、林業機械拡充強化事業計画の増額変更などを実施したことより、収支均衡が達成できなかった。 ・経常費用を343万円多く費消した。	
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	・次期中期経営計画策定の際に、目標内容及び目標値の設定を見直した。具体的には、新規就業者数のうち林業作業士1年目の研修生数や、法人経営の収支均衡を図り健全経営に努めるなどの目標を設定した。	令和5年 3月

No. 34 一般社団法人岩手県栽培漁業協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	一般社団法人岩手県栽培漁業協会		所管部局 室・課等	農林水産部 水産振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	代表理事 大井 誠治	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成6年3月14日	事務所の所在地	〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字鶴巻120番地		
	一般社団法人への移行年月日 平成26年4月1日	電話番号	0192-29-2135		
		HPアドレス	http://www.it-saibai.or.jp/		
資(基)本金等	10,070,000 円	うち県の出資等 ・割合	4,000,000 円		39.7%
設立目的	栽培漁業の推進に関する事業を行うことにより、水産資源の維持増大を図り、岩手県の漁業の振興に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 水産動植物の種苗の生産及び放流に関する事業 (2) 水産動植物の種苗の放流による効果調査に関する事業 (3) 栽培漁業に関する技術の開発及び指導並びに知識の普及啓発に関する事業 (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	《非公表》 千円	平均年齢 ※	61.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	7 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	5,524 千円	平均年齢 ※	51.4 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	つくり育てる漁業の再生による漁業所得の向上のため、漁業協同組合が放流するアワビ・ウニ等の種苗の安定生産と供給を実施(いわて県民計画 長期ビジョン関連)
2	漁業生産量の回復・向上のため、漁業協同組合が放流するアワビ・ウニ等の種苗の安定生産と供給を実施(いわて県民計画 地域振興プラン関連)

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

本県には、県内の需要を満たすだけの放流用種苗の安定生産と供給を行える団体は他になく、当法人と県が連携することで、質の高いサービスを提供しています。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

放流用種苗の生産には、高度な専門的知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において「つくり育てる漁業」の中核的な組織として重要な役割を担っており、漁業者や漁業協同組合の経営安定に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策を推進していきます。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	16	1		15	16	1		15	16	1		15
計	17	1	1	15	17	1	1	15	17	1	1	15

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	3	3			3	3			4	4		
	一般職	6	6			5	5			3	3		
	小計	9	9			8	8			7	7		
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		9	9			8	8			7	7		

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					4		4
	プロパー					4		4
	県派遣							
	県OB							
	その他							
	一般職		1	1	1			3
	プロパー		1	1	1			3
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計			1	1		5		7

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

プロパー職員は、令和4年度に1名が死亡退職し、1名を新規採用し8名体制としたが、令和5年度に1名が退職したため、令和5年7月1日時点で7名体制となった。

〔県の関与の状況について〕

県からの派遣職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕

高齢化が進んでいるので、令和3年度に20代の職員を採用するなど、若返りを進めることとしている。なお、令和4年度途中に職員1名が死亡退職しており、若手職員を採用して補充することを検討している。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	489,182	464,930	481,799	16,869	
	流動資産	282,798	263,169	296,229	33,060	
	うち現預金	244,409	171,765	262,654	90,889	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	206,384	201,761	185,570	▲ 16,191	
	基本財産	10,070	10,070	10,070	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	171,804	174,454	168,483	▲ 5,971	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	24,510	17,237	7,017	▲ 10,220	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	122,317	75,159	94,401	19,242	
	流動負債	81,340	31,032	51,746	20,714	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	40,977	44,127	42,655	▲ 1,472	
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	366,865	389,771	387,398	▲ 2,373		
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	366,865	389,771	387,398	▲ 2,373		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	429,277	401,159	437,300	36,141	
	経常費用	406,069	378,253	439,673	61,420	
	事業費	381,369	360,931	420,239	59,308	
	うち人件費	148,241	145,354	144,162	▲ 1,192	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	24,700	17,322	19,434	2,112	
	うち人件費	10,697	10,575	12,080	1,505	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	23,208	22,906	▲ 2,373	▲ 25,279	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	23,208	22,906	▲ 2,373	▲ 25,279	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
	正味財産期末残高	366,865	389,771	387,398	▲ 2,373	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	2,000	1,200	400	▲ 800	事業復興型雇用確保助成金
	委託料（指定管理料除く）	1,088	792	3,762	2,970	種苗生産受託費（ワカメ種苗生産技術開発）ほか
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	17,135	17,135	17,135	0	会費2,400千円、ヒラメ種苗生産経費負担金14,735千円
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	75.0	83.8	80.4	▲ 3.4	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	347.7	848.0	572.5	▲ 275.5	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	6.1	4.6	4.4	▲ 0.2	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	39.1	41.2	35.5	▲ 5.7	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	104.8	105.3	99.0	▲ 6.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	6.3	5.9	▲ 0.6	▲ 6.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

貸借対照表について、資産合計は主に現預金の増により増。

正味財産増減計算書については、経常費用の増に伴い当期経常増減額がマイナスとなり、正味財産期末残高は若干減。

〔県の財政的関与について〕

例年と同規模の補助事業、委託事業を実施。会費も例年と同額となっている。

〔財務指標について〕

経常費用の増により、総資本当期経常増減率がマイナスとなった。

Ⅳ 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】 当法人は、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。 財務の状況は、主として経常費用の増加により正味財産が減少したが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財政基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。
--

No. 35 公益財団法人 岩手県漁業担い手育成基金

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金		所管部局 室・課等	農林水産部 水産振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	代表理事 大井 誠治	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年10月1日	事務所の所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸16番1号		
	公益財団法人への移行年月日 平成24年4月1日	電話番号	019-626-3063		
		HPアドレス	https://if-ninaite.or.jp/		
資(基)本金等	510,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	250,000,000 円		49.0%
設立目的	漁業生産を担う漁業者の確保及び育成を図るため、漁業を志向する青年等の就業促進及び青少年等の漁業に対する理解の向上や青年等漁業者の漁業経営及び漁家生活等の改善向上を図るための自主的活動に対して支援を行い、もって本県漁業・漁村の健全な発展に寄与する。(定款第3条)				
事業内容	漁業担い手の育成のため、岩手の漁業を知る機会づくりから漁業での自立まで一貫した活動を支援 ① 基金財産運用益を用いた、漁業担い手の確保・育成、地域を担う青年・女性漁業者の自主的活動への助成、情報発信活動 ② 経営体育成総合支援事業(国庫)を用いた、全国漁業就業者フェアへの出展や就業希望者の長期研修への支援 ③ 特定費用準備資金等を用いた、「いわて水産アカデミー」の運営支援				
常勤役員の状況	合計	0 名	うち県現職	0 名	うち県OB 0 名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	1 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	非公表 千円	平均年齢 ※	64.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	漁家女性の活躍や漁家の所得向上を図るため、青年等漁業者グループ等(女性含む)が行う研究実践活動、研修・交流活動等を支援
2	いわて水産アカデミー運営協議会の主要な構成会員であるほか、令和4年4月から同運営協議会の事務局を当基金に移設し、兼業として総務事務や研修生の漁業就業までのフォローアップを実施
3	増養殖技術の開発・普及を推進するため、青年等漁業者グループ等が行う研究実践活動、研修活動を支援

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、漁業の担い手の確保・育成を目的とした民間団体はなく、当法人と県が連携してサービスを提供しています。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

県直営と比較し、地域事情に配慮した、きめ細やかなサービスの提供が可能であるほか、国の就業支援事業の窓口や県事業の対象外を補完する役割も担っており、効率性や専門性の点で質の高いサービスの提供が期待できます。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において漁業担い手の確保・育成を目的とし、漁協、漁業者グループ、水産高校等の活動支援を行う唯一の公益法人であり、加えて、いわて水産アカデミーの運営や新規就業者の着業支援においても重要な役割を果たす法人であることから、県は本法人との連携・協働を強化し、効果的な施策を推進します。

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤												
非常勤	9	1	1	7	10	1	1	8	9	1	1	7
計	9	1	1	7	10	1	1	8	9	1	1	7

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1		1		1		1		1	
	一般職												
	小計	1		1		1		1		1		1	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	1			1	1			1	1			1
	小計	1			1	1			1	1			1
計		2		1	1	2		1	1	2		1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職							
	プロパー							
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計							1	1

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
定款に基づく定数を満たしている。

〔県の関与の状況について〕
県派遣職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕
常勤職員は60代1名のみである。

Ⅲ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)					
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	618,009	596,230	569,554	▲ 26,676
	流動資産	9,540	7,612	7,661	49
	うち現預金	7,613	7,522	7,499	▲ 23
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	608,469	588,618	561,893	▲ 26,725
	基本財産	607,317	588,150	561,318	▲ 26,832
	うち投資有価証券	607,093	587,948	561,139	▲ 26,809
	特定資産	1,077	393	500	107
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	75	75	75	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	1,478	485	568	83
	流動負債	1,228	92	68	▲ 24
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	250	393	500	107
	うち有利子負債	0	0	0	0
	正味財産	616,531	595,745	568,986	▲ 26,759
	指定正味財産	607,317	588,150	561,319	▲ 26,831
	一般正味財産	9,213	7,595	7,667	72
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
正味財産増減計算書	経常収益	16,424	15,446	14,449	▲ 997
	経常費用	17,798	17,063	14,377	▲ 2,686
	事業費	15,144	14,752	12,535	▲ 2,217
	うち人件費	2,395	2,794	2,202	▲ 592
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	2,654	2,311	1,842	▲ 469
	うち人件費	1,941	1,545	1,340	▲ 205
	評価損益等増減額	0	0	0	0
	当期経常増減額	▲ 1,374	▲ 1,618	72	1,690
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	▲ 1,374	▲ 1,618	72	1,690
	当期指定正味財産増減額	▲ 13,419	▲ 19,167	▲ 26,831	▲ 7,664
	正味財産期末残高	616,531	595,745	568,986	▲ 26,759
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	0	0	0	0
	補助金(運営費)	0	0	0	0
	補助金(事業費)	0	0	0	0
	委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
財務指標	自己資本比率(%)	99.8	99.9	99.9	▲ 0.0
	流動比率(%)	776.6	8,273.9	11,266.2	2,992.3
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理費率(%)	14.9	13.5	12.8	▲ 0.7
	人件費比率(%)	24.4	25.4	24.6	▲ 0.8
	独立採算度(%)	92.3	90.5	100.5	10.0
	総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.2	▲ 0.3	0.0	0.3

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
指定正味財産は、最近のアメリカ・日本の金融政策にともなう長期金利の上昇や満期に近づくにともない債券価格が収れんにより評価損(△26,831千円)が発生。

〔県の財政的関与について〕
令和4年度における県の財政関与はない。

〔財務指標について〕
特になし。

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、県の関与が大きくないことから、平成21年度から、類型2法人として簡易版による経営状況の把握を行うこととしています。
財務の状況は、主として当期指定正味財産増減額の赤字により正味財産が減少しましたが、自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財政基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 36 公益財団法人岩手県土木技術振興協会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県土木技術振興協会		所管部局 室・課等	県土整備部 県土整備企画室	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 遠藤 昭人	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和56年4月1日		事務所の所在地	〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ二丁目2番10号	
	昭和58年4月1日、旧(財)岩手県駐車場公社及び旧(社)御所湖開発協会を吸収合併 平成25年4月1日公益法人へ移行		電話番号	019-643-8585	
			HPアドレス	http://www.i-doboku.com/	
資(基)本金等	11,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	6,000,000 円	54.5%
設立目的	本協会は、岩手県内の地方公共団体が施行する公共事業の円滑かつ能率的な執行及び公共施設の適正な管理を補完し支援するとともに、岩手県内の建設技術者の技術力の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。				
事業内容	【公益目的事業】建設事業の土木技術支援事業 (1) 建設技術者の技術研修事業 (2) 環境整備事業 (3) 建設事業の設計、積算、施工管理等支援事業 (4) 建設事業の材料試験事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 【収益事業】社会資本の整備・維持管理支援事業 (1) 公共土木施設の維持管理支援事業 (2) 建設事業の設計等関連支援事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	2 名	うち県現職	1 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	7,128 千円	平均年齢 ※	62 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	47 名	うち県派遣	2 名	うち県OB 3 名
	平均年収 ※	4,924 千円	平均年齢 ※	46.8 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	施策に資する事業の発注工事等に係る設計・積算業務等の補完・支援の実施
2	蓄積してきた豊富な実績と高い専門性を生かし、災害時における迅速な技術支援の実施
3	公共土木施設に係る維持管理業務の補完・支援の実施

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

設計積算業務や設計関連業務は、行政が担っている業務の一部であり、公益性、公共性が高く民間企業では困難な業務である。また、材料試験業務は公的試験機関として県の業務を引き継いで実施しているものである。なお、道路パトロール業務については、他に民間事業者にも外部委託されている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

橋梁・トンネル・水門・砂防急傾斜等の重要構造物を多数積算した実績と技術力を有している。また、協会設立時から災害復旧業務を含む設計積算業務を継続して実施してきていることから、業務に十分精通した職員を確保しており、機動性において、県直営より優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人が、設立目的である、「岩手県内の地方公共団体が施行する公共事業の円滑、かつ効率的な執行及び公共施設の適切な管理を補完し支援するとともに、岩手県内の建設技術者の技術の向上を図り、もって良好な社会資本の整備に寄与していく」ために、県では、関係機関と情報共有を図り、被災地域の社会資本の早期復旧、復興に協会が貢献できるよう、随時指導・助言に努めていきます。
--

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	公共土木事業の設計積算・管理業務等を実施し、社会資本整備を支援する。	① 県、市町村からの通常業務に係る支援依頼に対する応諾率：100%	応諾率100%		
		② 県、市町村からの災害業務に対する応諾率：100%	応諾率100%		
取組内容	①県からの委託66件（主要地方道盛岡横手線安庭橋橋梁補修工事積算資料作成業務委託ほか）、市町村からの委託49件（九戸村栄橋橋梁長寿命化補修工事積算資料作成業務ほか）を受託し実施した。 ②令和4年7月及び8月に発生した豪雨災害による災害復旧事業に係る委託8件				
課題	記録的な集中豪雨による浸水被害や土砂災害の頻発・激甚化が懸念される中、大規模災害発生時における各発注機関との通常業務の調整や、協会内部の体制を迅速に構築する必要がある。 今後も豊富な経験と専門知識を活用し、設計積算業務支援者としての責任を果たしていくとともに、更なる技術力等の向上を目指していかなければならない。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	市町村道路施設における定期点検（地域一括点検）を実施し、社会資本の品質を確保するため支援する。	① 市町村への人的支援、技術的支援が有効的に機能するよう、支援依頼に対する応諾率を100%とする。	応諾率100%		
取組内容	道路施設点検業務を11市町村から受託実施した。				
課題	外部有識者（大学教授）等からの助言を受けながら、協会の技術力、業務調整力の向上を図っていかなければならない。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県・市町村の技術職員を対象とした各種土木技術専門研修を実施し、技術力の向上に貢献	① 土木技術専門研修の3回以上の実施	9回		
取組内容	次の研修会を開催した。 6月：土木材料研修、6月：市町村初級研修、7月：一般構造物等研修、8月：橋梁施工研修（初級、診断）9月：地質、道路・河川計画研修、11月CAD操作研修、12月：土砂災害研修（基礎）、2月：ICT研修、3月：現場研修				
課題	各研修ごとにアンケート調査を行っているが、様々な要望等があることから、その内容を精査し、研修内容や受講環境等を充実していかなければならない。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	公的試験機関としての機能の発揮	① 試験依頼への応諾率：100%	応諾率100%		
		② 公的試験機関としての試験技術の維持	ISO17025審査で適合、認定維持		
取組内容	アスファルト試験57件、骨材試験68件、コンクリート試験1,126件、鉄筋試験20件、土質試験7件、CBR試験2件を実施した。				
課題	試験の精度、試験結果の信頼性を保つため、職員の能力・資質の向上を図り、顧客の要望に対応していかなければならない。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	建設関連の資格を取得し、技術力の向上を図るとともに品質を確保	① 建設関連資格取得者1名以上	3人		
取組内容	技術士、一級土木施工管理技士、測量士、道路橋点検士は、協会業務において必要となる資格であることから、毎年1名以上の取得を目標としている。 令和4年度は、道路橋点検士試験を3名が受検し、全員が当該資格を取得した。				
課題	資格取得助成要領に基づく受験対策セミナー等の支援を行い、職員の資格取得のための受験を促すこととしているが、災害時には、業務を優先し資格取得のための研修・自宅学習等が出来ないことがあるため、業務調整等を行うなどの体制を整える必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の能力向上	① 技術職員について土木専門研修へ年1回以上派遣	8回		
		② 情報共有のための研修報告会の実施（年4回）	4回		
取組内容	①県外又はオンデマンドで実施された全国建設研修センターの専門研修を受講した。 ②職員が受講した外部研修の報告会を令和4年7月、令和5年1月及び2月に2回の計4回実施し、職員間の情報共有及びプレゼンテーションスキルの向上を図った。				
課題	「職員基本研修計画」に沿った研修を受講するためには、受講時期を考慮した計画的な業務配分が必要となる。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	計画的な新規職員の採用を行う	① 技術職員新規採用者2名	0人		
取組内容	令和4年度は、技術職の新卒及び社会人採用各1名の合計2名の募集を行ったが採用に至らなかった。				
課題	令和4年度に技術職2名の職員採用ができなかったことから、令和5年度の採用に向け、岩手県、盛岡市の採用試験日程を勘案して協会の試験日程を組む等、応募しやすい環境を整える予定である。幅広い応募者の確保のためには、募集について大学等の機関、ホームページ、就職サイト等を活用して周知を図ることが必要である。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	2		2		2		2		2	1	1	
非常勤	9	1		8	9	1		8	9	1		8
計	11	1	2	8	11	1	2	8	11	2	1	8

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	9	7	1	1	8	7	1		9	8	1	
	一般職	40	16	1	2	40	16	1	3	38	14	1	3
	小計	49	23	2	2	48	23	2	3	47	22	2	3
非常勤	管理職 (役員兼務)	1			1	1			1				
	一般職	4			2	6		2	4	6		3	3
	小計	5			3	7		2	5	6		3	3
計		54	23	2	4	55	23	2	5	53	22	2	6

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				2	7		9
	プロパー				2	6		8
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		4	7	12	6	9	38
	プロパー		2	4	6	2		14
	県派遣				1			1
	県OB						3	3
	その他		2	3	5	4	6	20
計			4	7	14	13	9	47

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
横ばいである。

〔県の関与の状況について〕
常勤役員として1名が派遣増となった。職員については横ばいである。

〔職員の年齢構成について〕
新規採用職員がなく、市町村派遣研修生の減により、年齢構成の高年齢化が進んでいる。
30歳から39歳の層が薄く40歳以上の割合が高くなっている。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	2,263,257	2,578,934	2,135,336	▲ 443,598	
	流動資産	1,547,455	1,889,016	1,358,595	▲ 530,421	
	うち現預金	623,243	1,032,182	675,507	▲ 356,675	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	715,802	689,918	776,741	86,823	
	基本財産	11,000	11,000	11,000	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	409,196	345,079	422,633	77,554	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	295,606	333,839	343,108	9,269	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	952,880	1,255,833	725,725	▲ 530,108	
	流動負債	567,820	919,480	480,046	▲ 439,434	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	385,060	336,353	245,679	▲ 90,674	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	1,310,376	1,323,101	1,409,610	86,509		
指定正味財産	11,000	11,000	11,000	0		
一般正味財産	1,299,376	1,312,101	1,398,610	86,509		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	2,578,874	1,891,315	1,282,047	▲ 609,268	
	経常費用	2,413,564	1,866,649	1,193,785	▲ 672,864	
	事業費	2,408,020	1,862,072	1,181,209	▲ 680,863	
	うち人件費	317,226	316,232	328,419	12,187	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	5,544	4,577	12,576	7,999	
	うち人件費	3,681	2,475	3,641	1,166	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	165,310	24,666	88,262	63,596	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	10,436	33	▲ 10,403	
	当期経常外増減額	0	▲ 10,436	▲ 33	10,403	
	法人税、住民税及び事業税	8,623	1,505	1,720	215	
当期一般正味財産増減額	156,687	12,725	86,509	73,784		
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		
正味財産期末残高	1,310,376	1,323,101	1,409,610	86,509		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	1,089,398	1,285,607	569,691	▲ 715,916	設計積算・材料試験・維持管理業務委託料等
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	57.9	51.3	66.0	14.7	=正味財産／総資産×100
	流動比率（％）	272.5	205.4	283.0	77.6	=流動資産／流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債／総資産×100
	管理費率（％）	0.2	0.2	1.1	0.9	=管理費／経常費用×100
	人件費比率（％）	13.3	17.1	27.8	10.7	=人件費／経常費用×100
	独立採算度（％）	106.8	100.8	107.4	6.6	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	12.6	1.9	6.3	4.4	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕

令和4年度は、一般国道107号大石地区道路災害復旧に伴う業務や令和4年豪雨災害の復旧に係る業務の次年度への繰越により、前年度と比較して一般設計積算等事業の収益が大幅に減少したが、民間からの派遣技術者数を受託業務量に応じて調整するなど経費の削減に努め、当期一般正味財産増減額は86,509千円のプラスとなっている。

〔県の財政的関与について〕

令和4年度は、一般国道107号大石地区道路災害復旧に伴う業務の繰越のほか、維持管理事業について1班分の業務量減となったことから減少した。

〔財務指標・財務評価について〕

一般国道107号大石地区道路災害復旧に伴う業務や令和4年豪雨災害の復旧に係る業務の次年度への繰越により、再委託も繰越となったため経費は減少したが、災害査定等に伴う人件費は令和4年度で計上しているため、人件費率は上昇した。全体としては安定した財政基盤となっている。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	協会は、県の施策に資する事業の発注工事等に係る設計・積算業務等について、応諾率100%を目標に補完・支援し、更に、これまでに蓄積してきた豊富な実績と高い専門性を生かし、災害時における迅速な技術支援を行った。また、公共土木施設に係る維持管理業務の補完・支援も行った。
所管部局	県・市町村の業務繁忙期における公共事業の円滑な発注及び施行並びに専門技術者が不足している市町村の事業執行体制確保を支援し、県内の社会資本の整備、災害復旧の推進に関する業務を展開しており、法人の役割は重要である。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当協会が実施する設計積算業務や設計関連業務は、行政が担っている業務の一部であり、公益性、公共性が高く民間企業では困難な業務である。また、材料試験業務は公的試験機関として、県の業務を引き継いで実施しているものである。なお、道路パトロール業務は、他に民間事業者にも外部委託により実施されている。
所管部局	設計積算業務は守秘性、中立性、公平性が求められる業務であり、公益目的で設立された法人が行うことが適当である。また、公共土木施設維持管理業務については民間委託に移行しているが、一部の地域においては、管理延長、道路の利用状況等、地域の特殊性等を考慮し、県直営と同等のサービスの提供が期待できる法人への委託が適当である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	年度当初等の理事長訓示において、「業務方針」を説明し、全職員に周知した。また、「協会運営に係る戦略・実行プラン」について、毎週の定期幹部会議を通じ重点項目の確認及び検証を行い、その結果等について全職員への浸透を図った。更に、同会議において各課の事業の進捗状況等を確認し、計画と差異が生じている場合には、その原因を調査分析するなど、目標達成の手段として評価・活用している。
所管部局	当該年度の「業務方針」について職員全員への周知を図っており、全職員に浸透していると認められる。 また、毎週の定期幹部会議において「協会運営に係る戦略・実行プラン」の重点項目の確認及び検証し、検証結果については全職員で共有しているほか、事業の進捗状況等の確認、分析を行い、具体的な改善策を講じるなど、組織全体で取り組んでいると認められる。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	設計積算業務における研修及び意見交換会議を継続的に開催し、審査体制の強化を図った。また、緊急に対応を要する施設管理業務用の緊急連絡系統図を作成しているほか、経営上の危機管理対策として、契約不適合責任に対応するための契約不適合責任引当金を設定している。 守秘義務を課された積算業務を実施していることから、関係者以外立入禁止ゾーンを設けるほか、職員に対し随時守秘義務の遵守を職員に徹底している。 全職員に対しコンプライアンス研修を実施するとともに、毎月15日をコンプライアンス確立の日として職員が分担して掲示版等で情報発信を行い、周知する取組を行っている。 また、道路交通法遵守のための方策として、関係機関が実施する交通安全週間等をポスター等の掲示や文書の回覧により周知するほか、年2回運転免許証の内容を確認している。
所管部局	研修や意見交換会の実施により審査体制の強化を図っている。その他、緊急連絡系統図の作成、契約不適合責任引当金の設定及び守秘義務の遵守を徹底するなど、危機管理対策が取られていると認められる。 また、コンプライアンス研修の実施や毎月コンプライアンス確立の日に職員が情報発信を行うなど、定期的な周知啓発により職員に浸透していると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	職員の高齢化により、近年、定年退職者が多くなっているため、県・市町村の要請に対応できる体制を確保すべく、部長職以上による「部長等会議」を行い、個々の職員の適性を踏まえた教育及び育成等を検討し、適材適所となる人員の配置に努めている。 そのうち、技術職員については、東日本大震災前の業務量の水準人員である23名を目標とし、採用計画に基づいて新卒者及び社会人採用の募集を行ったが、採用に至らなかった。また、事務職については、社会人採用を募集し1名を採用した。今後は、協会の業務内容、募集内容が幅広く認知されるよう、大学等の機関への周知、ホームページ及び就職サイト等を活用し、必要な人員の確保に努めていく。
所管部局	部長職以上での会議を実施し、職員育成方針等の策定、適材適所となる人員の配置に努め、業務体制の確保に努めていると認められる。 技術職員確保について、引き続き、計画に基づき採用できるよう対応の検討に努めている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から法人へ職員3名の派遣を行っている。県との事務事業と密接な関連を有しており、本県の施策推進や建設技術者の育成等の観点から県の関与が必要であるもの。 毎月の給与は県から支給されているが、年度末に相当額を法人から県へ負担金として支払われており過度な関与とはなっていない。 現時点での派遣期間の見直しは不明であるが、毎年必要性を判断し、派遣契約を締結している。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	公益法人の設立許可及び指導監督要領に基づき、定款、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算及び中期経営計画等について協会ホームページ等で公開している。 また、協会が保有する文書等の開示等に関する要領を定め、保有する文書等の開示申出があった際の手続きを明確にしている。
所管部局	各種情報をホームページで随時公開のほか、法人事務所に備え置きしている。 ホームページで公開されていない情報については、今後拡充を促していく。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 事業目標として設定している目標3の目標値「土木技術専門研修の3回以上の実施」について、ここ数年、実績が目標値を上回る状況が続いています。法人の経営努力の成果として評価されるものと考えます。一方で、所管部局に対する指摘として記載しましたが、目標値に研修受講者の満足度等も追加し、PDCAサイクルを運用することで、回数の充実だけでなく、内容の充実も図られることが期待されます。所管部局と連携して、中期経営計画策定の際に、検討する必要があります。	実施済	各専門研修を実施後アンケート調査を行い、開催要望が多かった研修を追加実施しました。 また、アンケート調査を通じ、受講者の満足度の向上を目指すこととして目標数値を設定し、次期中期経営計画の策定の際に専門研修の実施回数とともに当目標数値を記載しました。 土木技術者における最近のニーズをとらえ、それに沿った技術研修を開催し、土木技術者の更なる能力向上に努める必要があると考えています。	R5.3
所管部局	1 法人は、県及び市町村の土木技術者の育成を図る上で重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している目標3の目標値「土木技術専門研修の3回以上の実施」について、ここ数年、実績が目標値を上回る状況が続いています。法人の経営努力の成果として評価されるものと考えます。一方で、法人では、「各研修ごとにアンケート調査を行っているが、様々な要望等があり、その内容を精査し、受講環境や研修内容等を充実」していくことを課題として挙げています。より充実した研修が実施されるため、目標値に研修受講者の満足度等も追加することで、県施策推進への法人の貢献の度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	土木技術専門研修のアンケート結果については、法人において検証し、研修の改善に活かしています。 中期経営計画策定の際、県施策への貢献度を測る目標値の設定にあたり、法人から現状の聞き取りを行い、必要に応じて助言等を行いました。	R5.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画（R5～R8）については、現行の中期経営計画（R1～R4）の事業目標及び経営改善目標に対する取組内容やスケジュールについて精査を行い、現状を踏まえて新たな目標値の設定、具体的な取組及びスケジュールを設定しました。 今後は、この経営計画の取組について達成度を検証していくとともに、課題等について把握し反映させていくこととしています。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	法人が県施策推進における役割を果たすために、事業目標及び経営改善目標の設定内容について確認等を行いました。 計画期間においても達成度の検証を踏まえて、指導及び助言に努めていきます。	R5.3

No. 37 岩手県空港ターミナルビル株式会社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	岩手県空港ターミナルビル株式会社		所管部局 室・課等	県土整備部 港湾空港課	
設立の根拠法令	会社法		代表者 職・氏名	代表取締役社長 高橋 達也	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和56年6月8日		事務所の所在地	〒025-0003 花巻市東宮野目第2地割53番地	
			電話番号	0198-26-5011	
			H P アドレス	https://www.hna-terminal.co.jp/	
資(基)本金等	340,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	100,000,000 円	29.4%
設立目的	空港ターミナルビルの賃貸及び運営管理、航空旅客・航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供、飲食物・旅行用日用雑貨及び観光土産品の販売、広告業・宣伝及び広告代理店業				
事業内容	1 空港ターミナルビルの賃貸及び運営管理 2 飲食物、旅行用日用雑貨、観光土産品、玩具等の販売業 3 広告業 4 航空機給油施設の賃貸業 5 航空機機内清掃 6 貨物ターミナルビルの賃貸及び管理				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収	非公表 千円	平均年齢	61.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	16 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収	3,879 千円	平均年齢	48.1 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	保安体制の強化などによる安全安心な空港づくり
2	空港ならではのイベントの開催や積極的な情報発信によるおもてなしの向上と魅力ある空港づくり
3	国際線就航空港としての機能強化
4	施設設備の計画的更新と経営基盤の強化

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似団体、類似施設なし ・花巻空港ターミナルビルという代替性がない施設を唯一所有し、管理している。
--

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

・空港ターミナルビルは、ビルの賃貸事業以外にも飲食物や土産販売等の各種事業など、県直営では実施困難な事業なども機能的に行い空港機能の充実に寄与している。
--

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、県内で唯一の空港ターミナル施設を管理運営している会社であり、ターミナル施設の機能向上に大きな役割を果たしていることから、引き続き連携・協働しながら、空港機能の向上や空港の賑わい創出を進める。
--

Ⅱ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤		2		1	1	1		1		1		1	
非常勤		7	1		6	6	1		5	7	1		6
計		9	1	1	7	7	1	1	5	8	1	1	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	2 (1)	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1
	一般職	14	14			13	13			13	13		
	小計	18	16	1	1	16	14	1	1	16	14	1	1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		18	16	1	1	16	14	1	1	16	14	1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2	1	3
	プロパー					1		1
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他					1		1
	一般職			5	3	2	3	13
	プロパー			5	3	2	3	13
	県派遣							
	県OB							
	その他							
計				5	3	4	4	16

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

・令和4年5月31日付で監査役1名が辞任し、後任監査役は令和4年8月25日付で就任。

〔県の関与の状況について〕

・常勤役職員に県現職・県派遣職員はいない。

〔職員の年齢構成について〕

・令和3年度に20代の社員2名採用し、年齢構成の改善を図った。

Ⅲ 財務の状況

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
貸借対照表	資産	1,262,636	1,244,809	1,291,666	46,857	
	流動資産	488,824	466,876	578,286	111,410	
	うち現預金	451,500	436,388	541,469	105,081	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	771,850	776,317	712,111	▲ 64,206	
	有形固定資産	768,757	773,585	708,705	▲ 64,880	
	無形固定資産	754	754	703	▲ 51	
	投資その他の資産	2,339	1,978	2,703	725	
	うち投資有価証券	1,128	1,128	1,128	0	
	繰延資産	1,962	1,616	1,269	▲ 347	
	負債	112,665	80,092	98,700	18,608	
	流動負債	53,838	37,255	57,285	20,030	
	うち有利子負債	4,916	4,916	3,634	▲ 1,282	
	固定負債	58,827	42,837	41,415	▲ 1,422	
	うち有利子負債	8,550	3,634	0	▲ 3,634	
	純資産	1,149,971	1,164,717	1,192,966	28,249	
資本金	340,000	340,000	340,000	0		
利益剰余金	809,971	824,717	852,966	28,249		
うち繰越利益剰余金	809,971	824,717	852,966	28,249		
評価・換算差額等	0	0	0	0		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
損益計算書	営業収益	290,384	286,149	342,208	56,059	
	営業費用	277,324	279,402	302,065	22,663	
	売上原価	16,044	15,020	24,166	9,146	
	販売費及び一般管理費	261,280	264,382	277,899	13,517	
	うち人件費	94,154	99,289	84,308	▲ 14,981	
	営業利益	13,060	6,747	40,143	33,396	
	営業外収益	9,808	6,472	5,613	▲ 859	
	営業外費用	936	658	526	▲ 132	
	うち支払利息	443	311	180	▲ 131	
	経常利益	21,932	12,561	45,230	32,669	
	特別利益	9,968	13,286	1,000	▲ 12,286	
	特別損失	24,076	5,688	1,535	▲ 4,153	
	税引前当期純利益	7,824	20,159	44,695	24,536	
	法人税、住民税及び事業税	2,708	5,053	17,170	12,117	
	法人税等調整額	329	361	▲ 724	▲ 1,085	
	当期純利益	4,787	14,745	28,249	13,504	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	3,336	4,274	4,424	150	保安対策費補助、施設整備事業費補助（R3、R4）
	委託料（指定管理料除く）	253	253	253	0	展示管理業務委託
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	8,434	9,059	10,802	1,743	施設負担金
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務指標	自己資本比率（％）	91.1	93.6	92.4	▲ 1	=自己資本/総資産×100
	流動比率（％）	908.0	1,253.2	1,009.5	▲ 244	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	1.1	0.7	0.3	▲ 0	=有利子負債/総資産×100
	売上高対販管費比率（％）	90.0	92.4	81.2	▲ 11	=販管費/営業収益×100
	人件費比率（％）	36.0	37.6	30.3	▲ 7	=人件費/販管費×100
	総資本経常利益率（％）	1.7	1.0	3.5	3	=経常利益/総資本×100
	総資本回転率（回）	0.2	0.2	0.3	0	=売上高/総資本

法人説明欄

〔貸借対照表・損益計算書について〕 ・減免復元による施設賃貸収入、空港利用者回復に伴う直営売店売上高などの増により営業収益が増加し、営業費用は単価高騰等による水道光熱費、経年劣化に伴う保守修繕費、PBB更新による減価償却費の増加となったが、当期純利益は28,249千円(前年比91.6%増)となった。	
〔県の財政的関与について〕 ・保安対策費補助3,424千円、施設整備事業費補助1,000千円、展示管理業務委託253千円	
〔財務指標について〕 ・流動比率244ポイント減の要因は、収益回復により現預金等の流動資産が増加したものの、未払消費税・未払法人税等の流動負債が増加したことによるもの。	

IV 統括部署（総務部）の総合評価

【経営状況等について】

当法人は、本県における産業・観光等の振興に向けた施策に対応し、いわて花巻空港のターミナルビル地域の基幹施設であるターミナルビルを管理運営しており、「岩手の空の玄関」として空港利用者に対する利便性の提供の役割を担っています。このため、県の出資を継続し、毎年度経営状況を把握し、指導監督を行うこととしており、今後もこの方針を継続します。

財務の状況は、主として営業収益の増加により当期純利益は黒字を確保し、繰越利益剰余金は増加しました。自己資本比率及び流動比率とも一定の水準にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

No. 38 公益財団法人 岩手県下水道公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手県下水道公社		所管部局 室・課等	県土整備部 下水環境課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 幸野 聖一		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和62年4月1日	事務所の所在地	〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2			
	平成23年6月1日	電話番号	019-638-2623			
	公益財団法人へ移行登記	HPアドレス	https://www.isf.or.jp			
資(基)本金等	10,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	5,000,000 円		50.0%	
設立目的	当法人は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援業務を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。					
事業内容	1 公益目的事業 (1) 下水道の普及啓発事業 (2) 下水道施設の管理運営支援事業 (3) 下水道技術者育成事業 (4) 下水道に関する調査研究事業 (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業 (6) その他公社の公益目的を達成するために必要な事業 2 収益事業 (1) 下水道施設整備支援事業 (2) アセットマネジメント支援事業 (3) その他前号に掲げる事業に関する事業					
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	7,641 千円	平均年齢 ※	61.0 才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	23 名	うち県派遣	5 名	うち県OB	0 名
	平均年収 ※	6,124 千円	平均年齢 ※	43.0 才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	下水道施設の管理運営支援事業、施設整備支援事業、普及啓発事業等を行うことで、県内の下水道行政を支援する。自然災害等により被災した下水道施設について、復旧・復興に向けた市町村の汚水処理施設整備を支援する。
2	流域下水道の管理運営支援者として、流域下水道4処理区の適切な維持管理に貢献する。
3	下水道出前講座や下水道施設の見学会を実施し、汚水処理事業の普及啓発を推進する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

日本下水道事業団が類似の団体となりますが、県内における下水道施設の管理運営や施設整備への実務支援は、事実上当法人が唯一提供できる公的サービスとなっています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

下水道維持管理には、機械・電気・化学・土木の各職種における高度な専門的知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当法人によるサービス提供体制に優位性があります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を実施している唯一の公益法人であり、県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	下水道の普及啓発 ①浄化センター等の見学対応、出前講座の開催 ②普及啓発イベントの開催等	① 開催及び協力回数 60件	11件		
		② 集客者数等 2,000人	1,738人		
取組内容	①新型コロナウイルス感染症の影響により、対面で行う施設見学及び出前講座は休止し、その代わりオンライン出前講座を10件実施したほか、普及啓発資料を希望のあった1小学校へ無償提供した。 ②9月10日の下水道の日に合わせて開催するイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い昨年度同様、ホームページを活用した「バーチャル下水道探検ツアー'22」として開催し、アクセス数272を参加人数とした。また、市町村が開催するイベント協力は、10月の大船渡産業まつりの1件で集客数は292人であった。その他の各種イベントは開催が困難であったことから、普及啓発用ページのアクセス数1,174を参加人数とした。				
課題	①新型コロナウイルス感染症の縮小期への移行に伴い、施設見学及び出前講座を再開したが、コロナ禍以前の実績値まで回復するかわからない。 ②市町村が主催するイベントは、今後徐々に再開されることが予想され、イベント協力に関するPRが必要である。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
取組内容	下水道の管理運営支援 ①適正な放流水質(流域下水道) ②省エネルギー対策(流域下水道) ③適正な放流水質(公共下水道)	① 放流水質BOD目標値5mg/L以下の目標達成日数90%以上	99.5%		
		② 省エネ法に基づくエネルギー消費原単位対H28比6%削減	9.4%削減		
		③ 放流水透視度100cm以上の目標達成日数90%以上	81.3%		
	①下水処理後の放流水質(BODとSS)の確認、水質悪化時の早急な対応。(運転方法変更や薬剤投入など) ②下水処理施設のエネルギー使用量を毎月確認し、省エネルギーを意識したポンプや送風機の運転を実施した。目標値は省エネ法に基づく中長期計画で定めており、H28を基準に毎年1%削減を上乗せとしている。 ③放流水透視度の確認、水質悪化時の早急な対応(運転方法変更や薬剤投入など)				
課題	③水温が低くなる冬期間や季節の変わり目など処理が不安定になる他、近年は、老朽化による機器の故障を起因とする水質悪化が発生したことにより目標未達成となっている。機器の故障を未然に防ぐことが課題である。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
取組内容	下水道技術者育成 ①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施 ②研修受講者の満足度	① 研修利用者数 延べ100市町村(県)	137団体		
		② 満足度4.0点以上(5.0点中)	4.5点		
課題	①技術研修会(5月、7月)、及びテーマ別研修会(地方公営企業会計をテーマとした研修会 6月、8月、10月、12月)の開催 ②研修受講者から満足度に関するアンケートを実施 市町村ごとに下水道事業の進捗が異なるため、ニーズに沿った研修内容とすることが難しい。 下水道担当職員数が少ない理由から本研修を受講出来ない市町村への支援が課題である。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
取組内容	下水道施設整備支援事業 ①岩手県並びに市町村の下水道施設整備における設計積算及び現場監督補助等の技術支援 ②自然災害等により被災した市町村への災害復旧支援	① 要請対応率 100%	100%		
		② 要請対応率 100%	100%		
課題	①設計積算及び現場監督補助に係る市町村へのPR(5月) 下水道施設の整備や自然災害等により被災した下水道施設の復旧に必要な積算及び現場監督補助を行うことで、技術職員が不足している市町村への支援を行っている。事業の円滑な執行に繋げていただくよう、県内すべての市町村を訪問し、当社の支援内容をPRしており、支援要請を受けた業務はすべて受託することを目標としている。 ②設計積算及び現場監督補助に係る市町村ニーズの把握(5月、10月) 上記訪問とは別に年2回、下水道事業に係る困っていることや当社へお願いしたいこと等の聞き取りを行いながら、きめ細かな支援を実施している。 市町村技術職員不足の進行に加え、市町村職員は異動があるため、初任者等にも分かりやすく当社の支援内容を知ってもらう必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
取組内容	アセットマネジメント支援事業 ①下水道ストックマネジメント計画の策定及び台帳データベース入力業務	① 要請対応率 100%	100%		
	①下水道ストックマネジメント計画の策定支援及び台帳データベース入力に係る市町村へのPR(5月) 老朽化した下水道施設の計画的な改築更新にあたり、ストックマネジメント計画策定支援や設備台帳の整備を行うことで、技術職員が不足している市町村への支援を行っている。事業の円滑な執行に繋げていただくよう、県内すべての市町村を訪問し、当社の支援内容をPRしており、支援要請を受けた業務はすべて受託することを目標としている。				
課題	市町村技術職員不足の進行に加え、市町村職員は異動があるため、初任者等にも分かりやすく当社の支援内容を知ってもらう必要がある。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	事務事業における効率化 ①超過勤務の効率化	① 超過勤務時間 月平均ひとり 15時間まで	11時間26分		
取組内容	毎月の社内会議において超過勤務時間を把握し、各課長が担当者変更など業務配分の調整を行っている。				
課題	特定の時期に業務が集中するため、業務量を平準化することが難しい。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	労働環境の改善 ①年次休暇取得日数	① 取得日数 12日/人以上	15.1日		
取組内容	毎月の社内会議において年次休暇取得日数を確認し、計画的に取得するよう進めている。また、年次休暇を中々取得しない職員へは所属する課長が職員の意見を聞いたうえで積極的に年次休暇取得の働きかけを行っている。				
課題	職員個々の意識により、取得する日数にばらつきが生じる。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員能力向上 ①職員採用 ②資格保有数の増加	① 2名採用（電気職、化学職） ② 保有資格数60（累計）	1名採用 48資格		
取組内容	①令和5年4月電気職1名、化学職1名の採用に向けて企業説明会を5月に開催し職員採用を募集した結果、化学職1名の採用に至った。なお、電気職1名は採用には至らなかった。 ②毎月の社内会議において資格取得実績を確認した他、資格取得支援により資格取得の意識向上を図った。				
課題	①技術系職員の採用は、民間企業との競合により人員確保が難しい状況である。 ②資格保有数の増加は、職員個々の意識向上と計画的な準備が必要である。なお、令和4年度は、ベテラン職員の退職により資格保有数が減となった。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	8	1	1	6
計	8	1	2	5	8	1	2	5	9	1	2	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和３年度				令和４年度					令和５年度					
			プロパー	県派遣	県OB	その他		プロパー	県派遣	県OB	その他		プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	4	1	3			4	2	2			4	2	2		
	一般職	19	16	3			19	16	3			19	16	3		
	小計	23	17	6			23	18	5			23	18	5		
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	11			1	10	10			1	9	9			1	8
	小計	11			1	10	10			1	9	9			1	8
計		34	17	6	1	10	33	18	5	1	9	32	18	5	1	8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 5人

令和4年度 4人

令和5年度 4人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職				1	3		4
	プロパー					2		2
	県派遣				1	1		2
	県OB							
	その他							
	一般職		3	5	8	3		19
	プロパー		3	3	7	3		16
	県派遣			2	1			3
	県OB							
	その他							
計			3	5	9	6		23

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員が令和4年3月末で1名辞任し、その後11月に補充選任したため、1名増となっている。

〔県の関与の状況について〕

プロパー職員の採用に取り組み、県派遣職員の解消に努めている

〔職員の年齢構成について〕

40歳代の職員の割合が高く、若手・中堅層の割合が低いため、若手のプロパー職員採用に向けて取り組んでいる

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	282,333	288,714	286,435	▲ 2,279
	流動資産	186,045	186,049	192,694	6,645
	うち現預金	128,555	121,927	155,223	33,296
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	96,288	102,665	93,741	▲ 8,924
	基本財産	10,000	10,000	10,000	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	特定資産	58,896	64,045	58,111	▲ 5,934
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	その他固定資産	27,392	28,620	25,630	▲ 2,990
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	61,531	68,648	68,497	▲ 151
	流動負債	39,631	43,471	44,664	1,193
	うち有利子負債	0	0	0	0
	固定負債	21,900	25,177	23,833	▲ 1,344
	うち有利子負債	0	0	0	0
	正味財産	220,802	220,065	217,938	▲ 2,127
	指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0
	一般正味財産	210,802	210,065	207,938	▲ 2,127

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
正味財産増減計算書	経常収益	311,620	304,090	307,467	3,377
	経常費用	302,080	301,548	303,617	2,069
	事業費	257,432	257,557	256,175	▲ 1,382
	うち人件費	148,890	152,587	150,490	▲ 2,097
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	44,648	43,991	47,442	3,451
	うち人件費	35,105	35,904	37,161	1,257
	評価損益等増減額	0	0	0	0
	当期経常増減額	9,540	2,542	3,850	1,308
	経常外収益	204	566	176	▲ 390
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	204	566	176	▲ 390
	法人税、住民税及び事業税	5,817	3,845	6,153	2,308
	当期一般正味財産増減額	3,927	▲ 737	▲ 2,127	▲ 1,390
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
	正味財産期末残高	220,802	220,065	217,938	▲ 2,127

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	215,300	188,169	215,441	27,272	流域下水道施設管理運営支援、流域下水道施設整備支援等
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務指標	自己資本比率(%)	78.2	76.2	76.1	▲ 0.1	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	469.4	428.0	431.4	3.4	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	14.8	14.6	15.6	1.0	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	60.9	62.5	61.8	▲ 0.7	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	103.2	101.0	101.3	0.3	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	4.3	1.2	1.8	0.6	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務評価		A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕 実費弁償方式により県から受託している流域下水道管理運営支援業務において、施設の修繕費が増加したことにより経常収益が増加したが、併せて法人税が増額となったことから、当期一般正味財産増減額が減少している。	
〔県の財政的関与について〕 県から流域下水道管理運営支援業務と流域下水道施設整備支援業務を受託している。管理運営支援業務では192,693千円、下水道施設整備支援業務では10件22,748千円となっている。(前年度繰越分も含まれている。)	
〔財務指標・財務評価について〕 ・流動比率の増加は、受託している業務の早期完了が多かったことで、年度内に委託料の入金が増加したことによる。 ・管理費率の増加は、業務量調査により管理に従事する時間が増加したことによる。 ・独立採算度については、収益事業の経常収益が上がったことによるものであり、採算ラインの100%を超えている。	

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の設立目的は、岩手県及び県内市町村の下水道行政の支援である。施設の老朽化の進行、技術職員の減少など自治体の下水道事業はますます厳しい状況にあり、社会的要請は設立当初よりも大きくなっている。 下水道事業は建設から維持管理・改築に移行し、市町村からの支援要請は建設・維持管理のみならず、ストックマネジメント計画策定支援、施設改築など多様化している。当法人の果たすべき役割は今後さらに大きく幅広くなっていくものと考えている。
所管部局	下水道公社は、県の下水道行政の一翼を担うために設立されたものであり、施設の長寿命化を見据えた効率的かつ適正な維持管理など、設立時に比べ公社の担う役割は増加していることから、県施策の推進や県内市町村からの要請に対する貢献が一層期待される。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県・市町村は、下水道管理者として、事業実務や経営に関する業務を実施する必要があるが、技術職員の減少、職員の異動等による技術の継承に課題がある一方、当法人は多様な専門職の技術者を有し、長年にわたり技術を継承している強みを活かし、下水道管理者を補完する役割を担っている。 更に当法人が実施している下水道設計積算業務は、公平中立的な観点から民間会社では困難な業務である。 類似事業を行っている非営利団体として、日本下水道事業団が挙げられるが、市町村からの要請内容や規模で棲み分けを行っている。
所管部局	下水道公社が実施している業務は、下水道管理者の視点で公益性、公共性の高い業務を補完していることから民間団体との棲み分けがされていると認められる。 なお、市町村から要請のある処理場維持管理について、日本下水道事業団では主に技術指導を行っており、下水道公社では運営支援を行っていることから業務の棲み分けが行われている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	簡素効率的かつ安定した組織運営に向け、平成28年度に県南支社を本社に統合し円滑な運営が行われている。また、事業や機能ごとに組織を3課に分け役割を明確にしながらも、セクション間の連携が必要な場面では課の枠にとらわれず柔軟に対応している。また、人材育成については、基本研修計画及び専門研修計画を定め、役職、職種、経験年数に応じて計画的な人材育成に取り組んでいる。その他、資格取得を奨励し受験費用の支援を行っている。
所管部局	平成28年度の組織再編以降、組織の簡素効率化、業務課に同じ職種の職員チームを編成したことから、バックアップ体制が充実し、適切な組織管理に繋がっている。また、人材育成については、役職、職種、経験年数に応じて、外部の研修への受講を奨励するほか、資格取得支援や日常業務におけるOJTによって職員の能力向上に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、社内研修を実施するなど強化を図っている。また、社内の不正等の防止のためコンプライアンス通報・相談窓口を設置している。
所管部局	個人情報保護の強化の観点から、個人情報保護に係る方針、要綱等の見直しやセキュリティハンドブックを作成し、個人情報保護マネジメントシステム構築に努めているほか、職員研修により周知を図っており、リスク管理が適正に行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	役員には理事会、評議員会で中期経営計画、業務方針、事業目標等について報告し、了承を得ている。 社内向けには、毎月の社内会議において事業目標及び経営改善目標に対する達成状況を確認し、収益事業の営業強化や超過勤務時間の縮減など対策を講じている。
所管部局	経営理念・経営基本方針に沿った事業の推進について、役員に対する説明、職員への周知・情報共有の推進に努めている。また、社内会議を通じて経営目標における進捗状況の確認や調整を行うほか、業務執行状況報告を理事会及び評議員会で行うなど、計画に対しての取り組みが概ね適正に行われている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から法人へ職員5名の派遣を行っている。このうち、県派遣職員4名については、県から委託している流域下水道管理に関する業務等への従事及び支援の割合が高いため、県が給与を負担することとしている。 下水道の維持管理は、様々な専門職（土木、電気、機械、化学等）の高度な専門的知識と経験が必要であること、施設の老朽化に伴う適切な維持管理体制の確保や人口減少による技術者不足等の下水道行政を取り巻く環境の変化に対応することが求められるため、相互の人材の技術継承や市町村支援のニーズの増加によるプロパー職員の増員等の必要性を総合的に判断し、中期経営計画に基づき段階的に派遣職員を縮小しようとしている。
------	--

※財政的関与とは、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	情報公開に関する規則を定め適切に公開している。また、法人ホームページで積極的な情報公開に努めている。県民からの意見聴取の仕組みとしてホームページにお問い合わせフォームを開設している。
所管部局	公益財団法人への移行と同時に情報公開規則を定め、ホームページ等により定款・事業報告書等の財務・業務に関する資料のほか、流域下水道の各処理区における維持管理状況（水量・水質・汚泥等）等を積極的に情報公開・情報提供している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 事業目標として設定している「下水道技術者育成①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施」の目標値「利用者 延べ100市町村(県)」について、前回の運営評価に続き、実績が目標値を上回っています。法人の経営努力の成果として評価されるべきものと考えます。一方で、所管部局に対する指摘として記載しましたが、目標値に研修受講者の満足度等も追加し、PDCAサイクルを運用することで、回数の充実だけでなく、内容の充実も図られることが期待されます。所管部局と連携して、中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	下水道技術者育成事業として実施する。技術研修会とテーマ別研修の事業方針目標として、利用者延べ100市町村(県)のほか、令和4年度から研修受講者に満足度に関するアンケートを実施し、内容の充実を図るものとした。今後も市町村のニーズに答えられる研修とするよう努めていく。	R4.3
所管部局	1 法人は、県及び市町村の下水道技術者の育成を図る上で重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「下水道技術者育成①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施」の目標値「利用者 延べ100市町村(県)」について、前回の運営評価に続き、実績が目標値を上回っています。法人の経営努力の成果として評価されるものと考えます。一方で、県内の市町村においては、技術の継承及び地方公営企業会計への対応課題を有している団体も多く、法人が果たす役割に対する期待は増大しているものと考えます。そうした法人の役割を踏まえ、より充実した研修が実施されるよう、目標値に研修受講者の満足度等を追加することで、県施策推進への法人の貢献の度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討する必要があります。	実施済	当法人が実施する技術研修会は、県及び市町村の下水道担当者を対象に、下水道管理者として修得しておくべき基本事項について実施しており、県及び市町村の技術の継承に貢献している。また、平成26年度からは、「地方公営企業会計」をテーマに地方公営企業会計導入を支援する研修を実施しており、県及び市町村の下水道事業の地方公営企業法適用に大きく貢献している。 令和4年度からは、事業方針目標に研修受講者の満足度を追加することで、研修内容の充実が図られていくものと考えている。	R4.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が確保されることが重要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	当法人の自立的な運営に向けて、各職種の業務量や年代的バランスを考慮したプロパー職員の採用を行い、県派遣職員解消を進めると共に、管理者層をはじめとする県派遣職員からプロパー職員への行政マネジメントスキルの継続的な移転を図るよう指導助言を継続する。なお、県派遣職員の必要性和妥当性については、毎年度確認し検討したうえで実施している。	R4.3

【令和4年度指摘事項】

指摘事項		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	実施済	次期中期経営計画(R5~R8)を策定するにあたり、事業目標及び経営改善目標が未達成となった項目について、要因分析を行った。普及啓発事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設見学及び出前講座を休止したほか、市町村が主催するイベントの開催が無くなったことにより、事業目標が未達成となった。次期計画では目標値を下方修正し、徐々にコロナ禍以前の状況へ回復することを期待する。公共下水道施設管理運営支援事業においては、近年、機器の故障に起因する水質悪化により目標値を下回っている。次期計画では放流水質の管理項目を透視度から流域下水道と同様のBODに変更し、より適切な管理に努めるものとした。	R5.3
	1	実施済	当法人の次期中期経営計画作成にあたり、実績値や計画期間内の取組内容を確認し、事業目標及び経営改善目標の策定に積極的に関与した。	
所管部局	2	実施済	前年度に引き続き、県派遣職員の必要性和妥当性について検討したうえで、県職員の派遣を継続した。なお、当法人は、自立的な運営に向けて各職種の業務量や年代的バランスを考慮したプロパー職員の採用を行っており、県派遣職員解消を進めると共に、管理者層をはじめとする県派遣職員からプロパー職員への行政マネジメントスキルの継続的な移転が図られるよう指導助言を継続する。	

No. 39 公益財団法人 岩手育英奨学会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手育英奨学会		所管部局 室・課等	教育委員会事務局 教育企画室		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	会長 遠藤 洋一		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和42年7月14日 (平成26年8月1日公益法人へ移行)	事務所の所在地	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 教育委員会事務局教育企画室内			
		電話番号	019-623-2050			
		HPアドレス	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/			
資(基)本金等	525,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	410,958,867 円		78.3%	
設立目的	岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英奨学上必要な業務を行い、もって社会有用の人材を育成する。					
事業内容	1 予約採用 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部の3年生で、翌年度に高等学校等への進学を希望する者を対象として募集・選考し、翌年度進学後奨学生として奨学金を貸与する。 2 在学採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、奨学金の貸与を希望する者を対象として募集・選考し、奨学金を貸与する。 3 緊急採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、家計急変の事由により緊急に奨学金の貸与が必要な者に対して募集・選考し、奨学金を貸与する。					
常勤役員の状況	合計	0 名	うち県現職	0 名	うち県OB	0 名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	1 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	3,463 千円	平均年齢 ※	57.3 才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	有能な素質を有しながら経済的理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する。
---	--

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用しているのは当法人のみである。
また、当法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難である。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

当法人は、昭和42年度から奨学事業を実施しており、業務遂行上のノウハウを蓄積している。
また、平成16年度に旧日本育英会の奨学金事業が都道府県に移管される際に、事務の効率化とサービス水準の維持のため、実績のある当法人において事務処理を行うこととした経緯もあり、県直営に比べて優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、岩手県内において全ての高校生等を対象として奨学事業を実施している公益法人であり、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸与により教育の機会を確保し、人材育成に大きく貢献していることから、県は、当法人が事業を円滑に実施できるよう、必要な支援と日頃からの情報共有を行い、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	奨学生採用枠の確保	① 基準を満たす希望者全員を採用	希望者全員採用済		
取組内容	滞納金の発生防止及び回収強化、寄附金の増加等により原資を確保し、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用した。 ・新規貸与者数：タイプA…63人、タイプB…15人、タイプC…25人 ・年度末時点の貸与者数：タイプA…179人、タイプB…53人、タイプC…51人 タイプA…旧日本育英会から事務の移管を受けた奨学金貸与事業 タイプB…法人の独自事業である奨学金貸与事業 タイプC…東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等を対象とした奨学金貸与事業				
課題	奨学金原資の確保、基準を満たす奨学生希望者全員の採用は出来ていることから、今後は、制度の周知強化による真に奨学金を必要とする奨学生希望者の掘り起こしを行う必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	奨学金貸与資金の確保（法人独自事業分）	① 独自事業の財源となる寄附金の確保（H30見込（5,500千円）の維持）	6,165千円		
組内	これまでの寄附状況を踏まえ、依頼する事業者を見直すとともに、新規開拓に努めた。				
課題	寄附金収入は、概ね順調に確保されているが、滞納額の増加がみられることから、引き続き寄附金を広く募って増額を図る必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	奨学金制度の周知	① ・ホームページの充実 ・中学校、高校等へのパンフレット等配布	実施済		
取組内容	ホームページを最新の情報となるよう適時に更新するとともに、年度当初には、中学校や高等学校及び市町村等の関係機関へ、募集案内やポスター等を送付した。				
課題	令和5年度から新たな奨学金（大学等進学支援：タイプD）を募集することを踏まえ、中学生、高校生（奨学生）の視点からの効果的な周知のあり方を検討して行く必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	滞納率の減少及び未回収債権の整理促進	① マニュアルに沿った督促を定期的に行い、延滞金の回収の強化に努める。	滞納率 9.71%		
取組内容	マニュアルに沿った督促を行った。また、債権回収委託業者による回収対象を拡大するなど、債権回収業者への委託により効率的な債権回収を進めた。 参考：返還残額 R3 1,773,611千円 → R4 1,533,828千円（△239,783千円） 滞納額 R3 153,551千円 → R4 148,869千円（△4,682千円）				
課題	貸与者の減少により返還残額は減少したが、長期滞納者に係る滞納額が減少しなかったことから、滞納率が増加した。マニュアルに沿った通常の督促を効果的に行うため、滞納者のうちの住所不明者の解消（連絡先の分かる者への聞き取り等）に努めるとともに、滞納期間が長期にわたる滞納者の適切な債権の償却や、督促に対応しない者については債権回委託業者による回収対象の拡充を図るなど、滞納額の減少に向けた取組を効率的に促進する必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	返還口座振替制度の既返還者への周知及び利用拡大	① 返還期に合わせて制度を周知し、利用率の向上を図る。	口座振替率 95.2%		
取組内容	返還案内時に制度を周知するとともに、口座振替制度未実施返還者には、督促時など機会を捉え利用を勧めた。				
課題	返還案内時に返還がしやすい制度の周知を進めるとともに、口座振替制度利用の強化、振替口座管理（残高不足解消）の周知を進める必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の業務遂行能力の向上	① 研修等により職員個々の能力開発に取り組む	3名による職員体制を維持・継続し、必要な研修会等へ派遣		
取組内容	新任職員は業務に必要な研修（社会保険、公益法人等）等に参加するほか、新規債権管理システムの操作研修など、職員の自己開発力の向上に取り組んだ。 また、職員間の適切な事務分担による効率的な業務運営を行った。				
課題	奨学生や貸付件数は減速傾向にあるものの、滞納金が増加傾向にあり、その縮減、債権回収は、煩雑で困難な業務であることから、引き続き、個々の職員の能力の向上のほかに、職員間の適切な事務分担による効率的な業務運営が必要である。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
		県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他		県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他		県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤															
非常勤	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3
計	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1			1	1			1	1			1
	一般職	3	2	1		3	2	1		3	2	1	
	小計	4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職				1	2		3
	プロパー					2		2
	県派遣				1			1
	県OB							
	その他							
計					1	2	1	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員については全員非常勤であり、人数も概ね適切なものと考えている。

職員数については、プロパー2名と県OB1名の職員体制を維持・継続しており、経営に大きな支障をきたすことはないものの、業務が専門的で多岐にわたることから、適正業務の確保の観点から職員数の検討も必要と考える。

〔県の関与の状況について〕

常務理事である県教育長から法人経営を総括的に指導いただいております。また、県派遣の事務局次長に適正な業務処理についてチェックしていただいております。

〔職員の年齢構成について〕

管理職が県OBで60代であり、一般職のプロパー職員も50代であることから、今後は将来を見据えて若い世代へ引き継ぐことも検討が必要と考える。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	5,146,463	5,080,837	4,967,039	▲ 113,798	
	流動資産	17,269	15,724	18,249	2,525	
	うち現預金	10,979	8,852	11,396	2,544	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	5,129,194	5,065,113	4,948,790	▲ 116,323	
	基本財産	538,220	521,691	494,362	▲ 27,329	
	うち投資有価証券	536,632	520,102	492,819	▲ 27,283	
	特定資産	4,576,692	4,528,945	4,440,200	▲ 88,745	
	うち投資有価証券	1,013,350	986,800	1,508,450	521,650	
	その他固定資産	14,282	14,477	14,228	▲ 249	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	3,238	3,738	2,889	▲ 849	
	流動負債	3,238	3,738	2,889	▲ 849	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	5,143,225	5,077,099	4,964,150	▲ 112,949		
指定正味財産	4,364,107	4,315,142	4,233,530	▲ 81,612		
一般正味財産	779,118	761,957	730,620	▲ 31,337		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	51,769	67,911	68,852	941	
	経常費用	50,518	67,010	68,857	1,847	
	事業費	48,553	65,014	66,650	1,636	
	うち人件費	9,760	9,978	11,060	1,082	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	1,965	1,996	2,207	211	
	うち人件費	1,132	1,171	1,320	149	
	評価損益等増減額	▲ 16,440	▲ 18,040	▲ 31,310	▲ 13,270	
	当期経常増減額	▲ 15,189	▲ 17,139	▲ 31,315	▲ 14,176	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 15,211	▲ 17,161	▲ 31,337	▲ 14,176	
当期指定正味財産増減額	▲ 21,580	▲ 48,965	▲ 81,612	▲ 32,647		
正味財産期末残高	5,143,225	5,077,099	4,964,150	▲ 112,949		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	10,456	11,708	12,311	603	高校奨学事業費補助金
	補助金（事業費）	14,604	12,744	13,490	746	高校奨学事業費補助金
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)
財務指標	自己資本比率（％）	99.9	99.9	99.9	0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	533.3	420.7	631.7	211.0	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	3.9	2.3	3.2	0.9	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	21.6	16.6	18.0	1.4	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	81.8	83.9	82.1	▲ 1.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
基本財産及び特定資産の減少は、運用債券に係る時価評価額の減少が共通する理由である。また、特定資産にあっては、震災特例分（タイプC）に係る償還免除による奨学金貸付金C資産の減少も要因である。
正味財産増減計算書において経常費用の事業費に年度間の増減があるが、これは震災特例分（タイプC）に係る返還免除額Cが年度によって増減するためである。

〔県の財政的関与について〕
安定的な事業の運営の確保には、県の高校奨学事業費補助（人件費等事務費の補助）によるところが大きく、引き続き所要額の補助が必要である。
また、同事業費補助の震災特例分についても、被災した世帯の高校生への継続な支援のため、引き続きいわての学び希望基金を財源とする県の補助事業の継続が必要である。

〔財務指標・財務評価について〕
財務指標には大きな課題はないと考えるが、奨学金の貸与額が逡減していく一方で、返還金の滞納額が増加傾向にあることから、債権回収と事業効果の確保が課題である。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	奨学生採用枠を確保するため、奨学資金の確保（寄附金）に努めるとともに、各学校と緊密な連携のもと奨学金制度の周知を図り、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用するなど、県内の高校生等の修学機会を確保に寄与している。
所管部局	有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の就学が困難な生徒に対し奨学金の貸与を行い、就学機会の確保に貢献している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体（公益法人）はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用できるのは当法人のみであるほか、採用規模や貸与条件（無利子）などの面を考慮すれば、他団体が事業を代替することは困難と考える。
所管部局	法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難であることから代替性はない。

2 自律的なマネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	適時会長及び常務理事の指示指導を受けながら、限られた人員体制で業務を円滑かつ確実に執行するため、事務局長を中心に職員が高等学校等の修学状況の環境変化や、奨学金返還状況等について常に情報共有を図るとともに、課題事業に対しては職員間で連携しながら取り組んでいる。 また、多額の金額を取り扱う専門性のある法人会計処理の適性を確保するため、民間会計事務所による定期的な業務支援とチェックを委託している。 なお、コロナ禍における業務執行体制を維持するため、輪番によるテレワークを導入するなど、職員の感染による業務の停滞が生じないよう対策に取り組んでいる。
所管部局	事務局長を中心に情報共有が図られ、職員間の連携体制が確立されているとともに、適正に応じた事務分担により効率的な業務運営が行われている。 また、コロナ禍においてもテレワークを導入し、業務体制の確保が図られており、法人の評価は妥当である。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人の業務は、その性質上プライバシーに関わる情報や、金銭や利害に関わる情報等、取扱いに十分に配慮しなければならないことが多いことから、業務執行に当たっては、職員が常に情報を共有しながら相互に確認、チェック等を行って適正な業務の確保を図っている。
所管部局	プライバシーに関わる情報等は常に職員間で情報共有、相互チェック等が行われ、リスク管理は適切に行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	滞納金の回収に向けた取組を強化しているが、長期滞納者の増加により、滞納額が増加していることから、債権回収業務の委託対象を拡大しながら滞納金の回収を行うとともに、奨学生の現状を考慮した償還計画の変更等、滞納の未然防止にきめ細かく対応している。
所管部局	奨学生の現状を考慮しながらきめ細かく対応しており、滞納の未然防止に努めている。 一方で長期滞納者が増加傾向であるため、その縮減に向けた取り組みが求められる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況にあることから、円滑な奨学金事業運営のために、必要な補助を継続する必要がある。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、業務及び財務等に関する情報を国の指針等に基づき公開している。 公開情報は、トップページから直接アクセスできるよう利用者の利便性を考慮し、最新の情報を公開している。
所管部局	事業内容や財務諸表等をホームページに掲載し、随時情報を更新しており、適切に公開されている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局1	県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 法人は、経済的な理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する重要な役割を担っています。必要な貸与資金の確保及び法人の安定経営の観点から経営改善目標を3つ設定していますが、その設定された目標について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	次期中期経営計画において、事業の特殊性も考慮しながら目標の達成度合いの測定が可能な定量的な目標及び目標値を設定した。	R5.3
	2 「V法人及び所管部局の評価」の「組織マネジメントの確立」について、記載内容が事業運営の方針についての説明に終始しており、令和2年度に法人が取り組んだ実績、その効果及び課題の確認が困難な評価となっています。実効性のあるPDCAサイクルを運用するため、適切な評価を行う必要があります。	実施済	令和3年度の実績に係る評価においては、指摘のあった視点で評価をし記載した。	R4.6
所管部局	1 「V法人及び所管部局の評価」の「組織マネジメントの確立」について、法人の記載内容が事業運営の方針についての説明に終始しており、令和2年度に法人が取り組んだ実績、その効果及び課題の確認が困難な評価となっています。指導監督の責務を担う所管部局として、法人の評価が適切なものであるか否かについても含めて、所管部局としての評価を行う必要があります。	実施済	法人の令和3年度の評価は、指摘のあった視点で評価されており、その内容の適切性を含めて評価を行った。	R4.6
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R4.6

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画において、事業の特殊性も考慮しながら目標の達成度合いの測定が可能な定量的な目標及び目標値を設定した。	R5.3
	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	過去に指摘を受けた目標達成度合いの測定が可能な定量的な目標の設定や、課題解決に向けた取組等について検討を行うなど次期中期経営計画の策定に積極的に関与した。	R5.3
所管部局	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われ。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R5.6

No. 40 (公財) 岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		所管部局 室・課等	岩手県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 吉田 瑞彦	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日 (平成23年 1 月12日公益財団法人へ移行)	事務所の所在地	〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目 2 番 1 号		
		電話番号	019-624-8930		
		HPアドレス	https://www.iwate-boutsui.jp/		
資(基)本金等	600,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	499,105,000 円	83.2%	
設立目的	この法人は、暴力団員による不当な行為（以下「不当行為」という。）を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。				
事業内容	(1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人または法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。 (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第14条に規定する講習を行うこと。 (8) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (11) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	1 名	うち県現職	0 名	うち県OB 1 名
	平均年収 ※	4,175 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	0 名	うち県OB 4 名
	平均年収 ※	3,360 千円	平均年齢 ※	63.0 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	暴力団犯罪に関する広報・啓発活動を行うことにより、犯罪被害の未然防止を図るとともに、県民からの暴力団等にかかる相談に対し、専門的見地からの適切な助言・指導により解決を図る。
2	暴力団組織からの離脱、更生、社会復帰を希望する者に対して、更生支援金制度の活用や関係行政機関、離脱者受入賛同企業等と連携した支援活動を推進する。
3	企業・業界と密接な関係を持つ当法人が身近な受け皿となり、広報啓発及び相談の受理を行うことにより、県警と連携のうえ、暴力団による震災復旧・復興事業への介入の阻止を図る。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似した事業を行っている他の団体はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

暴力団事件被害者、組織離脱希望者への支援事業は、緊急性が高く、早急な意思決定が求められるが、本法人は少人数の機関であり早急な意思決定が可能であることから、スピーディに事業が実施できる点で県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救済事業等を行っている唯一の公益法人であり、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、安全で住みよい岩手県の実現に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団被害防止のための広報誌の配布	① 年35,000部以上配布	31,800部		
取組内容	当法人の作成した広報誌や不当要求防止責任者に対する教材資料等を配付し、暴力団情勢や不当要求の手口等について広く広報啓発を行ったことにより、暴力団による犯罪や不当要求の手口についての認識向上が図られた。				
課題	暴力団への対応は、不当要求の手口に関する知識や実際の対応要領を身に付けることが肝要であり、本事業は犯罪被害の未然防止の為に必要不可欠である。また本事業は法人のPRも兼ねていることから、費用対効果を考慮しながら今後も継続して推進する必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団追放機運醸成のための暴力団追放県民大会の実施	① 参加人数600人以上	約500人		
取組内容	10月21日に都南文化会館（キャラホール）を会場として開催。暴力団排除活動の最先端である福岡県より講師を招聘して講話を実施するなどし、暴力団排除機運の醸成を図った。なお、目標値を達成するには至らなかったが、これは新型コロナウイルスによる大規模イベントにおける人数制限を考慮し、会場収容人数の約半数である500人を動員目標としたためである。				
課題	本大会は県民の暴力団追放に対する意識の向上を図ると共に、法人のPRをする絶好の場でもあるから、今後も法人の一大イベントとして、県民の関心を惹くために講話内容やアトラクションに工夫を凝らすなど、最大限の実効を上げるための方策を講じていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団被害者等に関する相談への適切な対応と支援	① 適切な助言、必要に応じた関係機関への引き継ぎ	122件受理		
取組内容	当法人は県民の身近な相談窓口として、暴力団による犯罪被害者に限らず、犯罪の予兆事案等も含めて広く相談を受理しているところであり、昨年は122件の相談を受理した。内容は、前年度に引き続き暴力団排除のための暴力団情報提供依頼が大部分を占め、これに適切に対応することにより、企業による暴力団排除の推進を支援した。				
課題	相談数の大部分を暴力団排除のための情報提供依頼が占めていることから、法人が県民にとって身近な相談窓口として認知され、県民の間にも高い暴排意識が浸透していることがうかがえる。今後も県民からの期待に応えるべく、個人情報の適正な取扱いに十分に配慮しながら事業を推進する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴力団離脱希望者に対する社会復帰支援	① 支援の実施	実施なし		
取組内容	暴力団離脱希望者に対する支援実績は無かった。本事業は基準を満たした対象者からの申し出によるものであることから、対象者が限定される事業であるため能動的な事業実施には限界がある。				
課題	本事業は実績が低調であるが、その原因のひとつに事業の認知度の低さが挙げられる。法人が会長となる社会復帰対策連絡会にはハローワーク等国の機関も参画しており、事業の認知度、法人の存在感の向上にも繋がるものであるが、昨年度は連絡会総会の開催が無かったことから、今後も定期的に開催して横の連携を取り合うことにより、事業の対象となる事案を掘り起こし、事業実績に繋げるよう努める必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	責任者講習委託業務の効果的・計画的推進	① 県内各地で24回以上実施 ② 受講人数600人以上	25回実施 662人		
取組内容	昨年度は対象業種を運輸業、小売業、金融業を中心として県下一円です実施した。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、密状態の回避のため会場キャパシティに余裕を持たせたり、検温、消毒作業を徹底する等受講者が安心して受講ができるように努めた結果、回数、受講者数共に目標を達成するに至った。				
課題	不当要求防止責任者講習は、各事業所の不当要求対応責任者に対して直接実戦的な対応要領等を講義するものであり、受講人数の増加は暴力団からの犯罪被害の未然防止に繋がるものであるから、内容の充実を図ると共に未受講者の多い業種に対して受講を促す等、受講者数の拡大に努める必要がある。				
6	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	東日本大震災復旧・復興事業への暴力団介入阻止のための支援	① 警察と連携した広報啓発活動の実施 ② 復旧・復興事業参入業者からの相談対応	随時実施 随時実施		
取組内容	警察と連携して被災地域を会場として行う責任者講習やHP、広報誌等を活用して暴力団等反社会的勢力による公共事業への介入手口等についての情報を発信することにより、暴力団による復興事業への介入の未然防止を図った。				
課題	近年、反社会的勢力による復興事業等への介入事案は把握されておらず、広報啓発が実効を上げているものと認められる。大規模復興事業はほぼ完了し、反社会的勢力が介入する余地は少なくなったことから、来年度以降は通常の相談事業により十分に対応が可能と認められる。				
7	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	県民からの意見・要望の把握による事業の推進	① 会議・研修での意見要望の吸い上げ	随時実施		
組内	責任者講習や各種協議会、研修会等直接県民と相対する場において、随時意見要望の把握に努めている。				
課題	県民の意識から乖離することなく、適切な方向性を保ちながら事業を実施するためには県民の意見・要望の把握は不可欠であるが、県出資法人として当然の姿勢であることから次期計画では目標とはせず、通常の事業実施の中で随時行っていくよう指導する。				

Ⅱ 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	基本財産運用方針に基づく安全で有利な資金運用の実施	① 平均年利2%以上確保	平均2.55%		
取組内容	従来は安全性の高い公債での運用を原則としてきたが、低金利政策に伴う利率の低下により公債のみでは目標利率の確保が困難な情勢であることから、運用できる商品に幅を持たせるために基本財産運用規程の変更を行い、ドル建ての日本社債への買い換えを行い積極的な運用を図った。				
課題	低金利政策により国内の公債はいずれも利率が低く、好転は当面望めないことから、リスクヘッジを考慮しつつ利回りの良い商品を織り交ぜる等柔軟な対応が必要とされるが、同時に基本財産が欠損することが無いよう、県の方針に沿って安全性にも十分配慮した資産運用を行う必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	賛助金、寄付金収入の確保	① 前年度比増額	21万円増		
取組内容	コロナ禍の影響で社会経済は依然として低迷しているが、各種事業を通じて賛助会員の確保、賛助金の納入を働きかける等した結果、前年度比増額となった。				
課題	現在、寄付金額の殆どを占めているのが某法人の解散に伴う基本財産整理に係る寄付金納入であり、その寄付が間もなく終了することから、今後は新たに寄付企業を募る等増収のための具体的方策を実行する必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暴追県民大会費用の計画的支出	① 総経費の60%以内の負担	約72%		
取組内容	令和4年度の大会実施費用は、総額約100万円のうち法人負担分が約72万円となった。基本的に、大会の実施に係る費用は開催地の暴力団排除組織と概ね折半しているが、今回は法人側の主導で福岡県から講師を招聘したため、その旅費等を法人で全額負担したことが支出の多くの割合を占め、目標値の枠内に収まらなかったものである。				
課題	昨年度は目標を達成するに至らなかったが、大会を充実させるために積極的に取り組んだ結果であり、その姿勢は評価できる。なお、本目標は支出抑制のための目標であったが、支出額が総支出額の割合に比して少なく抑制効果が低いこと、負担割合は法人と開催地域暴力団排除組織の概ね折半となっていることにより目標とするには馴染まないことから、次期計画においては削除するよう指導した。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	ホームページを活用した情報公開の推進	① 公開情報の適切な更新	随時実施		
取組内容	ホームページ上に掲載していない情報として役員の氏名等があるが、これは民間人が暴力団等からの報復の対象となることを防止する観点からの対応である。なお、来年度以降は「岩手県出資等法人連携・協働指針」に基づき情報公開を推進することとし、次期計画においては目標から削除することとした。				
課題	指針により情報公開すべき項目とされているもののうち、上記の役員氏名の他にも未公開の事項があることから、今後は指針に基づき適切な情報公開を進める必要がある。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	法人事業活動の積極的なPR活動による新規賛助会員の確保	① 前年度比増	▲9会員		
取組内容	責任者講習等を通じて法人の活動への理解を得られるよう広報活動に努めた結果、新たに8会員獲得したものの、一方でコロナ禍の影響による経済状況の悪化などを理由として退会も相次いだことから、差し引きで前年度比9会員の減少となった。				
課題	今年度の賛助会費の納入額は前年度比若干のプラスであり、会員の減少は収入状況に直接の影響はほとんど与えていないが、賛助会員数は法人の活動への理解度を表すバロメーターとも言えるものでもある。金銭が発生することから経済情勢に影響を受けることはやむを得ないものの、法人や事業のPR活動を通じて積極的に新規会員の獲得に努める必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	10			10	10			10	10			10
計	11		1	10	11		1	10	11		1	10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1	(1)	1		1	(1)	1		1	(1)
	一般職	3		3		3		3		3		3	
	小計	4		4		4		4		4		4	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4		4		4		4		4		4	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB					1		1
	その他							
	一般職					3		3
	プロパー							
	県派遣							
	県OB					3		3
	その他							
計							4	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

平成23年に公益財団法人に移行する際、役員を削減して現在の人数として、以来変更無く現在に至っている。職員数については、その以前より現在と同じ専務理事を含めた4人体制であり総数に変更は無いが、令和3年度に経理課長を非常勤職員から常勤職員に変更している。

〔県の関与の状況について〕

県職員の派遣はない。

〔職員の年齢構成について〕

法人の職員は、法人の主事業である相談業務を遂行するために必要な暴力追放相談委員の資格を取得できる者である必要があり、国家公安委員会規則の定めにより警察OBであることを前提としていることから、高い年齢層で構成されている。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	759,715	738,856	697,239	▲ 41,617	
	流動資産	2,347	1,169	17,253	16,084	
	うち現預金	2,249	1,071	17,110	16,039	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	757,368	737,687	679,986	▲ 57,701	
	基本財産	712,635	691,900	629,951	▲ 61,949	
	うち投資有価証券	712,555	691,820	629,871	▲ 61,949	
	特定資産	44,733	45,420	49,063	3,643	
	うち投資有価証券	20,216	20,004	20,020	16	
	その他固定資産	0	367	972	605	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	1,660	2,051	3,424	1,373	
	流動負債	1,148	1,027	1,633	606	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	512	1,024	1,791	767	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	758,055	736,804	693,815	▲ 42,989		
指定正味財産	708,869	689,549	596,090	▲ 93,459		
一般正味財産	49,186	47,255	97,725	50,470		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	21,461	21,453	25,042	3,589	
	経常費用	20,710	21,756	26,421	4,665	
	事業費	15,791	15,336	18,682	3,346	
	うち人件費	10,719	10,230	11,863	1,633	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	4,919	6,420	7,739	1,319	
	うち人件費	4,141	5,655	6,428	773	
	評価損益等増減額	3,823	▲ 1,628	154	1,782	
	当期経常増減額	4,574	▲ 1,931	▲ 1,225	706	
	経常外収益	0	0	51,695	51,695	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	51,695	51,695	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	4,574	▲ 1,931	50,470	52,401	
	当期指定正味財産増減額	▲ 1,458	▲ 19,320	▲ 93,459	▲ 74,139	
	正味財産期末残高	758,055	736,804	693,815	▲ 42,989	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	0	0	0	0	
	補助金（事業費）	0	0	0	0	
	委託料（指定管理料除く）	2,544	2,415	2,372	▲ 43	責任者講習受託事業
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	99.8	99.7	99.5	▲ 0.2	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	204.4	113.8	1,056.5	942.7	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	23.8	29.5	29.3	▲ 0.2	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	71.8	73.0	69.2	▲ 3.8	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	103.6	98.6	290.4	191.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（％）	0.6	▲ 0.3	▲ 0.2	0.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	A	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
R４年度は利率の高い有価証券への買い替えを行ったことから運用益が増加したが、同有価証券の評価額が下落したことにより資産額が減少した。

〔県の財政的関与について〕
当法人は岩手県公安委員会からの委託事業として、責任者講習業務を受託して実施しており、その委託料以外に県の財政的関与はない。

〔財務指標・財務評価について〕
現金預金が大幅に増えたことから流動比率が増加し、有価証券売却益（経常外収益）が発生したことから独立採算度も大幅に上昇した。なお流動負債は預り金と引当金であり、借入金や法人の事業に係る負債は存在しない。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の事業は、県民の暴力団排除気運の醸成を促し、広報・啓発により暴力団による犯罪被害の未然防止を図ることを主目的とするものであり、年度単位で明確な成果を示すことができる性質のものではないが、近年、暴力団犯罪被害に係る相談が減少傾向にあり、一方で相談事業において、相談内容のほとんどを暴力団排除のための個人情報提供依頼が占めていることを鑑みるに、法人の存在は県民に浸透し、順調に成果を上げており、県の施策推進に寄与しているものと考えられる。
所管部局	法人は、より民間に近い立場で暴力団排除を推進しており、警察への相談の前段階として法人を頼るケースも多く、県民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たしていると認められる。法人の事業目標については、法人の事業は数値で明確に達成状況を測定できる性質のものではなく、かつ、受動的な性質の事業が多いことから、成果目標を立てることが非常に困難であるものの、目標の数値化が可能なものについては極力数値化がなされており、内容も施策推進に寄与する妥当なものであると認める。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は法律（暴力団対策法）に基づいて設置された法人であり、実施する事業も法律で定められている。また、事業の実施のためには警察OBであることを前提とした国家公安委員会規則で定められた資格が必要であるほか、特に法人の主たる事業である相談事業では、犯罪に対する知識や経験を生かして対応する必要がある。これらの事業の特殊性は、他の民間団体や自治体では代替しえないものである。
所管部局	法人が行っている相談事業について、弁護士と違い無料で相談ができ、警察よりも敷居が低いため相談がしやすく、事案により両者に適切な引継ぎを行って橋渡し役となっており、特にこの相談事業を通じて県民にとって身近な存在となっている。このように、警察と弁護士の両方に太いパイプを持ち、県民に身近な相談窓口となれるのは法人以外には無く、犯罪被害防止、被害回復及び抑止にも貢献しており、必要不可欠な存在である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に関わる業務であるという特殊性から職員全員が警察職員OBであり、同じ土台であることで業務を進める上で大きなプラスとなっている。一方で公務員的な硬直した思考に陥ることなく時勢の変化に対応できるよう、アンテナを高くして積極的な情報収集、能力向上に努める必要がある。
所管部局	法人は警察と県民との間で暴力団排除のための架け橋となる存在であるから、実効ある事業の推進のために民間の立場、感覚への理解を深める必要がある。そのために職域暴排組織等を通じての情報交換、積極的な交流等により、各職員が官民両方のバランスの取れた感覚を保持するように努める必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に係る個人情報を扱っている特殊性から、他組織よりも高い法令遵守の意識が求められている。情報漏洩、不正利用、不適切な事務・会計処理等の絶無のため、個人情報保護規程に基づく運用と個人任せにしない複数チェックを徹底し、リスク管理体制の強化を図っている。
所管部局	法人は、会計処理を含めた業務における意思決定に当たっては担当以外の職員も内容を確認、把握のうえチェックを行い、最終的に事務局長を兼務している専務理事の決裁を必要としており、担当者任せにならないチェック体制が整っている。今後はこれが形骸化することなく十分に機能するように、内外によるチェックを確実に働かせる必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	当法人は収益事業を一切行っていないことから、主要な収入源である基本財産運用益及び寄付金・賛助金の増収を目指すこととしている。経営改善に直結する項目であるが、当法人は公益法人であり、公益認定の観点から収入超過とならないように数値目標を設定した。
所管部局	法人は収益事業を行っておらず、事業資金は寄付金・賛助金収入と基本財産運用収入に依っていることから、これら収入の増加は自立経営継続のために不可欠である。コロナ禍が尾を引く経済情勢であるが、寄付金・賛助金の納入額は法人の事業活動への理解度の表れとも言えることから、積極的な事業PRにより法人への理解を促進し、収入増加に繋げる必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	法人の事務室内にて書類を備え置き全ての情報を閲覧可能としているが、HPの掲載情報には不足が有り指針の基準を満たしていないことから、今後指針に沿った積極的な情報公開を進めていく。
所管部局	HPでは法人の役員の氏名を公表していないが、法人の事業内容から暴力団や暴力団関係者による犯罪行為の標的とされる危険性があるため公表していないものであり、役員保護のため適切な措置であると認める。しかし、それ以外の法人が公開すべき情報について一部公開されていない項目があることから、今後公開を検討する必要がある。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 法人は、暴力団の排除により、県民の安全及び住みよい暮らしを実現する上で重要な役割を担っています。そうした役割を果たすうえで必要な法人の安定経営の観点から、現在、2つの経営改善目標を設定していますが、「V法人及び所管部局の評価」において記載されているとおり、より経営改善に資する目標へと変更を行うこととしています。目標の変更に際しては、実効性あるPDCAを運用するため、法人の経営課題に即して、可能な限り測定可能な目標値の設定を行う必要があります。	実施済	経営改善のためには収入の安定化が不可欠であるが、当法人は収益事業を実施しておらず、ほぼ全ての収入を基本財産運用と寄付金・賛助金に依っているところであり、このふたつの財源の強化を目的として目標を設定した。目標値も、前年を上回ることを目標とする等成果測定が容易なものとした。	R4.3
所管部局	1 法人の財務体質について、総資産に占める投資有価証券保有額の割合が非常に高く、経常収益の半分以上が投資有価証券の受取利息になっています。今後とも、指導監督の責務を担う所管部局として、適時、運用リスクの把握に努める必要があります。	実施済	県出資法人の資産運用にはリスク回避が最優先事項ではあるが、リターンとの兼ね合いも考慮する必要があることから、経済情勢を注視し、他県同法人と情報交換を行う等幅広く情報収集を行い、リスク管理に努めて適切に指導を行っている。	R4.3

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	当法人の事業は申し出を受けて開始される受動的な性質なものがほとんどであるが、事業全般が広く県民に認知されているとは言い難い現状であり、これが一部事業の活用に至っていない要因のひとつであると認識している。 よって、所管部局である警察本部の助言を受けながら次期計画の整理を行い、事業内容を含めた広報活動に重点を置き、法人の活動のPRを強化することにより事業実績に繋げることを目指す。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当課は業務を通じて法人と連携を取ることが多いが、その中で感じるのは、県民の法人の認知度、事業への理解度は未だ低いと言わざるを得ないということである。 法人の事業は受動的な性質のものが多く法人が主体となって事業実績を上げることには限界があるが、その前段階として法人や事業の認知が無ければ事業の活用は成されないものであるから、暴力団が関与することも多い特殊詐欺など、身近な犯罪に対する注意喚起も織り交ぜた広報、教育活動に重点を置いて県民の関心を惹くことにより法人の認知度を高め、事業実績や寄付金・賛助金の増額に繋げることを図った。	R5.3

(参考) 財務指標の考え方について

財務指標項目 (計算式等)		説 明
安全性・健全性	自己資本比率〔%〕 【公益法人の場合】 $\text{=正味財産} \div \text{総資産} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $\text{=自己資本} \div \text{総資本} \times 100$	法人の総資産（総資本）に占める自前の資本である正味財産（純資産）の割合を示しています。正味財産（純資産）は自己資本といい、金融機関からの借入により調達した資金（他人資本）とは異なり、返済の義務がありません。したがって、自己資本比率が高いほど、法人の財務基盤の安定性・健全性が高いと判断することができます。 【ポイント】 自己資本には返済の義務がありませんので、指標が高いほど、安定性が高い状態といえます。
	流動比率〔%〕 $\text{=流動資産合計} \div \text{流動負債合計} \times 100$	1年以内に償還が必要な負債（流動負債）を、同じく1年以内に現金化することができる資産（流動資産）でどれだけ賄えるかを示しており、法人の短期的な支払能力と安全性を判断することができます。 【ポイント】 一般に 100%以上であれば、1年以内に支払い不能になる可能性が低いと理解されます。逆に、100%を下回ると望ましくない状態であるとされます。ただし、流動資産の中に遊休資産が多い場合であっても指標が高くなる場合がありますので、この点は留意が必要です。
	有利子負債依存度〔%〕 【公益法人の場合】 $\text{=有利子負債} \div \text{総資産} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $\text{=有利子負債} \div \text{総資本} \times 100$	法人が保有している資産（資本）のうち、どのくらいの資金を外部からの有利子負債によって賄っているかを判断することができます。 【ポイント】 指標が高い場合、資金繰りに苦慮しているほか、金利負担も大きくなることから、資金調達面でのリスクが高い状況と判断されます。したがって、一般に低い方が好ましいといえます。
効率性	【公益法人の場合】 管理費比率〔%〕 $\text{=管理費} \div \text{経常費用} \times 100$	経常費用全体に占める管理費の割合を示しており、法人の経営の効率性を判断することができます。 【ポイント】 指標の値が低いほど事業活動における効率が良いといえます。
	【会社法・特別法法人の場合】 売上高対販売・管理費比率〔%〕 $\text{=（販売費+管理費）} \div \text{売上高} \times 100$	売上高に対する費用（販売費+管理費）の割合を示しており、法人の生産性の経費効率を判断することができます。 【ポイント】 指標が低いほど販売コストや経費の効率が良いといえます。
	人件費比率〔%〕 【公益法人の場合】 $\text{=人件費} \div \text{経常費用} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $\text{=人件費} \div \text{（販売費+管理費）} \times 100$	経常費用（販売費+管理費）に占める人件費の割合を示しています。人件費は、直ちには削減することができないことから、法人の財務の硬直化合いを判断することができます。 【ポイント】 指標が高いほど財務が硬直化の傾向にあるといえます。したがって、指標が低いほうが好ましいと言えますが、従業員・職員のモチベーション（適正な給与水準の）維持も必要である点にも留意が必要です。

財務指標項目（計算式等）		説 明
自立性	独立採算度〔％〕 $= (\text{経常収益} + \text{経常外収益} - \text{補助金収入} [\text{運営費補助}]) / (\text{経常費用} + \text{経常外費用}) \times 100$ ※ 公益法人及び特別法法人のみ記載のこと。	県等からの運営費補助を差し引いた法人の収益合計と、費用合計の比を示しており、法人の独立採算度を判断することができます。 【ポイント】 指標が 100％以上の場合、独立採算が取れているといえます。
	総資本経常利益率〔％〕 【公益法人の場合】 $= \text{当期経常増減額} / \text{正味財産期末残高} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $= \text{経常利益} / \text{総資本} \times 100$	法人の経常的な活動による業績を判断する指標であり、総資産（総資本）を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示しています。 【ポイント】 投下した資産（資本）に対する収益性を分析する指標であり、数値が高いほど効率が良い（収益性が高い）といえます。
収益性	総資本回転率〔回〕 $= \text{売上高} / \text{総資本}$ ※ 会社法法人のみ記載のこと。	1 事業年度において、法人の売上高が、総資本に対してどれぐらいあったのかの比率を示しています。総資本の運用効率、活動能率、回転状態を示しています。 【ポイント】 指標が高いほど総資本が効率的に活用されていると判断できます。